

ふじさわ環境白書 2026（一次案）

藤沢市環境基本計画
藤沢市地球温暖化対策実行計画
令和7年度年次報告

～地域から地球に拡がる環境行動都市～



藤 沢 市

は じ め に

『ふじさわ環境白書 2026』は、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の進行状況を管理し、本市における環境の現状を 2025 年度（令和 7 年度）の実績や状況を公表することで、市民や事業者の環境に対する意識の醸成を図るものです。

本市では、1996 年度（平成 8 年度）に制定された「藤沢市環境基本条例」に基づき、1998 年度（平成 10 年度）に、「豊かな自然と都市機能が調和した安心して暮らせるまち - 藤沢」の実現を目指し、「藤沢市環境基本計画」を策定しました。2010 年度（平成 22 年度）には、「地域から地球に広がる環境行動都市」の実現を目指し、将来にわたって持続可能な社会を構築するために新たな「藤沢市環境基本計画」に改定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

世界に目を向けると、国連総会では、2015 年（平成 27 年）に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が、COP21 では「パリ協定」が採択され、国内では、2018 年（平成 30 年）に「気候変動適応法」とそれに基づく「気候変動適応計画」が策定され、2020 年（令和 2 年）に「2050 年カーボンニュートラル宣言」が表明されるなど、環境をとりまく国内外の情勢は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、本市では 2021 年（令和 3 年）2 月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明するとともに、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を 1 年前倒す形で改定しました。

2023 年度（令和 5 年度）には、「藤沢市環境政策推進会議」を「藤沢市環境政策推進本部会議」に改め、私を本部長とする体制へと強化し、2025 年 4 月の組織改正でゼロカーボン推進課を新設するなど、2025 年（令和 7 年）2 月に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」の方針に沿った、温室効果ガス排出削減と経済成長の両立に積極的に取り組んでいます。

かつて公害対策中心であった環境問題は、現在、脱炭素・循環型社会・生物多様性を軸とした複合的な内容に拡大・変貌しており、市政においても様々な角度から対処すべく検討を進めています。

本書では、第 1 部で「環境をめぐる動向」として、国全体の環境保全対策、有害化学物質や廃棄物処理などに関する身近な課題、地球温暖化をめぐる国内外の取組などを取り上げています。第 2 部では、「藤沢市環境基本計画」にある「地域から地球に広がる環境行動都市」を創造するための 5 つの環境像の実現に向けた本市の取組の結果について、第 3 部では、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進体制や市民・事業者のそれぞれの取組について記述しています。

2025 年度（令和 7 年度）における「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の指標の達成状況については、継続項目を除く指標 13 項目のうち 8 項目で達成、5 項目で一部未達成の状況となっています（その一覧は、第 3 部- 3 資料編）。当該部分は確定次第修正

今後も「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の着実な推進を図り、より良い環境を享受できるよう、計画の進行管理に努めてまいります。

本書が市民や事業者の皆さんの環境への意識をより一層高め、温暖化対策としての脱炭素をはじめ具体的に環境保全に取り組んでいくための参考となれば幸いです。

終わりに、本書の作成に当たり、資料の作成及びご提供をいただきました関係者各位に対し深く感謝いたしますとともに、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【市の花】



フジ

【市の鳥】



カワセミ

【市の木】



クロマツ

2027 年（令和 9 年） 1 月

藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫

目 次

第1部 環境をめぐる動向

1 大気環境・水環境・土壌環境等の保全	1
2 有害化学物質等対策	7
3 廃棄物の減量・資源化	12
4 生物多様性の保全	20
5 環境影響評価（環境アセスメント）	24
6 地球温暖化対策	27
7 持続可能な開発目標（SDGs）	34

第2部 藤沢市の環境の現況と取組

快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

1 大気の保全	36
2 土壌・地下水の保全	53
3 河川・海の保全	60
4 騒音・振動・悪臭の防止	76
5 放射性物質への対応	83
6 景観の保全・形成	88
7 文化的・歴史的資源の活用	95

地域資源を活用し自然とふれあえるまち

1 緑と里山の保全	100
2 生物多様性の保全	110
3 新たな緑の創出	119
4 農水産業との共存	130

資源を持続可能な形で循環し利用していくまち

1 廃棄物の発生・排出抑制	136
2 廃棄物の適正な処理	144

次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

1 環境教育の推進	157
2 各主体による環境保全・環境美化	168

環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」）

本市における地球温暖化対策	176
1 省エネルギー対策の推進（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針1）	185
2 エネルギーの地産地消（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針2）	196
3 環境にやさしい都市システムの構築（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針3）	204
4 循環型社会の形成（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針4）	210
5 気候変動への適応（「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画）	216

第3部 「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進体制

1 推進体制	227
2 国や他自治体等との連携	232
3 資料編	
・本市の概要	247
・広報ふじさわ等にみる年間の環境情報	252
・計画の進行管理	261

第1部 環境をめぐる動向

第 1 部 環境をめぐる動向

1 大気環境・水環境・土壌環境等の保全

総務担当

1993 年（平成 5 年）高度経済成長期の 1967 年（昭和 42 年）に制定された「公害対策基本法」が発展した形で「環境基本法」が制定されました。国民の経済や消費の高度化に伴って、公害の形も変化し、自動車交通量の増大に伴う大気汚染問題等の都市型・生活型の環境汚染問題がクローズアップされるようになりました。水環境では、公共用水域の水質が改善されてきた一方、湖沼や内湾等の閉鎖性水域の環境基準達成率の低迷など、依然問題が残されています。また、市街地等における土壌汚染の判明事例件数が高い水準で推移しています。このように大気環境・水環境・土壌環境等をめぐる保全状況は、現在も多くの課題を抱えています。

「環境基本法」第 16 条において、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と規定されています。この規定に基づき、大気等の質をどの程度に保っていくべきなのかという行政上の目標（環境基準）が設定され、基準の達成・維持を目標とした公害防止に関する施策が展開されています。

環境省水・大気環境局『水・大気環境行政のご案内—日本の公害克服経験—』2015 年（平成 27 年）3 月を参考に記述しています。なお、記載した数値は、2025 年度（令和 7 年度）末から 2026 年度（令和 8 年度）半ばにかけて環境省が発表した各種報告書に依拠しているため、原則的に 2024 年度（令和 6 年度）が最新の数値となります。

（１）大気環境の保全対策

大気の汚染に係る環境基準は、大気汚染物質の短期暴露や長期暴露による呼吸器系への影響などの健康影響を考慮して設定されています。1969 年（昭和 44 年）に硫黄酸化物（現在は二酸化硫黄、SO₂）に係る環境基準が定められたのち、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）及び光化学オキシダント（OX）の環境基準の設定や改定が順次行われてきました。2009 年（平成 21 年）には、微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る環境基準が定められました。

全国の大気汚染状況を常時監視するため、住宅地などを対象とした「一般環境大気測定局」（以下、一般局）及び道路沿道を対象とした「自動車排出ガス測定局」（以下、自排局）が設置され、都道府県・政令市により運営されています。2024 年度（令和 6 年度）末現在、全国の測定局は 1,724 局（一般局 1,353 局、自排局 371 局）を数えます。

大気汚染物質の年平均値は、一般局、自排局ともに緩やかな低下傾向がみられます。2024 年度（令和 6 年度）の環境基準に対する達成率は、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質で一般局、自排局とも 100%、二酸化硫黄で一般局 99.6%、自排局 100%となっています。ただ、光化学オキシダントの達成率は、一般局 0.1%、自排局 0%と依然として極めて低い水準になっています。また、2013 年（平成 25 年）の「大気汚染防止法」（「大防法」）の改正に伴って、国は大気環境における放射性物質の常時監視に努めており、関係機関が実施している放射性物質モニタリングを含め、2024 年度（令和 6 年度）は全国 308 地点で空間放射線量率の測定を行っています。

大気汚染対策は一般に、主に工場・事業場の固定発生源の対策と自動車等の移動発生源の対策に分けられます。工場・事業場などの固定発生源については、「大防法」に基づき、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん（アスベスト含む）、水銀、有害大気汚染物質に対する排出規制等の対策が講じられています。また、大気汚染の主要原因となっている自動車などの移動発生源については、自動車単体の排出ガス規制、「自動車 NO_x・PM 法」の実施、次世代自動車等の普及促

進を 3 本柱として対策が行われています。

環境省『次世代モビリティガイドブック 2019 - 2020』によると、次世代自動車とは、「窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車」で、ハイブリッド自動車（HV）・電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）・天然ガス自動車（CNG）等を指します。

（２）水環境の保全対策

水質汚濁対策

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する項目」（以下、健康項目）について定められたものと、「生活環境の保全に関する項目」（以下、生活環境項目）について定められたものがあります。健康項目では、水環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼす恐れがある物質を選定して、公共用水域（河川、湖沼、海域等）及び地下水それぞれに全国一律の基準が定められています。生活環境項目では、河川、湖沼、海域ごとに、水道や水産などの利用目的に応じた水域類型で基準値を定め、国又は都道府県が各公共用水域の水域類型指定を行うことで水域の環境基準が決められています。

国及び都道府県等は、1970 年（昭和 45 年）に制定された「水質汚濁防止法」（「水濁法」）に基づき、全国の水質汚濁の状況を常時監視するため、都道府県知事が毎年作成する水質測定計画に従って公共用水域及び地下水の測定を行っています。2024 年度（令和 6 年度）の公共用水域における環境基準に対する達成率は、健康項目（27 項目）では 99.1% と高い値を示しています。生活環境項目のうち、有機汚濁の指標となる BOD（生物化学的酸素要求量）又は COD（化学的酸素要求量）は、水域別では、河川 93.9%、湖沼 50.8%、海域 78.2% でした。地下水質の概況調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの一部の項目で基準の超過がみられます。2013 年（平成 25 年）の「水質汚濁防止法」の改正を受けて、国は水環境における放射性物質の常時監視に努めており、翌年から全国の公共用水域及び地下水それぞれ 110 地点でモニタリング調査を実施しています。

日本では都市用水（生活用水及び工業用水）の約 25% を地下水に依存しているため、地下水の保全対策も重要な課題となります。「水濁法」では、工場・事業場からの有害物質を含む汚水等の地下浸透を禁止しています。2011 年（平成 23 年）の同法の改正により、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、施設の構造等に関する基準の遵守、構造等の定期点検の実施を新たに義務付けるなどの措置が導入されました。

近年、有機フッ素化合物（PFAS）が国内においても局地的に比較的高濃度で検出されたことから、新たな問題として関心が高まっています。代表的物質である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されているため、2020 年（令和 2 年度）に人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、暫定目標値が 50ng/L（PFOS と PFOA の合計値）に設定されました。2024 年（令和 6 年）に地方公共団体が実施した公共用水域及び地下水質測定（常時監視）の結果は、公共用水域の測定地点 1,621 地点、地下水の測定地点 2,320 地点、そのうち指針値（暫定）を超過した地点数は公共用水域 133 地点、地下水 496 地点でした。また、2024 年（令和 6 年）6 月に内閣府の食品安全委員会が PFOS 及び PFOA について健康影響に関する指針値として耐容一日摂取量（TDI）を設定し、それを受け要監視項目の指針値が設定されました。

「水循環基本法」の制定

水循環に関わる施策として、これまで幅広い分野に及ぶ多種多様な個別の施策が講じられ、水循環に関する深刻な課題については一定程度改善がなされてきたものの、依然として課題は残されています。また、過疎化・高齢化の進展や、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動など、新たな課題への対応も求められています。このような状況を踏まえ、健全な水循環の維持又は回復のための施策を包括的に推進していくことが不可欠となってきました。

そこで、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、2014 年（平成 26 年）に「水循環基本法」が制定されました。同法は「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としています。

基本理念として「水循環の重要性」、「水の公共性」、「健全な水循環への配慮」、「流域の総合的管理」、「水循環に関する国際的協調」の 5 つを掲げるとともに、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務と関係者相互の連携及び協力体制を定めています。また、8 月 1 日を「水の日」として、国民の間で健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるため、国及び地方公共団体は、「水の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない、としています。

さらに、総合的かつ計画的な施策の推進に向けて、水循環に関する施策についての基本的な方針や施策を推進するための必要事項を定めた「水循環基本計画」を策定すること、基本的施策として「流域連携の推進等」、「貯留・涵養機能^{かんよう}の維持及び向上」、「水の適正かつ有効な利用の促進等」等の 9 つが定められています。これにより、2015 年（平成 27 年）7 月には「水循環基本計画」が策定されました。同計画策定から約 5 年が経過し、その間の水循環に関する変化等を踏まえ、「流域マネジメントによる水循環イノベーション」、「健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現」、「次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承」を重点的に取り組む 3 本柱とした新たな「水循環基本計画」が 2020 年（令和 2 年）6 月に策定されました。2021 年（令和 3 年）6 月には、「水循環基本法」の一部改正が行われ、水循環における地下水の適正な保全及び利用が明確に位置づけられました。この法改正を受け、「水循環基本計画」も一部見直されました。

（３）土壤環境の保全対策

有害物質による土壤汚染事例の判明件数の著しい増加、土壤汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請の高まりを受けて、2002 年（平成 14 年）に「土壤汚染対策法」（「土対法」）が制定されました。その後、市街地の土壤汚染事例の多くが土地取引などに伴う自主的な調査によって判明することが多いといった課題に対応するため、2009 年（平成 21 年）同法を改正して、土壤汚染調査の実施要件の拡大等が図られました。また、土壤汚染に関する適切なりスク管理を推進するため、2017 年（平成 29 年）に同法の一部が改正されました。

「環境基本法」に基づく土壤汚染に係る環境基準は、水質浄化・地下水涵養機能を保全する観点と農作物を生産する機能を保全する観点により設定されています。有害物質使用特定施設を廃止する場合や、一定規模以上の土地の形質変更を届け出る際に、土壤汚染の恐れがあると都道府県知事等が認める場合に調査が行われるほか、自主的な土壤汚染状況調査も行われています。また、「土対法」には基づかないものの、売却の際や環境管理等の一環として自主的な汚染調査も行われています。

2024 年度（令和 6 年度）には、「土対法」に基づく土壤汚染状況調査が計 1,680 件実施されまし

た。同年度末の時点で、土壌溶出量基準等を超過し、かつ土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずる恐れがあるために汚染除去等の措置が必要な地域（要措置区域）は 83 件が指定されています。

また、土壌溶出量基準等を超過したものの、土壌汚染の摂取経路がなく、汚染の除去等の措置が不要な地域（形質変更時要届出区域）は 578 件が指定されています。

要措置区域等において、土地の形質の変更を行う場合には都道府県等への届出等が行われるほか、汚染土壌を搬出する場合には汚染土壌処理施設への搬出が行われることにより、汚染された土地の適切な管理が図られています。

（４）その他の対策

総務担当

地盤沈下対策

地盤沈下は主に地下水の過剰な揚水により地下水位が低下し、粘土層が収縮することで発生します。1956 年（昭和 31 年）に地盤沈下防止と工業用水の合理的な供給の確保を目的とした「工業用水法」が、1962 年（昭和 37 年）に地盤沈下防止を目的とし、冷暖房用・水洗便所用等の地下水採取を規制する「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（「ビル用水法」）が制定され、大都市での地盤沈下は次第に沈静化していきました。しかし、一部の地域では依然として地盤沈下が生じています。

地盤沈下の生じている地域として、都市用水としての利用が多い地域、かんがい期に農業用水としての利用が多い地域、冬期の消融雪用水としての利用が多い地域、水溶性天然ガス溶存地下水の揚水が多い地域、などが挙げられます。

地盤沈下を防止するため、地下水の採取規制と同時に水使用を合理化し、代替水源を確保するなどの総合的な対策を講じる必要があります。環境大臣を含む関係閣僚会合は 1985 年（昭和 60 年）に「地盤沈下防止等対策要綱」を決定し、地盤沈下の特に著しい地域である濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の 3 地域に対して、地域の実情に合わせた総合的な対策を推進しています。

また 2005 年（平成 17 年）環境省を含む 8 府省は「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」を設置しました。2025 年（令和 7 年）2 月開催の同連絡会議では、これまでの取組により地盤沈下は沈静化の傾向にあるとしつつ、地下水採取の目標量の継続や地盤沈下防止対策に対する 5 年ごとの評価検討の実施継続などを確認しています。

海洋環境の保全対策

海洋に係る環境問題として、廃棄物等の海洋投棄や油の流出等による海洋汚染・海洋生態系の破壊等、海洋汚染問題の重要性が指摘されています。また、漂流・漂着・海底ごみ（以下、「海洋ごみ」）による環境・景観の悪化、漁業への被害等が顕在化し、その解決が求められています。特に、近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となっています。

廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とする「ロンドン条約 1996 年議定書」を日本国内に適用させるため、2004 年（平成 16 年）に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（「海防法」）が改正され、海洋投入処分の許可制度等を導入するとともに、廃棄物の海底下廃棄が原則禁止となりました。また、2007 年（平成 19 年）にも同法が改正され、二酸化炭素の海底下廃棄に係る許可制度が創設されました。一方、船舶バラスト水（空荷になった船舶の安全確保のために搭載する海水）の適切管理、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動防止を掲げた「船舶バラスト水規制管理条約」（国際海事機関（IMO）2004 年（平成 16 年）採択）を国内で担保するため、

2014 年（平成 26 年）6 月にも同法が改正されました。

また「海洋ごみ」に対しては、2009 年（平成 21 年）7 月に制定・施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（「海岸漂着物処理推進法」）及び同法に基づき 2010 年（平成 22 年）に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（海岸漂着物処理推進基本方針）に基づき、海岸漂着物等の実態把握調査の実施などの対策が行われてきました。

しかし、依然として「海洋ごみ」は海岸の環境に深刻な影響を及ぼしています。このような状況を受け、2018 年（平成 30 年）6 月に同法が改正され、マイクロプラスチックへの対策が基本理念として規定されました。さらに、2019 年（令和元年）5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、重点戦略の 1 つとして海洋プラスチック対策が掲げられています。また、同年同月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、廃棄物として回収・処理、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、代替素材の開発・転換、途上国支援などの対策・取組が推進されています。

騒音対策

経済の発展とともに、住宅と工場との混在、高速道路等の拡大、新幹線鉄道の整備等により、市民生活は工場騒音、建設作業騒音、交通騒音等の各種騒音に取り囲まれるようになりました。1968 年（昭和 43 年）に「騒音規制法」が制定され、1971 年（昭和 46 年）に「公害対策基本法」による環境基準が設定されるなど、騒音問題も公害の 1 つとして国の重要課題と位置づけられてきました。

2024 年度（令和 6 年度）の騒音の苦情件数は全国で 19,886 件でした。発生源別にみると、建設作業に係る苦情が 41.1%、次いで工場・事業場騒音に係る苦情が 23.8%を占めています。

工場・事業場騒音については、「騒音規制法」に基づいて都道府県知事等が騒音を規制する地域を指定し、その地域内で著しい騒音を発生する工場等に対して規制基準が定められています。また、規制対象の工場等に対して、市町村長は必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

建設作業騒音についても、工場・事業場騒音の場合と同様に規制地域が指定され、著しい騒音を発生させる建設作業に対して規制基準が定められています。

また自動車騒音の規制は、環境大臣が「騒音規制法」に基づいて自動車騒音の許容限度を定めたのち、国土交通大臣がこの許容限度範囲の中で「道路運送車両法」に基づく保安基準を定めるという仕組みで実施されています。

振動対策

2024 年度（令和 6 年度）の振動の苦情件数は全国で 4,508 件でした。発生源別にみると、建設作業に係る苦情が 72.5%、次いで工場・事業場振動に係る苦情が 15.9%を占めています。

工場・事業場振動については、1976 年（昭和 51 年）制定の「振動規制法」に基づいて都道府県知事等が振動を規制する地域を指定し、その地域内で著しい振動を発生する工場等に対して規制基準が定められています。また、規制対象となる工場等に対して、市町村長は必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

建設作業振動についても、工場・事業場振動の場合と同様に規制地域が指定され、著しい振動を発生する建設作業に対して規制基準が定められています。

悪臭対策

1971 年（昭和 46 年）制定の「悪臭防止法」に基づき、工場・事業場から排出される悪臭原因物質の規制が実施されています。同法では、都道府県知事等が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うことが規定されており、市町村長が必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

以前は 22 種の特定悪臭物質の濃度基準による規制方式のみでしたが、多様な物質や複合臭に対応するため、1995 年（平成 7 年）より人間の嗅覚に基づく臭気指数による規制方式も追加されました。

2024 年度（令和 6 年度）の悪臭苦情件数は全国で 11,076 件でした。発生源別に見ると、野外焼却に係る苦情が最も多く、全体の 22.0% を占めています。

ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象（都市の気温が周囲よりも高くなる現象）は、熱中症の増加などにつながることが報告されています。また、局地的集中豪雨や光化学オキシダントなどの汚染物質生成を助長させるという指摘もあります。100 年（1927-2023 年）当たりの年平均気温上昇は、都市化の影響が小さい 15 地点（網走、山形、銚子、彦根、石垣島など）では 1.7 であるのに対し、11 都市（札幌、仙台、東京、横浜、大阪など）では 2.1～3.4 となっており、都市のヒートアイランド現象の進行傾向は顕著です。

2013 年（平成 25 年）に、「ヒートアイランド対策大綱」（2004 年（平成 16 年）策定）の見直しが行われ、従来からの「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」という 4 つの取組に、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」という新たな取組が追加され、一層の対策強化が図られています。また、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等の熱中症予防情報の提供も実施されています（本市の 2025 年度（令和 7 年度）の取組については、第 2 部 - 5 参照）。

現在、工業的に生産される化学物質は、世界で約 10 万種ともいわれており、その生産量、種類数は年々増加し続けています。これら化学物質は、様々な分野で多大な貢献をしており、現代の私たちの生活における利便性は、多種多様な化学物質によって支えられているといっても過言ではありません。

しかし、その一方で、その製造、流通、使用、廃棄の過程で、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質が環境に排出され、環境中へ拡散・蓄積することによって環境汚染と健康被害等を生じさせてきたことも事実です。

そのため、国では化学物質の環境リスクを低減させるため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などの公害関連の法律を設けて、環境中への排出の規制を行ってきました。しかしながら、今日の化学物質の環境問題は、微量ではあっても多種の化学物質による長期間の暴露を考慮する必要がある、人や生態系への作用のメカニズム等には未解明な部分が多いのが現状です。そのような状況に対応するため、科学的な評価を進めるとともに、未然防止の観点から化学物質による環境リスクを低減させていく必要があります。

(1) ダイオキシン類

ダイオキシンは、塩素と酸素を含む有機化学物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)という、合わせて 210 種類からなる化学物質群の総称であり、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)も含めて、「ダイオキシン類」と呼ばれています。ダイオキシン類は、強い毒性があり(毒性があるとみられているのは 29 種類です)また、分解されにくく蓄積されやすいため、日常生活における微量の摂取によっても大きな影響を及ぼす恐れがあります。

ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程や過去に使用されていた農薬の不純物など非意図的に生成されてしまうもので、中でも廃棄物焼却施設が主な発生源となっています。そのほかにも金属精錬などにおける熱処理工程や自動車の排出ガス、たばこの煙など様々な発生源があります。

大気中に排出されたダイオキシン類は、呼吸により空気から直接人体に入ることありますが、様々な経路を経て、最終的にはその 95%以上が食物から人体に取り込まれると考えられています。

摂取による人体の健康への影響については、国では「耐容一日摂取量(TDI)」という基準を定めています。これは、人が一生の間ダイオキシン類を取り続けても、健康に影響を及ぼす恐れがない体重 1 キログラム当たり一日当たり摂取量を意味します。1998 年(平成 10 年)5 月、WHO のヨーロッパ地域事務局及び IPCS(国際化学物質安全性計画)による専門家の会合が開かれ、ダイオキシン類の TDI の見直しが行われた結果、従来の TDI(PCDD 及び PCDF について、10 pg-TEQ/(kg・日))を見直し、コプラナーPCB を含めて TDI を 1~4 pg-TEQ/(kg・日)としつつ、当面、現在の先進諸国の暴露量が耐容しうるものと考えられることから、4 pg-TEQ/(kg・日)を最大の耐容摂取量とし、究極的には 1 pg-TEQ/(kg・日)未満となるように努めるべきであるとししました。

これを受けて、我が国においても環境庁(当時)の中央環境審議会並びに厚生省(当時)の生活環境審議会及び食品衛生調査会において合同で TDI の検討が行われ、1999 年(平成 11 年)6 月に

当面の TDI として、コプラナーPCB を含めて 4 pg-TEQ/(kg・日) としました。

ダイオキシン類の削減対策としては、これまで「大気汚染防止法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に基づき、ごみ焼却施設などに対する排ガス規制やごみ焼却施設の改善などを進めてきました。

また、ダイオキシン類による環境汚染及び人の健康への影響をめぐる諸施策について、効果的かつ総合的な推進を図るため、「ダイオキシン対策関係閣僚会議」を 1999 年(平成 11 年)に設置し、同年 3 月には「ダイオキシン対策推進基本指針」(以下、「基本方針」)を策定しました。

一方、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等の抜本的対策を図るため、議員立法により「ダイオキシン類対策特別措置法」が 1999 年(平成 11 年)7 月に制定され、2000 年(平成 12 年)1 月 15 日から施行されました。

さらに、環境庁(当時)及び厚生省(当時)合同審議会並びに中央環境審議会の大気、水質、土壌、農薬及び廃棄物の各部会において、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく各種の基準の検討が進められ、1999 年(平成 11 年)12 月に、環境基準が告示されました。

同法においては、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量(TDI)及び環境基準)の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

以降、この「基本指針」と「ダイオキシン類対策特別措置法」の 2 つの枠組みに基づいてダイオキシン類の削減に向けた対策が進められています。「基本指針」では、ダイオキシン類の排出削減目標として「今後 4 年以内に全国のダイオキシン類の排出総量を平成 9 年に比べ約 9 割削減する」と決めました。また、同法第 33 条第 1 項に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の 2005 年(平成 17 年)の改訂版では、「平成 22 年の排出総量を平成 15 年比で約 15%削減する」こととしています。2010 年(平成 22 年)の排出総量は 2003 年(平成 15 年)比で約 59%減少し、削減目標は達成されたと評価されています。さらに、2012 年(平成 24 年)の改訂版では、削減目標量が 176 g-TEQ/年に変更されましたが、2024 年(令和 6 年)の排出量は目標設定対象から除外された発生源(火葬場、たばこの煙、自動車排ガス)を除いて 92 g-TEQ/年となり、当該目標値を大きく下回っております。

対策当初からみると、1997 年(平成 9 年)の排出量 7,680 ~ 8,135 g-TEQ に対し、2024 年(令和 6 年)の排出量は、9.4 ~ 9.7 g-TEQ(環境省「ダイオキシン類排出目録(排出インベントリー)」令和 8 年 3 月)となっており、約 99%減少しています。

環境基準 <1999 年(平成 11 年)12 月 27 日告示>

大気 1 m³ 当たり 0.6 ピコグラム (pg-TEQ/m³) 以下 (年平均値)

水質 1 L 当たり 1 ピコグラム (pg-TEQ/L) 以下 (年平均値)

土壌 1 g 当たり 1,000 ピコグラム (pg-TEQ/g) 以下

底質 1 g 当たり 150 ピコグラム (pg-TEQ/g) 以下 (2002 年(平成 14 年)7 月 22 日告示)

TEQ...毒性等量。最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD に換算した量として表していることを示す。

環境保全課

(2) 環境化学物質(内分泌かく乱化学物質)について

内分泌かく乱作用のある環境化学物質(いわゆる環境ホルモン)は、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定

義されています。

1996 年（平成 8 年）の『奪われし未来～Our Stolen Future』（シーア・コルボーンほか著）では、化学物質の中には、体内に取り込まれるとホルモンと同様の生物学的反応を誘発し、人への健康影響（男性の精子数の減少、女性の乳ガン発生率の上昇）や、野生生物への影響（ワニの生殖器の奇形、魚類の雌性化、鳥類の生殖行動異常など）をもたらしている可能性を指摘し、世界的に大きな反響を呼びました。

また、我が国の野生生物の影響実態調査において、海産のイボニシという巻き貝のメスが雄性化するという現象が広範囲に認められ、船底塗料として使用されていた有機スズ化合物であるトリブチルスズ、トリフェニルスズとの関連が見いだされました。

そこで、環境庁（当時）では、1998 年（平成 10 年）「内分泌かく乱化学物質問題への環境庁の対応方針について―環境ホルモン戦略計画 SPEED'98―」を策定し、環境化学物質の内分泌系への作用に関する調査研究を推進してきました。

その成果を受け、環境省は 2005 年（平成 17 年）3 月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について - ExTEND2005 - 」を策定し、内分泌かく乱作用の基盤的研究を進めたほか、国際的な協力の下で魚類等の生物を対象とする試験方法の開発を推進してきました。2010 年（平成 22 年）7 月には、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 - EXTEND2010 - 」を、2016 年（平成 28 年）6 月には、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 - EXTEND2016 - 」(以下、「EXTEND2016」)を策定しました。2022 年（令和 4 年）10 月には、「EXTEND2016」の枠組みを踏襲しつつ改善や新たな要素を加えた「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 - EXTEND2022 - 」を策定し、引き続き環境中の生物への影響について優先的に取り組む物質の評価を着実に進めるとともに、海外の動向を踏まえつつリスク管理に向けた議論を深めていくこととしています。

一方で、化学物質が環境汚染を通じて人の健康や生態系に影響を生じさせる恐れを「環境リスク」と捉え、未然防止の観点から総体的に低減させていくことも必要です。環境庁（当時）では 1997 年（平成 9 年）から化学物質による環境リスク評価に関する検討を行い、その成果を「化学物質の環境リスク評価 第 1 巻」としてとりまとめました。引き続き、様々な研究や検討を続け 2024 年（令和 6 年）3 月に第 22 巻としてとりまとめています。

環境保全課

（３）PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）

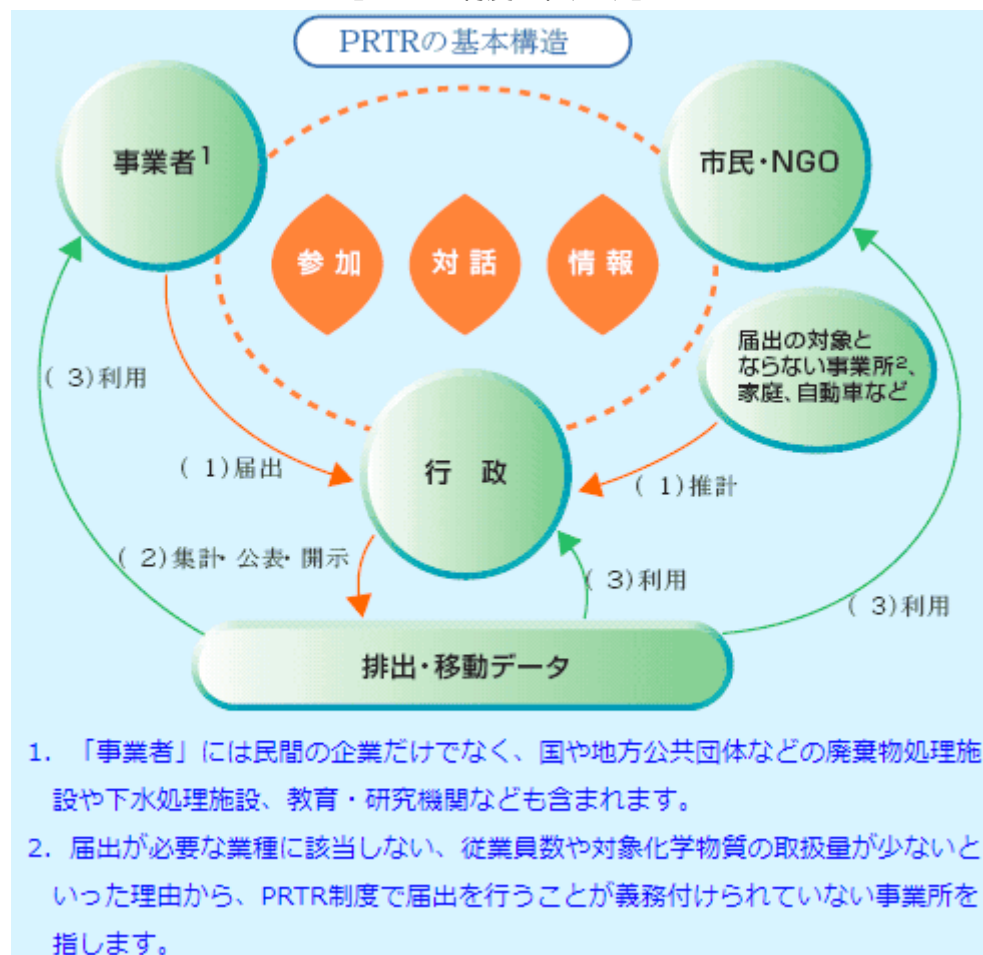
PRTR とは、「化学物質排出移動量届出制度」(Pollutant Release and Transfer Register)の略で、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組みです。

具体的には、対象としてリストアップされた化学物質を製造や使用している事業者が、環境中に排出した量と廃棄物等として処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、年 1 回国へ届け出るものです。国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業所や家庭、自動車等から環境中に排出される対象化学物質の量を推計し、2 つのデータを併せて公表します。このことにより、事業者自らの排出量の適正な管理に役立つとともに、市民等と事業者、行政との対話の共通基盤ともなります。こうしたことを通じて、化学物質の環境リスクの削減等が図られるものと期待されています。

すなわち、行政にとっては、基本的な化学物質の排出源情報の把握が可能となり、これをもとに

化学物質の環境リスクの評価や対策を進めることができるとともに、事業者にとっては、化学物質の適正な管理に役立てることができ、また、市民にとっては、地域でどんな化学物質が排出されているかがわかり、環境リスクに関しての理解を深めることができることになります。

【PRTR 制度の仕組み】



(出典) <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/about/about-4.html>

環境保全課

(4)「水銀に関する水俣条約」と我が国の水銀対策について

2013年(平成25年)10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」(Minamata Convention on Mercury、以下、「水俣条約」)が採択されました。この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的としており、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定めるものです。

我が国では、条約締結に必要な法令整備を進め、2016年(平成28年)2月2日に条約を締結しています。また外交会議において途上国支援や水俣発の情報発信・交流に関する「MOYAI イニシアティブ」を表明しており、この一環として、水銀マイナスイニシアティブ(MINAS: MOYAI Initiative for Networking, Assessment and Strengthening)による途上国の水銀対策を、アメリカ環境保護庁や国連環境計画(UNEP: United Nations Environment Program) 独立行政法人国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)等と密接に連携しつつ進めています。

なお、「水俣条約」は、2017年(平成29年)5月18日に我が国を含めて締約国数が50カ国に達し規定の発効要件が満たされたため、同年8月16日に発効されました。

我が国は、水銀対策について水俣病の重要な教訓に鑑み、世界から水銀の環境汚染と健康被害をなくすために先頭に立って力を尽くす責任があるとしています。

また、「水俣条約」の的確かつ円滑な実施のため、我が国では、2015年（平成27年）6月に、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（「水銀汚染防止法」）が制定され、また「大気汚染防止法」が改正されました。その他の関係法令も含めて条約で求められている以上の措置を取り、世界をリードする水銀対策を進めていくとしています。

総務担当

（５）放射性物質による環境汚染の対策について

これまで環境法体系の基本法である「環境基本法」は、その第13条で、「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和30年法律第186号）その他の関係法律で定めるところによる」と規定し、放射性物質による環境汚染は、環境法体系から除外されてきました。

これを受けての個別規制法である「大気汚染防止法」（「大防法」）「水質汚濁防止法」（「水濁法」）「土壌汚染対策法」（「土対法」）関連法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（「廃棄物処理法」）「南極地域の環境の保護に関する法律」（「南極保護法」）「環境影響評価法」（「環境アセス法」）「循環型社会形成推進基本法」（「循環基本法」）においても、放射性物質による汚染は規制等の対象から除外されていました。

しかし、2011年（平成23年）3月の東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（放射性物質による環境汚染事故）をきっかけにして、2012年（平成24年）に制定された「原子力規制委員会設置法」において、当面緊急対策の必要から、上記の関係法律のうち、「環境基本法」第13条における放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定（以下、適用除外規定）を削除する措置が講じられました。

また、当該事故由来の放射性物質による環境汚染への対処を目的とした「特別措置法」において、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任のある国に対して、放射性物質による環境汚染への対処が義務付けられました。そして、地方公共団体は国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たすことが責務として規定されました。

さらに、2013年（平成25年）に制定された「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」によって、「大防法」、「水濁法」、「南極保護法」、「環境アセス法」に規定されていた放射性物質適用除外規定が削除されました。その結果、放射性物質による環境汚染は、環境法体系に組み込まれることになりました。

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（「除染特措法」）

3 廃棄物の減量・資源化

廃棄物・美化担当

(1) 現状

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の仕組みを根本から見直し循環型社会を構築するため、2000年（平成12年）6月に「循環型社会形成推進基本法」（「循環基本法」）が制定されました。その中で、廃棄物の施策は、第一に廃棄物等の発生抑制（リデュース）、第二に使用済製品、部品等の適正な再利用（リユース）、第三に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用（マテリアルリサイクル）、第四に熱回収（サマルリサイクル）を行い、それでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処分を行うという優先順位を考慮しなければならないとされています。

2024年（令和6年）8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
資源循環・廃棄物管理基盤の強化と着実な適正処理・環境再生の実行
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

を掲げ、その実現に向けて概ね2030年（令和12年）までに国が講ずべき施策を示しています。

国の取組の概要は以下のとおりです。

【将来像】

	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
環境対応	気温上昇・種の絶滅が加速	・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策	・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
産業競争力強化・経済安全保障	バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き 世界資源需要増で資源獲得競争・鉱物等資源の価格高騰と供給懸念	・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導 ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化	・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
質の高い地方創生・暮らし	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換	・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

（出典）環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画の概要」

市町村による廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画し、この計画に位置づけられた施設整備に対し交付金を交付する循環型社会形成推進交付金制度が2005年度（平成17年度）に創設されています。この制度の下、市町村がごみの発生抑制施策、地域における分別収集の体制づくりや、廃棄物から資源やエネルギーの回収を進め、リサイクル施設の整備といった3Rを総合的に推進するため

の概ね 5 ヶ年間の地域計画を策定します。市町村は、こうした地域計画の中でごみの発生抑制、リサイクル、エネルギー回収、最終処分量の減量化などの 3R 推進のための目標を明確にしています。

我が国の一般廃棄物の年間総排出量は、1989 年（平成元年）以降毎年 5,000 万 t 超が排出されており、2000 年度（平成 12 年度）に 5,483 万 t となりました。2001 年度（平成 13 年度）以降は減少傾向にあり、2024 年度（令和 6 年度）は、3,811 万 t（東京ドーム約 102 杯分）国民 1 人 1 日当たり 839g となっています。この一般廃棄物の処理方法には、焼却など減量化を目的とした中間処理と埋め立ての最終処分があります。中間処理のうち、直接焼却処理された量は 2,978 万 t であり、直接焼却率はごみの総処理量の 80.8% となっています。また直接埋立処理された量は 30 万 t であり、直接埋立率はごみの総処理量の 0.8% となっています。中間処理の残渣量は 702 万 t であり、このうち再生利用された量は 426 万 t、埋立処理された量は 276 万 t となっています。また、再生業者等に直接搬入された量は 182 万 t となっています。

2024 年度（令和 6 年度）末における一般廃棄物最終処分場の残余年数は 24.9 年であり、前年度の 24.8 年からわずかに増加しています。残余容量は 93,287 千 m³ であり、昨年度より減少しています。

ごみ収集について、1,741 市区町村のうち収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては 1,430 市区町村（82.1%）、事業系ごみに関しては 1,513 市区町村（86.9%）となっています。

また、粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては 1,172 市区町村（67.3%）、事業系ごみに関しては 1,507 市区町村（86.6%）となっています。

市区町村等による資源化と住民団体等による集団回収を合わせた総資源化量は 738 万 t で、リサイクル率は 19.3% となっています。

一方、産業廃棄物の排出量は、2023 年度（令和 5 年度）は約 3 億 6,700 万 t であり、2021 年度（令和 4 年度）と比較して約 680 万 t の減少となっています。その処理状況については、再生利用量は 2 億 79 万 t、減量化量は 1 億 5,772 万 t、最終処分量は 875 万 t となっており、前年度と比較して、再生利用量は 190 万 t の減少、減量化量は 660 万 t の減少、最終処分量は 27 万 t の減少となります。

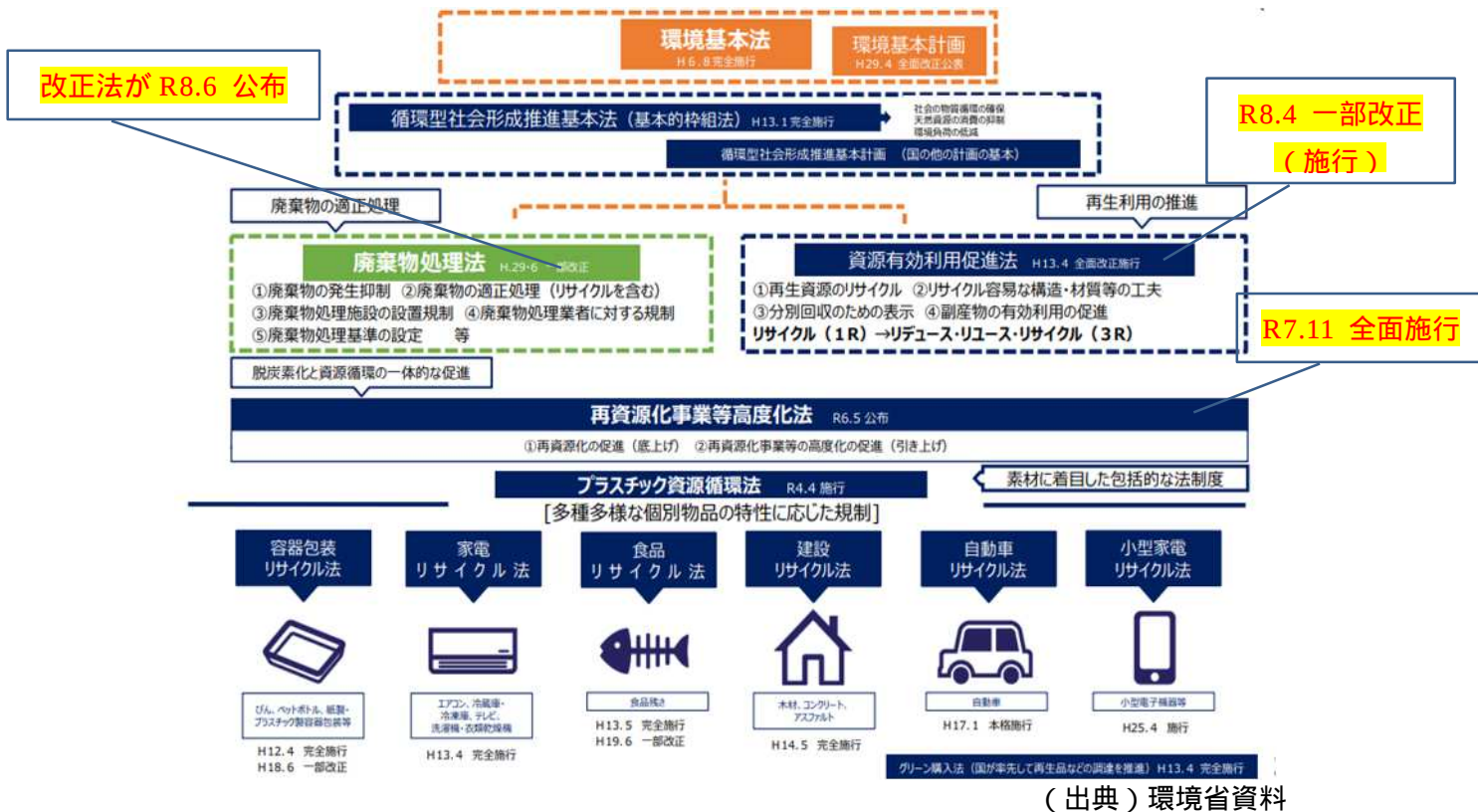
$$[(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})] \times 100$$

（２）循環型社会形成のための法体系

循環型社会形成に向けては、廃棄物の適正処理及びリサイクル推進のための法改正や新法制定など、法整備が進んでおり、すでに制定されている容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法と合わせて、循環関連 6 法などにより、廃棄物・リサイクル関連法が体系的に整備されています。

これらの法制度を基盤として、3R を促進するとともに廃棄物の適正処理を確保することにより、循環型社会を構築していくことが重要となります。

【循環型社会を形成するための法体系】



(出典) 環境省資料

個別のリサイクル法は、「廃棄物処理法」などの枠組みの中で、それぞれの特性に合わせてリサイクルを推進する特別法に当たります。

「容器包装リサイクル法」

廃棄物の中でも、容器包装廃棄物は容積比で家庭ごみの約 6 割、重量比で約 3 割と大きな割合を占めており、また、技術的にリサイクルが可能にも関わらず、リサイクルがほとんど実施されていなかった背景から、容器包装廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを促進することにより廃棄物全体の減量を図るため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が 1995 年(平成 7 年)に制定、1997 年(平成 9 年)4 月に施行されました。

この法律では、以下のとおり消費者・市町村・事業者の役割分担などが規定されています。

消費者の役割「分別排出」

消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。そうすることで、リサイクルしやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物が得られます。

また、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準に従って徹底した分別排出に努めるだけでなく、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることも求められています。

市町村の役割「分別収集」

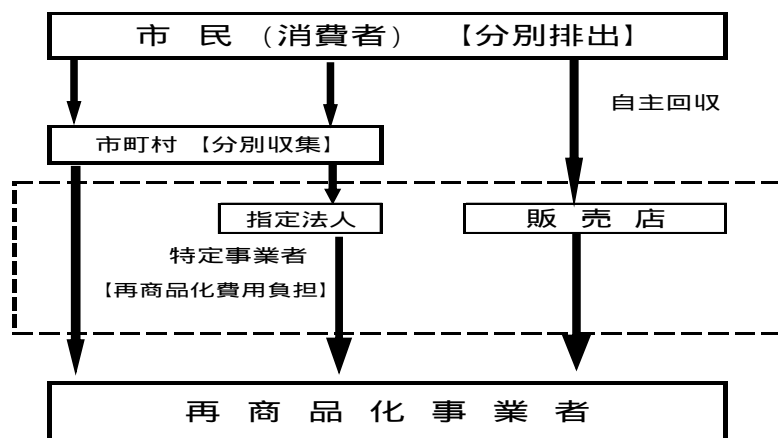
家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者に引き渡します。また、容器包装廃棄物の分別収集に関する 5 ヶ年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出を徹底し、地域における容器包装廃棄物の排出抑制の促進を担う役割を担います。

事業者の役割「リサイクル」

事業者は、その事業において用いた又は製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負います。実際には、「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人にリサイクルを委託し、

その費用を負担することによって義務を果たしています。また、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化・軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

【容器包装リサイクル法の役割分担と循環システムフロー】



容器の製造事業者、容器包装を用いて中身商品を販売する事業者

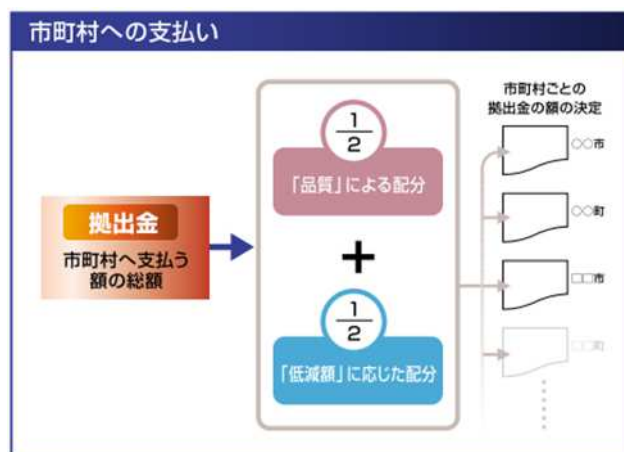
今まで廃棄物として処理されていた容器包装をリサイクルすることや、事業者に一定の義務づけを行っている点については意義がありますが、収集コストを市町村が負担しており、市町村の財政負担増、また、事業者の負担が軽く、容器包装の減量に結びつかないのではないか、などの課題を残しています。

2006年度（平成18年度）には、「容器包装リサイクル法」の見直し改正があり、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者に対し、容器包装の使用合理化のための目標の設定、容器包装の有償化、マイバッグの配布等の排出抑制の促進等の取組を求めること、年間50t以上用いる多量利用事業者には、毎年取組状況等について国に報告を義務付けることなどが盛り込まれ、2007年（平成19年）4月から施行されています。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令」が2007年（平成19年）9月に公布され、市町村と事業者の役割について、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが創設されました（2008年（平成20年）4月施行）。この仕組みの概要は下図のとおりです（本市の実績については、[第2部 - 2 参照](#)）。



【市町村への資金拠出制度の概要】



（出典）（公財）日本容器包装リサイクル協会ホームページ

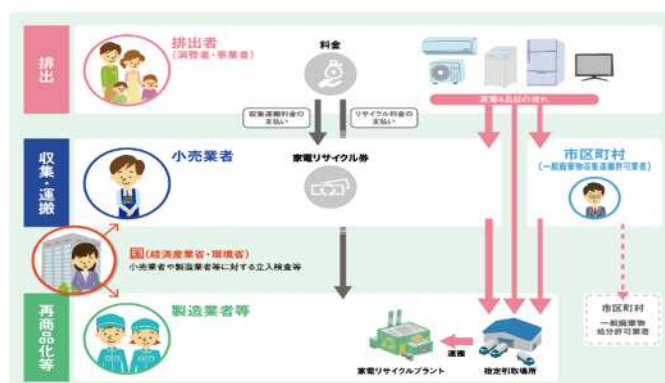
プラスチック製レジ袋の有料化

2019 年（令和元年）12 月、「プラスチック資源循環戦略」において重点戦略の 1 つとされるリデュース等の徹底の一環として、容器包装リサイクル法の関係規則が改正され、事業者による排出抑制促進の枠組みを生かしつつ、消費者のライフスタイル変革を促すため、プラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が規定されました。これに従い 2020 年（令和 2 年）7 月 1 日から、海洋生分解性プラスチックやバイオマス素材の配合率が一定以上等のものを除くプラスチック製買物袋が有料化されています。レジ袋の国内流通量は、有料化前の 2019 年（令和元年）には約 20 万 t だったものが、有料化後の 2022 年（令和 4 年）には約 12.5 万 t となっています。

「家電リサイクル法」

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電製品は、高度成長期以降、家庭の必需品として、幅広く普及してきましたが大型で重量があることから、市町村での適正処理・リサイクルが困難であり、大部分が埋め立てられていました。また、フロン類によるオゾン層破壊、廃家電に含まれる重金属などの有害物質による環境汚染も問題となっており、このような状況から、家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が 1998 年（平成 10 年）6 月に制定されました。そして、同年 12 月には施行令が公布され、特定家庭用機器としてテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンが指定され、2001 年（平成 13 年）4 月から施行されました。この法律は、家電のリサイクル法としては、世界初の法律であり、その意義は大きいと言えますが、リサイクル費用負担の問題、不法投棄対策などが課題となりました。そこで、環境省と経済産業省は、「家電リサイクル法」附則にある「政府は、施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定に基づき、家電リサイクル制度の評価や中央環境審議会の報告書を受けて、同法の施行令の一部を改正し、2009 年（平成 21 年）4 月 1 日からリサイクルの対象となる家電製品（特定家庭用機器）に、液晶テレビ（小型液晶テレビを含むが携帯式のものは除く）とプラズマテレビ、衣類乾燥機（洗濯機と同じ区分に入れる）を追加しました。また、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から、有機 EL テレビが追加されました。2025 年度（令和 7 年度）に全国の指定引取場所において引き取られた廃家電 4 品目は約 1,448 万台で、2024 年度（令和 6 年度）比約 0.7% 減でした。内訳は、エアコンが約 418 万台（構成比約 29%）、ブラウン管式テレビが約 38 万台（同約 3%）、液晶・プラズマテレビが約 313 万台（同約 22%）、冷蔵庫・冷凍庫が約 310 万台（同約 21%）、洗濯機・衣類乾燥機が約 368 万台（同約 25%）となっています。

また、再商品化等の状況については、エアコンで 93%（法定基準 80%）、ブラウン管式テレビで 72%（同 55%）、液晶・プラズマテレビで 85%（同 74%）、冷蔵庫・冷凍庫で 80%（同 70%）、洗濯機・衣類乾燥機で 93%（同 82%）と、法定基準を上回る再商品化率が引き続き達成されています。



（出典）（一財）家電製品協会

「循環関連 6 法」

2000 年（平成 12 年）の第 147 回国会で、いわゆる循環関連 6 法が成立しました。

それは、「循環型社会形成推進基本法」（「循環基本法」）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（「廃棄物処理法」）改正、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（「建設リサイクル法」）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（「食品リサイクル法」）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（「グリーン購入法」）、資源の有効な利用の促進に関する法律（「資源有効利用促進法」）（再生資源の利用の促進に関する法律の改正）の 6 法です。

このうち、「循環基本法」は、様々な側面を持つ環境問題の中でも最も緊急性の高い廃棄物・リサイクル対策にしばって基本原則や政策の方向を定めたもので、「環境基本法」の一部を取り出して強化した基本法と言えます。この基本法に従って、企業や消費者の行動を具体的に規定する個別法が整備されています。

個別法のうち、「廃棄物処理法」と「資源有効利用促進法」は、社会全体の枠組みを確立するための一般法として位置づけられており、「廃棄物処理法」は廃棄物の適正処理の確保、「資源有効利用促進法」は再生利用の推進に向けた枠組みをつくるものです。

「グリーン購入法」は、ほかの法律と性格が異なり、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

これらの法律の大きな意義は、「循環型社会形成推進基本法」から個別のリサイクル法までが一体的に整備されたことと、拡大生産者責任（EPR）と排出者責任が明記されたことです。

これらの法律にはまだいくつかの課題も残されていると言えますが、循環型社会の実現に向けて一歩前進したものと言えます。

「自動車リサイクル法」

不適正な処理により大気放出されたフロン類がオゾン層を破壊し、生態系を変化させる問題や鉄スクラップ価格の低下の影響などにより、自動車ユーザーが処理費を負担して使用済自動車を引き渡す状況が起こるとともに、使用済自動車の不法投棄・不適正処理の懸念が生じる状況があったことから、第 5 番目の個別リサイクル法として、平成 14 年に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（「自動車リサイクル法」）が制定、平成 17 年 1 月から完全施行されました。

この法律では、自動車製造業者を中心として関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることとしています。

「小型家電リサイクル法」

壊れたり古くなったりして使わなくなった、携帯電話やデジタルカメラ、CD や MD プレーヤー等の音楽機器、ゲーム機などの小型家電には、「ベースメタル」と言われる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル」と言われる希少な金属など、様々な鉱物が含まれています。そのため、使用済み小型家電は、都市にある鉱山という意味で、「都市鉱山」と言われています。

しかし、こうした都市鉱山は、現在有効に活用されていないのが実情です。捨てられる小型家電は、約半分がリサイクルされずに廃棄物として埋め立て処分されています。また、約 2 割が違法な回収業者によって集められ、その中には国内外で不適正処理されているものもあります。さらに、廃棄されずに家庭内の押入れなどで眠っているものもあります。

こうした都市鉱山に埋もれた資源をリサイクルし、有効に活用するため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（「小型家電リサイクル法」）が 2012 年（平成 24 年）8 月に定められ、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から施行されました。

使用済みになった家電のリサイクルは、これまで、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機といった家電 4 品目については「家電リサイクル法」に基づいて進められてきました。これらに続き、新たに始まった「小型家電リサイクル法」は、携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機、時計、炊飯器や電子レンジ、ドライヤー、扇風機など、それまでの法律で対象となっていなかったほぼ全ての家電を対象として、リサイクルを進めていくための法律です。

「家電リサイクル法」では、対象品目を製造したメーカーにリサイクルを義務付けており、消費者が使用済みになった対象品目を引き渡す方法は、全国どこでも同じです。一方、「小型家電リサイクル法」では、市町村が使用済み小型家電の回収を行うことになっており、具体的にどの品目について回収を実施するか、また、どのように使用済みの小型家電を回収するかは、それぞれの市町村が決定することとなっています（本市の対応については、**第 2 部 - 2 参照**）。

「食品ロス削減推進法」

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下、SDGs) では、2030 年 (令和 12 年) までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄量を半減させるターゲットが設定されています。また、我が国では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスは、2023 年度 (令和 5 年度) の推計で約 464 万 t 発生しています。このうち、231 万 t は食品関連事業者、残る 233 万 t は家庭からのものであり、食品ロス削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があると言えます。

2019 年 (令和元年) 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(「食品ロス削減推進法」) が成立し、同年 10 月に施行されました。この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています（本市の対応については、**第 2 部 - 1 参照**）。

第 1 次基本方針においては、食品ロス削減目標は家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000 年度比で 2030 年度までに食品ロスを半減させることを設定していました。2022 年度には、2030 年度の目標に対して、家庭系食品ロスがあと 20 万 t の削減、事業系食品ロスが 8 年前倒しで達成したことを受け、新たな削減目標や、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策の追加を記載した「第 2 次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が 2025 年 (令和 7 年) 3 月 25 日に閣議決定され、目標等が変更されました。

「プラスチック資源循環促進法」

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」(2019 年 (令和元年) 5 月) が策定されました。

また、同戦略を具体化するため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組 (3R+Renewable) を促進するための措置を講ずるため、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」(「プラスチック資源循環促進法」) が 2021 年 (令和 3 年) 6 月に制定、2022 年 (令和 4 年) 4 月に施行されました。

本法では、3R+Renewable の原則にのっとり、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、

第 33 条に基づく再商品化計画の認定（市区町村）、第 39 条に基づく自主回収・再資源化事業計画の認定（製造・販売事業者等）及び第 48 条に基づく再資源化事業計画の認定（排出事業者）などを行い、プラスチック使用製品廃棄物の回収・リサイクルの拡大を図ることや、排出の抑制・再資源化等の実施の原則に基づき、排出事業者は取組を行うことが明記されるなど、新たな取組が始まっています。

「再資源化事業等高度化法」

資源循環は、カーボンニュートラルのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要があります。世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要です。

このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すことを目的に、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が 2024 年（令和 6 年）5 月に制定、2025 年（令和 7 年）2 月に一部施行され、2025 年（令和 7 年）11 月に全面施行されました。

本法においては、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずること、脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献に取り組むことになっています。

「生物多様性」とは、全ての生きものの間に違いがあることを表す言葉であり、「生きもののつながりと個性」と言い換えることができます。「生きもののつながり」は、食物連鎖や繁殖行動など生きものの間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、「個性」は、同じ種であっても少しずつ違う特徴（特性）があることや、それぞれの地域に固有の生物相があることを表しています。また、生物多様性は、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子（同じ種）の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしています。

私たちは、生きていくために食料、水、衣料や住宅の材料のほか、さまざまな「恵み」を必要としています。そして、この自然がもたらす「恵み」のことを「生態系サービス」と呼びます。生態系サービスは、お金を支払って得ているものではありませんが、それが失われてしまうと人間にとって大きな損失となります。

「生態系サービス」は、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されています。

（１）国際的な動向

1992年（平成4年）ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）において、気候変動枠組条約とともに生物多様性条約が採択され、国際的な取組が開始されました。

2001年（平成13年）から2005年（平成17年）にかけては、95カ国が集まり、国連の呼びかけで調査を行い、「ミレニアム生態系評価」では、世界の陸地面積の4分の1を耕地が占めること、漁獲対象種の4分の1が資源崩壊の危機にあること等、生態系が人為的に改変されていることが数値として示されました。また、食料や木材、気候の安定化といった自然が人類に供給している機能・サービスのうち、約3分の2について質が低下していると指摘されました。

生物多様性条約事務局は、地球上の生物多様性の現状の評価と将来予測を行う『地球規模生物多様性概況第3版』（GBO3）を2010年（平成22年）5月に公表しました。

GBO3では、世界の生物多様性の現状評価を行った結果、2002年（平成14年）に開催された生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）で世界が合意した「生物多様性の損失速度を2010年（平成22年）までに顕著に減少させる」という、いわゆる2010年（平成22年）目標は達成されなかったと結論づけられました。2010年（平成22年）目標が設定されたことで、国際社会は生物多様性の保全のための様々な行動に取り組み始めましたが、これらの取組は十分ではなかったとされています。

2010 年（平成 22 年）10 月には、名古屋市で COP10 が開催され、COP10 では、ポスト 2010 年目標として「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」¹ が採択されました。愛知目標は意欲的な目標を求める EU と、実現可能性を重んじる途上国との間で調整が行われ、「2020 年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす（外務省結果概要から）」という趣旨の文言となりました。中長期目標（「自然と

1 愛知目標

「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」では、2050 年（令和 32 年）までの長期目標（Vision：「自然と共生する世界」の実現）が掲げられる一方、2020 年（令和 2 年）までの短期目標（Mission：「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動」の実施）も定められています。短期目標では、5 つの戦略目標がたてられ、その下に 2015 年（平成 27 年）又は 2020 年（令和 2 年）までの 20 の個別目標が設けられました。愛知目標とは、狭義の意味でこの 20 の個別目標を指す言葉ですが、慣例的に「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」全体を指す言葉としても使われています。

の共生）」については、「2050 年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される。（外務省結果概要から）」ことが合意されました。

また、2012 年（平成 24 年）にはインドのハイデラバードにて COP11 が開催され、生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを 2015 年（平成 27 年）までに倍増させるという資源動員に関する目標が合意され、発展途上国における生物多様性の取組支援についての取り決めが行われました。

その後、2020 年（令和 2 年）9 月に、生物多様性条約事務局により公表された『地球規模生物多様性概況第 5 版』（GBO5）では、世界全体で 20 の目標のうち、6 つの目標「目標 9（侵略的外来種の制御・根源）11（陸域の保護地域面積）16（名古屋議定書）17（生物多様性国家戦略の改定）19（関連知識・科学技術の向上）20（資金を顕著に増加）」は部分的に達成したが、完全に達成された目標はないという結果でした。達成できなかった理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことが指摘されました。

2022 年（令和 4 年）12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議において、2020 年（令和 2 年）までの国際目標であった愛知目標に代わる、2021 年以降の新たな国際目標として、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。

本枠組で示された 2050 年ビジョン「自然と共生する世界」の達成は、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革及び持続可能な財とサービスの取引といった様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要とされています。

（２）我が国の動向

我が国は、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて高度経済成長を成し遂げました。この間、国土のインフラ整備が進み、平野部では宅地等の都市的な土地利用が拡大し、食料自給率は 79%（1960 年度（昭和 35 年度））から 60%（1970 年度（昭和 45 年度））に低下しました。また、このような変化とあわせて、都市を中心に公害の発生が社会的な問題となりました。その後、開発等による土

地利用の変化等は緩やかになりましたが、この 50 年で日本の生態系には様々な影響が生じました。

2010 年（平成 22 年）5 月に公表された生物多様性総合評価の結果、1950 年代後半から現在までの日本の生物多様性の変化は以下のとおり評価されています。

人間活動に伴う我が国の生物多様性の損失は全ての生態系に及んでおり、全体的に見れば損失は今も続いている。

特に、陸水、島嶼^{とうしょ}、沿岸、海洋生態系における損失が大きく、現在も損失が続く傾向にある（島嶼^{とうしょ}とは、島が並んでいる集まり）。

損失の要因としては、「第 1 の危機（人間活動や開発による危機）」による影響が最も大きい。現在、新たな損失が生じる速度はやや緩和されている。「第 2 の危機（人間活動の縮小による危機）」は、現在もなお増大している。「第 3 の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）」のうち、特に外来種による影響が顕著である。「第 4 の危機（地球温暖化の危機）」は、特に一部の脆弱な生態系で影響が懸念されている。これらの危機に対して様々な対策が進められ、一定の効果を上げてきたと考えられるが、間接的な要因として作用している我が国の社会経済の大きな変化の前には、必ずしも十分といえる効果を発揮できていない。

陸水、島嶼^{とうしょ}、沿岸生態系における生物多様性の損失の一部は、今後、不可逆的な変化を起こすなど、重大な損失に発展する恐れがある。

我が国も 1993 年（平成 5 年）に生物多様性条約を締結した後、「生物多様性国家戦略」を策定し国レベルでの様々な取組を進めてきました。

2008 年（平成 20 年）には「生物多様性基本法」が制定され、地方自治体の責務や地域レベルでの生物多様性戦略の策定の必要性が明示されました。また、2010 年（平成 22 年）は、「国際生物多様性年」であるとともに、10 月には COP10 が名古屋市で開催され、遺伝資源の利用から生まれた利益を提供国にも公平に配分するための国際ルールを示した「名古屋議定書」が採択されました。

さらに、COP10 で合意された「民間参画の推進」や「自治体の取組の強化」に対して、各地域において生物多様性保全活動が促進されることを目的に、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（「生物多様性地域連携促進法」）が同年 12 月に制定されました。これは、地域における多様な主体の有機的な連携による生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要であるため、同法は環境省や農林水産省、国土交通省等、幅広い分野が関与した法律として制定されたものです。

また、農林水産省では COP10 や生物多様性に対する関心の高まり、「生物多様性地域連携促進法」の制定、そして、東日本大震災による復興の課題を踏まえ、農林水産省では「農林水産省生物多様性戦略」の見直しを行いました。見直しは以下のポイントで行われました。

- ・生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業や、それを支える農山漁村の活性化の更なる推進
- ・「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」や「農業の生物多様性」等、COP10 の決議を踏まえた施策を推進
- ・生物多様性における農林水産業の役割の経済的な評価のための検討に着手
- ・甚大な被害を受けた地域で、持続可能な農林水産業を復興させることで生物多様性の保全

に寄与

2012 年(平成 24 年)の COP11 において合意された、生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローの資源動員に関する目標に対し、我が国も先進国として生物多様性日本基金及び名古屋議定書実施基金を設立し、途上国における生物多様性に関する取組に対して一層の支援を行っています。なお、「生物多様性基本法」では、地方公共団体の責務(第 5 条)として、「基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。地方公共団体においては、同法に沿って次のような施策展開が求められています(本市の対応については、**第 2 部 - 2 参照**)。

- ・ 地域の生物多様性保全
- ・ 野生生物の種の多様性保全等
- ・ 外来生物等による被害の防止
- ・ 国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ・ 生物資源の適正な利用の推進
- ・ 生物の多様性に配慮した事業活動の促進
- ・ 地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ・ 多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等
- ・ 調査等の推進

2022 年(令和 4 年)の COP15 において採択された 2030 年(令和 12 年)までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、2023 年(令和 5 年)3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

同戦略では、2030 年(令和 12 年)に向けた目標として、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を位置づけ、5 つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標(あるべき姿)と行動目標(なすべき行動)を設定し、「30by30 目標」の達成等の取組により、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを目指しています。

2025 年(令和 7 年)4 月には、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(「地域生物多様性増進法」)が施行**されました**。本法により、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等が講じられることになり**ました**。

2030 年(令和 12 年)までに陸と海の 30%以上を保全するという目標。

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者が一定規模以上の開発事業を行う際に、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自ら事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民や地方公共団体などから意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作っていく仕組みです。

（１）「環境影響評価法」に基づく環境影響評価制度

環境アセスメントは 1969 年（昭和 44 年）にアメリカで初めて制度化され、その後世界各国で導入が進められてきました。

日本の環境アセスメント制度は、1972 年（昭和 47 年）に「各種公共事業にかかる環境保全対策について」が閣議了解されたことに始まります。その後、港湾や埋め立て計画、発電所建設、新幹線敷設の事業についても、それぞれ導入が進められていきました。1981 年（昭和 56 年）には、統一的な制度の確立を目指して「環境影響評価法案」が国会に提出されましたが、1983 年（昭和 58 年）の衆議院解散に伴って廃案となりました。

廃案後、政府内の申合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984 年（昭和 59 年）に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました。また、各地方公共団体でも環境アセスメント条例や要綱の制定が進められ、環境アセスメントは社会の中に定着していきました。

その後、1993 年（平成 5 年）制定の「環境基本法」に環境アセスメントの推進が位置づけられたことで、制度の見直しが図られました。新しい環境政策の枠組みに対応しつつ、諸外国の制度の長所も取り入れて、1997 年（平成 9 年）6 月に「環境影響評価法」（「環境アセス法」）が制定されました（1999 年（平成 11 年）完全施行）。

「環境アセス法」の完全施行から 10 年が経過する頃には、環境政策の課題が多様化、複雑化する中で、生物多様性の保全など環境アセスメントが果たすべき役割にも変化が生じるようになりました。こうした状況を受けて、2011 年（平成 23 年）に同法の改正が行われ、計画段階環境配慮書手続や環境保全措置等公表等の手続等が新設されました。

現在、同法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、以下の 13 種類が該当します。

1. 道路（高速自動車国道／首都高速道路等／一般国道／林道）
2. 河川（ダム・堰／放水路・湖沼開発）
3. 鉄道（新幹線鉄道／鉄道・軌道）
4. 飛行場
5. 発電所（水力／火力／地熱／原子力／風力）
6. 廃棄物最終処分場
7. 埋立て・干拓
8. 土地区画整理事業
9. 新住宅市街地開発事業
10. 工業団地造成事業
11. 新都市基盤整備事業
12. 流通業務団地造成事業
13. 宅地の造成の事業

また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

(2)「神奈川県環境影響評価条例」

全ての都道府県と多くの政令指定都市では、環境アセスメントに関する条例や要綱を制定しています。

地方公共団体が実施する環境アセスメント制度は、地域の環境保全のために重要な役割を果たしています。国が定めた「環境影響評価法」と比べて、法対象以外の事業種や小規模事業に対象の範囲を広げています。公聴会を開催して住民などの意見を聴く、第三者機関による審査の手続を設けるなど、地域の実情に応じた特徴のある内容となっています。

神奈川県では1980年(昭和55年)10月に「神奈川県環境影響評価条例」を定め、翌年7月より実施してきました。現在、条例の対象となる事業は以下28種類に及びます。

1. 道路の建設(高速自動車国道/自動車専用道路/農業用道路・林道/その他の道路)
2. 鉄道、軌道の建設 3. 鋼索鉄道、索道の建設 4. 操車場、検車場の建設
5. 飛行場の建設 6. 工場、事業場の建設
7. 電気工作物の建設(発電電気工作物<水力/火力/地熱/原子力/風力>/変電所/送電線)
8. 研究所の建設 9. 高層建築物の建設 10. 廃棄物処理施設の建設
11. 下水道終末処理場の建設 12. 都市公園の建設 13. 工業団地の造成
14. 研究所団地の造成 15. 流通団地の造成 16. ダムの建設 17. 取水堰の建設
18. 放水路の建設 19. 土石の採取 20. 発生土処分場の建設 21. 墓地、墓園の造成
22. 住宅団地の造成 23. 学校用地の造成 24. レクリエーション施設用地の造成
25. 浄水施設及び配水施設用地の造成 26. 土地区画整理事業 27. 公有水面の埋立て
28. 宅地の造成

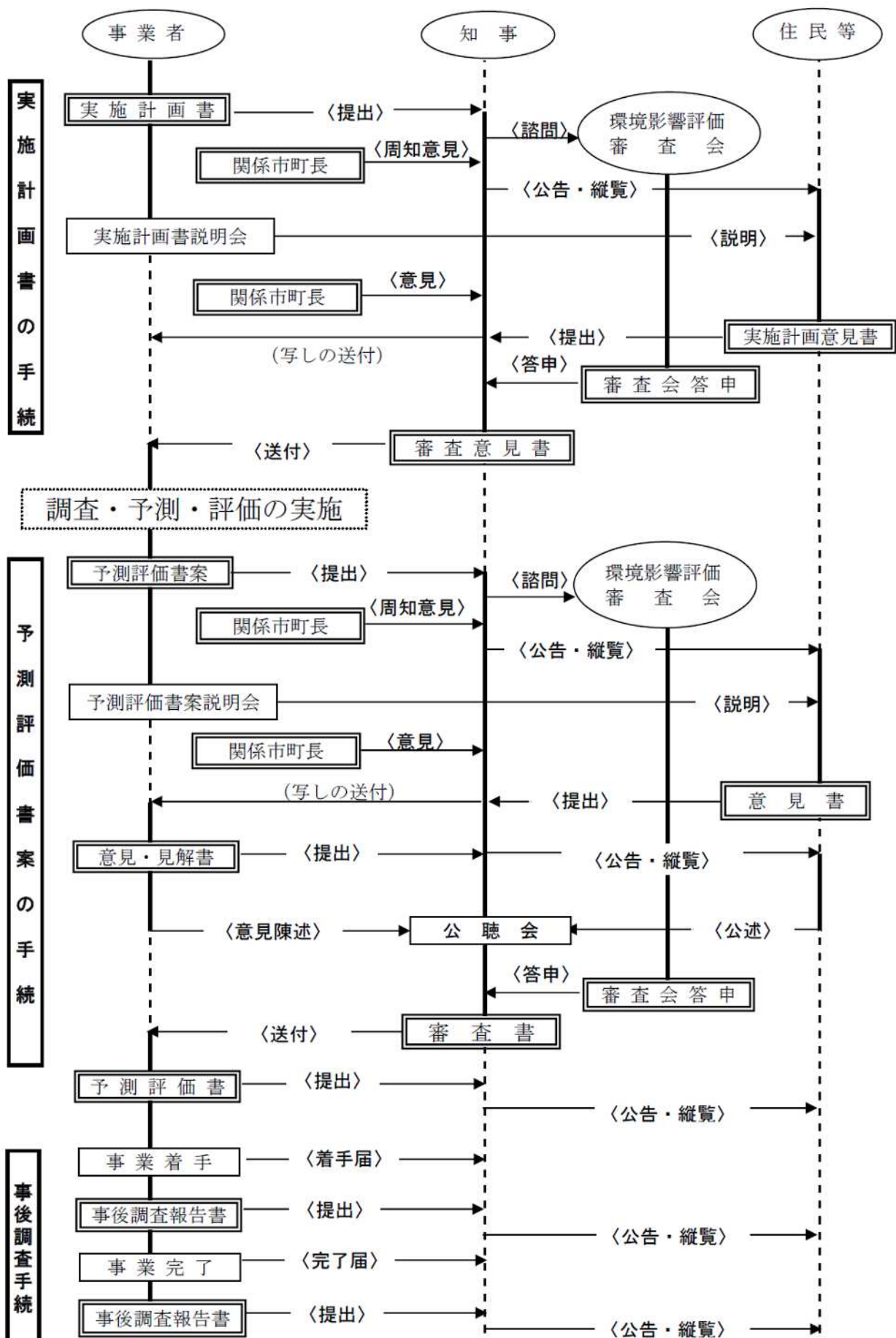
また事業者が調査・予測・評価を行う項目として、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全、地球の温暖化の防止、その他の環境保全上の見地から、以下20の評価項目を定めています(「神奈川県環境影響評価条例施行規則」第3条)。

1. 大気汚染 2. 水質汚濁 3. 土壌汚染 4. 騒音・低周波音 5. 振動
6. 地盤沈下 7. 悪臭 8. 廃棄物・発生土 9. 電波障害 10. 日照障害
11. 気象 12. 水象 13. 地象 14. 植物・動物・生態系 15. 文化財
16. 景観 17. レクリエーション資源 18. 温室効果ガス 19. 地域分断 20. 安全

事業者はこうした評価項目に基づいて調査・予測・評価を行い、県知事は対象事業が影響を及ぼす範囲にある市町村に対して、事業者の評価の実施方法、評価内容などへの意見を求めます(「神奈川県環境影響評価条例」に基づく主な手続きについては次ページを参照)。

神奈川県で環境アセスメントの手続を行った事業のうち、近年本市に関連したものはありません。

【神奈川県環境影響評価条例に基づく主な手続きフロー】



(1) 国際的な動向

「気候変動枠組条約」と締約国会議（COP）

国連は1974年（昭和49年）地球の気候変化が目立つようになってきたことから、世界気象機関（WMO）に対して地球気候変動の研究推進を要請しました。そこで世界気象機関が中心となって、地球の気候変動問題に焦点を絞った初めの大規模国際会議が開かれることになり、1979年（昭和54年）にスイスのジュネーブで第1回世界気候会議が開催されました。その後、世界気候会議は1990年（平成2年）に第2回、2009年（平成21年）に第3回と開かれています。

1990年（平成2年）の第2回世界気候会議では、各国が協力して地球温暖化防止に取り組むことへの合意宣言が出されました。これを受けて国連は、気候変動枠組条約を作ることを決議します。1992年（平成4年）5月に「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下、「気候変動枠組条約」）が採択され、1994年（平成6年）3月に発効されました。日本は1993年（平成5年）5月に条約を批准しました。「気候変動枠組条約」の締約国は、1995年（平成7年）から毎年、締約国会議（COP）を開催しています。

地球温暖化防止のための国際的な枠組みとして誕生した「気候変動枠組条約」では、究極的な目的として「自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で温室効果ガスの大気中濃度を安定させること」を掲げています。そのような水準とは、生態系が気候変動に自然に適応し、食料の生産が脅かされず、かつ、持続可能な経済発展を保ちつつ達成されるべきものを指しています。

京都議定書

1997年（平成9年）12月、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が京都で開かれ、温室効果ガスの排出量について、法的拘束力をもつ先進国の削減約束を盛り込んだ「京都議定書」が全会一致で採択され、2005年（平成17年）2月16日に発効されました。なお、当時最大の温室効果ガス排出国であったアメリカは参加しませんでした。

京都議定書では、第一約束期間の2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの間に、先進国全体の温室効果ガス6種（二酸化炭素、メタンガス、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）の排出量5%（1990年（平成2年）比）を削減するという目標が掲げられました。その上で各国別に、日本6%、EU加盟国全体で8%といった削減割合が課されました。中国やインドなどの途上国に対しては数値目標による削減義務は課されませんが、先進国に対して法的拘束力のある具体的な数値約束が初めて取り決められたという点で、京都議定書は大変画期的であったと言えます。

京都議定書発効後の国際交渉

2010年（平成22年）にメキシコのカンクンで開催されたCOP16では、京都議定書第一約束期間が終了した後（2013年（平成25年）以降）の国際枠組みの基盤となる「カンクン合意」が採択されました。カンクン合意では、先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置づけられました。しかしながら、カンクン合意は、法的な合意ではないCOP決定にとどまること、先進国・途上国の対応の差異が明確であること、2020年（令和2年）までの枠組みであることから、それに続く法的な国際枠組みが必要とされました。

2011 年（平成 23 年）に南アフリカのダーバンで開かれた COP17 では、将来の温室効果ガス排出削減の枠組みについて、遅くとも 2015 年（平成 27 年）までに法的拘束力をもつ削減約束などの合意を取りまとめ、2020 年（令和 2 年）に議定書を発効させて実施に移すという道筋が決定されました。

2013 年（平成 25 年）にポーランドのワルシャワで開催された COP19 では、条約を締約する全ての国が参加する仕組みを COP21 で実現させるため、全ての国に対し、「自国が決定する貢献案」（intended nationally determined contributions、以下、INDC）のための国内準備を開始し COP21 に十分先立ち INDC を示すことが要請されました。2014 年（平成 26 年）にペルーのリマで開催された COP20 では、COP21 に先立ち、INDC を提出する際に示す情報（事前情報）等を定めた「気候行動のためのリマ声明」が採択されました。

パリ協定をめぐる国際交渉

2015 年（平成 27 年）のフランスのパリで開催された COP21 では、2020 年（令和 2 年）以降の地球温暖化防止の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。そして、採択から 1 年にも満たない 2016 年（平成 28 年）11 月 4 日に発効されました。パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 より十分下方に抑えるとともに、1.5 に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。また、先進国と途上国という二分論を超え、全ての国に 5 年ごとの削減目標・行動の提出と更新が義務づけられるなど、気候変動対策の国際枠組みとして新たなステージを切り開くものとなりました。

京都議定書では一部先進国の参加にとどまっていたが、パリ協定では全ての国に適用される長期目標が明記され、その長期目標の達成に向けて世界が協力して包括的に気候変動対策を推進する方向性が規定されました。また、5 年ごとに提出・更新する削減目標は、従前の目標より前進させることも規定されました。これらは今までにない特徴であり、今後数十年にわたる社会経済活動の方向性を根本的に変える性質を有しており、パリ協定は世界の気候変動対策の転換点・脱炭素社会の構築に向けた新たな出発点と言えます。

2016 年（平成 28 年）にモロッコのマラケシュで開催された COP22 では、引き続き全ての国が関与する形でパリ協定の実施指針などの交渉を行うことが確認され、採択の期限が 2018 年（平成 30 年）に決まりました。このように、地球温暖化防止に向けた機運が高まる中、2017 年（平成 29 年）6 月に、アメリカがパリ協定を脱退する方針を表明しました。世界第 2 位の温室効果ガス排出国であるアメリカのこの方針は、気候変動に対する国際的な取組を後退させかねないものであり、パリ協定の形骸化が危惧されました。それに対し、同年 7 月にドイツのハンブルグで開かれた 20 カ国・地域（G20）首脳会議においてアメリカを除く各国が「パリ協定は撤回できない」と宣言するなど、パリ協定の履行のため各国は連帯し、地球温暖化対策に取り組んでいく姿勢を示しました。

2017 年（平成 29 年）にドイツのボンで開催された COP23 では、2018 年（平成 30 年）1 月から開始されるタラノア対話（世界全体の排出削減の状況を把握し意欲（ambition）を向上させるための対話）の基本設計が提示されました。2018 年（平成 30 年）にポーランドのカトヴィツェで開催された COP24 では、2020 年以降のパリ協定の本格運用に向けて、全ての国に共通に適用される「パリ協定実施指針」が採択されました。2019 年（令和元年）にスペインのマドリードで開催された COP25 では、市場メカニズムの実施方針の交渉が 1 つの焦点となりましたが、全ての論点について完全に合意するには至りませんでした。2020 年（令和 2 年）にイギリスのグラスゴーで開催

される予定であった COP26 は、新型コロナウイルス感染症の影響により 2021 年（令和 3 年）に延期となりました。

2021 年（令和 3 年）2 月にアメリカがパリ協定に復帰しました。同年 8 月にイギリスのグラスゴーで開催された COP26 では、1.5 目標に向かって努力すること、今後 10 年間ににおける緩和・適応等に関連する行動強化の緊急性、適応策を地方・国・地域の計画に更に統合すること、排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の遡減と非効率な化石燃料補助金の段階的廃止に向けた努力の加速などに言及した「グラスゴー気候合意」が採択されました。また、パリ協定第 6 条に基づく市場メカニズムの実施指針が合意され、「パリ協定実施指針」が完成しました。

2022 年（令和 4 年）にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された COP27 では、「グラスゴー気候合意」の内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス&ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択されました。緩和分野においては、2030 年（令和 12 年）までの緩和の野心と実施を緊急に高めるための「緩和作業計画」が策定されました。また、ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）支援のための措置を講じること及びその一環としてロス&ダメージ基金（仮称）を設置することが決定されました。2023 年（令和 5 年）11～12 月にアラブ首長国連邦のドバイで開催された COP28 では、パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗状況を評価するグローバル・ストックテイク（GST）が初めて実施され、1.5 目標達成にはまだ隔たりがあることが明らかになりました。さらに、COP27 で設置が決定されたロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）に対応するための基金を含む新たな資金運用化に関する決定のほか、緩和、適応、公正な移行等についての決定がそれぞれ採択されました。また、地球温暖化につながる化石燃料をめぐり会期が 1 日延長されるほど激しい争点となりました。最終的に、「段階的廃止」を合意に盛り込むまでには至らず、「化石燃料からの脱却」（Transitioning away from fossil fuels）という表現にとどまったロードマップが承認されました。2024 年（令和 6 年）アゼルバイジャンの首都バクーで開催された COP29 では、気候資金に関する「新規合同数値目標（NCQG）」において途上国向けの気候変動対策のための支援目標を、2035 年までにこれまでの年間 1,000 億ドルから少なくとも 3,000 億ドルに引き上げることが決定されました。この増額幅をどれだけの規模にするかが大きな争点となり、途上国や NGO の激しい反対が起こり、会期が予定よりも 2 日延長されました。また、これまでの COP で先送りされてきた炭素クレジットの売買に関する国際的ルールも合意されました。これにより、パリ協定第 6 条の完全運用化が実現することになりました。さらに、気候変動が招く影響に適応していくための世界目標（GGA）について、ロードマップの策定やハイレベル対話の立ち上げなどが決定されました。しかし、ロス&ダメージや GST に関しては次回に議論を持ち越すことになりました。2025 年（令和 7 年）ブラジル北部ベレンで開かれた COP30 では、主に 3 つの成果が得られました。1 つ目は気温上昇を 1.5 に抑える目標を維持しつつ、適応アクションの進捗状況を追跡する枠組み（ベレン指標）が採択されたこと。2 つ目は気候変動対策における適応策への資金を 3 倍にすることに合意が得られたこと。3 つ目は人間と公平性を気候変動対策に据える「公正な移行」メカニズムが採択されたことです。一方で、アメリカの欠席などで、最終文書に化石燃料についての言及がないなど、厳しい交渉であった一面もありました。

尚、アメリカは 2025 年（令和 7 年）1 月にパリ協定からの 2 回目の脱退を国連に通知し、協定の規定により 1 年後の 2026 年（令和 8 年）1 月に効力が発生し、正式に脱退しています。

地球温暖化の現況と今後の見通し

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、温室効果ガスによる気候変動の見通し、自然や社会経済への影響、気候変動に対する対策などに関する最新の研究成果に対して評価を行っている政府間機構です。1988 年（昭和 63 年）に WMO と国連環境計画（UNEP）のもとで設置されました。IPCC は、世界に向けて正確でバランスのとれた情報を発信して、「気候変動枠組条約」の活動を支援してきました。その報告書は、世界各国の政策に対して強い影響を与えています。

IPCC では、1990 年（平成 2 年）に「第 1 次評価報告書」を公表して以来、5～7 年おきに評価報告書を作成しており、2023 年（令和 5 年）3 月には「第 6 次評価報告書統合報告書」が公表されました。

また、2018 年（平成 30 年）10 月に開催された第 48 回総会で「1.5 特別報告書」¹が公表されました。この報告書では、現在と 1.5 上昇との間、及び 1.5 と 2 上昇の間には、生じる影響に有意な違いがあること、気温上昇を約 1.5 に抑えるためには、2030 年（令和 12 年）までに 2010 年（平成 22 年）比で世界全体の二酸化炭素排出量を約 45%削減することが必要であること等が示されています。また、気候変動に関する海洋等に対する国際的な関心が高まっていること等を踏まえ、2019 年（令和元年）9 月には、IPCC として初めて海洋や雪氷圏を主要なテーマとして取り上げた「海洋・雪氷圏特別報告書」²が公表されました。

海外の都市を中心に、気候変動への危機感を示し、緊急行動を呼びかける「気候非常事態宣言」を行う取組が広がっています。また、若者を中心に気候変動対策を求める学校ストライキ、Fridays For Future（未来のための金曜日）と呼ばれる取組も全世界に広がっています。地球温暖化が一因とされる近年の気象災害の激甚化など、気候変動問題はもはや単なる「気候変動」ではなく「気候危機」とも言われています。2023 年（令和 5 年）7 月には、アントニオ・グテーレス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明し、劇的かつ早急な気候アクションの必要性を訴えました。

本市では、1992 年（平成 4 年）2 月から観測を開始したアメダス辻堂観測所のデータにおいて、2025 年（令和 7 年）に 30 以上を観測した真夏日が 68 日、35 以上を観測した猛暑日が 3 日を記録しました。また、日平均気温の推移の表からも、本市を含め神奈川県内で、平均気温が徐々に上昇していることがわかります。

最高気温日数（アメダス 辻堂観測所）

単位：日

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
真夏日	21	31	40	35	47	48	46	39	59	77	74	68
猛暑日	1	1	2	0	0	1	2	1	0	5	4	3

日平均気温の推移

単位：

	1990 年代	2000 年代	2010 年代	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
辻堂	15.9	16.1	16.4	16.9	16.6	17.7	17.8	17.3
県内平均値 ³	15.7	15.9	16.2	16.6	16.4	17.5	17.7	17.3

1 正式名称：「1.5 の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5 の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する IPCC 特別報告書」

2 正式名称：「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書」

3 辻堂、小田原、海老名、横浜、三浦の県内 5 カ所のアメダス観測所の平均値

(2) 日本の動向

国際的な動向を踏まえた地球温暖化対策

日本で地球温暖化対策が推進されるようになった1つの契機は、1990年(平成2年)に地球環境保全に関する閣僚会議で採択された「地球温暖化防止行動計画」でした。この計画では、2000年(平成12年)までに、一人当たりの二酸化炭素排出量を1990年(平成2年)レベルで安定化させるという目標が立てられました。

その後、1997年(平成9年)の京都議定書の採択を受けて、1998年(平成10年)に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(「温対法」)が制定されました。「温対法」では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体の温暖化対策実行計画の策定などが規定され、地球温暖化対策推進本部(以下、本部)が内閣に設置されました。2008年(平成20年)6月の改定により、都道府県、政令市、中核市、特例市は「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定が義務付けられました。これを受けて本市では、2011年(平成23年)3月に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。本計画は概ね3年ごとに見直しが行われ、2017年(平成29年)3月に第2次改定を行いました。

2008年(平成20年)7月には「低炭素社会づくり行動計画」が策定され、2050年(令和32年)までに温室効果ガス排出量を現状から60～80%削減するという長期目標が掲げられました。続いて2009年(平成21年)9月の国連気候変動首脳会合(気候サミット)で、「温室効果ガス排出量を2020年(令和2年)までに1990年(平成2年)比で25%削減する」という中期目標が表明されました。

その後、2011年(平成23年)3月の東日本大震災の影響を受けて、日本のエネルギーをめぐる状況は一転しました。この状況に対応するため、2013年(平成25年)3月、本部は「当面の地球温暖化対策に関する方針」を発表し、同年のCOP19において、日本は2020年(令和2年)までの削減目標を新たに2005年(平成17年)比-3.8%とすることを表明しました。2015年(平成27年)7月、本部は2030年度(令和12年度)の中期削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、日本は2030年度(令和12年度)の中期削減目標として、温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で-26.0%(2005年度(平成17年度)比で-25.4%)の水準にすることを掲げました。

また、本部は同年12月に「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、日本の約束草案とパリ協定を踏まえ、「地球温暖化対策計画」や「政府実行計画」の策定、地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE(クールチョイス)」の強化などを進めていくことになりました。2016年(平成28年)5月には「温対法」が改正され、COOL CHOICEの一層の強化・実施が進められています。本市もCOOL CHOICEに賛同し、その取組として夏期のCOOL BIZ(クールビズ)や冬期のWARM BIZ(ウォームビズ)などを推進しています。更にCOOL CHOICEを推進していくため、2018年(平成30年)5月にCOOL CHOICEの推進宣言をしました。

2016年(平成28年)5月には「地球温暖化対策計画」が策定され、上記の中期削減目標に加え、長期的目標として、2050年(令和32年)までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが掲げられました。さらに、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略として、政府は、2019年(令和元年)6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。長期的なビジョンに「脱炭素社会」が据えられ、その早期の実現が目指されています。そして、2020年(令和2年)3月に「日本のNDC(国が決定する貢献)」が本部で決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。

世界的に「気候非常事態宣言」を行う取組が広がる中、環境省は、同年6月に「気候危機」を宣

言しました。10 月には、菅首相（当時）が「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、11 月には、衆議院・参議院両本会議において「気候非常事態宣言」が全会一致で可決、採択されました。本市も、2021 年（令和 3 年）2 月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、2050 年（令和 32 年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることを目指しています。

2021 年（令和 3 年）5 月には、「温対法」が改正され、「2050 年カーボンニュートラル」の実現が「温対法」に明記されました。10 月には、「地球温暖化対策計画」が 5 年ぶりに改定され、「中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが掲げられました。そして、この新たな 2030 年度削減目標を記載した「日本の NDC（国が決定する貢献）」が本部で決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、新たな「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。また、同月、「第 6 次エネルギー基本計画」が閣議決定され、「2050 年カーボンニュートラル」、2030 年度（令和 12 年度）の新たな削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。

脱炭素社会の実現に向け、2022 年（令和 4 年）10 月には、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新たに「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（仮称）が開始されました。この新しい国民運動の愛称は、2023 年（令和 5 年）7 月に「デコ活」に決定され、8 月には環境省をはじめ 259 の企業、自治体、団体が「デコ活宣言」を行いました。本市も「デコ活」に賛同し、「デコ活宣言」を行いました（本市の 2025 年度（令和 7 年度）の取組については、第 2 部 - 1 参照）。また、2021 年（令和 3 年）6 月には、「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」が策定され、2030 年度（令和 12 年度）までに少なくとも 100 ヲ所の「脱炭素先行地域」をつくること目指されています。2023 年度（令和 5 年度）も 2 回選定が行われ 28 の提案が選定、第 4 回脱炭素先行地域までに全国 36 道府県 95 市町村の 74 提案が選定されました。一方、政府は地球温暖化による社会や経済への様々な悪影響を最小限に抑えるため、2015 年（平成 27 年）11 月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。また、地方公共団体や民間事業者の適応の取組をサポートする情報基盤として、2016 年（平成 28 年）8 月に「気候変動適応情報プラットフォーム」を設置しました。

2018 年（平成 30 年）6 月には、「気候変動適応法」が制定されました。気候変動の影響はすでに顕在化しており、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減対策という緩和策だけでなく、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策という適応策の重要性が一層増しています。同法の制定により、適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。そして、同年 11 月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。2023 年（令和 5 年）5 月には、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、「気候変動適応法」が改正され、5 月に「熱中症対策実行計画」及び「気候変動適応計画」の一部変更が閣議決定されました。

地球温暖化対策の現況

これまで、2016 年（平成 28 年）に策定された「地球温暖化対策計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する様々な対策・施策が進められてきました。2016 年（平成 28 年）から、地球温暖化対策・施策について、本部によりその進捗状況の点検が行われていましたが、2018 年（平成 30 年）からは、同計画に基づき進捗状況の点検が行われることになりました。そして、その結果

を踏まえて、3年ごとに計画の見直しが検討されることになっています。

2021年（令和3年）に改定された同計画では、2030年度（令和12年度）の中期目標が2013年度（平成25年度）比 - 26.0%から - 46%に引き上げられたことを踏まえ、温室効果ガス別その他区分ごとの排出抑制に関する目標も更新されました。日本の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー起源二酸化炭素については2013年度（平成25年度）比 - 45%、部門ごとでは、産業部門で - 38%、業務その他部門で - 51%、家庭部門で - 66%、運輸部門で - 35%、エネルギー転換部門で - 47%の水準にすることが目指されています。非エネルギー起源二酸化炭素については - 15%、メタンについては - 11%、一酸化二窒素については - 17%、代替フロン等4ガスについては - 44%の水準にすることが目標・目安として設定されています。また、温室効果ガス吸収源として、2030年度（令和12年度）において、森林吸収源により約3,800万 t-CO₂の吸収量を、都市緑化等の推進等により約970万 t-CO₂の吸収量を確保することとされています。さらに、二国間クレジット制度により、2030年度（令和12年度）までの累積で、1億 t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を確保することとされています。2024年度（令和6年度）の日本の温室効果ガスの総排出量は約9億9,400万 t-CO₂であり、2013年度（平成25年度）比で28.7%減少し、前年度比では1.9%減少しました。減少した主な要因としては、製造業の生産量の減少によるエネルギーの減少や電源の脱炭素化（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え）の進展等が考えられます。温室効果ガスのガス別・部門別の排出量については、次のとおりです。エネルギー起源二酸化炭素は2013年度（平成25年度）比で26.0%減少しました。部門別では、産業部門は27.9%、業務その他部門は31.0%、家庭部門は29.8%、運輸部門は16.5%、エネルギー転換部門（電気熱配分統計誤差を除く）は25.5%減少しました。非エネルギー起源二酸化炭素は15.8%、メタンは14.8%、一酸化二窒素は24.6%減少しましたが、代替フロン等4ガス（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）は11.9%増加しました。

7 持続可能な開発目標 (SDGs)

総務担当

(1) 持続可能な開発

1960年代から先進国を中心に公害などの環境問題が顕在化する一方、開発途上国では貧困などが大きな問題となっていました。こうした中、1972年(昭和47年)にストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択されたストックホルム宣言で、経済や社会の発展のためには環境保全の視点を持つことが重要だという考え方が明示されました。そして、国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」が1987年(昭和62年)に報告した「我ら共有の未来(Our Common Future)」により、「持続可能な開発」(Sustainable Development、以下、SD)という概念が一般に定着するようになりました。

これらの動きを踏まえ、1992年(平成4年)6月にブラジルのリオデジャネイロで環境と開発に関する国連会議(地球サミット)が開催されました。地球サミットでは、SDを実現するための行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」とその具体的な行動計画である「アジェンダ21」などが採択され、今日に至る地球環境の保護やSDの考え方に大きな影響を与えました。地球サミットから20年に当たる2012年(平成24年)には、国連持続可能な開発会議(リオ+20)が開催され、地球環境の保護とSDに対する国際的な議論が進められてきました。

(2) 持続可能な開発目標と環境

2015年(平成27年)9月に、ニューヨーク国連本部で国連持続可能な開発サミットが開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択されました。2030アジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、SDGsが掲げられました。SDGsは、2000年(平成12年)に国連で採択された「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals)で残された課題と、リオ+20で議論された深刻化する環境課題など17の目標と169のターゲットから構成されます。SDの促進は地球環境への取組と表裏一体のものであり、17の目標全てが直接、間接的に環境と関わりがあります。

また、SDGsは、あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」であることや、社会のすみずみまで手を差し伸べる「誰一人取り残さない」という考えに基づくという特徴を持っています。こうした特徴を持つ、世界が未来を共有する目標としてのSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を進めることが重要となってきています。



日本でも、2016 年（平成 28 年）5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、同年 12 月に、同本部において、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定されました。2017 年（平成 29 年）6 月には、「自治体 SDGs 推進のための有識者検討会」が設置され、自治体レベルで SDGs に取り組むための方策の検討が行われています。2019 年（令和元年）12 月には、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が改定され、2023 年（令和 5 年）3 月には、「SDGs アクションプラン 2023」が決定されました。同年 12 月には「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が再び改定されました。実施に当たり、持続可能な経済・社会システムの構築、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、地球規模の主要課題への取組強化、国際社会との連携・協働、平和の持続と持続可能な開発の一体的推進が重点事項として挙げられています。そして、地方公共団体は SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

2018 年（平成 30 年）4 月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、SDGs の考え方も活用しつつ、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」「国土のストックとしての価値の向上」「健康で心豊かな暮らしの実現」など分野横断的な 6 つの重点戦略が設定されました。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」という考え方が新たに提唱されました。同年 6 月には、環境省が SDGs に係る取組の進展に寄与することなどを目的として、全ての企業が持続的に発展するための SDGs の活用ガイド「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」を作成しました。2019 年度（令和元年度）から、「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」が実施され、地域循環共生圏のビジョンづくりが行われるなど、SDGs の普及が進められています。「第五次環境基本計画」では、策定後 5 年程度が経過した時点をめどに計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うことが規定されており、2022 年（令和 4 年）12 月から 2023 年（令和 5 年）3 月の期間に 4 回、「第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会」が開催されました。2023 年（令和 5 年）5 月から、中央環境審議会において、「第六次環境基本計画」策定の議論が開始され、2024 年（令和 6 年）5 月に閣議決定されました。

また、2018 年度（平成 30 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）にかけて、内閣府が地方公共団体（都道府県及び市区町村）による SDGs の達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市を SDGs 未来都市として計 206 都市選定し、その中でも特に先導的な取組を自治体 SDGs モデル事業として計 70 事業選定しました。2021 年度（令和 3 年度）には、地方公共団体が広域で連携し、SDGs の理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等を行う地域活性化に向けた取組を「広域連携 SDGs モデル事業」として選定、支援が開始されました。さらに、官民連携の促進を目的として「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」の主催、支援が実施されています。

2021 年（令和 3 年）6 月には、日本のこれまでの SDGs の取組についての進捗を評価した、「2030 アジェンダの履行に関する自発的国家レビュー 2021～ポスト・コロナ時代の SDGs 達成に向けて～」が作成されました。自発的国家レビュー（VNR）は 4 年ぶり 2 回目の作成となります。前回作成時の 2017 年（平成 29 年）では、SDGs に取り組む地方公共団体の割合は 1%でしたが、2020 年（令和 2 年）には 39.7%となっています。政府は、2024 年度（令和 6 年度）末までにこの割合を 60%とする目標を掲げて取組を進め、2024 年度時点で 66.5%に到達しました。また、地方自治体との連携強化により、自発的ローカルレビュー（VLR）の積極的な実施が推進されています。

第2部 藤沢市の環境の現況と取組

「 達成指標に対する本年度の状況 」の表記について

本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。

「達成」「未達成」「一部未達成」は、藤沢市環境基本計画に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示しています。また「継続」は、同達成指標が複数年度にわたるため、引き続き取組を進めている状況を示しています（「「藤沢市環境基本計画」の達成指標に対する状況」は資料編 259-262 ページ参照）。

第 2 部 藤沢市の環境の現況と取組

環境像 1

快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

1 大気の保全

環境目標 1 - 1

環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らせること

環境保全課

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
大気汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について 光化学オキシダントが未達成となっており、全国でも 0.1% (1/1,174 局) と極めて低い水準となっています。それ以外の項目については、環境基準を達成しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	一部未達成 ¹	一部未達成 ¹	一部未達成 ¹	達成
ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準の達成	取組・結果等について 2007 年度(平成 19 年度)以降は環境基準の達成を継続しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	達成	達成	達成	達成 ²
ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について 調査開始以来環境基準については達成を継続しています(2022 年度(令和 4 年度)から隔年調査に変更)。 今後の取組・対策等について 神奈川県調査結果を把握するとともに必要に応じて対応します。	達成	達成 (参考)	達成	達成 ²
微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準の達成	取組・結果等について 2015 年度(平成 27 年度)以降は環境基準の達成を継続しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	達成	達成	達成	達成 ²

1 監視対象 5 物質のうち「光化学オキシダント」が一般環境大気測定局全 4 局で未達成。

2 2020 年度(令和 2 年度)時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

(1) 大気の大気保全状況の監視

大気汚染常時監視測定

環境保全課

<内 容>

「大気汚染防止法」等に基づき、藤沢市役所、湘南台小学校、御所見小学校及び明治市民センターの一般環境大気測定局と藤沢橋の自動車排出ガス測定局で大気汚染のリアルタイム状況を常時監視しました。また、収集した大気測定データは、テレメータシステムによって収集し、毎時のデータを環境省及び神奈川県ホームページで情報公開しました。

<効 果>

令和 7 年度においても大気汚染の状況を監視することにより、環境基準の達成状況を把握することができました。また、光化学スモッグ注意報等の大気汚染による緊急事態に備えることができました。また、ホームページに速報値を掲載し、情報を提供することができました。

令和 7 年度の環境基準適合状況については以下のとおりです。

ア 環境基準の評価方法

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 (PM2.5) については、短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素については長期的評価、光化学オキシダントについては、短期的評価が定められています。

大気汚染物質の環境基準

二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であること。かつ 1 時間値が 0.1 ppm 以下。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下。かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下。かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下。

(ア) 短期的評価

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質

1 時間値の 1 日平均値と 1 時間値を環境基準と比較して評価します。

一酸化炭素

1 時間値の 1 日平均値と 1 時間値の 8 時間平均値を環境基準と比較して評価します。

光化学オキシダント

昼間 (5 時 ~ 20 時) の時間帯における 1 時間値を環境基準と比較して評価します。

微小粒子状物質 (PM2.5)

年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの (365 日分の測定がある場合は、低い方から 358 番目の測定値) を環境基準と比較して評価します。

(イ) 長期的評価

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間の 1 日平均値のうち、高いほうから 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値 (365 日分の測定がある場合は、高い方から 7 日分を除外した 8 番目の測定値) を環境基準と比較して

評価します。ただし、1 日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、不適合と評価します。

二酸化窒素

年間の 1 日平均値のうち、低いほうから 98%に相当するもの（年間 98%値）を環境基準と比較して評価します。

微小粒子状物質（PM2.5）

1 年平均値を環境基準と比較して評価します。

イ 適合状況

（ア）二酸化硫黄

一般環境大気測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

（イ）一酸化炭素

測定している全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

（ウ）浮遊粒子状物質

測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

（エ）二酸化窒素

測定局全局で環境基準に適合しています。

（オ）光化学オキシダント

一般環境大気測定局全局で環境基準に適合していません。本市を含む湘南地域では、光化学スモッグ注意報の発令が 1 回ありました。

（カ）微小粒子状物質（PM2.5）

一般環境大気測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

令和 7 年度 大気汚染常時監視結果及び環境基準適合状況

測定局 項目		一般環境大気測定局				自動車排出 ガス測定局
		藤沢 市役所	湘南台 小学校	御所見 小学校	明治市民 センター	藤沢橋
二酸化硫黄	年平均値 (ppm)	0.000		0.001	0.001	
	年間 2% 除外値 (ppm)	0.001		0.002	0.001	
	環境基準 (長期的評価)	○		○	○	
	環境基準 (短期的評価)	○		○	○	
一酸化炭素	年平均値 (ppm)	0.2				0.2
	年間 2% 除外値 (ppm)	0.4				0.5
	環境基準 (長期的評価)	○				○
	環境基準 (短期的評価)	○				○
浮遊粒子状 物質	年平均値 (mg/m ³)	0.014	0.014	0.014	0.016	0.014
	年間 2% 除外値 (mg/m ³)	0.035	0.038	0.036	0.043	0.041
	環境基準 (長期的評価)	○	○	○	○	○
	環境基準 (短期的評価)	○	○	○	○	○
二酸化窒素	年平均値 (ppm)	0.009	0.009	0.010	0.009	0.010
	年間 98% 値 (ppm)	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024
	環境基準	○	○	○	○	○
光化学オキ シダント	昼間の 1 時間平均値 (ppm)	0.036	0.035	0.033	0.035	
	1 時間値の最高値 (ppm)	0.123	0.123	0.123	0.116	
	環境基準 (短期的評価)	×	×	×	×	
微小粒子状 物質 (PM2.5)	年平均値 (μg/m ³)	8.6	8.9	8.9	9.5	9.2
	1 日平均値の年間 98% 値 (μg/m ³)	20.8	21.3	22.0	21.8	22.0
	環境基準 (長期的評価)	○	○	○	○	○
	環境基準 (短期的評価)	○	○	○	○	○

備考：この表中○は環境基準（長期的評価・短期的評価）に適合していることを示す。×は環境基準（長期的評価・短期的評価）に適合していないことを示す。昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯を指す。

大気汚染常時監視測定結果（一般環境大気測定局）（年平均値）

測定項目	測定局名 年度	藤沢市役所				
		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
一酸化炭素(ppm)		0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.010	0.011	0.011	0.013	0.014
二酸化窒素(ppm)		0.011	0.010	0.009	0.009	0.009
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)		8.3	7.5	8.0	8.1	8.6

測定局名 年度 測定項目	湘南台小学校				
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.001		
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.012	0.013	0.012	0.013	0.014
二酸化窒素(ppm)	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)	7.0	7.1	6.6	7.3	8.9

令和 5 年 5 月 30 日に測定廃止としたため、参考値になります。

測定局名 年度 測定項目	御所見小学校				
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.011	0.012	0.011	0.013	0.014
二酸化窒素(ppm)	0.013	0.012	0.010	0.010	0.010
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)	8.1	8.3	7.6	8.1	8.9

測定局名 年度 測定項目	明治市民センター				
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.014	0.014	0.016	0.016	0.016
二酸化窒素(ppm)	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)	8.5	8.3	8.5	8.8	9.5

光化学スモッグ注意報発令回数

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
発令回数（湘南地域）	2	0	1	3	1

大気汚染常時監視測定結果（自動車排出ガス測定局）（年平均値）

測定局名 年度 測定項目	藤沢橋				
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
一酸化炭素(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.012	0.013	0.013	0.013	0.014
二酸化窒素(ppm)	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)	8.6	8.7	9.0	8.7	9.2

【 市内大気測定局 】



藤沢橋局（自動車排出ガス測定局）



湘南台小学校局



藤沢市役所局



明治市民センター局



御所見小学校局



藤沢橋局 一酸化炭素計、
浮遊粒子状物質計



明治市民センター局
二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計



明治市民センター局
微小粒子状物質(PM2.5)計

簡易法による二酸化窒素の環境調査

環境保全課

<内 容>

分子拡散法による二酸化窒素の調査を 12 月及び 1 月に市内 4 地点で実施しました。

<効 果>

令和 7 年度においても大気汚染常時監視データとの比較により市内の二酸化窒素濃度を把握しました。環境基準を超える地点はみられませんでした。

令和 7 年度 二酸化窒素簡易測定結果 (12 月・1 月の平均値) 単位: ppb

測定地点	測定値	測定地点	測定値
藤沢市役所	17	長後市民センター	17
荻田出張所	18	石名坂環境事業所	19
		市内 4 地点の平均	18

令和 6 年度までは市内 2 2 地点で測定を行っていましたが、長年全地点において環境基準を下回っているため、測定計画を見直し、年間を通して最も濃度が高くなる時期に測定地点を減らして調査を行いました。

公害関係分析事業

大気関係

環境保全課

<内 容>

大気中の窒素酸化物等について分析を実施しました。

大気関係分析検体数 延べ 64 検体

<効 果>

令和 7 年度においても分析結果をもとに、大気環境の状況把握ができました。

有害大気汚染物質調査

<内 容>

アセトアルデヒドやベンゼンをはじめとする有害大気汚染物質について、藤沢市役所及び藤沢橋で月 1 回、御所見小学校で年 2 回の測定を行い、調査を実施しました。

<効 果>

令和 7 年度調査結果について、環境基準の設定されている 4 項目(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)について、測定を行った全てで環境基準を達成していました。

また、評価に当たっての指標や事業者による排出努力の指標として、平成 15 年 9 月にアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の 4 項目、平成 18 年 12 月にクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの 3 項目、平成 22 年 10 月にヒ素及び無機ヒ素化合物の項目、



【有害大気汚染物質 モニタリング調査風景】

平成 26 年 4 月にマンガン及び無機マンガン化合物の項目、令和 2 年 8 月に塩化メチル、アセトアルデヒドの 2 項目が有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値（指針値）として定められました。指針値に係わる項目についても、全て指針値を達成していました。

令和 7 年度 有害大気汚染物質モニタリング調査結果 年平均値

単位：μg/m³ ニッケル化合物～ベンゾ[a]ピレンは ng/m³

測定項目	測定地点	藤沢市役所 （一般環境）	御所見小学校 （一般環境）	藤沢橋 （沿道）	環境基準 （年平均値）
アクリロニトリル		0.013	0.014	-	2（指針値）
塩化ビニルモノマー		0.013	0.006	-	10（指針値）
塩化メチル		1.3	1.2	-	94（指針値）
クロロホルム		0.21	0.15	-	18（指針値）
1,2-ジクロロエタン		0.14	0.11	-	1.6（指針値）
ジクロロメタン		2.1	1.6	-	150 以下
テトラクロロエチレン		0.090	0.082	-	200 以下
トリクロロエチレン		0.37	0.51	-	130 以下
1,3-ブタジエン		0.033	0.064	0.056	2.5（指針値）
ベンゼン		0.49	0.68	0.69	3 以下
トルエン		5.5	5.4	5.1	-
アセトアルデヒド		2.7	2.6	2.4	120（指針値）
ホルムアルデヒド		3.0	2.8	2.7	-
ニッケル化合物		2.1	3.4	-	25（指針値）
ヒ素及びその化合物		0.78	0.98	-	6（指針値）
ベリリウム及びその化合物		0.019	0.020	-	-
マンガン及びその化合物		19	24	-	140（指針値）
六価クロム化合物		0.21	0.17	-	-
クロム及び三価クロム化合物		4.1	5.1	-	-
水銀及びその化合物		1.9	2.1	-	40（指針値）
ベンゾ[a]ピレン		0.078	0.15	0.087	-
酸化エチレン		0.056	0.052	-	-

備考：平均値の算出に当たっては、検出下限値未満の値は検出下限値の 1/2 として計算。

ダイオキシン類環境調査結果

環境保全課

<内 容>

市内におけるダイオキシン類の大気環境調査については、神奈川県の実定計画において令和 4 年度から隔年調査となりました。令和 7 年度については市内 2 か所で測定を実施しました。調査結果については、以下のとおり環境基準値を下回っていました。

ダイオキシン類環境調査結果（大気） 経年変化

単位：pg-TEQ/m³

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	環境基準 （基準値）
調査地点	年平均値					
藤沢市役所	0.031	—	0.0040	—	0.0089	0.6
御所見小学校（県調査）	0.019	—	0.0097	—		

県調査の結果は現在未発表

本市施設における排出ガス（ダイオキシン類）調査

環境施設課（北部環境事業所、石名坂環境事業所）

< 内 容 >

ダイオキシン類の主な発生源として、廃棄物焼却施設が挙げられます。「ダイオキシン類対策特別措置法」などに基づき、令和 7 年度の焼却施設のダイオキシン類の調査結果は下表のとおりです。

< 効 果 >

ごみ焼却施設の排出ガス、敷地内の大気の調査結果は、各基準値を下回っています（排出ガスの詳細については、第 2 部 - 2 参照）。

ごみ焼却施設敷地内の大気の調査結果

単位：pg-TEQ/m³

	環境基準 （基準値）	測定結果	採取年月
石名坂環境事業所（工場棟屋上）	0.6	0.16	令和 7 年 12 月
北部環境事業所（放流槽横）		0.0048	令和 7 年 6 月

毒性等量(TEQ)は、検出下限値以上の数値はそのままの値を用い、検出下限値未満の数値は検出下限値の 2 分の 1 の値を用いる。

（ 2 ）固定発生源への対策

公害関係法令に基づく管理

環境保全課

ア 「大気汚染防止法」

「地方自治法」第 153 条第 2 項の規定に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和 55 年神奈川県規則第 118 号）により、「大気汚染防止法」に関する事務の委任を受けました。その後、平成 6 年 4 月 1 日に「大気汚染防止法」の第 31 条に基づいて、事務委任されるようになりました。

本法に基づくばい煙発生施設設置工場・事業場数は 115 事業場、揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数は 1 事業場、一般粉じん発生施設設置工場・事業場数は 4 事業場、水銀排出施設設置工場・事業場数は 3 事業場となっています（特定粉じん発生施設はありません）。令和 7 年度に受理した届出数は 3,943 件で、内訳は以下のとおりです。

令和 7 年度 「大気汚染防止法」 届出件数 単位：件

届 出 状 況		件数
6 条	ばい煙発生施設の設置	4
8 条	ばい煙発生施設の変更	0
10 条	6 条に係る期間短縮	4
	8 条に係る期間短縮	0
11 条	氏名等変更	13
	ばい煙発生施設の廃止	7
12 条	承継	0
17 条の 13	氏名等変更（揮発性有機化合物排出施設）	0
18 条	一般粉じん発生施設の設置	1
18 条の 13	氏名等変更（一般粉じん発生施設）	0
	一般粉じん発生施設の廃止	2
18 条の 17	特定粉じん排出等作業の実施	12
27 条	「大気汚染防止法」に基づく通知（「電気事業法」）	9
	石綿事前調査結果報告（電子）	3,891
計		3,943
ばい煙発生施設設置工場・事業場		115
揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数		1
一般粉じん発生施設設置工場・事業場数		4
水銀排出施設設置工場・事業場数		3

特定粉じん発生施設はなし。

イ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（「公害防止組織整備法」）は、特定工場において公害防止統括者や公害防止管理者を選任することにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止をすることを目的としています。本市には、この法律に関する事務においても、「地方自治法」第 153 条第 2 項に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和 55 年神奈川県規則第 118 号）により、大気関係に関する全ての特定工場の届出の事務が委任されています。本法に基づく特定工場数は 33 事業場となっています。令和 7 年度に受理した届出数は 17 件で、内訳は以下のとおりです。

令和 7 年度 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」 届出件数

単位：件

届 出 状 況	件 数
公害防止統括者	7
大気関係公害防止管理者	3
水質関係公害防止管理者	5
騒音・振動関係公害防止管理者	2
粉じん関係公害防止管理者	0
計	17
特定工場数	33

工場・事業場の立入調査

環境保全課

< 内 容 >

工場・事業場に立入調査を実施し、ばい煙測定結果等の関係書類の検査及びばい煙発生施設の稼働状況等の調査・指導等を行いました。

< 効 果 >

令和 7 年度の立入調査結果では、違反工場・事業場はありませんでしたが、引き続き施設の良好な維持管理を実施するよう指導を行いました。

公害苦情相談

環境保全課

令和 7 年度の苦情受付総件数は 202 件で、苦情の種類別では建設作業などの騒音に関する苦情が 94 件（47%）と最も多く、次いで野焼きなどの大気に関する苦情が 74 件（37%）、飲食店からのにおいなど悪臭に関する苦情が 23 件（11%）となっています。

年度別苦情受付件数

単位：件

年度 種類	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
大気汚染	123	99	87	62	74
水質汚濁	1	2	0	1	0
土壌汚染	1	0	0	0	0
騒音	134	112	92	64	94
振動	23	20	12	15	7
地盤沈下	0	0	1	0	0
悪臭	29	29	29	18	23
その他	7	6	3	6	4
合計	318	268	224	166	202

野焼き行為の防止

環境保全課

野焼き（屋外における焼却）行為は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されています。家庭から出る落ち葉や紙などのごみは、庭先での野焼きや簡易焼却炉を使用した焼却をやめ、正しく分別してごみ収集に出すように、ホームページなどで呼びかけています。

法令に適さない焼却炉での焼却行為や野焼きは、環境汚染につながるという見方が一般的に定着し、行為者も行政指導に一定の理解を示すようになりました。

法律違反となる野焼き行為には厳しく対処するなど、今後も野焼き行為の防止に努めます。

屋外焼却行為(野焼き)は法律や条例で禁止されています



窓が開けられない！

子供の健康が心配

火事が心配

洗濯物に灰やにおいが付く

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で、焼却炉は厳しい構造基準が定められており、特に「**屋外での焼却行為(野焼き)**」は**禁止(一部例外※を除いて)**されています。





(※) 農家の農作業に伴う焼却などは例外的に認められていますが、周辺の方に配慮し、風向き、時間帯、燃やす量に注意して行ってください。

お問い合わせ先：藤沢市環境部環境保全課 0466-25-1111 (内3131)

廃棄物は許可を受けた専門業者に委託するなどして、適正に処理をしてください。

一般廃棄物の処理や処分に関心がある方は、→
藤沢市 環境部 環境総務課 0466-25-1111 (内3132)

産業廃棄物の処理や処分の問い合わせについては、→
神奈川県 湘南地域環境総合センター 環境部 環境調整課 0463-22-2711 (代談)

産業廃棄物の処理を委託される場合の事業者との問い合わせについては、→
(公社)神奈川県産業資源協会の 045-681-2989

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた20種類の廃棄物のこと(例：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチックなど)

一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物のこと

～ 屋外焼却禁止の根拠法令 ～

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

第16条の2(焼却禁止)
何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
1 一般廃棄物の処理法、第8条(管理一般廃棄物の処理法)、産業廃棄物の処理法又は特別管理産業廃棄物の処理法に就いて行われる焼却物の焼却
2 老朽な物又はこれに著しく劣化した物等による焼却物の焼却
3 公衆に著しく社会の情状上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第26条
次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
15 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抜粋)

第14条(焼却禁止の例)に定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。
1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2 震災、風水害、火災、交通事故その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例(抜粋)

(屋外における焼却の制限)
第49条 何人も、焼却炉の設置又は使用を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、屋外において焼却してはならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。
(1) 規則で定める焼却施設を用いる焼却
(2) 地域的慣習による焼却に伴う焼却その他の規則で定める焼却施設に定める物の焼却に際して
(3) 前項第2号の焼却を行う者は、周辺の生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければならない。
(4) 知事は、第1項の規定に違反して焼却を行っている者に対し、焼却の中止を命ずることができる。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
(3) 第29条第3項、第34条、第35条、第49条第3項又は第50条の規定による命令に違反した者

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(抜粋)

(屋外における焼却の制限)
第41条 各民第49条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。
(1) 合成樹脂
(2) ゴム
(3) 木材(炭化木及び木の枝を含む。)
(4) 油断(断熱材及び有機溶剤を含む。)
(5) 布
(6) 紙
(7) 条例第49条第1項に規定する規則で定める焼却施設は、別表第5の2の規則基準に適合する焼却施設とする。
第50条 各民第49条第1項に規定する規則で定める焼却は、次に掲げる焼却とする。
(1) 農林業者(日本農林規格認定を受ける農業、林業、管理、焼却施設を有する事業所(01 農業)〔園芸サービス業に準ずるものに限る。〕及び園芸サービス業を営む者)が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う焼却であって軽微なもの
(2) 日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
(3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
(4) 地域的慣習による焼却又は宗教上の儀式行事に必要な焼却
(5) 焼却炉に伴う焼却
(6) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却

お問い合わせ先：藤沢市環境部環境保全課 0466-25-1111 (内3131)

【野焼き行為の防止を呼び掛けるチラシ】

化学物質の大気環境調査

<内 容>

市内における化学物質の大気環境調査を行いました。

<効 果>

令和7年度において、藤沢市役所で調査を実施した結果は、以下のとおりです。

令和7年度 化学物質の大気環境調査結果

単位：ng/m³

調査物質	調査結果	全国調査検出範囲
キシレン	1,200	330 ~ 9,500
スチレン	110	ND ~ 4,500
エチルベンゼン	1,300	89 ~ 10,000
p-ジクロロベンゼン	330	120 ~ 17,000

年4回測定した年平均値。

ND：検出下限値未満の値

備考：各々の化学物質の全国調査検出範囲の出典元については、次のとおり。

環境省「化学物質環境実態調査(H10、H11、H24)」

環境保全課

アスベスト調査

環境保全課

<内 容>

アスベストについて調査を実施しました。

<効 果>

令和 7 年度調査結果においては、アスベストについて、幹線道路沿い 1 地点、商工業地域 1 地点、住宅地域 1 地点及び廃棄物処分場等周辺 1 地点を選定し調査した結果、全ての地点でアスベストの繊維数濃度は 1 本 / L 以下でした。

アスベスト環境調査結果（年 1 回 3 日間測定）

単位：本 / L

地域区分	測定地点	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
幹線道路沿線	藤沢橋自動車排出ガス測定局	< 0.056	0.056	0.056	0.056	0.056
商工業地域	市立桐原公園	< 0.056	< 0.056	0.056	0.056	< 0.056
住宅地域	市立湘南台小学校	< 0.056	< 0.056	< 0.056	0.056	< 0.056
離島地域	江の島サムエル・コッキング苑	0.056	0.070	0.056	< 0.056	-
廃棄物処分場 等周辺地域	女坂最終処分場	-	-	-	-	0.056

WHO 環境保健クライテリア（EHC 53）：「都市における大気中の石綿（アスベスト）濃度は、一般に 1 本以下～10 本/L であり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

令和 7 年度では測定地点を離島地域から廃棄物処分場等周辺に変更しています。

アスベスト発生施設への指導

環境保全課

「大気汚染防止法」では、一定規模以上の解綿用機械など、石綿（アスベスト）を発生する施設について、届出の義務や敷地境界線における大気中の許容限度が設定されています。また、この法律では、吹付け石綿などが使用されている建築物等を解体又は改修を行う場合、事前の届出を義務づけるとともに、作業場内を負圧に保つなどの作業基準が設定されています。

アスベストによる健康被害防止に向けて、関係法令の遵守について指導徹底を図るとともに、使用実態などの把握に努めています。

市内中小企業の設備導入支援

産業労働課

藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています。

さらに、この資金の利用者の負担を軽減するため、金融機関に支払った利子の一部を補助する制度を設けています。補助内容としては、補助率が年 0.5% 以内（上限金額 30 万円）で、補助期間が最長 3 年間です。

(3) 移動発生源への対策

自動車対策

ア アイドリング・ストップ等の推進

環境保全課

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、自動車の運転者に駐車時のアイドリング・ストップが義務付けられており、事業者や駐車場の管理者に対してもアイドリング・ストップの実施についての周知が義務付けられています。

本市では web サイトや広報等による啓発や、店舗等への駐車場設置の際にアイドリング・ストップの周知について指導をしています。

イ 次世代自動車の導入

総務担当

本市では、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策等として、次世代自動車の導入等に努めています（詳細は 203-205 ページ）。

ウ 自動車交通量削減の啓発

ゼロカーボン推進課

地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量の少ない移動手段の利用を促進するため、ノーカーデーの実施など、自動車交通量削減を図る必要があります。本市ではホームページ等により、公共交通機関の利用について啓発を行っています。

公共交通機関の強化

都市計画課

公共交通機関は、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策や超高齢社会への対応の観点から強化を図る必要があります。その基本として、自家用車に頼らずに移動できるよう公共交通機関の充実及び利用促進を図っていきます。そのため、関係機関と協議する中で、次のような取組を進めています。

ア 路線バス優先レーンの設置

湘南ライフタウンは辻堂駅から慶応大学までの急行運転の連節バス(BRT)を含む路線バスが運行されており、鉄道駅へのアクセスは比較的良好ですが、朝・夕を中心に定時制・速達性が損なわれる時間帯があります。

この対策として、午前 7:00～8:30 の間、延長約 4 km（羽鳥交番前～湘南ライフタウン）のバス優先レーンを指定しています。



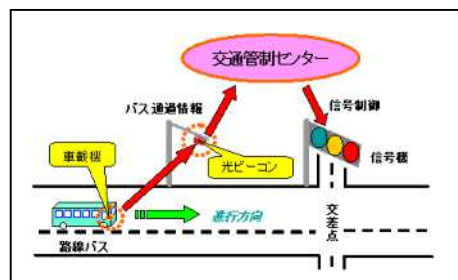
【路線バス優先レーン】

イ PTPS（公共車両優先システム Public Transportation Priority Systems）の導入

バスの定時性の確保とバス利用者の利便性の向上を図るため、路線バスが優先的に通行できるよう信号制御する PTPS を、警察、バス事業者との連携のもと、平成 11 年度に湘南ライフタウンと辻堂駅北口を結ぶ辻堂駅遠藤線（約 5.3 km）、平成 13 年度に湘南台駅西口と慶応大学を結ぶ高倉遠藤線（約 3.9 km）及び湘南台駅西口と湘南ライフタウンを結ぶ亀井野二本松線等（約 4.4 km）に導入しました。バスの旅行時間の短縮などに寄与しています。

【整備項目】

光学式車両感知器	19 基
集中制御交通信号機	49 基
バス車載機	88 基



【PTPS（公共車両優先システム）のイメージ】

ウ 住宅地での地域提案型バスの運行

道路幅員が狭く、特に起伏の激しい地域の住宅地等では、自家用車の利用が多いのが実状です。この対策として、地域住民、バス事業者、本市の3者が連携してバスルート、バス停留所、運行可能なバスの大きさ等について協議を行い、平成9年度から地域提案型バス路線の運行、拡充に取り組んでいます。

現在では14路線で地域提案型バスの運行を実施しています。



【地域提案型バス】

エ バスロケーションシステムの導入

バスの利便性の向上を図るため、バスを利用する市民等にバスの現在位置、到着予想時刻、時刻表等の情報を提供するバス運行システム（バスロケーションシステム）の導入を平成17年から行っています。平成28年度までに、藤沢市内の神奈川中央交通、江ノ電バス、京浜急行バスが運行するバスに導入しました。

このシステムを導入することにより、市民の円滑な移動が可能となり、自家用車から公共交通への利用転換が期待されます。

【バスロケーションシステム イメージ図】



市内導入路線

神奈川中央交通、江ノ電バスが営業する藤沢市内並びに藤沢市内と他市を連絡する全路線
京浜急行バスは、令和7年5月19日をもって藤沢市域の運行が廃止されました。

オ ノンステップ連節バスの導入

新たな基幹的公共交通として、平成 17 年 3 月湘南台駅西口～慶応大学間に、平成 30 年 5 月辻堂駅北口～慶応大学間に、ノンステップ連節バスを導入しました。この路線にすでに導入されている PTPS を活用することにより、中量輸送の実現と、定時性、速達性の改善が同時に図られます。



【ノンステップ連節バス】

自転車利用の促進

自動車交通量を削減し、NO_x、CO₂等を削減することで、大気汚染などの改善を図っていくため、自転車利用を促進します。

ア サイクルアンドバスライド駐輪場の設置

ア：都市計画課

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、公共交通を自転車と上手に組み合わせて利用するシステム、サイクルアンドバスライドの導入を進めています。

市内 4 ヲ所にバス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置しています（詳細は第 2 部 - 3 参照）。

イ 自転車等駐車場の整備

イ：道路下水道総務課

利用者が安心して自転車を利用できるよう、また、駐車を秩序あるものとするため、自転車等駐車場の整備を進めています。

- | | | |
|----------------|-------|----------|
| ○市営自転車等駐車場（無料） | 5 ヲ所 | 237 台 |
| ○市営自転車等駐車場（有料） | 27 ヲ所 | 12,852 台 |
| ○民間自転車等駐車場 | 16 ヲ所 | 6,577 台 |
- （本市補助制度適用施設等）

ウ 自転車通行空間の整備

自転車と歩行者が互いに安全で快適に通行できる環境を目指し、自転車通行空間の整備を進めています。

令和7年度は、「鉄道駅周辺の自転車走行空間整備計画書（辻堂駅）」に基づく辻堂駅周辺ネットワーク路線において、路面標示（自転車ピクトグラム・矢羽根等）による自転車通行空間の整備を実施しました。

凡 例		
：将来ネットワーク路線	：通学路	
：駅周辺ネットワーク路線（歩道なし）	：駅周辺自転車通行空間エリア外周	
：駅周辺ネットワーク路線（歩道あり）	：公園	
：自転車ピクトグラム【左側通行】検討箇所（施設出入口整備箇所）	：駐輪場（市営）	
	：保育園	



【辻堂駅周辺の自転車通行空間整備計画図】

道路整備等

ア 道路・交差点の整備

大気汚染の原因の1つとなっている道路交通渋滞の緩和を図るため、国道・県道の新設改良の事業促進、市道の整備や交差点改良を進めています。

国道	県道	市道
・（都）横浜湘南道路	・（都）横浜藤沢線 ・（都）藤沢厚木線 ・県道湘南台大神伊勢原	・（都）藤沢石川線（本町工区）
（都）とは藤沢都市計画道路のことです。		

ア：道路下水道総務課（国道・県道）／道路整備課（市

イ 国・県等広域的取組

広域的な道路ネットワークの整備促進に関する取組は、自動車交通の円滑化にも寄与することから、「首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会」等を通じて国や関係機関への働きかけを行っています。

イ：道路下水道総務課

2 土壌・地下水の保全

環境目標 1 - 2

環境汚染のない、きれいな土や地下水が確保されていること

環境保全課(土壌・地下水)

環境施設課(北部環境事業所)
(ダイオキシン)

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
土壌の汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について 「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び 形質変更時要届出区域が 11 地点指定され ています。 今後の取組・対策等について 法令に基づく対応を指導中です。	一部未達成 ¹	一部未達成 ²	一部未達成 ³	達成
ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について ダイオキシン類管理対象地等 ³ における土 壌調査において、基準の超過は確認されま せんでした。 今後の取組・対策等について 継続して法令に基づく指導を行います。	達成	達成	達成	達成 ⁴
地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成	取組・結果等について 継続調査地点 3 地点(本藤沢のテトラクロロ エチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 素、羽鳥のクロロエチレン及び 1,2-ジクロ ロエチレン)で未達成。 今後の取組・対策等について 未達成地点において継続して調査を行っ ていきます。	一部未達成 ⁵	一部未達成 ⁵	一部未達成 ⁵	達成

1 3カ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び 16カ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施中。

2 6カ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び 7カ所の事業所において浄化対策を実施中。

3 11カ所で「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定及び 7カ所の事業所において浄化対策を実施中。

● 北部環境事業所が実施する市内 1 地点を含む。

4 2020年度(令和2年度)時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

5 継続調査地点 3 地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、羽鳥のクロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレンが未達成。

(1) 土壌・地下水の保全状況の監視と対策

公害関係法令に基づく管理

環境保全課

ア 「水質汚濁防止法」

「水質汚濁防止法」(「水濁法」)は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護することとともに、生活環境を保全すること等を目的としています。この法律に関する各種の届出の受理等の事務は、同法第 28 条に基づき昭和 49 年から本市に委任されています。

本法に基づく届出対象事業場数(特定施設等を有する事業場)は 219 事業場で、令和 7 年度に受理した届出数は 129 件でした。内訳は以下のとおりです。

令和 7 年度 「水質汚濁防止法」 届出件数		単位：件
届 出 状 況		件数
5 条	特定施設の設置	39
5 条 3 項	特定有害物質使用特定施設及び 特定有害物質貯蔵指定施設の設置	2
7 条	特定施設の構造等の変更	12
9 条	5 条に係る期間短縮	26
	7 条に係る期間短縮	10
10 条	氏名の変更	12
	特定施設の廃止	28
11 条	承継	2
計		131
届出対象事業場数		219
有害物質貯蔵指定事業場数		(9)

有害物質貯蔵指定事業場とは、「特定施設及び有害物質貯蔵指定施設」を設置する事業場又は「有害物質貯蔵施設」のみを設置する事業場。()の数字は、「特定施設及び有害物質貯蔵指定施設」を設置する事業場で特定事業場数に含まれる。

イ 「土壌汚染対策法」

「土壌汚染対策法」(「土対法」)は、土壌中の有害物質による汚染状況の把握やそれらによる健康被害の防止の措置を定めることによって、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。調査報告受理等の事務は、本市に委任されています。

令和 7 年度に受理した届出数は 55 件で、その内訳は次のとおりです。また令和 8 年 3 月 31 日現在、要措置区域 2 件及び形質変更時要届出区域 9 件を指定しています。

令和 7 年度 「土壌汚染対策法」 届出件数 単位：件

届 出 状 況		件数
3 条	土壌汚染状況調査結果報告書	0
	第3条第1項ただし書の確認申請書	10
	第3条第5項土地利用方法変更届出書	1
3 条 7 項	一定の規模以上の土地の形質変更	4
3 条 8 項	土壌汚染状況調査報告書	4
4 条	一定の規模以上の土地の形質変更	22
4 条 2 項	土壌汚染状況調査報告書	9
12 条	形質変更時要届出区域内における形質変更	3
14 条	指定の申請書	1
16 条	汚染土壌の区域外搬出	1
計		55

ウ 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」は、大気汚染や水質汚濁などの公害防止の観点にとどまらず、広く環境保全上の支障の防止を目的としたもので、土壌汚染対策に関しては特定有害物質（特定有害物質使用地）だけでなく、ダイオキシン類（ダイオキシン類管理対象地）についても対象としています。届出受理等の事務は、本市に委任されています。

令和 7 年度に受理した土壌関係の届出数は 164 件で、その内訳は次のとおりです。

令和 7 年度 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例(土壌関係)」 届出件数 単位：件

届 出 状 況		件数
59 条 3 項	特定有害物質使用事業所廃止報告書	1
60 条 1 項	土地区画形質変更等届出書（有害物質）	37
60 条 2 項	土壌調査報告書（特定有害物質）	36
63 条の 3	土地区画形質変更等届出書（ダイオキシン類）	36
63 条の 3	土壌調査報告書（ダイオキシン類）	36
-	その他土壌関係届出	18
計		164

事業場への規制・指導

環境保全課

「水質汚濁防止法」（以下、「水濁法」という）に基づく届出対象事業場数（特定施設等を有する事業場数）は、219 事業場です（うち特定事業場数（水濁法第 5 条第 1 項）は 209、有害物質使用特定事業場数（水濁法第 5 条第 3 項）は 10、有害物質貯蔵指定事業場数は 9（全て特定事業場にも該当）令和 8 年 3 月 31 日現在）。特定事業場数（水濁法第 5 条第 1 項）のうち日平均排水量 50 m³以上の事業場は、21 事業場です。また、カドミウム・鉛等の有害物質を使用している事業場は、38 事業場です。

これらの規制対象事業場を中心に、法律又は条例に基づく排水基準の遵守状況の確認、廃水処理施設の維持管理の指導及び公害防止に係る啓発等を目的として、年間パトロール計画を作成し、立

入調査を行っています。

特に、有害物質使用事業場については、重点的に立入調査を実施しています。令和 7 年度の立入件数は延べ 100 事業場で、うち 59 事業場について採水し分析を行いました。

その結果、違反した事業場は 2 件でした。これらの事業場に対しては、文書による指導を行いました。

令和 7 年度 事業場指導状況 延べ件数				単位：件
区分	「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」			
水質立入事業場	100			
採水事業場	59			
違反事業場	2			
行政指導事業場	5	内訳	口頭指示	1
			文書指示	0
			文書勧告	4
			改善命令	0

有機塩素系化合物地下水調査

環境保全課

<内 容>

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染について汚染井戸及び周辺井戸の状況を監視しました。

<効 果>

汚染井戸及び周辺井戸について継続調査を行いましたが、汚染範囲の拡大等の変化は、見られませんでした。今後も調査を継続していきます。

環境保全課

「水質汚濁防止法」第 16 条に基づく地下水質調査及び地下水・土壌汚染対策

<内 容>

土壌汚染対策については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき事業場に対し、特定有害物質の適正な使用及び管理を指導しました。また、事業場の閉鎖や土地の区画形質変更時の土壌汚染状況調査の実施を、同条例及び「土壌汚染対策法」に基づき指導しました。地下水調査では、神奈川県地下水質測定計画に基づき 15 地点を調査しました。

<効 果>

令和 7 年度までの土壌汚染状況調査の結果、現在、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域を 2 カ所、形質変更時要届出区域を 9 カ所の指定をしています。また、7 カ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施していますが、飛散防止及び土壌の浄化等適正な管理を指導したため、周辺への影響はありませんでした。

また、地下水質調査では、市内を 2 km メッシュで区切って調査するメッシュ調査を 4 地点で実施しましたが、環境基準を上回る地点はありませんでした。また、毎年継続して水質の経年変化を調査する定点調査地点の 8 地点では、環境基準を上回る地点はありませんでした。

前年度までに汚染が確認され継続監視している継続調査地点では、3 地点のうちテトラクロロエチレンが 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1 地点、クロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレ

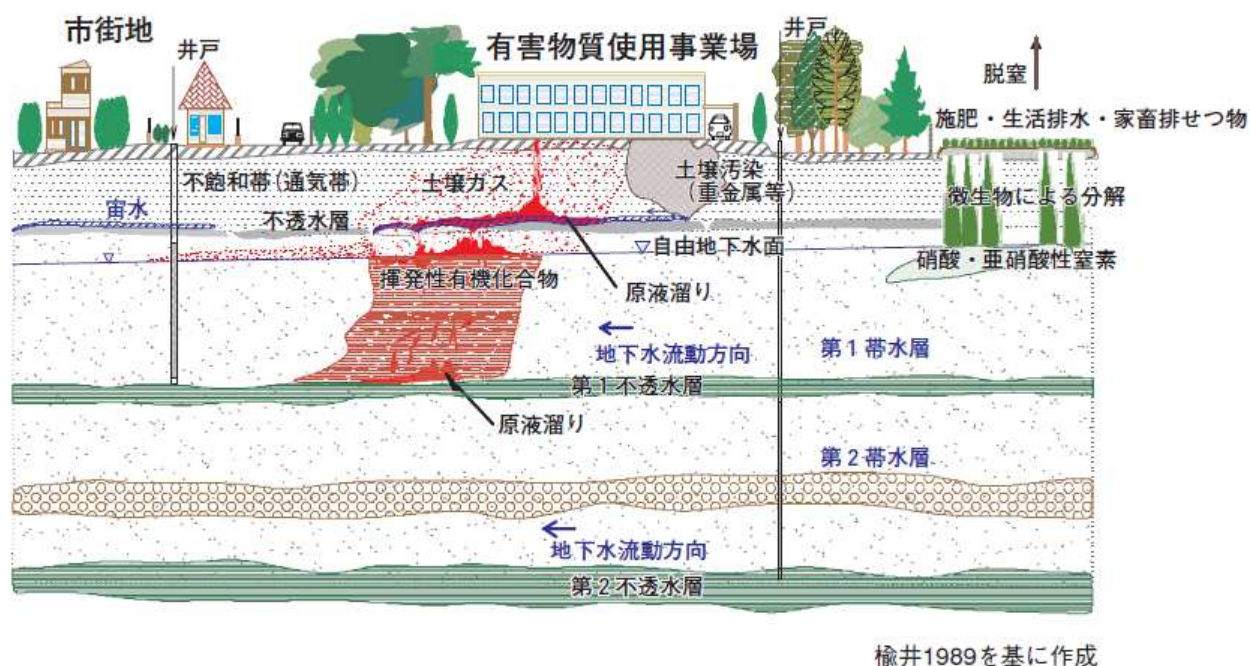
ンが 1 地点で環境基準を超過していました。

地下水汚染の原因特定は大変困難ですが、テトラクロロエチレンについては、過去に工場などで金属の脱脂剤として使用されていた影響であり、1,2 - ジクロロエチレンについては、テトラクロロエチレン等の土壌中での分解生成物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、畑地での施肥や生活排水などの影響と考えられます。

環境基準を超過した井戸については、今後も継続した調査を実施します。

新たに環境基準を超過した井戸が判明し、飲用水として利用している場合には、本市保健所にも井戸の使用についての指導を依頼します。

【地下水汚染のしくみ】



(出典) 環境省環境管理局水環境部編『地下水をきれいにするために』

ダイオキシン類環境調査結果(土壌・地下水)

環境施設課(北部環境事業所)

<内 容>

市内におけるダイオキシン類の環境調査をしました。

<効 果>

令和 7 年度においては、市内 1 ヲ所で土壌調査及び市内 2 ヲ所で地下水の調査を実施しました。調査結果については、以下のとおりです。その結果、土壌及び地下水について、全ての地点で環境基準を達成しています。

令和 7 年度 ダイオキシン類環境調査結果（土壌・地下水）

単位：土壌 pg-TEQ/g、地下水 pg-TEQ/l

調査地点	土壌	地下水
葛 原	—	0.015
用 田	8.3	0.021
環境基準 (基準値)	1,000	1

ダイオキシン類環境調査結果（土壌） 経年変化

単位：pg-TEQ/g

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	環境基準 (基準値)
用 田	15	13	11	8.7	8.3	1,000

ダイオキシン類環境調査結果（地下水） 経年変化

単位：pg-TEQ/l

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	環境基準 (基準値)
葛 原	0.045	0.045	0.025	0.020	0.015	1
用 田	0.047	0.045	0.030	0.016	0.021	

地盤沈下対策

環境保全課

地盤沈下は、地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、粘土層が圧密されることによって生ずると言われています。神奈川県における対策としては、「工業用水法」と「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制があります。本市は、規制地域に指定されていませんが、県条例で「規制地域の周辺地域」に位置づけられ、昭和 52 年から市内に水準基標を設置し、水準測量を実施しています。

< 内 容 >

地盤沈下量等の把握のため、56 カ所の水準点（本市設置分 50 カ所）の延長 60 km の精密水準測量を実施しています。平成 21 年度から隔年で実施しています。

< 効 果 >

令和 7 年度は、全 57 地点中 55 地点で沈下となりましたが、市内全体で問題となるものではありませんでした。

不法投棄に関する対策

環境事業センター

不法投棄は、周辺の土壌や地下水を汚染する恐れがあります。不法投棄は犯罪であり、安全で安心な市民生活の良好な生活環境を維持するため、警察との連携を強化し、投棄者に対し、引き続き適切に対応していきます。悪質な投棄者に対しては厳しく対処するなど、今後も不法投棄防止に努めます。

警察に報告した不法投棄の件数 単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
件数	6	6	8	3	5

3 河川・海の保全

環境目標 1 - 3

環境汚染のない、きれいな川や海が確保されていること

達成指標に対する本年度の状況

環境保全課

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
水質汚濁に係る環境基準の達成	取組・結果等について 神奈川県の実定計画に基づく水質調査では、 大道橋及び下土棚大橋の生物化学的酸素要求量で未達成、江の島西の COD で未達成となっています。本市独自の水質調査では、蓼川及び小出川の生物化学的酸素要求量、小出川の浮遊物質で未達成。 今後の取組・対策等について 引き続き水質の監視を行います。	一部未達成 ¹	一部未達成 ²	一部未達成	達成
ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について ダイオキシン類については環境基準を達成しており、事業場等からの新たな汚染は無いと考えられます。 今後の取組・対策等について 今後も県の計画に準じて調査を継続し、汚染状況を監視します。	達成	達成	達成	達成 ³

1 海域の「江の島西」「辻堂沖」の DO、河川 11 地点のうち「蓼川」「小出川」「打戻川」の BOD で未達成。

2 公共用水域水質調査（河川及び海域）計 8 地点のうち「川名橋」の BOD で未達成。市計画河川 11 地点のうち「蓼川」及び「小出川」の BOD で未達成。

3 2020 年度（令和 2 年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

本市を流れる引地川、境川、目久尻川、小出川は、豊かな自然を残しており、水と緑の骨格となっています。田園地帯を流れ、豊かな自然環境の残る小出川支流、打戻川では浸水被害解消のための改修と併せて、周辺の環境や景観に配慮した多自然型護岸での整備をしています。

平成 9 年度の「河川法」改正により、河川は単に治水・利水の機能を持つだけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に応えていくよう努めます。



【一級河川 小出川】

(1) 河川・海の保全状況の監視

環境保全課

事業場からの産業排水及び家庭からの生活排水に含まれる汚濁物質の量が、河川や海など公共用水域の自然浄化力の限界を超えると、魚類等の水生生物、農業、水産業に被害を生じさせます。

本市では、これらの対策として、事業場の立入検査を行い、排水等の監視指導を行うとともに、河川や海の汚濁状況を把握するため、神奈川県の実定計画に基づく常時監視や、本市独自の計画で監視を行っています。

測定計画（「水質汚濁防止法」第 16 条）に基づく公共用水域の水質調査

環境保全課

< 内 容 >

境川水系 3 地点、引地川水系 3 地点、海域 2 地点について調査を実施しました。

河川 6 地点 年 24 回（月 1 回測定（1 日 2 回採水））

境川水系 境川橋、大道橋、川名橋

引地川水系 富士見橋、石川橋、下土棚大橋

海域 2 地点 年 12 回（月 1 回測定）

相模湾 江の島西、辻堂沖

< 効 果 >

令和 7 年度においても河川・海域の定期的な調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準については、大道橋及び下土棚大橋における BOD、江の島西の COD が環境基準値を超過しました。

人の健康の保護に関する環境基準について、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、人の健康の保護に関する要監視項目のうち、PFOS 及び PFOA の合算値について、境川・境川橋及び相模湾・辻堂沖における結果は、いずれも暫定目標値（50ng / L）以下でしたが、引地川・富士見橋において、83ng / L と指針値を超過する値が検出されました。

なお、引地川においては、本市より上流域において更に高い値が検出されていることから、県及び上流市と連携して、継続監視していきます。

令和 7 年度 公共用水域水質測定結果（河川） 年平均値

水系 採水地点	引地川水系			境川水系			環境基準 （基準値）	
	富士見橋	石川橋	下土棚大橋	境川橋	大遼橋	川名橋		
項目（記号）	C 類型 （引地川）	C 類型 （引地川）	C 類型 （引地川）	C 類型 （境川）	D 類型 （境川）	C 類型 （柏尾川）	C 類型	D 類型
水素イオン濃度 pH	7.7	7.7	7.6	7.4	7.6	7.6	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
溶存酸素量 DO(mg/L)	7.2	7.0	6.3	6.4	6.7	7.2	5 以上	2 以上
生物化学的酸素要求量 BOD ¹ (mg/L) 75%水質値 ²	2.2 <2.5>	3.2 <3.5>	4.4 <5.4>	2.8 <3.6>	8.0 <9.0>	2.0 <2.1>	5 以下	8 以下
化学的酸素要求量 COD ³ (mg/L)	4.2	4.1	3.9	5.7	5.7	6.2	-	-
浮遊物質 SS (mg/L)	6	3	5	5	5	4	50 以下	100 以下

- 1 生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が、暗所・20℃で5日間に、微生物によって分解（酸化）される時に必要とされる酸素の量で、この数値が大きい程汚濁が進んでいることを示す。
- 2 <75%水質値>とは、年間の日平均値の全データ（n）を小さいものから並べ、0.75×n 番目の値で、BOD、COD の環境基準達成の評価に用いる。
- 3 化学的酸素要求量（COD）：水中の被酸化性物質（主に有機物）の量を酸化剤の消費量により測定するもので、酸化剤の消費量が大きい程汚濁が進んでいることを示す。なお、COD は、湖沼、海域には環境基準（基準値）が定められているが、河川には定められていない。

生物化学的酸素要求量（BOD）の年平均値の経年変化

単位：mg/L

水系 採水地点	引地川水系			境川水系		
	富士見橋	石川橋	下土棚大橋	境川橋	大遼橋	川名橋
年度	（引地川）	（引地川）	（引地川）	（境川）	（境川）	（柏尾川）
令和 3 年	2.3	2.9	4.5	3.0	7.5	2.1
令和 4 年	2.1	2.5	3.4	2.4	4.8	2.1
令和 5 年	3.0	3.4	3.8	3.3	5.9	3.0
令和 6 年	2.8	2.8	3.4	3.2	6.1	3.8
令和 7 年	2.2	3.2	4.4	2.8	8.0	2.0

令和 7 年度 公共用水域水質測定結果（海域） 年平均値

項目(記号)	水域 採水地点	相模湾		環境基準 (基準値) 【A 類】
		江の島西	辻堂沖	
水素イオン濃度 pH		8.1	8.2	7.8 以上 8.3 以下
溶存酸素量 DO(mg/L)		8.3	8.3	7.5 以上
化学的酸素要求量 COD(mg/L) 75%水質値		2.0 <2.3>	1.5 <1.8>	2 以下
大腸菌数 (CFU/100 mL)		130	4	300 以下

江の島西：緯度 N35°18'06"、経度 E139°28'21"

辻堂沖：緯度 N35°18'24"、経度 E139°26'52"

大腸菌数の「CFU(Colony Forming Unit)」とは、「コロニー形成単位」という意味で、培養後の発育したコロニー数を数えることで算出する。

化学的酸素要求量（COD）の年平均値の経年変化 単位：mg/L

年度	水域 採水地点	相模湾	
		江の島西	辻堂沖
令和 3 年		1.4	1.1
令和 4 年		1.6	1.3
令和 5 年		2.0	1.3
令和 6 年		1.8	1.3
令和 7 年		2.0	1.5

人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン ¹	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン ²	0.04 mg/L 以下	1, 4 - ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 2 - ジクロロエチレン ¹	0.04 mg/L 以下		

備考 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とはその測定結果が定量限界を下回ることを示す。

3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値が適用されない。

1 クロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレンは地下水のみに基準が適用される。(公共用水域は非該当)

2 シス-1,2-ジクロロエチレンは公共用水域のみに基準が適用される。(地下水は非該当)

生活環境の保全に関する環境基準

類型 (河川)	該当水域	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 90%水質値
B 類型 ¹	目久尻川・小出川・打戻川	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100 mL 以下
C 類型 ²	境川水系(柏尾川合流点より下流及び柏尾川) 引地川水系(全域)	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D 類型 ²	境川水系(柏尾川合流点より上流(柏尾川除く))	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-

備考：基準値は、日間平均値とする。

1 平成 30 年 6 月 29 日付け 神奈川県告示第 328 号で水域類型が指定。

2 平成 25 年 7 月 30 日付け 神奈川県告示第 424 号で水域類型の指定が変更。

類型 (海域)	該当水域	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 ¹ 90%水質値	n-ヘキサン抽出物質
A 類型	相模湾	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下	検出されないこと

備考：基準値は、日間平均値とする。

- 1 令和4年4月1日から大腸菌群数から大腸菌数に変更。自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100 mL 以下となる。

本市計画による河川水質調査

環境保全課

< 内 容 >

境川・引地川流入支川等 10 地点において毎月 1 回調査を実施しました。

10 地点 年 12 回 (月 1 回測定)

境川水系 3 地点、 引地川水系 5 地点、 相模川水系 2 地点

< 効 果 >

令和 7 年度においても本市計画による河川水質調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準について、蓼川及び小出川で生物化学的酸素要求量 (BOD) 小出川で浮遊物質 (SS) が環境基準を達成しませんでした。それ以外の項目については、全ての地点で達成しました。

人の健康の保護に関する環境基準 (前述の項目から PCB を除くカドミウム等 26 項目) について、全ての地点で環境基準を達成しました (打戻川は調査対象外)。

打戻川については、直近の 2 年間で環境基準値を達成しており、水質の改善を確認できたことから、令和 7 年度より測定地点から削除しています。

令和 7 年度 本市計画による河川水質測定結果

水系 採水地点 項目(記号)	境川水系			環境 基準 (基準値) [D 類型]	引地川水系					環境 基準 (基準値) [C 類型]	相模川水系		環境 基準 (基準値) [B 類型]
	白旗川 陣屋橋	滝川 滝川橋	境川 大清水橋		引地川 熊野橋	蓼川 新境橋	不動川 不動川橋	一色川 下中村橋	小糸川 大庭橋		目久尻川 久保田橋	小出川 追出橋	
水素イオン濃度 pH	7.9	8.0	7.6	6.0 以上 8.5 以下	7.8	7.6	7.9	8.3	8.2	6.5 以上 8.5 以下	8.0	7.7	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量 DO (mg/L)	8.8	9.4	8.8	2 以上	10	6.9	9.3	10	9.6	5 以上	9.6	6.5	5 以上
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L) 75% 水質値	1.3 <1.9>	1.0 <1.3>	4.4 <6.0>	8 以下	0.9 <1.3>	6.5 <7.7>	1.4 <1.6>	2.8 <3.7>	1.7 <2.7>	5 以下	1.1 <1.4>	15 <23>	3 以下
化学的酸素 要求量 COD (mg/L)	2.4	2.1	7.1	-	1.6	5.6	2.1	5.6	3.8	-	2.3	15	-
浮遊物質 SS (mg/L)	3	3	5	100 以下	4	9	1	11	4	50 以下	5	31	25 以下

生物化学的酸素要求量（BOD）の年平均値の経年変化

単位：mg/L

水系	境川水系			引地川水系					相模川水系	
採水地点	白旗川	滝川	境川	引地川	蓼川	不動川	一色川	小糸川	目久尻川	小出川
年度	陣屋橋	滝川橋	大清水橋	熊野橋	新境橋	不動川橋	下中村橋	大庭橋	久保田橋	追出橋
令和3年	1.2	0.7	4.2	0.7	4.6	1.7	3.3	1.0	1.0	6.1
令和4年	1.5	1.1	4.2	0.8	7.8	1.4	4.3	2.5	1.2	7.5
令和5年	1.1	1.0	3.5	1.0	7.7	1.6	2.8	2.3	1.3	7.9
令和6年	1.2	1.0	3.0	0.8	6.1	1.4	3.1	2.3	1.2	8.6
令和7年	1.3	1.0	4.4	0.9	6.5	1.4	2.8	1.7	1.1	15

海水浴場水質調査

環境保全課

<内 容>

令和7年度は、片瀬東浜、片瀬西浜・鵜沼、辻堂の海水浴場の水質調査を海水浴シーズン前（5月）とシーズン中（7月）に実施しました。

6 地点 年2回（各2日 1日2回）

片瀬東浜 2 地点、 片瀬西浜・鵜沼 3 地点、 辻堂 1 地点

<効 果>

令和7年度の5月の水質調査においては、片瀬東浜「適」（水質 A）、片瀬西浜・鵜沼「適」（水質 A）、辻堂「適」（水質 A）でした。また、7月の水質調査においては、片瀬東浜「可」（水質 B）、片瀬西浜・鵜沼「可」（水質 B）、辻堂「適」（水質 A）でした。

令和7年度 海水浴場水質調査結果

浴場名 時期 項目	片瀬東浜		片瀬西浜・鵜沼		辻堂	
	5 月	7 月	5 月	7 月	5 月	7 月
透明度	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上
COD (mg/L)	1.3	2.1	1.3	2.1	1.4	1.7
ふん便性大腸菌群数 (個 / 100 mL)	2	25	4	34	2	9
油 膜	なし	なし	なし	なし	なし	なし
判 定 (参 考)	水質 A	水質 B	水質 A	水質 B	水質 A	水質 A

透明度、COD、ふん便性大腸菌群数については、同一海水浴場に関して得られた測定値の平均値。

海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個 / 100 mL)	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全 透 (水深 1 m 以上)
	水質 A	100 個 / 100 mL 以下	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全 透 (水深 1 m 以上)
可	水質 B	400 個 / 100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	5 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ～ 50 cm 以上
	水質 C	1,000 個 / 100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	8 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ～ 50 cm 以上
不適		1,000 個 / 100 mL を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満

ダイオキシン類環境調査

環境保全課

< 内 容 >

市内におけるダイオキシン類の環境調査をしました。

< 効 果 >

水質【市内河川調査：本市調査】

令和 7 年度においては、市内河川 2 ヲ所水質の調査を実施しました。

調査結果については、以下のとおりです。その結果、全ての地点で環境基準を達成しています。

令和 7 年度 ダイオキシン類環境調査結果（河川）

単位：水質 pg-TEQ/L

水 域 名	地 点 名	水 質
引地川水系	富士見橋	0.094
境川水系	境川橋	0.042
環境基準（基準値）		1.0

【参考】水質【目久尻川水系汚染源究明調査：県調査】

平成 12 年度に目久尻川に排出する水路で水質の環境基準を超える地点がありました。このため神奈川県では、継続調査を実施しています。

目久尻川水系汚染源究明調査結果

単位：水質 pg-TEQ/L

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	環境基準 (基準値)
調査地点	年平均値					
流入水（寒川町宮山）	1.0	1.9	2.4	3.3	0.0	1

令和 3 年度以前の数値は、年に複数回調査した結果の平均値です。令和 4 年度以降の数値は、夏季 1 回の調査結果です。

確定待ち

環境化学物質調査

環境保全課

<内 容>

公共用水域（河川）及び地下水の水質について、環境調査をしました。

<効 果>

令和 7 年度においては、市内河川 2 ヲ所でポリオキシエチレンアルキルエーテル及びポリオキシエチレンノニルフェニルエーテルの調査を、市内地下水 2 ヲ所で有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）の調査を実施しました。その結果は、以下の表のとおりです。本市で調査した物質については、ポリオキシエチレンアルキルエーテルが引地川で全国調査検出範囲を超えて検出されましたが、環境基準等の設定はありません。その他については、全国調査の検出範囲内でした。また、地下水の有機フッ素化合物は 2 地点とも指針値を下回っていました。

令和 7 年度 環境化学物質調査結果（河川）

単位：水質 µg/L

SPE ED '98	採水地点 物質名	境川 （境川橋）	引地川 （富士見橋）	全国調査 検出範囲 （水質） ¹	主 な 用 途
		水質	水質		
-	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	3.4	100	<5	台所・洗濯洗剤 化粧品の乳化剤
-	ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル （n=2～15） ²	0.090	0.34	0.018～ 1.3	工業用界面活性剤

ND は、検出下限値未満の値。

1 ポリオキシエチレンアルキルエーテル（S57）、ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル（H17～H26）の全国調査検出範囲は、環境省実施の全国一斉調査結果（測定年）から出典。

2 n は、オキシエチレン基の数を示しています。

令和 7 年度 環境化学物質調査結果（地下水）

単位：水質 ng/L

測定項目	藤沢市本藤沢	藤沢市桐原町	指針 値	主な用途
PFOS	4	6	—	泡消火薬剤など
PFOA	2	5	—	界面活性剤など
PFOS・PFOA 合算値 ¹	7	11	50	

1 有効数字 2 桁で処理しているため、合算値は必ずしも PFOS 及び PFOA の和とは一致しません。

公害関係分析事業

環境保全課

<内 容>

公害関係分析については、「水質汚濁防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場及び事業場の排水並びに公共用水域（河川・地下水・海水）等の分析を実施しました。

水質関係分析数は、13,606 項目（内訳：公共用水域・工場事業場排水等の分析 7,740 項目、下水浄化センター放流水等の有害物質の分析 5,866 項目）でした。

<効 果>

分析結果をもとに工場、事業場の指導及び水環境の状況の把握を行いました。

多様な生物の生息・生育環境の保全

ア：河川水路課

ア 河川

本市管理の河川の整備に当たっては、「多自然川づくり基本指針」に基づき、多様な生物の生息・生育環境の現状と過去からの変遷及びその背景を踏まえ、将来にわたって維持されるように努めます。

イ農業水産課

イ 海域

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業を活用する江ノ島・フィッシャーマンズ・プロジェクトを支援し、海底清掃や藻場の保全活動に努めます。

(2) 発生源への対策

工場排水対策

環境保全課

<内 容>

「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、規制対象事業場の排水処理施設並びに排水について立入検査を実施しました。

「水質汚濁防止法」届出事業場数 219 社

水質立入事業場数（内採水事業場） 100 社（59 社）

<効 果>

令和 7 年度においては、浮遊物質、カドミウム及びその化合物の排水基準違反がありました。

原因は、廃水処理施設の管理等によるもので、事業者への指導を継続しています（詳細は第 2 部 - 2 参照）。

総務担当

農業・畜産に伴う排水対策

環境への負荷を抑えるため、環境保全型農業への支援などを行っています。また、畜産経営に係る環境対策等を目的とした畜舎等の改修・設置への支援などを行っています（詳細は第 2 部 - 4 参照）。

道路維持課

広場・道路等の清掃

きれいで住み良い環境を維持するため、駅前広場及び基幹道路等の清掃を、人力と機械にて実施しています。（詳細は第 2 部 - 2 参照）。

市民相談情報課
（消費生活センター）

せっけん使用を推進する消費者団体への支援

せっけんの使用を推進している消費者団体である「藤沢市せっけん推進協議会」の活動を支援しています。

<主な活動>

せっけんまつり・講演会・せっけん展の開催協力。



【せっけん講演会】

雨水利用の推進

ゼロカーボン推進課

ア 雨水貯留槽の新設

水資源の循環利用を推進するため、住宅に雨水貯留槽を新たに設置する方に対し、費用の一部を補助しています（詳細は第2部 -4 参照）。

イ 浄化槽の雨水貯留施設への転用

下水道計画業務課

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、費用の一部を助成しています（詳細は第2部 -4 参照）。

節水

総務担当

本市では公共施設における節水を徹底するとともに、平成22年度まで、市民や事業者に対し、「藤沢市環境保全行動指針」等により、節水の啓発を行っていました。平成23年度以降は、8月1日の「水の日」にあわせて、二次利用水の活用など、節水の啓発を行っています。

市内年間水道使用量の推移

単位：千 m³

年度	家庭用	営業用	公共用	工業用	その他	総量	1人1日当たり (ℓ)
令和3年	38,974	4,464	1,183	1,882	155	46,658	289.5
令和4年	38,226	4,634	1,222	1,908	171	46,161	285.1
令和5年	37,872	4,692	1,243	1,898	190	45,895	282.7
令和6年	37,726	4,814	1,269	1,856	150	45,814	283.0
令和7年							

四捨五入の影響により、内訳は合計とは一致しない。一人当たり使用量は各年度末の人口を基準とする。

浄化槽

下水道計画業務課

生活排水による河川などの公共用水域の水質汚濁負荷を軽減するため、公共下水道事業計画区域外において、居住の用に供する住宅に浄化槽を設置する者（単独処理浄化槽 又はくみ取り槽から浄化槽への転換の場合）に対して、設置費用の一部を補助しています。浄化槽とは、し尿と併せて雑排水（台所、風呂、洗濯などの污水）を処理するもので、補助金の対象となる浄化槽の構造は、家庭から排水される水質の生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率が90%以上で、放流水のBODが20

mg/L 以下の機能を有するものです。

公共下水道事業計画区域外の浄化槽管理者に対しては、法定検査の受検率向上を目的として検査機関と協働してダイレクトメールを送付するほか、法定検査の結果「不適正」となった浄化槽管理者に対しては、改善指導を行っています。

生活排水のうち、し尿のみを処理するもの。

浄化槽設置補助金	
人槽（人）	補助額（円）
5	332,000
7	414,000
10	548,000

既設浄化槽の撤去費用 : 120,000 円（上限）

既存くみ取り槽の撤去費用 : 90,000 円（上限）

宅内配管の工事費用 : 300,000 円（上限）

浄化槽設置補助件数の推移			単位：件
年度	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
補助件数	2	1	3

公共下水道事業計画区域外における生活排水処理率の推移					単位：％
年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
生活排水処理率	41.53	43.55	44.65	45.28	46.21

公共下水道事業計画区域外における、浄化槽、単独処理浄化槽及びくみ取り槽の総数に占める浄化槽の設置基数の割合。

公共下水道 空欄の数値は確定待ち

下水道計画業務課

< 下水道事業の概要 >

下水道事業では、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図るために、全市域のうち農用地や遊水地、海浜部の一部を除く 5,761.41ha を南部処理区、東部処理区及び相模川流域処理区の 3 処理区に分け全体計画（最終的に下水道で整備する計画）を策定しています。

昭和 30 年から南部処理区の一部について「下水道法」の事業認可（事業区域や期間等を示した事業計画の認可）を受け着手して以来、事業認可区域を順次拡大し、平成 12 年度に市街化区域内の整備が概ね完了し、市街化調整区域の整備に着手しました。

南部処理区は、昭和 30 年に藤沢、鶴沼、片瀬地区 875.7 ha の事業認可を受け、合流式下水道管渠^{かんきょ}整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、現在では全体計画全ての 2,385.03 ha が事業計画面積となっています。また、辻堂浄化センターは昭和 39 年に運転を開始しました。

東部処理区は、昭和 52 年に柄沢、昭和 54 年に村岡、川名、伊勢山辺併せて 663 ha の事業認可を受け、昭和 55 年から分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 2,774.62 ha のうち 2,559.47ha となっています。

また、大清水浄化センターは昭和 60 年に運転を開始しました。

相模川流域処理区は、相模川流域下水道の流域関連公共下水道として、昭和 60 年に折戸地区 25.4ha の事業認可を受け、分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 601.76ha のうち 401.85ha となっています。

令和 7 年度末の事業進捗としましては、事業計画面積 5,346.35ha に対して整備面積 4,805.25ha となり、整備率は 89.9％、人口普及率は全人口に対して 96.2％となっています。（全国平均（令和 7 年度末）は○○％）

また、計画されている浄化センター2カ所は全て供用を開始しており、ポンプ場16カ所のうち15カ所で供用を開始しています。

公共下水道の供用を開始した区域内における下水道未接続家屋に対しては、接続を促すため年間を通じて啓発活動を行っています。

下水道普及率 の推移

単位：％

年度	昭和 55 (1980)	昭和 60 (1985)	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 27 (2015)	令和 2 (2020)	令和 7 (2025)
普及率	44.1	54.8	68.8	81.5	91.5	93.6	94.5	95.4	95.9	96.2

下水道普及率（％）は、市の全人口に対する下水道を利用できる区域内の人口の合計値の割合です。

人口普及率

区 分	面積（ha）	人口（人）
行政区域（A）	6,956.0	444,301
全 体 計 画	5,761.41	443,637
事 業 計 画	5,346.35	435,396
処理区域（B）	4,805.25	427,362

全人口に対する普及率

$$= (B) / (A) = 96.2\%$$

令和 8 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳による。

処理区域（B）は、下表の汚水の整備面積（累計）と同じ。

水洗便所普及状況

単位：戸

	処理区域内戸数	水洗便所設置戸数	処理区域内水洗化率
令和 6 年度末	205,733	202,689	98.5％
令和 7 年度末	207,450	204,383	98.5％
比較増減	1,717	1,694	0.0

管渠（整備済延長）

単位：km

種 別	令和 6 年度末整備済延長	令和 7 年度施行延長	令和 7 年度末整備済延長
汚 水	1190.7	2.3	1,193.0
雨 水	439.9	1.2	441.1

「施行延長」は、法令の効力を発生させるため、下水道法の告示を行い、法律上の手続きを終えたものです。

管渠（整備面積）

単位：ha

種 別	事業計画面積	令和 6 年度末 整備面積（累計）	令和 7 年度 整備面積	令和 7 年度末 整備面積（累計）	整備率
汚 水	5,346.35	4,800.17	5.08	4,805.25	89.9％
雨 水	5,060.63	3,428.84	65.31	3,494.15	69.0％

浄化センター

下水道施設課

施設名	全体計画 処理能力	現状 処理能力	現状流入水質	現状放流水質	運転 開始
辻堂浄化センター	142,400m ³ /日	142,300m ³ /日	BOD 210mg/L	BOD 4.0mg/L	昭和 39 年 8 月
			SS 180mg/L	SS 3mg/L	
大清水浄化センター	93,400m ³ /日	90,300m ³ /日	BOD 190mg/L	BOD 2.5mg/L	昭和 60 年 7 月
			SS 180mg/L	SS 2mg/L	

単位:m³/日

施設名	日平均受水量
辻堂浄化センター	85,200
大清水浄化センター	58,430

下水汚泥の有効利用

下水道施設課

下水汚泥は、可能な限り減容化に努めるとともに、有効利用を図っています。

令和 7 年度 下水汚泥の有効利用実績

単位:t/年

有効利用の形態	発生施設	搬出形態	排出量
建設骨材	辻堂浄化センター	焼却灰(乾灰)	661
		脱水ケーキ	0
菌体りん酸肥料		焼却灰(加湿灰)	3
コンポスト(堆肥化)		脱水ケーキ	0
セメントの原料		脱水ケーキ	0
建設骨材	大清水浄化センター	脱水ケーキ	146.83
コンポスト(堆肥化)		脱水ケーキ	76.80
		脱水ケーキ	138.66
合 計			1026.29

下水道 PR 事業等

下水道計画業務課

下水道の仕組み、役割などを市民に理解していただくために PR 事業を行っています。

< 令和 7 年度 >

「下水道の日」街頭キャンペーン (9 月 10 日) JR 藤沢駅南北自由通路、南口広場ペDESTリアンデッキ、北口サンパール広場

「下水道の日」作品コンクール

小学校 4 年生による下水道に関するポスター及び書道

128 点

「下水道の日」作品展 (9月20日～30日) 市役所分庁舎1階ロビー
 作品コンクール入賞作品の展示
 ふじさわ下水道フェア (10月13日) 辻堂浄化センター
 浄化センターの施設見学、パネル展示、水質検査体験等
 環境フェアへの出展 (11月15日) 市役所本庁舎



【ふじさわ下水道フェア】



【「下水道の日」作品コンクール表彰式】

水の再利用

下水道施設課

浄化センター(下水処理場)では、下水道汚水を処理した水について、次のような利用を行っています。

ア 辻堂浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、処理水そのままと、さらに砂ろ過処理を行ったものの二種類を使用しています。



【辻堂浄化センター】

年度別処理水の再利用状況

単位：m³/年

年度	処理水	砂ろ過水	合計
令和3年	43	1,949,167	1,949,210
令和4年	383	2,015,211	2,015,594
令和5年	295	1,919,612	1,919,907
令和6年	410	1,930,217	1,930,627
令和7年	854	1,916,528	1,917,382
(利用目的)	管路洗浄	水処理、汚泥処理で利用	

イ 大清水浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、簡易ろ過方式のオートストレーナー処理を行ったもの、さらに砂ろ過処理を行ったものの二種類を使用しています。



【大清水浄化センター】

年度別処理水の再利用状況

単位：m³/年

年度	処理水	砂ろ過水	その他	合計
令和 3 年	99,584	455,029	224	554,837
令和 4 年	90,619	415,235	0	505,854
令和 5 年	54,223	439,819	0	494,042
令和 6 年	34,824	432,369	0	467,193
令和 7 年	36,963	493,553	0	530,516
(利用目的)	沈砂洗浄用	汚泥処理用、機器冷却用	工事用水	

4 騒音・振動・悪臭の防止

環境目標 1 - 4

騒音・振動・悪臭が抑制され、快適に生活できること

達成指標に対する本年度の状況

環境保全課

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
騒音に係る環境基準の達成	取組・結果等について 交通騒音調査(8路線 13区間)における評価対象住居 5,891 戸のうち、290 戸(4.9%)で昼夜ともに未達成となっています。 今後の取組・対策等について 国に結果を報告するとともに、引き続き監視を継続していきます。	一部未達成 ¹	一部未達成	一部未達成	達成
航空機騒音に係る環境基準の達成	取組・結果等について 航空機騒音調査(市内5箇所)における、測定の結果、全ての地点で環境基準を達成しました。 今後の取組・対策等について 環境基準を達成していますが、引き続き監視を継続していきます。	達成	達成	達成	達成 ³

- 1 一般環境騒音調査については、市内に16カ所の測定地点を設け、4カ年計画で測定を実施しており、一部の地域で未達成。
交通騒音調査(8路線 10区間)における評価対象住居 5,018 戸のうち、294 戸(5.9%)で未達成。
- 2 交通騒音調査(8路線 11区間)における評価対象住居 9,115 戸のうち、399 戸(4.4%)で昼夜ともに未達成。
- 3 2020年度(令和2年度)時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

(1) 騒音・振動の防止

騒音・振動防止事業

環境保全課

<内 容>

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき公害苦情に係る事業場等に対して、騒音・振動の立入調査を実施し、指導を行いました。

<効 果>

行政指導の結果、改善が図られました。

営業騒音に対する改善指導

環境保全課

昭和 56 年 10 月に「神奈川県公害防止条例」が改正され、深夜飲食店の営業騒音防止のため、カラオケ等の使用時間及び営業時間の制限が設けられました（翌 57 年 4 月施行）。

現在では、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に改正され、同条例に基づき、カラオケ・拡声器など営業騒音に対する改善指導を行っています。

交通騒音等環境調査の実施

環境保全課

<内 容>

市内の国道、県道、4 車線以上の市道（全 22 路線）の交通騒音について平成 24 年度から調査を行っており、道路交通センサス区間（全 45 区間）ごとに面的評価を行っております。令和 7 年度においては、一般国道 1 号、藤沢厚木線、丸子中山茅ヶ崎線、藤沢平塚線、小袋谷藤沢線、菖蒲沢戸塚線、高倉遠藤線及び遠藤宮原線の 8 路線の 13 区間について調査を行いました。

<効 果>

令和 7 年度の調査対象区間における住居等の総戸数は 5,891 戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、5,601 戸（95.1%）でした。

令和 7 年度 道路交通騒音調査結果

評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも基準達成		昼間のみ基準達成		夜間のみ基準達成		昼間・夜間とも基準超過		環境基準 デシベル （等価騒音レベル）	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	昼間	夜間
5,891	5,601	95.1	187	3.1	0	0	103	1.7	70	65

昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～6:00

面的評価とは、幹線道路に面した地域において、幹線道路から 50 m の範囲にある全ての住居等を対象に、環境基準に適合している割合を算出する評価方法。

新幹線鉄道騒音

環境保全課

東海道新幹線については、平成 18 年 5 月に環境省が関係行政機関へ要請した「新幹線鉄道騒音に係る当面の 75 デシベル対策」の完了後、平成 23 年中に環境省が測定を実施、達成を確認しています。

低周波音等の新たな環境問題

環境保全課

近年、低周波音による相談が増えています。環境省では「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月）や「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月）を作成していますが、現状では、規制基準等が明確に定められていません。

快適な生活環境を確保するため、近隣公害に対する迅速な対応を図り、こうした新たな環境問題に対しても、情報の収集及び調査に努めていきます。

環境騒音調査

環境保全課

<内 容>

一般環境騒音を把握するため、平成 12 年度から市内全域のメッシュ調査を行っています。

令和 7 年度においては、サムエル・コッキング苑、片瀬市民センター、鶴沼市民センター、辻堂市民センターの 4 地点で調査を実施しました。

<効 果>

測定結果については、以下のとおりです。全ての地点において、昼夜ともに環境基準を達成しました。

令和 7 年度 一般地域環境騒音調査結果 単位：デシベル

調査地点	測定値 (等価騒音レベル)		環境基準 (等価騒音レベル)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
サムエル・コッキング苑	54	44	55	45
片瀬市民センター	50	41	60	50
鶴沼市民センター	52	38	55	45
辻堂市民センター	51	41	55	45

昼間 6:00 ~ 22:00 夜間 22:00 ~ 6:00

普通騒音計の貸出し

環境保全課

市内に在住・在勤の方に普通騒音計の貸し出しを行っています。貸出期間は、原則として 8 日以内としています。

令和 7 年度の貸出件数は 33 件でした。



【普通騒音計】

年度別普通騒音計貸出件数

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
貸出件数	32	28	51	35	33

近隣生活騒音の防止に対する啓発

環境保全課

騒音とは、好ましくない音、やかましい音の総称で、音の大きさだけでなく、時間帯、生活環境、その日の音に対する感じ方や心の感情、健康状態に左右されることもあります。また、生活するうえで避けられない音や、自分にとって心地よく感じる音も他人にとっては、「うるさい音」「不快な音」と受け取られる場合があります。

騒音問題の解決法として、「相手の立場にたって、互いに理解しあう」ことを呼びかけています。また、騒音の原因や発生源対策についてイラストを作成して、近隣生活騒音の防止に対する啓発活動を進めています。



【近隣生活騒音の防止啓発用チラシ】

深夜花火の騒音防止に対する啓発

「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」により、海岸等の公共の場所における夜 10 時以降のロケット花火や打ち上げ花火などの騒音の出る花火は禁止しています。ルールを守り、近隣に迷惑をかけずに花火を楽しむように呼びかけています。



【配布用手作りポスター】

道路路面の維持管理

道路等のパトロールにより道路の維持管理を適正に行い、車両の通行に伴う騒音、振動の軽減に向け、路面を良好な状態に保持するよう努めています。

令和 7 年度の道路改修舗装事業として、石川下土棚ほか 36 件の舗装打換工事を実施しました。施工延長は約 8,500 m、面積は約 49,000 m² 実施しました。

公共工事等における低騒音・低振動など環境に配慮した建設機械の導入

本市が発注する公共工事等においては、排出ガス対策型建設機械の使用を定めるとともに、騒音、振動の低減を図るため、「騒音規制法」及び「振動規制法」を理解したうえで、国土交通省の指定を受けた低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の導入に努めています。

(2) 航空機騒音の防止

航空機騒音監視測定

環境保全課

<内 容>

航空機騒音についてテレメータシステムにより、常時監視を行いました。

<効 果>

令和 7 年度の測定結果については、以下のとおりです。常時監視による航空機騒音の状況は、測定している 5 地点全てで、環境基準を達成しました。また、県及び厚木基地周辺自治体とともに騒音の低減について働きかけを行っています。

また、令和 7 年度は厚木基地における NLP（夜間連続離着陸訓練）は実施されませんでした。

令和 7 年度 航空機騒音測定結果

測定地点	最高音 (デシベル)	測定回数 (回)	Lden (デシベル)	環境基準 (デシベル)	環境基準に 当てはめた場合 の可否
富士見台小学校	104.4	2,582	48.5	57	○
天神小学校	96.5	611	42.7	57	○
滝の沢小学校	95.6	418	41.6	57	○
明治小学校	95.8	1,430	45.1	57	○
辻堂小学校	96.1	1,529	45.2	57	○

測定回数については、70 デシベル以上・5 秒以上継続した場合を 1 回としている。

Lden とは……時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機 1 機ごとの単発騒音暴露レベル(LAE)に夕方(午後 7 時～午後 10 時)の LAE には 5 デシベル、深夜(午後 10 時～翌 7 時)の LAE には 10 デシベル重み付けをして 1 日の騒音エネルギーを加算し、1 日の時間平均をとって評価した指標。平成 25 年 4 月 1 日から適用。

測定回数に見る経年変化

単位：回

測定地点 \ 年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
富士見台小学校	2,464	2,273	2,344	2,220	2,582
天神小学校	628	492	653	526	611
滝の沢小学校	467	406	379	412	418
明治小学校	1,545	1,422	1,356	1,250	1,430
辻堂小学校	1,604	1,524	1,251	1,379	1,529

令和 7 年度 厚木飛行場周辺の航空機騒音観測結果

騒音発生回数：回 / 日

地点	測定月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年度
大庭中	Lden	49.6	51.0	48.1	42.8	48.5	49.4	54.7	47.6	50.9	46.5	51.6	49.8	50.1
	騒音発生回数	8	6	7	6	4	8	15	8	8	8	9	10	8.3
藤沢総合高	Lden	55.1	47.9	51.6	43.8	51.1	45.9	52.0	44.3	53.5	46.7	49.5	48.1	50.4
	騒音発生回数	14	12	12	9	7	8	12	9	9	9	11	11	10.3
御所見中	Lden	43.7	45.0	43.9	41.6	40.9	40.9	45.0	44.4	49.2	42.6	42.9	43.5	44.3
	騒音発生回数	5	5	5	3	3	4	6	6	5	3	4	5	4.4
湘南台小	Lden	46.9	38.8	43.5	32.3	42.1	35.9	41.2	26.1	46.8	36.3	42.5	35.8	42.0
	騒音発生回数	2	1	1	1	0	1	1	0	2	1	1	1	1.0

藤沢設置分（数値は速報値） 出典：防衛省南関東防衛局 web サイト

住宅防音工事

災害対策課

<内 容>

厚木飛行場周辺で「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、南関東防衛局が住宅防音工事の助成事業を実施しています。

令和 7 年度の住宅防音工事は総数で 346 世帯でした。

<効 果>

住宅防音工事の実施により、航空機騒音の軽減が図られましたが、さらにこの工事の対象や内容の拡充について、国に働きかけています。

年度別住宅防音工事実施状況（南関東防衛局提供）

単位：世帯

年度	一挙工事	追加工事	特定工事	建替工事	区画改善	告示後住宅	外郭工事	工法是正	計
令和 3 年	339	11	4	8	54	0	406	0	822
令和 4 年	352	8	13	6	69	0	281	8	737
令和 5 年	243	2	9	7	65	0	703	89	1,118
令和 6 年	162	10	10	14	95	0	295	34	620
令和 7 年	109	5	1	5	59	0	148	19	346

平成 22 年 4 月 1 日から外郭工事が 75 WECPNL 以上 85 WECPNL 未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅も対象。また、新規工事は廃止され、世帯人員 + 1 居室までの居室（5 居室が限度）を対象とする「一挙工事」を実施。

「WECPNL」とは・・・加重等価平均感覚騒音レベルといい、航空機騒音の測定及び評価のために考案されたものであり、航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音の単位。

工法是正工事：昭和 61 年 9 月 10 日までに建設された住宅で、平成 18 年 1 月 31 日の工法区分線の設定により、75 WECPNL（第 Ⅰ工法適用）から 80 WECPNL（第 Ⅱ工法適用）となった区域に所在し、かつ過去に 75 WECPNL（第 Ⅰ工法適用）で防音工事を実施した住宅を対象とする工事。

（３）悪臭の防止

環境保全課

悪臭防止の指導

悪臭は、騒音、振動公害と同様、感覚公害の 1 つですが、吐き気、頭痛、食欲不振など健康にも影響があると言われています。発生源としては工場・事業場が多く、製造業・サービス業・畜産農業等多岐にわたっており、屋外焼却行為によるものも目立っています。

神奈川県では「悪臭防止法」に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を定め、平成 15 年 11 月 1 日から施行しています。その後、平成 24 年 4 月 1 日に、これらの地域指定及び規制基準を定める事務が神奈川県から本市に委任されました。規制地域は農業振興地域を除く都市計画区域で、規制手法は「悪臭防止法」で定める臭気指数による規制となっています。また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、全工場・事業場に対し悪臭に関する規制基準を定め、建屋の密閉化、脱臭装置の設置等の措置を講ずることを義務付けています。

本市でも、「悪臭防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場や事業所に対して悪臭防止の指導を実施しています。

公害関係法令に基づく指導事務

環境保全課

< 内 容 >

公害関係法令に基づく許可申請、届出に対する審査、並びに建築物等の事前協議により、公害防止対策の推進に努めるとともに、県及び関係市町と共通した公害問題の解決等について協議し、連携を図りました。なお、令和7年度の公害防止対策に係る事前協議事務の受理は0件でした。

< 効 果 >

公害関係法令に基づく申請の許可並びに届出の受理事務

令和7年度の受理件数

「水質汚濁防止法」	129件	(届出対象事業場数	219社)
「大気汚染防止法」	3,943件	(	115社)
(うち石綿事前調査結果報告		3,891件)	
「騒音規制法」	190件	(	267社)
「振動規制法」	130件	(	123社)
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」	484件	(	544社)
「公害防止組織整備法」	17件	(	33社)
「土壌汚染対策法」	55件		

石綿事前調査とは、改正大気汚染防止法により、一定規模以上の建築物等について、アスベスト調査・報告が義務化されたもの。

公害防止対策に係る事前協議事務

令和7年度の受理件数 0件

5 放射性物質への対応

環境目標 1 - 5

放射性物質による汚染がなく、安全で安心な暮らしができること

達成指標に対する本年度の状況

環境保全課

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
放射線量の基準値の達成	取組・結果等について 空間放射線量を測定している全ての地点で、 基準値を達成しています。 今後の取組・対策等について 2020年度(令和2年度)時点以降で環境基準を達成しています。	達成	達成	達成	達成

(1) 食材の検査

市内製造食品

生活衛生課

市内で製造した食品の放射性物質の検査を実施し、「食品衛生法」で定められた基準値を超える放射性物質を含む食品の発見・排除に努めています。

令和 7 年度 市内製造食品の放射性物質の測定結果

単位：Bq/kg

採取日	種類	放射性セシウム			基準値	検査機関
		セシウム-134	セシウム-137	合計		
10 月 21 日	牛乳	0.26 未満	0.28 未満	0.54 未満	50	神奈川県 衛生研究所

- 1 表中の「(数値) 未満」とは、放射性物質濃度が当該数値で表される検出限界値に満たないことで、不検出と同じ意味を表す。
なお、検出限界値は同じ機器で測定しても検体ごとに異なり、また、測定時間を長くすることで、低値になる。
- 2 厚生労働省の通知に基づく食品中の放射性物質の試験法により検査を実施。

市民相談情報課
(消費生活センター)

藤沢市放射能測定器運営協議会による食品の放射能測定

藤沢市放射能測定器運営協議会と協働して、市民から持ち込まれる食品の放射能測定を実施しています。

測定は無料で、市民の方であればどなたでも利用できます。

(2) 空間放射線量・放射能濃度の監視

環境保全課

市役所敷地内の空間放射線量の測定

市役所本庁舎敷地内において月 2 回、空間放射線量を測定しています。除染要否の基準値を「地上 5cm で 1 時間当たり 0.19 マイクロシーベルト以下」と本市独自で定めています。

令和 7 年度 市役所敷地内における空間放射線量の測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時）

測定場所	1 cm		50 cm		1 m	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
本庁舎敷地内	0.03	0.04	0.03	0.06	0.03	0.05

- 1 令和 7 年 10 月から測定箇所を 1m 単独に変更したため、令和 7 年度 1cm 及び 50cm の測定結果は 4~9 月分によるものです。

環境保全課

海岸における空間放射線量

片瀬海岸東浜、片瀬海岸西浜、辻堂海岸、鵠沼海岸（引地川河口付近）において月 1 回、空間放射線量を測定しています（片瀬海岸東浜は 7、8 月のみ）。

令和 7 年度 海岸における空間放射線量の測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時）

測定場所	1 cm		50 cm		1 m	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
片瀬海岸東浜	0.020	0.031	0.030	0.035	0.020	0.024
片瀬海岸西浜	0.028	0.040	0.025	0.040	0.020	0.040
辻堂海岸	0.025	0.035	0.030	0.035	0.022	0.035
鵠沼海岸	0.022	0.035	0.025	0.033	0.022	0.039

本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm ~ 1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 μSv/h）相当分。

海水及び河川水の放射能濃度

環境保全課

片瀬海岸東浜・片瀬海岸西浜・辻堂海岸の海水、引地川河口の河川水を採取し、放射能濃度を測定しています（片瀬海岸東浜、辻堂海岸は7・8月のみ）。

令和7年度 海水及び河川水の核種別放射能濃度の測定結果

測定場所	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
片瀬海岸東浜	不検出	不検出	不検出
片瀬海岸西浜	不検出	不検出	不検出
辻堂海岸	不検出	不検出	不検出
引地川河口	0.41(8月)	不検出	不検出

検出下限値は、ヨウ素-131が0.28～0.47 Bq(ベクレル)/kg、セシウム-134が0.27～0.44 Bq/kg、セシウム-137が0.26～0.46 Bq/kg。

ごみの焼却灰に含まれる放射性物質濃度

環境施設課(北部環境事業所/石名坂環境事業所)

一般廃棄物焼却施設(北部環境事業所及び石名坂環境事業所)から排出される焼却灰に含まれる放射性物質濃度を測定しています。

令和7年度 焼却灰の放射性物質濃度(北部環境事業所)

単位: Bq/kg

		ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137	基準値
主灰 (乾土換算値)	1号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	8,000
	2号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	
飛灰 (乾土換算値)	1号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	26 (28)	8,000
	2号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	20 (25)	

- 1 上段に直接測定値(採取したままの状態での濃度)、下段に乾土換算値(採取した検体乾燥させた固形物中の濃度)を記載。
- 2 主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰を示す。
- 3 飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。
- 4 「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない(定量できない)ことを表す。

令和7年度 焼却灰の放射性物質濃度(石名坂環境事業所)

単位: Bq/kg

	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137	基準値
飛灰 (乾土換算値)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	8,000

- 1 上段に直接測定値(採取したままの状態での濃度)、下段に乾土換算値(採取した検体乾燥させた固形物中の濃度)を記載。
- 2 飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。
- 3 石名坂環境事業所の焼却炉は、主灰は排出されない方式。
- 4 「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない(定量できない)ことを表す。

5 令和7年度から測定回数が1回/年に変更。

(3) 放射性物質に関する知識の普及・啓発等

放射性物質に関する様々な情報がある中で、正しい情報を市民一人ひとりが理解することが大切です。本市では「ふじさわ環境フェア」等の環境イベントで放射性物質に関する知識について普及啓発しています。

6 景観の保全・形成

環境目標 1 - 6

藤沢ならではの景観が保全され、良好な景観が形成されていること

達成指標に対する本年度の状況

街なみ景観課

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
景観形成基準の達成	取組・結果等について 手続き対象行為に該当する、特別景観形成地区、景観形成地区及び大規模建築物等については、届出件数 76 件、認定件数 5 件、通知件数 4 件、計 85 件であり、すべての届出等が景観形成基準に適合する計画となりました。 今後の取組・対策等について 引き続き、対象行為が良好な景観形成に資する計画となるよう、事業者等との協議を継続します。	達成	達成	達成	達成

2020 年度（令和 2 年度）時点で景観形成基準を達成しているため、達成状況を維持。

(1) 都市景観の保全・形成

街なみ景観課

景観形成地区等の指定と市民主体の景観まちづくり活動への支援

魅力ある都市景観を形成していくには市民・事業者・行政それぞれの景観形成に対する理解と協力が重要です。景観形成への取組を地域内で重点的に進めていくための制度として、景観形成地区等の指定の制度があります。指定に当たっては、地域住民が景観形成協議会等の組織化を図り、自ら計画をまとめていくことを基本としています。景観形成協議会等の計画のとりまとめや合意形成に向けた活動に対し、専門家派遣や技術的援助、活動経費助成等の支援をしています。

「藤沢市都市景観条例」における指定地区

「都市景観条例」制定日 平成元年 3 月 31 日	
特別景観形成地区	江の島特別景観形成地区 (平成 2 年 5 月 1 日)
	湘南 C-X (シークロス) 特別景観形成地区 (平成 18 年 11 月 28 日)
景観形成地区	サム・ジュ・モール景観形成地区 (平成 5 年 6 月 1 日)
	すばな通り地区景観形成地区 (平成 9 年 9 月 1 日)
	湘南辻堂景観形成地区 (平成 19 年 1 月 12 日)
	湘南通り景観形成地区及び辻堂熊ノ森景観形成地区を一体化
	ニコニコ自治会景観形成地区 (平成 24 年 3 月 30 日)
	湘南台景観形成地区 (平成 24 年 3 月 30 日)
	Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区 (平成 25 年 5 月 24 日)

景観形成地区・特別景観形成地区内における建築物等の新築・増築等に係る届出・認定

街なみ景観課

地区内の建築物・工作物の新築や増築等に際し、事業主体である市民や事業者から「景観法」に基づく届出又は認定申請を受け、景観形成基準に整合した事業計画となるように協議を行っています。



【江の島特別景観形成地区】

届出（認定）件数の推移

単位：件

地区名	年度	届出（認定）件数				
		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
江の島特別景観形成地区		7	4	6	7	5
湘南 C-X（シークロス）特別景観形成地区		0	1	3	2	0
サム・ジュ・モール景観形成地区		2	0	0	2	1
すばな通り地区景観形成地区		1	3	0	3	4
湘南辻堂景観形成地区		1	2	3	3	1
ニコニコ自治会景観形成地区		12	11	19	12	14
湘南台景観形成地区		5	6	1	3	3
Fujisawa サスティナブル・スマートタウン景観形成地区		0	6	12	1	0

街なみ景観課

大規模建築物等に対する届出

大規模建築物等の新築・増築等については、事業主体である市民・事業者から「景観法」に基づく届出を受け、建物等の敷地の利用に関わる配置のデザイン、道路・隣地との境界領域のデザイン、建築物等自体のデザインなどについて、調和のとれたゆとりある街並み形成となるよう、協議を行っています。



【藤沢駅南口周辺】

大規模建築物等の届出・通知件数

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
大規模建築物等の届出	50	51	45	43	53
大規模建築物等の通知	4	1	4	3	4
計	54	52	49	46	57

街なみ景観課

都市景観アドバイザーによる助言

地域の都市景観の形成に対して先導的な役割を担う公共施設や、景観上重要な場所である主要駅周辺、国道 134 号沿線等の大規模建築物、景観形成地区内の建築物等のデザインについては、建築、都市デザイン、色彩計画、ランドスケープの専門家である都市景観アドバイザーによって、専門家の立場から助言・指導を行っています。

景観重要公共施設の指定

街なみ景観課

相模湾沿岸の良好な景観形成を関係市町と連携して推進するため、湘南海岸周辺及び江の島の公共施設を、「景観法」に基づく景観重要公共施設に指定しています。当該施設の整備や区域内の占用物件については、良好な景観形成に向けた協議を行っています。

景観重要公共施設

区 域	対 象 施 設
湘南海岸周辺	国道 134 号 湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鵠沼海浜公園、県立辻堂海浜公園） 藤沢海岸（藤沢海岸、湘南港海岸、国道 134 号自転車歩行者専用道路） 片瀬漁港
江の島	湘南港 湘南港臨港道路 県道 305 号（江ノ島） 市道片瀬 334 号線 市道片瀬 358 号線

開発業務課

民間宅地開発等に関する許可等

本市は、道路事業、下水道事業、土地区画整理事業等の公共事業により都市基盤整備を行い都市の骨格を形成する一方、民間による開発行為や建築行為等が活発に行われています。これらの行為に一定のルールを定め、それに従って開発が行われているかどうかをチェックする必要があります。このうち、開発行為に関して設けられた制度が昭和 44 年に施行された「都市計画法」に基づく開発許可制度です。市街化区域にあっては開発区域の面積が 500 m² 以上のものについて、市街化調整区域にあっては全ての開発行為について許可制度の対象として、市長が許可事務を行っています。

一方、土地利用をどのようにコントロールするかは、大きな課題です。その基準を定めているのが「都市計画法」及び「建築基準法」等になります。しかし、本市のように都市の成長が進み、また土地の高度利用を要求される都市では、それらの法のみによるチェックだけでは十分にコントロールができません。そこで、一定規模以上の開発行為や建築行為に対しては「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成 21 年 7 月 1 日施行）」を定め、手続及び公共施設整備を義務付けています。

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」の申請件数 単位：件

該当項目 (令和 7 年度)			件数
特定開発事業	ア	開発行為(「都市計画法」第 4 条第 12 項に規定する開発行為)でその規模が 3,000 m ² 以上のもの	1
	イ	中高層建築物で、階数が 5 以上であるもの又は延べ面積が 3,000 m ² 以上の建築	13
	ウ	大規模建築物(大規模小売店舗でその用途に供する部分の床面積が 10,000 m ² 超)の建築	0
	エ	ホテル若しくは旅館、劇場、映画館若しくは演芸場又はキャバレー、遊技場、集会場その他これらに類する用途に供する建築物で 300 m ² 以上の建築	1
	特定開発事業合計		15
開発事業	ア	開発行為(「都市計画法」第 4 条第 12 項に規定する開発行為)でその規模が 500 m ² 以上のもの	57
	イ	中高層建築物(共同住宅で階数 3 以上かつ 24 戸以上であるもの又は共同住宅以外で階数 3 かつ延べ面積が 2,000 m ² 以上のもの)の建築	3
	ウ	特定建築物等(第 1・2 種低層住居専用地域・調整区域において階数 3 以上又は軒高 7 m 超のもの、前述以外の用途地域において高さが 10 m を超えるもの、工場その他公害の発生の恐れがあるもの、300 m ² 以上の倉庫、ホテル・遊技場等の用途に供するもの、又は高さ 15 m 超の工作物)の建築	18
	エ	特定共同住宅(住戸面積が 37 m ² 未満の住戸が 8 戸以上の共同住宅を含むもの)の建築	44
	開発事業合計		122
総計			137

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」における

開発行為及び中高層建築物の過去 5 年の申請件数 単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
開発行為(500 m ² 以上)	51	55	56	44	58
中高層建築物	23	22	18	19	16
合 計	74	77	74	63	74

「藤沢市風致地区条例」の制定

街なみ景観課

風致地区とは、都市の風致を維持するために定められる「都市計画法」に基づく地域地区です。本市には、史跡・名勝の江の島、湘南海岸及び閑静な住宅地の鵜沼、片瀬山、辻堂太平台等の良好な自然環境や景観のすぐれた地区がまだ多く残っています。「都市計画法」に基づき風致地区を 5 カ所指定し、これらの快適な都市環境を維持する努力を行っています。

「風致地区条例」とは、「都市計画法」に基づいて、風致地区内における建築物の建築や宅地の造成等について必要な規制を行い、都市の風致を維持することを目的として定めるものです。今までの「風致地区条例」は、昭和 45 年に神奈川県が制定したものであり、本市では、昭和 56 年から事務移譲を受け、許認可等の事務を行ってきました。

「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の改正により、「風致地区条例」の制定権限が都道府県から市町村に移譲されたことを受け、平成 26 年 3 月に「藤沢市風致地区条例」を制定し、同年 10 月 1 日より運用を開始しました。

風致地区における許可

街なみ景観課

許可を受けなければならない行為は、

建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は色彩の変更

宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

水面の埋め立て又は干拓

木竹の伐採

土石の類の採取

屋外における物件の堆積

となっています。

「藤沢市風致地区条例」では、風致地区内において建築物を建築する際に、建築物の高さ、建蔽率、屋根・外壁の色彩、壁面の後退、緑地の確保を総合的に規制することにより風致の維持を図り、安全で快適なまちづくりを目指しています。

許可申請件数年次推移

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
風致地区許可申請件数	307	202	191	268	217

風致地区指定一覧表

単位：ha

名称	指定年月日	面積	地域の特性
第 1 号 片瀬山風致地区	昭和 36 年 3 月 17 日	145.25	緑豊かな丘陵地 相模湾の眺望
第 2 号 江の島風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	26.20	史跡名勝地
第 3 号 鵜沼風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	138.44	良好な住宅地 境川沿いの水と緑の調和
第 4 号 湘南海岸風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	224.08	相模湾沿岸の砂丘 とクロマツ
第 5 号 太平台風致地区	昭和 31 年 1 月 27 日	50.07	丘陵地とクロマツの林
計		584.04	

都市景観に関する各種パンフレットの発行

以下の各種パンフレットを作成するなどして、都市景観に関する情報提供と啓発を進めています。

- ・大規模建築物等の景観形成基準
- ・江の島特別景観形成地区
- ・湘南 C-X（シークロス）特別景観形成地区
- ・サム・ジュ・モール景観形成地区
- ・すばな通り地区景観形成地区
- ・湘南辻堂景観形成地区
- ・湘南台景観形成地区
- ・ニコニコ自治会景観形成地区
- ・Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区
- ・色彩景観ガイドライン

都市景観市民団体の認定と支援

都市景観市民団体は、地域住民による地区の都市景観形成に寄与することを目的とした一定条件を満たす団体を本市が認定する制度です。良好な都市景観形成の活動を行う団体を市長が認定することで、市民による自主的な都市景観形成活動の支援をしていきます。

都市景観市民団体

- ・鵜沼の緑と景観を守る会（平成 19 年 5 月 7 日認定）
- ・藤倶楽部（平成 20 年 6 月 11 日認定）
- ・鵜沼景観まちづくり会（平成 20 年 8 月 5 日認定）
- ・善行雑学大学（平成 21 年 9 月 1 日認定）

7 文化的・歴史的資源の活用

環境目標 1 - 7

文化的・歴史的資源の活用により、郷土意識が醸成されていること

達成指標に対する本年度の状況

郷土歴史課

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用の充実	取組・結果等について 市民の共有の財産である本市所蔵の郷土資料や文化財等の公開活用については、市民ギャラリーでの展示公開事業や「電子博物館みゆネットふじさわ」による情報提供などを実施し、一定の効果がありません。 今後の取組・対策等について 引き続き文化財等の保存、活用について取組を進めていきます。	継続	継続	継続	継続

(1) 文化・歴史的資源の保全・活用

郷土歴史課

文化財の指定、調査、保存管理

ア 文化財総合調査

文化財総合調査の後を受け、平成 7 年度から社寺建築物の調査、平成 15 年度から旧藤沢宿歴史的建造物調査を実施しました。これらの調査の内容をもとに資料の整理を行っています。

イ 文化財緊急調査

新たな発見に伴って緊急調査を行います。

ウ 文化財保存・管理

現在、112 件の国・県・市指定の文化財、20 ヲ所 42 件の国登録有形文化財のほか、数多くの文化財があります。貴重な文化財は、所有者等の理解を得て指定等の措置をとり、適正な保存を図っています。

エ 文化財保護委員会

「藤沢市文化財保護条例」第 11 条に基づいて、文化財の保存・活用・郷土文化の発展を目的に文化財保護に関する諮問機関として設置しています。委員は 6 人です。

オ 文化財保護推進員

各地域にあって、文化財の現状を把握しつつ、地域の文化財の保護と活用を推進しています。推進員は 13 人です。

カ 本市指定文化財保存管理奨励交付金

「藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付要綱」に基づいて、指定文化財の維持管理及び後継者育成の一助となるよう交付するものです。

令和 7 年度 交付金の交付件数： 81 件

埋蔵文化財の保護

郷土歴史課

ア 埋蔵文化財

約 350 ヲ所の埋蔵文化財包蔵地の所在が確認されています。諸開発に関する窓口照会事務及び埋蔵文化財保護を目的とした指導を実施しています。都市化の進展、開発事業に伴いこれらの文化財を保護するため事業者との調整を図り、県文化遺産課の指導のもと、確認調査や記録保存のための発掘調査を指導しています。

イ 埋蔵文化財確認調査

土木工事等に伴い失われる埋蔵文化財の代わりとして、記録保存のための発掘調査等を指導するため、周知の埋蔵文化財包蔵地を中心に、事前に確認調査を実施しています。

令和 7 年度の実績

確認調査 2 m × 2 m の試掘坑又は試掘溝を掘削し判断。

確認調査 49 件(内訳：本格調査指導 4 件、工事立会調査指導 41 件、慎重工事ほか 4 件)

ウ 南鍛冶山遺跡等発掘調査の資料整理

北部第二(二地区)土地区画整理事業に伴う南鍛冶山遺跡発掘調査終了後に、資料整理を開始したもので、事業継続中です。

エ 埋蔵文化財包蔵地資料整備事業

平成 10 年に「神奈川県埋蔵文化財包蔵地図藤沢市域版」を刊行し、さらに包蔵地に関する資料を収集し、整理して資料のデータ化を行っています。

歴史的建造物の保全

ア 国登録有形文化財(建造物)

郷土歴史課

国登録有形文化財(建造物)は、「文化財保護法」に基づき、建築後 50 年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象になります。

- ・国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・造形の規範となっているもの
- ・再現することが容易でないもの

外観の保持が図られる一方、内装の改修などが可能で、使い続けることが前提となっています。

市内の国登録有形文化財（建造物）

名称	所在地	所有者又は管理者	登録年月日
岩本楼ローマ風呂	江の島 2-2-7	(有)岩本楼本館	平成 13 年 11 月 20 日
旧近藤邸	鵠沼東 8-1	藤沢市	平成 14 年 8 月 21 日
旧後藤医院鵠沼分院	鵠沼橋 1-1850-40	藤沢市	平成 22 年 9 月 10 日
桔梗屋 店蔵・主屋・文庫蔵	藤沢 1-751-1 ほか	藤沢市	平成 25 年 12 月 24 日
旧三鶯八郎右衛門家住宅 主屋・門	羽鳥	法人	平成 25 年 12 月 24 日
林家住宅主屋	鵠沼桜が岡	個人	平成 26 年 10 月 7 日
旧稲元屋呉服店 内蔵・一番蔵	本町	個人	平成 27 年 8 月 4 日
月山堂滴水庵 主屋・待合・大門	辻堂太平台	個人	平成 28 年 2 月 25 日
清浄光寺 本堂ほか 計 10 件	西富 1-208	清浄光寺	平成 28 年 2 月 25 日
関次商店 穀物蔵・肥料蔵	本町	個人	平成 28 年 2 月 25 日
旧越前屋雨谷商店店舗兼主屋	打戻 1119	盛岩寺	平成 29 年 5 月 2 日
旧石曽根商店店舗兼主屋	藤沢	個人	平成 29 年 10 月 27 日
尾日向家住宅洋館・和館	鵠沼松が岡	個人	平成 30 年 3 月 27 日
旧鈴木薬店店舗兼主屋	大鋸	個人	平成 30 年 3 月 27 日
有田家住宅 主屋・土蔵	大鋸 3-139-2 ほか	藤沢市	平成 31 年 3 月 29 日
玉屋本店店舗兼主屋	片瀬海岸	個人	令和 2 年 4 月 3 日
旧藤澤カントリー倶楽部クラブハウス (グリーンハウス)	善行 7 丁目 1-2	神奈川県	令和 3 年 2 月 26 日
福岡家住宅橐駝庵	辻堂	個人	令和 3 年 2 月 26 日
龍口寺 妙見堂ほか 計 4 件	片瀬 3 丁目 2822	龍口寺	令和 3 年 2 月 26 日
齋藤家住宅 主屋・石蔵・長屋門	本鵠沼	個人	令和 3 年 6 月 24 日



【国登録有形文化財・有田家住宅 主屋・土蔵】

藤沢市文化財ハイキングコース

郷土歴史課

「藤沢市文化財ハイキングコース」を 20 コース用意し、本市 web サイトで紹介しています。コースの見どころ、所要時間等を掲載して、市民の文化財めぐりに役立てています。こうした文化財ハイキングを通じて、文化財愛護精神の普及・啓発を図っています。

公開活用事業

郷土歴史課

藤沢の歴史に関する調査研究の成果や収集資料の一部を展示公開しています。ホームページ等の情報提供により、郷土の歴史に関する学習機会の確保を図っています。

ア 展示公開事業（市民ギャラリー）

令和 7 年度 実施事業（市民ギャラリー）

展示会名	会期	日数（日）	入室者数（人）
未来に伝えたい文化財～みんなの意見集めてみました～	4月1日～6月29日	90	4,143
昭和100年 広報ふじさわと商店広告でつづる藤沢の暮らし	7月7日～10月5日	86	7,716
とみ散歩～こんなにあるのね♥文化財～	10月16日～1月18日	84	5,459

イ ホームページ「電子博物館みゆネットふじさわ」による情報提供

令和 7 年度の実績

年間アクセス数 64,621 件（総ページビュー）

文化財説明板等の維持・管理

郷土歴史課

本市指定文化財などの説明板等を設置し、市民の文化財巡りなどに役立てています。

文化財図書の刊行

郷土歴史課

文化財に関する調査成果は、『藤沢市文化財調査報告書』として刊行しています。令和 7 年度までに、第 61 集まで刊行しました。

また、『南鍛冶山遺跡発掘調査報告』、『藤沢市の文化財を訪ねて』、『藤沢市社寺建築物調査報告書』、『大地に刻まれた藤沢の歴史』(I～V)などの文化財に関する書籍を刊行し、有償で頒布しています。

小学生のための郷土資料講座

郷土歴史課

小学校社会科の授業（3・4年及び6年生）に合わせ、希望した小学校に読本を配布し、市内で使われていた民具の貸し出しを行いました。

令和 7 年度の実績

読本配布数：2,091 冊

地域資源を活用し自然とふれあえるまち

1 緑と里山の保全

環境目標 2 - 1

豊かな緑が保全・再生され、水と緑が調和した自然にふれあえること

達成指標に対する本年度の状況

みどり保全課

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)	目標 達成率 ¹
市域の緑地確保 ² 単位：%	取組・結果等について 緑地の保全及び緑化の推進に関する主な取組として、貴重な緑地の取得や条例に基づく保存樹木等の指定とともに、都市公園の整備や戸建て住宅等を対象とした建物緑化助成制度等の活用により、市街地における緑地の確保に努めました。 近年は、公共施設の整備等による緑地の「増」に対し、人口増加などに伴う民有地の土地利用転換に伴う「減」が上回っていることのほか、西北部の市街化区域編入に伴う農業振興地域内の農用地区域が減少したことなどから、2023年度（令和5年度）実績として、市域全体では前年度以上の減少となっています。 今後の取組・対策等について 今後も人口の増加が予測される本市ではありますが、引き続き、緑地の確保に努めます。 また、緑地の多面的な機能を捉えたうえで、目にうつる緑の総量を確保することなどにより、市民生活の快適性の向上に繋げていきます。	目標	—	—	確定待ち	25.1 ³	0.5/3.9 ポイント
		実績	25.1	24.6		—	
		対前年	—	0.1		—	
		対改定時	—	0.5		0.0	

1 目標達成率 = (最新値 - 改定時実績値) / (目標値 - 改定時実績値)

2 本市における実績値。

3 2030年度（令和12年度）の目標値は、「藤沢市緑の基本計画（令和8年3月改定）」における、2035年度（令和17年度）の目標値に変更した。

(1) 緑の保全

みどり保全課

緑の特徴

本市の北部地域は、標高 40～50mの相模野台地と高座丘陵、引地川・境川・目久尻川・小出川がつくりだした低地で構成され、南部地域は、江の島、海岸部の湘南砂丘地、引地川・境川・柏尾川などがつくりだした沖積低地と相模野台地の一部、新林公園・川名緑地などの多摩三浦丘陵から連なる片瀬丘陵・村岡丘陵から構成されています。

本市の台地は、「海進」と「海退」の繰り返しによる海岸線の変化と、富士・箱根火山の活動による火山性噴出物の堆積等で台地・丘陵が形成され、地史的な影響を反映したものとなっています。

引地川や境川などの川沿いには斜面樹林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。

相模野台地、高座丘陵、片瀬丘陵などや引地川、境川沿いの斜面樹林などでは、クヌギ、コナラなどを中心とした落葉広葉樹林（二次林）が見られ、多くの生きものの生息・生育環境となっています。また、川名清水、石川丸山、遠藤笹窪などの谷戸は、低地部（谷底）を湿地・細流などを活かして水田に、斜面を雑木林（薪炭や堆肥の供給用）として利用し、里地里山として維持管理されてきました。

鵜沼など、南部の砂丘地形の平地は、明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物のまわりには防風用として植栽されたクロマツが、海の景観と調和し、湘南の象徴のようになって景観を引き立てています。また、辻堂海岸のクロマツ植林は、砂丘上の明るい海岸林に見られるテリハノイバなどの生育地となっています。

旧東海道や大山街道などの街道沿いには古い社寺が多くみられ、社寺林は主に地域の潜在自然植生である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。

このように本市の緑は、特長ある地形や気候、風土とともに育まれた緑であり、これらの要素とは切り離しては考えられないものであるといえます。

みどり保全課

保存樹林・保存樹木・保存生垣の指定状況

樹林面積は約 299 ha と推定されます。藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき都市化の厳しい市街化区域を重点に、将来にわたる重要な緑地や各種公害に対する緩衝地帯として、また都市景観を確保するため、民有緑地を保存樹林・保存樹木・保存生垣に指定し、市有緑地だけでなく、民有緑地の維持に取り組んでいます。

また、樹林等の保存のほかに、新たに新設される生垣の普及についても推進しており、生垣を新設される方については生垣用苗木の無償交付を行っています。

保存樹林・保存樹木・保存生垣の年度別指定状況

年度	保存樹林 (m^2)	保存樹木 (本)	保存生垣 (カ所)
令和3年	1,027,220.07	698	221
令和4年	1,017,538.02	683	218
令和5年	991,931.67	657	214
令和6年	974,671.69	652	213
令和7年	943,538.62	609	206

憩いの森

みどり保全課

憩いの森設置事業として、昭和 61 年度から身近な自然に親しむ憩いの場として樹林地を市民に開放し、緑地の有効利用を図っています。

憩いの森の所在地及び面積		単位：ha
名 称	所 在 地	全体面積
西富憩いの森	西富 631 - 3 付近	0.8
片瀬山憩いの森	片瀬山一丁目 13 番付近	0.2
長後憩いの森	長後 2756 付近	0.7
計		1.7



【西富憩いの森】

広域的ネットワークづくりの推進

みどり保全課

「かながわ生物多様性計画 2024 - 2030」は「神奈川みどり計画（2006 年（平成 18 年）3 月）」を包括的に継承し、県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、令和 6 年 3 月に改定されました。本計画では、自然のもたらす恵みを次の世代に着実に引き継いでいくため、ネイチャーポジティブに向けて、県として「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」という 2 つの目標を掲げ、生物多様性の保全を推進していくとされています。また、当該計画では、生態系に着目した県土のエリア区分を示しており、本市は「都市・近郊エリア」と「河川・湖沼及び沿岸エリア」に位置しています。

本市は 3 つの流域を有するとともに、7 つの自治体と接していますが、緑・生物多様性の保全・活用は、隣接市町と共通の課題であることから、隣接市町とのつながりを意識した上で、広域的な見地からの取組を推進・促進します。

公園課

都市公園

都市公園は、市民に安らぎと潤いを与えてくれる緑の多い空間です。まだ公園未到達区域があり、災害時など、安全性からみても優先的に整備を進めていく必要があります（詳細は第 2 部 - 3 参照）。

都市公園以外の公共施設緑地

都市公園以外の公共施設緑地は、令和 8 年 3 月 31 日現在約**確定次第提出** ha です。

市有山林は、みどり基金による取得、土地所有者からの寄附及び神奈川県との共同購入により**着実に**増加しています。**一方で**、緑の広場や憩いの森等、土地所有者との契約により確保している緑地は、相続の発生等により**土地利用転換される**ことがあります**が**、公共施設緑地の多くは市街地にある**ことから**、新たな**緑地**を確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面を活用した**建物緑化**や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化などに努める**必要があります**。

公共施設の緑化

年々減少している**緑地**を少しでも多く**確保**するため、**また**、**みどり**豊かな憩いと潤いのある**まち**づくりに向け**て**、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく**高木等の植栽**はもとより、建物の屋上**や**壁面を利用した建物緑化を推進しています。

民有地の緑化と緑化協定

都市緑化を推進していくうえで、民有地の緑化は大きなウエイトを占めています。昭和 51 年度から、民有地での樹木の保全や創出を推進するため、一定規模以上の敷地に建築をする場合には、敷地面積の 10%～20%の範囲で緑地の確保を義務付けています。

令和 7 年度末現在の緑化協定・緑化計画の締結件数は **6,978** 件、緑地面積は **480.26**ha になっています。

みどり保全課（２段落目以外）

公園課（４～５行目〔フジロードに関して〕）

市の木「クロマツ」、市の花「フジ」と市の鳥「カワセミ」

市の木クロマツについては、松くい虫の被害から守るために毎年薬液注入による予防を行っています。**令和 7 年度**においては、松枯れを防止するために **103** 本のマツの樹幹に薬液注入を行いました。

市の花フジについては、市民団体との協働で策定した 2 つのフジロード、「引地川・フジ史跡ロード」・「境川・フジ水辺ロード」の PR などを活用し、フジの普及啓発を行っています。

市の鳥カワセミについては、引地川、境川、目久尻川などの水系を中心に長久保公園や大庭の裏門公園などでも見かけることができます。

なお、裏門公園では人工営巣地の管理作業を実施しており、近年カワセミの生息が確認できるようになりました。

【市の木】

昭和 45 年 10 月 1 日制定



クロマツ

【市の花】

昭和 45 年 10 月 1 日制定



フジ

【市の鳥】

平成 4 年 10 月 1 日制定



カワセミ

みどり基金による緑地の取得等

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 61 年 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、市民・企業等に呼びかけ、寄附を募るとともに、一般会計繰入金、基金運用利子等により基金を積み立てています。

令和 7 年度末時点では、基金残高 8 億 8,939 万円となっており、この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度末に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮っており、昭和 61 年度から現在まで合計約 12.0 ha の緑地を取得しています。

積み立て・取り崩し状況

単位：千円

年度	積立金			取崩金		取得面積 (m ²)	年度末 基金額
	本市積立	寄附金		利子	緑地取得	その他	
令和 3 年	74,203	13,738	(68 件)	20	0	15,569	877,404
令和 4 年	72,661	13,281	(87 件)	40	130,729	15,261	817,396
令和 5 年	70,170	19,225	(83 件)	80	149,265	14,533	743,103
令和 6 年	72,324	31,414	(61 件)	1,626	50,008	14,670	783,789
令和 7 年	72,130	35,870	(66 件)	4,475	2,380	35,215	858,939

街路樹の維持・管理

街路樹は、都市の中で身近な緑の代表格と言え、街の良好な景観を創り出し、気象を緩和し、夏には日照りを遮り、四季の移り変わりを感じさせてくれるなど、人々の生活に潤いを与えてくれます。

近年では、都市温暖化対策の 1 つの位置づけとなるほか、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

街路樹は、令和 8 年 3 月 31 日現在、高木・中木が約 12,800 本、低木等が約 134,600 m² あり、良好な街路樹の維持・管理に努めています。

今後も引き続き、街路樹がより良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるとともに、持続可能な管理を行っていきます。

(2) 里山の保全

里山の現状

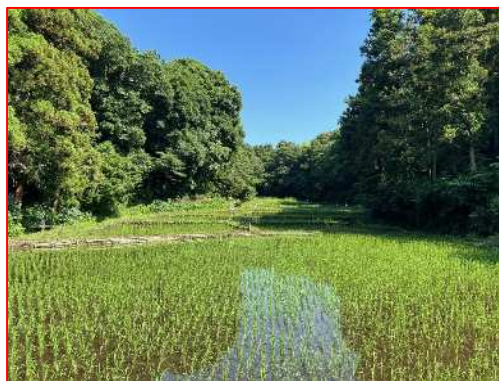
里地里山とは一般的に、農地、山林及び集落が一体となった地域を総称するものであり、昭和 40 年代前半頃までは、農業や林業の生産活動、堆肥や薪炭資源確保の場及び農村における日常生活の場として、人の手が継続して入ることで、その景観が保全されてきました。

里地里山の姿は、時代ごとの人々の生活のあり方によっても異なったものだったといわれています。明治時代頃までの里地里山は、屋根材等の共同管理地としての茅場の割合が高く、人工的な草地環境を織り交ぜた姿だったと考えられています。現在、私たちが思い描く里地里山の姿は、薪炭

資源としての利用価値の高いクヌギ・コナラなどの広葉樹や建材としての利用価値の高いスギ・ヒノキなどの針葉樹による混交林、水田・畑などにより形成された景観だといえます。

近年、里地里山が持つ良好な景観の形成、生物多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養及びレクリエーションの場の提供などの多面的機能が注目されるようになりました。

一方で、産業構造や生活様式の変化及び農業・林業従事者の高齢化等に伴い、従来の管理が行われなくなっており、里地里山の持つ多面的機能が失われつつあります。また、土地利用**転換**などに伴い、里地里山景観そのものの消失が進んでいます。



【石川丸山谷戸の景観】

みどり保全課

雨水の地下浸透、保水機能の維持に寄与する樹林地や谷戸などの保全

樹林地や谷戸**など**の緑は、防災・**減災**機能、景観機能、レクリエーション機能に加えて、雨水の地下浸透や保水機能など、自然の水循環を支える環境保全機能を有しています。

これらの機能の保全に向けて、みどり基金による緑地の取得や特別緑地保全地区の指定、保存樹**林の指定**などに努めています。

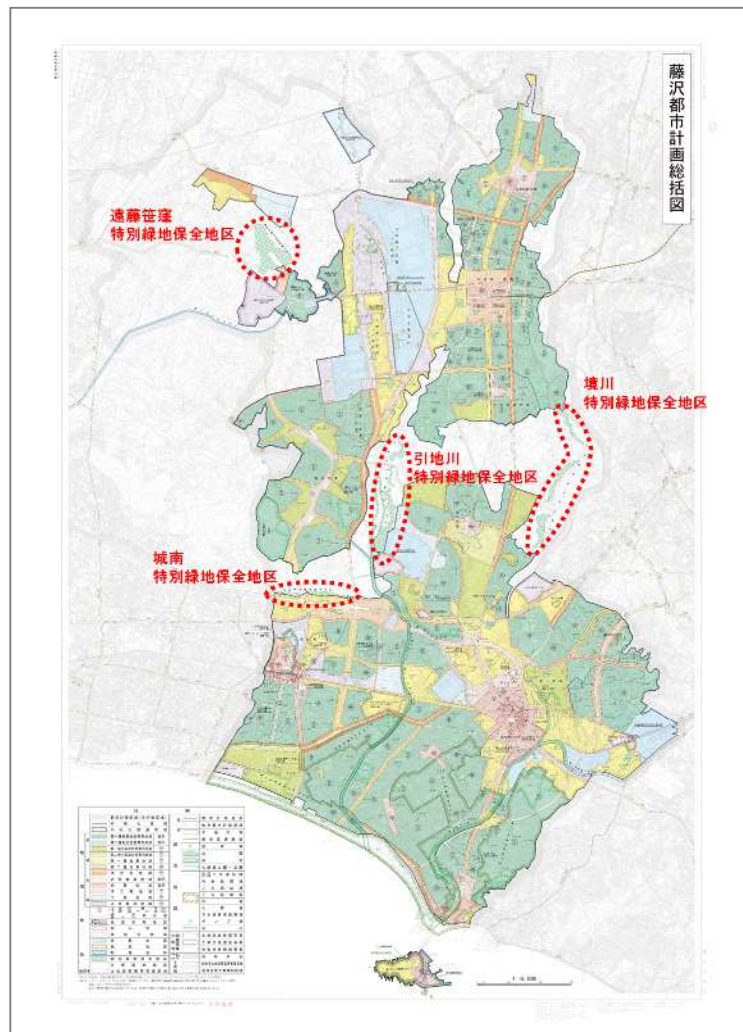
また、令和 2 年度からは市有山林において、里山環境の保全と再生を目的とした樹林地復元**の取組**を行っています。

みどり保全課

特別緑地保全地区の指定

「都市緑地法」(第 12 条)に基づく特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止や都市の歴史的・文化的価値を有する緑地及び生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を目的としたもので、都市計画における地域地区(「都市計画法」第 8 条)の 1 つとして指定がなされています。同地区内では、緑地を保全するため宅地の造成、建築物の建築、及び木竹の伐採などの行為が制限されますが、その代償措置として税負担の軽減や土地の買い取り制度が設けられています。

現在、**市内では 4 地区約 55.8 ha を指定しており、今後も永続的な保全を図るべき、重要な緑地については、本地区の指定を検討**します。



【特別緑地保全地区位置図】

○引地川特別緑地保全地区

引地川左岸、湘南藤沢地方卸売市場北側から石川にかけた区域で、本市の緑の拠点となる地域(石川丸山谷戸)に接する斜面山林

- ・面積：約 16 ha
- ・最終決定年月日：昭和 63 年 3 月 1 日
- ・告示番号：県告示第 179 号



【引地川特別緑地保全地区】

○境川特別緑地保全地区

境川右岸、西俣野立石橋付近より上俣野橋にかけた河川沿いの区域で、湧水も見られる良好な斜面山林

- ・面積：約 15 ha
- ・最終決定年月日：平成 5 年 4 月 23 日
- ・告示番号：県告示第 469 号



【境川特別緑地保全地区】

○城南特別緑地保全地区

国道 1 号城南付近北側で、国道沿いに続く、延長約 1.3 km の斜面山林

- ・面積：約 4.8 ha
- ・最終決定年月日：平成 9 年 3 月 28 日
- ・告示番号：市告示第 312 号



【城南特別緑地保全地区】

○遠藤笹窪特別緑地保全地区

湘南台駅より西方約 3.5 km に位置する遠藤笹窪谷公園に接する緑地です。

- ・面積：約 20 ha
- ・最終決定年月日：令和元年 9 月 17 日
- ・告示番号：市告示第 198 号



【遠藤笹窪特別緑地保全地区】

緑の保全制度の活用

みどり保全課

「神奈川県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域（寒川社、皇子大神、宇都母知神社の 3 か所）の指定や「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく「里地里山保全等地域（石川丸山谷戸）」の選定などにより、当該地の保全がなされています。

また、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹林、保存樹木及び保存生垣の指定拡大に努めています。

このほかにも、生産緑地地区や緑化地域、風致地区、農業振興地域・農用地区域、保安林などの法令に基づく区域については、法令の主旨を踏まえ、緑の保全などの観点から関係部局と連携を図っています。

市民活動団体による里地里山保全活動の支援

みどり保全課

遠藤笹窪谷（谷戸）や石川丸山谷戸等で行われている、市民活動団体による里地里山保全活動等に対し、補助金の交付など様々な支援を行っています。

三大谷戸の永続的な保全

本市の自然的特性を表す谷戸は、自然環境や谷戸全体を利用しながら育まれた文化や土地利用の調和などを次世代に引き継ぐための永続的な保全が求められています。

特に川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷(谷戸)の「三大谷戸」については、「藤沢市緑の基本計画」で「みどりの保全拠点」に位置づけるとともに、「藤沢市生物多様性地域戦略」では、「生物多様性の保全拠点」などに位置づけています。

「自然環境実態調査」においても、貴重な生きものの生息・生育が確認されており、谷戸全体の適切な保全が必要となります。



【三大谷戸位置図】

○川名清水谷戸

位置：藤沢駅の南東約 1.2 km

面積：約 16.6 ha

概要：

- ・市街地から至近距離にある自然豊かな里地里山環境が残る谷戸で、境川流域に含まれます。
- ・本谷戸は、樹林や水田、湿地空間の組み合わせさせた多様な環境が多く生きものの生息・生育空間を支えています。
- ・隣接する鎌倉市の緑地や都市計画道路横浜藤沢線の道路計画との整合を図りつつ、保全を行う必要があります。

用地取得面積：約 11.9ha (市及び県)(令和 7 年度末時点)



【川名清水谷戸】

○石川丸山谷戸

位置：善行駅の北西約 1.5 km、六会日大前駅の南西約 1.5km

面積：約 19.4ha

概要：

- ・引地川特別緑地保全地区と連担して一団の緑地を形成しています。
- ・2つの谷戸が合流する複雑な地形を形成しており、引地川流域に含まれます。
- ・谷底部では湧水を起源とした小川が流れ、湿地を形成しています。
- ・谷戸周辺の地域も含め、市民、土地所有者、行政が連携しながら里地里山の保全、活用が



【石川丸山谷戸】

きるように施策を展開する必要があります。

用地取得面積：約 6.5ha（令和 7 年度末時点）

○遠藤笹窪谷（谷戸）

位置：湘南台駅の西約 3.5 km

面積：約 24.3 ha

概要：

- ・本市西北部地域に位置し、湿地などの中央低地部とそれらを囲むように広がる斜面樹林で構成されており、相模川流域に含まれます。

- ・谷戸の源頭部などの湧水点は、小出川の水源となっています。

- ・「健康の森」の一部に位置づけており、豊かな自然環境の保全・活用を図っています。

用地取得面積：約 20.2ha（令和 7 年度末時点）



【遠藤笹窪谷(谷戸)】

2 生物多様性の保全

環境目標 2 - 2

自然環境に配慮し、都市環境と豊かな自然とが調和していること

みどり保全課

達成指標に対する本年度の状況

関係課：環境保全課 / 農業水産課 / 河川水路課 / 教育指導課 / 郷土歴史課

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
ビオトープ拠点の 保全・再生、創出	取組・結果等について 市民、市民活動団体及び事業者といった多様な主体との協働・連携により、ビオトープ拠点の保全・再生、創出に関する取組を行いました。 今後の取組・対策等について ビオトープ拠点の保全・再生、創出活動については、引き続き市民をはじめとする様々な主体と協働・連携し推進していきます。	継続	継続	継続	継続

(1) 生物多様性の保全

海岸の保全

総務担当

本市には片瀬東浜から辻堂海岸にいたる長さ約5.2 kmに及ぶ砂浜があります。

神奈川県では、「海岸法」改正により国が策定した「海岸保全基本方針」(平成12年5月)に基づき、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用の確保の3つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸保全を行うため、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」(神奈川県、平成16年5月策定)と「東京湾沿岸海岸保全基本計画」(東京都・神奈川県・千葉県、平成16年8月策定)を定めています。平成27年2月に国が「海岸保全基本方針」を変更したことから、平成28年3月に「相模灘沿岸海岸保全基本計画」の変更(2回目)を行いました。「相模灘沿岸海岸保全基本計画」では、三浦市剣崎から静岡県境まで(延長約150 km)を範囲とし、「みんなで守り・楽しみ・伝えよう 相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」という基本理念のもと海岸保全を行っています。

また、相模湾沿岸の変化に富んだ美しい自然海岸を将来へ引き継ぐため、神奈川県と本市を含めた沿岸13市町では「なぎさづくり促進協議会」(平成18年3月)を設置して、海岸侵食をはじめとした相模湾の諸問題について協議を行っています。令和5年7月に第18回なぎさづくり促進協議会が開催され、国に対し、海岸保全に係る財政措置による支援などを要望しました。

湘南海岸では、例年10月から5月頃にかけて強い南西風が吹きます。こうした潮風や飛砂による被害を防ぐため、海岸砂防林の植栽が行われてきました。大きく成長した砂防林は、開発が進んだ沿岸地域において白砂青松の美しい景観に寄与する貴重な緑となっており、砂防柵(竹柵)や防風ネットの設置などにより、海岸砂防林の保護、育成が図られています。

また、公益財団法人かながわ海岸美化財団では、海岸の清掃、海岸美化に関する啓発、美化団体の支援及び海岸美化に関する調査、研究等を行うことにより、相模湾を中心とする海岸美化を図り、海岸の自然環境の保全と利用環境の創造に寄与しています。

江の島と片瀬海岸の保全

前7行+写真
郷土歴史課

8行目以降：農業水産課

市内南部にある県指定史跡・名勝「江ノ島」は、周囲約4 km、面積約0.37 km²、標高約60.4 mの凝灰質砂岩から成る陸けい島です。島の裾にはいくつもの海浸洞窟、奇岩、奇^{きしやう}嶋が巡り、また頂上部では藤沢市指定の天然記念物であるクックアロウカリア、シマナンヨウスギ、タイミンチク群を見ることができます。

片瀬漁港は、漁業活動の根拠地としてだけでなく、観光地であるこの地域の景観に寄与するデザインといった配慮のもと、市民・来訪者が憩いの場として利用することと、市民に安全・安心な魚介類を提供することを目的として整備を進め、平成19年度に完成しました。

また、江の島周辺海域では、漁業者、市民、行政が協力して、藻場の保全や海底清掃などの漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業を行い、環境の保全に努めています。

今後も引き続き、砂浜も岩場もある恵まれた自然環境の保護・保全に努めます。



【神奈川県指定史跡・名勝「江ノ島」】

砂浜植生の保全

みどり保全課

本市南部の低地は元来、砂丘とその後背湿地を基盤とする地域です。現在は多くが耕地や宅地に利用されています。しかし、海側の最前部は飛砂や潮風の影響が強く、砂浜が残されており、その環境に適応した特有な植生が残されています。

辻堂海岸には、コウボウムギ、ハマニガナ、ハマゴウなどの海浜植生がみられ、相模湾に面した大磯町付近から逗子市にかけての砂浜海岸に断続的に分布する砂浜草原の一部をなしています。特に、辻堂海岸は波打際から砂防林までの距離が長く、砂浜植生の立地が幅広く存在しており、神奈川県下で最も規模の大きい砂浜植生がみられます。



【辻堂海岸の植生状況】

砂浜草原の背後のクロマツ林は、飛砂防風林として植栽された人工林ですが、林内にはテリハノイバラなど特徴的な植物の生育がみられるとともに、海岸景観を特徴づけています。辻堂海岸周辺は、本市の自然環境において、地形的、立地環境的、景観的に固有性の高い地域です。

谷戸、ため池、小川などの貴重な水辺の保全・創出

みどり保全課

川名清水谷戸・新林公園、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷(谷戸)及び少年の森等の谷戸や湧水、ため池、小川、良好な樹林地が一体となった環境はエコロジカルネットワークの観点からも重要な緑地であり、生きものの生息・生育環境としても重要な場所です。

また、市民、事業者、教育・研究機関、市民活動団体及び行政とで協力し、これら貴重な水辺環境の保全・創出を図っています。



【稲荷持瀬市有山林の水辺】

「藤沢市生物多様性地域戦略」における取組

みどり保全課

「生物多様性地域戦略」は、平成 20 年に施行された「生物多様性基本法」に基づき、地方公共団体が策定する「生物多様性の『保全』及び『持続可能な利用』に関する基本的な計画」です。

本市では、平成 30 年 6 月に「藤沢市生物多様性地域戦略」を策定し、令和 8 年 3 月に改定しました。

本戦略では、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現をめざすため、本市における生物多様性の『保全』及び『持続可能な利用』に関する施策を推進することを目的としています。

『保全』については、ネイチャーポジティブをめざすという国際的な潮流を踏まえ、生物多様性の損失を食い止め、反転させるという姿勢が必要です。自然環境実態調査で明らかになった主に人間活動を要因とする 4 つの危機を最小化し、間接的な影響を及ぼす社会問題にも対処することが求められています。さらに、人々の価値観や行動を保全につながるスタイルに転換させる「生物多様性の主流化」や「行動変容」を促します。

『持続可能な利用』については、これまで「暮らし」の中に生物多様性をテーマに「普及啓発」

を進めるとともに、「経済」の視点と「マルチパートナーシップ」を意識して、取組を進めてきました。今後は、国家戦略で掲げられた視点も踏まえ、生物多様性との『つながり』を意識したライフスタイル・ビジネススタイルへの「行動変容」を進め、「経済」にとっても欠かせないものとして「全員参加で進める『暮らし』の中に生物多様性」をテーマに取組を進めていきます。

令和 5 年度より長久保公園と遠藤笹窪谷公園の 2 公園にそれぞれ「生物多様性センター」及び「同サテライトセンター」としての機能を付加し、生物多様性ネットワークの構築及び普及啓発の活性化に向けた取組を開始しました。



【稲荷の森（ふるさとの森）・カンントリーヘッジ】



【稲荷の森（ふるさとの森）・落ち葉溜め】

1990 年代初頭から森づくりが行われている「稲荷の森（ふるさとの森）」周辺では、市民団体、NPO、企業、緑化事業者、行政の協働により、森と人のつながりに重点を置いた管理を実施しています。また、当該地の森づくりには、剪定や更新作業で発生した枝葉などを活用しています。

自然環境実態調査の実施

本市では、「藤沢市環境基本計画」に基づき、平成 10 年度から平成 13 年度にかけて、専門家やボランティア団体の協力を得て、市内を代表する 33 ヲ所の緑地を対象とした第 1 回自然環境実態調査を行いました。その結果を基に、平成 19 年度に「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を策定し、自然環境や緑地の保全など、各種施策を展開してきました。

その後、10 年が経過した平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、市内 48 ヲ所において、第 2 回の調査を行いました。その結果を基に平成 30 年度、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を統合した「藤沢市生物多様性地域戦略」を策定し、「啓発」と「協働」の推進により、生物多様性の危機を回避し、持続可能な社会の実現を目指した取組を推進してきました。

みどり保全課



【調査結果の概要(第 3 回)】

前回調査から更に 10 年が経過したことから、自然環境の変化を把握するため、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、第 3 回調査を実施しました。調査では、三大谷戸をはじめ、特に重要度の高い自然環境を有する 13 ヲ所を選定することで、同一地点における調査の継続性を担保しました。

調査結果については、令和 7 年度に改定した「藤沢市緑の基本計画」や「藤沢市生物多様性地域戦

略」の基礎資料として活用したほか、今後も各種施策展開に活用していきます。

鳥獣の保護

環境保全課

傷病鳥獣の保護捕獲方法や保護施設等の案内をするとともに、本市 web サイト等により鳥獣保護の啓発を行いました。

鳥獣の管理

環境保全課

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(「鳥獣保護管理法」)等に基づき、アライグマ・ハクビシン・クリハラリス等による生活・農業被害を防止するため、捕獲等許可の事務を実施しました。

令和 7 年度 許可等件数

内容	件数
鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)許可証等	128
神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証	76
神奈川県クリハラリス(台湾リス)防除実施計画に基づく従事者証	30
計	234

生活被害防止のための鳥獣の捕獲数及び相談件数

種 \ 年度	捕獲数(頭)			相談件数(件)		
	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
アライグマ	145	209	179	506	536	551
ハクビシン	35	44	29	150	93	74
クリハラリス	74	112	223	57	78	216

アライグマの相談件数には、アライグマと確認できているもののほか、アライグマ・ハクビシンの判別できないものを含む。

また、外来鳥獣のうち「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で特定外来生物に指定されたアライグマ及びクリハラリスについては「神奈川県アライグマ防除実施計画」及び「神奈川県クリハラリス(台湾リス)防除実施計画」に基づき捕獲等を本市事業として実施しています。

外来鳥獣捕獲事業による捕獲数

単位：頭

種 \ 年度	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
アライグマ	51	-	10	6
ハクビシン	11	-	0	2
クリハラリス	9	-	44	109

令和 5 年度は生活被害防止のための捕獲が増加したため未実施。



【アライグマ】

天井裏に侵入している様子



【ハクビシン】

子どもを口に咥えて天井裏から逃げる様子



【クリハラリス】

左：椿の花を食害している様子

右：ヒノキの木が食害された様子

広域的な連携を図った自然環境の次世代への継承

みどり保全課

河川や緑地などの自然環境は市域を越えてつながっています。本市は 3 つの流域を有するとともに、7 つの自治体と接していますが、緑の保全・活用は、隣接市町と共通の課題であることから、隣接市町とのつながりを意識した上で、広域的な見地からの取組を推進・促進します。

民有地の緑化と緑化協定

みどり保全課

都市緑化を推進していくうえで、民有地の緑化は大きなウエイトを占めています。昭和 51 年度から、民有地での樹木の保全や創出を推進するため、一定規模以上の敷地に建築をする場合には、敷地面積の 10%～20%の範囲で緑地の確保を義務付けています（詳細は第 2 部 - 1 参照）。

緑地保全協働事業

みどり保全課

現在、市で管理している緑地のうち 23 ヲ所の緑地において、特定非営利活動法人藤沢グリーンスタッフの会が緑地保全協働事業として維持管理等の活動を行っています。

活動内容は草刈りや枝払い等の緑地保全活動のほかに、里山保全ボランティア養成講座の開催や、植生調査、生物調査、ビオトープの維持管理、またイベントにおける普及啓発活動など、自然環境に関する様々な分野で活躍しています。

これらの活動を通じて、次世代に継承すべき本市の貴重な自然環境を保全しつつ、緑地保全に関する市民意識の醸成と市民ボランティアの育成を図り、市民協働による樹林地・里山・谷戸の管理を推進しています。

天然記念物や市指定保存樹林等の保護

郷土歴史課

現在、本市指定の天然記念物として以下 7 件が指定されています。

また、昭和 46 年度から樹木、樹林について保存指定しています（詳細は第 2 部 - 1 参照）。支援制度に加え、所有者の方々のご理解、ご協力により自己管理していただくことで、緑の保全に努めています。

本市指定の天然記念物

名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
混生樹（寄り木）	渡内 648	慈眼寺	昭和 44 年 2 月 8 日
クックアロウカリア	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
シマナンヨウスギ	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
タイミンチク群	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
大イチョウ	西富 1 - 8 - 1	清浄光寺	昭和 46 年 7 月 5 日
臺谷戸稲荷の森	大庭 1809 ~ 1810	稲荷神社	昭和 48 年 3 月 7 日
常光寺の樹林	本町 4 - 5 - 21	常光寺	昭和 51 年 4 月 15 日

河川の保全、整備（再掲）

河川水路課

本市を流れる引地川、境川、目久尻川、小出川は、豊かな自然を残しており、水と緑の骨格となっています。田園地帯を流れ、豊かな自然環境の残る小出川支流、打戻川では浸水被害解消のための改修と併せて、周辺の環境や景観に配慮した多自然型護岸での整備をしています。

平成 9 年度「河川法」の改正により、河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に応えていくよう努めます。

水辺へのアクセス

河川水路課

「準用河川一色川整備基本計画」に基づく護岸改修工事において、親水性のある護岸整備を一部で実施しています。また、普通河川小系川においても護岸改修工事を行っており、親水護岸を整備する予定としています。これにより水辺へのアクセスや快適性の向上が期待されます。

(2) 生物多様性に関する普及啓発

『藤沢の自然』シリーズの活用

藤沢市教育文化センターでは平成 6 年発行の「身近な草・きのこの語らい」から平成 27 年発行の「藤沢の四季」まで 8 冊を刊行してきました。それら『藤沢の自然』シリーズは、本市の自然について調査研究及び資料収集を行い、体系的にまとめたものです。学校の教材として学校教育関係者並びに市民に提供しています。また、研修講座で適宜取り扱っています。



【『藤沢の自然』シリーズ】

『藤沢の自然観察ガイド』シリーズの発行

昭和 50 年度から自然に親しみ、自然に学ぶことを目的に、市内の自然を紹介する『藤沢の自然（観察ガイド）』シリーズを市民向けに刊行してきました。この小冊子は、市内の自然をテーマに、藤沢の自然に詳しい方々に編集を依頼し、作成しています。

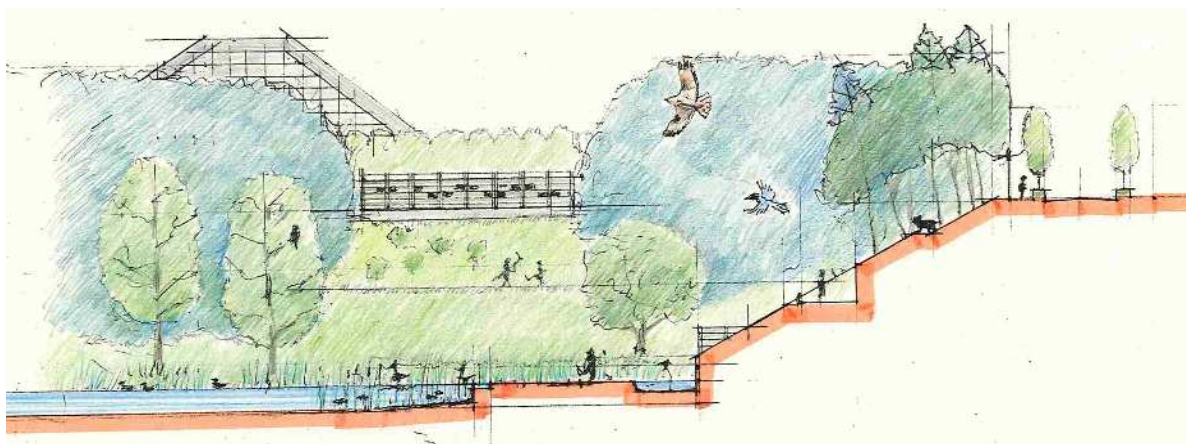
刊行当初の昭和 50 年度から平成 17 年度までは小冊子『藤沢の自然』を 31 冊発行し、平成 12 年度から平成 28 年度までは『藤沢の自然観察ガイド』として 17 冊を発行しました。



【『藤沢の自然観察ガイド』】

自然観察会、緑化講習会の開催

生物多様性やみどりに関する普及啓発を図るため、指定管理者と連携し、遠藤笹窪谷公園や長久保公園（都市緑化植物園）において、自然観察会、緑化講習会などを定期的に行っています。また、生涯学習事業と連携した稲荷の森（ふるさとの森）における自然観察会では、本市の自然生態専門員が講師として、初心者向けの自然観察会や森づくり体験を実施しています。



カワセミ営巣地



裏門公園では多様な主体によるカワセミの営巣場所の管理作業が行われています。

生きものの生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組と普及啓発の事例

『裏門公園で実施するカワセミ営巣のための取組』

裏門公園における多様な主体と協働による生きものの生息・生育環境の保全等の取組において、市民を対象にした「園内管理活動見学会」、「野鳥観察会」等を不定期に実施しています。

自然環境に関する情報発信・普及啓発

みどり保全課

「藤沢市生物多様性地域戦略」や「自然環境実態調査 調査結果の概要」、「藤沢の自然観察ガイド」、各種展示会などを通じて、本市の自然環境に関する情報発信を行うとともに、自然観察会の開催などにより普及啓発を図っています。

『ふじさわ教育』での情報発信

教育指導課（教育文化センター）

藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年1回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています。

『ふじさわ教育』（190号）では、藤沢の自然について情報発信しました。「藤沢自然だより」には、「ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの並立」という題で「藤沢の自然をめぐる新事情」について、また、「藤沢の自然」には、大庭城址と引地台親水公園と絵嶋縁起と江の島の隆起地形について情報を掲載しました。



【『ふじさわ教育』】

3 新たな緑の創出

環境目標 2 - 3

新たに緑が創出され、潤いのある生活がおくれること

達成指標に対する本年度の状況

公園課

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)	目標 達成率 ¹
市民一人当たりの 都市公園の面積 ² 単位：m ²	取組・結果等について 新たな都市公園を創出することが できました。 今後の取組・対策等について 引き続き、都市公園の創出に向けた取 組を進めていきます。	目標	—	—	—	5.8 ³	2.5%
		実績	5.33	5.42	5.42	—	
		対前年	—	0.01	0.00	—	
		対改定時	—	0.09	0.09	0.47	

1 目標達成率 = (最新値 - 改定時実績値) / (目標値 - 改定時実績値)

2 本市における実績値。

3 2030年度(令和12年度)の目標値は、「藤沢市緑の基本計画(令和8年3月改定)」における、2035年度(令和17年度)の目標値に変更した。

(1) 藤沢市のみどり

藤沢市緑の基本計画

みどり保全課

ア 緑の基本計画とは

「都市緑地法」に基づき策定するもので、都市における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための「緑とオープンスペースに関する総合的な計画」です。

本市では、平成 12 年 3 月に「藤沢市緑の基本計画」を策定、平成 23 年 7 月、令和 8 年 3 月に改定を行いました。

また、本市では、緑の基本計画の施策をより具体化するとともに、市域全体の計画との整合を図りながら、施策の実現に向けて、市条例に基づき、「藤沢市緑の実施計画」を策定することとしています。現在、第 4 期計画（令和 6～8 年度）において、各種施策を展開しています。

イ 緑の将来像

本市は、引地川、境川などに代表される河川や相模野台地・片瀬丘陵・高座丘陵の縁辺部や河川沿いに残る特別緑地保全地区等の斜面樹林、田畑、里地里山環境が残る三大谷戸、そして、湘南らしさを象徴する江の島や湘南海岸砂防林など、多様な緑で構成されています。

これらの多様な緑に加え、生活や産業とともに新たに生み出し、育まれるみどり、人々の生活に身近な都市公園など、それぞれのみどりの特長を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿として、「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」をみどりの将来像に掲げています。



【みどりの将来像図】

ウ 基本方針

緑の将来像を実現するため、5 つの基本理念（みどりをまもる・ふやす・つなぐ・ひろめる・くらす）を踏まえた 17 の基本方針を設定しています。

この基本方針に沿った取組により、緑の質を高めていきます。

エ 目標水準

みどりあふれる質の高い都市の構築やみどりの将来像の実現とともに、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現をめざすため、次の目標を定めています。

目標年次は、令和 32 年とし、令和 17 年を中間年次とするほか、将来達成すべき最終的な目標（最終目標）を設定しています。

基本理念	基本方針
1 みどりをまもる（保全）	(1) 樹林地及び樹木の保全 (2) 藤沢らしい緑の保全 (3) 質の高い公園・緑地環境の確保 (4) 生きものの生息・生育空間の保全
2 みどりをふやす（創造）	(5) 公園・緑地の整備の推進 (6) 特色ある緑化の推進 (7) 施設緑化の推進
3 みどりをつなぐ（連携）	(8) エコロジカルネットワークの形成 (9) 広域的な緑のネットワークの形成 (10) 多様な人々のつながりの創出
4 みどりをひろめる（普及）	(11) みどりに関する積極的な情報発信 (12) 生物多様性センターを拠点とした普及啓発活動 (13) 緑化・緑地保全活動への参画・人材育成 (14) 環境学習の推進
5 みどりとくらす（共生）	(15) 住まいの緑化活動の促進 (16) 地域の緑との共生 (17) みどりに関わるマルチパートナーシップの推進

【17 の基本方針】

(ア) 緑被率に関する目標

緑被は、市民一人ひとりの心がけによって守り、増やすことができる緑であることから、これに着目し、緑地保全や緑化を推進するものです。

< 緑被率の目標値 >

・基準年次（令和 7 年）：約 32.3% 目標年次（令和 32 年）：現状維持

(イ) 緑地率に関する目標

一定の担保性が確保されている緑地を対象とし、引き続き、緑の担保性を高めていく取組を推進するものです。

< 緑地率の目標値 >

・基準年次（令和 7 年）：約 24.6% 目標年次（令和 32 年）：約 25.6%

(ウ) 市民 1 人当たりの都市公園面積に関する目標

身近な公園への未到達区域の解消など、引き続き、都市公園の整備を進めるものです。

< 市民 1 人当たりの都市公園面積の目標値 >

・基準年次（令和 7 年）：約 5.4 m²/人 目標年次（令和 32 年）：約 6.4 m²/人

(エ) 緑の質の確保に関する目標

市民が「まちと自然環境との調和」といった質の高い緑を感じられるよう、各種取組を推進するものです。

< 「まちと自然環境との調和」の実現度 >

・基準年次（令和 7 年）：約 79% 毎年度：82%以上

(オ) ネイチャーポジティブに関する目標

担い手の世代更新や新たな担い手を確保し、活動の継続性を確保することで、生物多様性の持続可能な利用を促進するものです。

< 緑地保全活動への参加人数 >

・基準年次（令和 7 年）：約 4,700 人 毎年度：約 5,000 人

民間施設の緑化

みどり保全課

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」で定めるところにより、民間施設の緑地確保や緑化を推進しています。法律や条例が及ばない住宅地などの緑化についても、普及活動などを通じて緑化を促します。

担保性の低い民有地の緑地確保や緑化を進めるため、民有地内の空地や屋上、壁面などの緑化を推進するための制度や、地域における緑化率を定める制度を用意するなど、様々な手法を導入しています。

また、緑の保全や緑化に関する講演会、自然観察会、シンポジウムなどのイベントを定期的を開催することで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

屋上緑化

年度	民間施設				公共施設			
	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)
平成28年	2	160	60.85	21,488.39	0	9	0	1,787.41
平成29年	5	165	171.18	21,659.57	0	9	0	1,787.41
平成30年	10	175	499.16	22,158.73	2	11	436.23	2,223.64
令和元年	3	178	390.80	22,549.53	0	11	0	2,223.64
令和2年	5	183	197.02	22,746.55	0	11	0	2,223.64
令和3年	3	186	140.83	22,887.38	0	11	0	2,223.64
令和4年	5	191	71.43	22,958.81	0	11	0	2,223.64
令和5年	0	191	0	22,958.81	0	11	0	2,223.64
令和6年	2	193	41.14	22,999.95	0	11	0	2,223.64
令和7年	3	196	180.95	23,180.90	1	12	600.80	2,904.44

壁面緑化

年度	民間施設				公共施設			
	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)
平成28年	6	82	581.83	6,506.29	0	8	0	732.07
平成29年	5	87	183.80	6,690.09	0	8	0	732.07
平成30年	1	88	31.82	6,721.91	0	8	0	732.07
令和元年	2	90	52.34	6,774.25	0	8	0	732.07
令和2年	9	99	494.61	7,268.86	1	9	295.49	1,027.56
令和3年	7	106	327.09	7,595.95	0	9	0	1,027.56
令和4年	5	111	139.62	7,735.57	0	9	0	1,027.56
令和5年	1	112	10.00	7,745.57	0	9	0	1,027.56
令和6年	3	115	84.01	7,829.58	0	9	0	1,027.56
令和7年	4	119	40.00	7,869.58	1	10	159.49	1,187.05

宅地における生垣を用いた緑化の推進及び保存生垣の指定

みどり保全課

宅地内の生垣は、住宅地で火事が発生した際に延焼を抑制する防火機能を持つほか、近隣住民に
 対し癒しを与える機能を持っています。このような機能を有した宅地内の生垣を、保全・推進する
 ため、住宅が建築される際、その建築敷地内に生垣を新設することを奨励しています。また、既に

存在する道路に面した生垣の保全を奨励するため、保存生垣の指定を行っています。

郷土樹種による緑化の推進

みどり保全課

緑化する樹木は、生育条件、管理方法等を十分考慮し、原則として郷土樹種から選定することとしています。

< 主な郷土樹種の種類 >

高木樹高 2.5 m 以上の常緑広葉樹：タブノキ・スダジイ・シラカシ・アラカシ・クスノキ・シロダモ・モチノキ・ヤマモモ・クロガネモチ

中木樹高 1.5 m 以上の常緑広葉樹：マサキ・ヤブツバキ・カクレミノ・ヒイラギ・ウバメガシ・カナメモチ・モッコク・キンモクセイ・ナンテン・ヤツデ

低木樹高 0.5 m 以上の常緑広葉樹：アオキ・トベラ・ヒサカキ・ハマヒサカキ・シャリンバイ・ジンチョウゲ・ツツジ類・アセビ・チャノキ・マンリョウ

みどりの贈り物・生垣用苗木の配布

みどり保全課

みどりの贈り物は出生、結婚、パートナーシップ宣誓及び新築の際にお祝いとして苗木等を配布するもので、令和 7 年度は 1,319 本配布しました。

また、新たに生垣を新設する方に苗木を配布しています（配布条件あり）。どちらも「みどりと生物多様性の普及啓発拠点」である長久保公園（都市緑化植物園）で配布しています。

市民団体などとの連携による緑化の推進及び各種イベントやコンクールなどをとおした緑化意識の普及・啓発

みどり保全課

市内の緑地保全及び緑化推進に意欲的な市民ボランティア団体などと連携して、市有山林での草刈りや植樹を行うなど、緑化の推進を図っています。

また、毎年、緑化啓発ポスターや学校花だんなどのコンクールを行うことで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

市民団体等との連携による緑化の推進

ア 藤沢市企業等環境緑化推進協議会

みどり保全課

事業場の環境緑化は、そこで働く人々にとって仕事場の環境をより良くし、また、地球環境との融和を図るためにも重要です。この認識をふまえて、昭和 49 年 4 月に藤沢市工場等環境緑化推進協議会が設置され、工場を持つ企業だけではなく幅広い企業の参画を図るため、平成 29 年 4 月に藤沢市企業等環境緑化推進協議会と名称を改めました。令和 7 年度末現在、加入事業所数は 43 社で、各種講習会や施設見学会などを開催し、緑化意識の向上に努めています。



【藤沢市企業等環境緑化推進協議会総会の様子】

イ 藤沢市みどりいっぱい市民の会

郷土の自然を守り、育て、あわせて次代を担う青少年の健全な育成と良好な環境保全を目指して、昭和 52 年 10 月に「藤沢市みどりいっぱい市民の会」が発足しました。令和 7 年度末の会員数は 118 人です。この会では、住民の緑化意識の向上を目指して自然観察会などを開催し、明るく住み良いまちづくりの実現のための活動を展開しています。また、植樹活動などのボランティア活動も行っています。



【藤沢市みどりいっぱい市民の会 会報】

ウ 「緑と花いっぱい推進の集い」の開催

緑化意識の向上は、市民総ぐるみによる緑化活動を推進するうえで、最も重要なことです。このことから、「緑と花いっぱい運動」の一環として、緑化意識の普及啓発を図るため、昭和 57 年から藤沢市みどりいっぱい市民の会、藤沢市企業等環境緑化推進協議会、本市の三者で「緑と花いっぱい推進の集い」を毎年秋に開催し、第 44 回となる令和 7 年度は、F プレイスにおいて 119 人の参加を得て開催しました。この「集い」では、「藤沢の自然や生き物を描いてみよう」をテーマとしたポスターコンクール等の表彰を行いました。

令和 7 年度「緑と花のまちづくりポスターコンクール」ほか応募状況

ポスターコンクール	2,029 点
学校花だんコンクール	18 校
標語コンクール	9 点
緑と花のまちづくり賞	13 点



【ポスターの展示会】(展示場所：長久保公園)

エ 長久保公園（都市緑化植物園）

長久保公園は、昭和 50 年にその前身である、みどり普及センターとして開設し、その後、平成元年に都市公園法に基づく地区公園として開園するとともに、都市緑化の推進拠点（都市緑化植物園）として、みどりの普及啓発をはじめ、数多くの取組を実施してきました。

また、令和 5 年度からは、生物多様性センターの機能を付加し、生物多様性に関する「情報集約・発信・展示・研修・学習・交流など」の取組を推進しています。



【プロムナード花壇】

本公園は、都市緑化植物園としての機能を併せ持つことから、芝生広場や駐車場等のほか、「みどりの相談所（温室、みどりの相談コーナー、展示ホール、研修室、図書室、事務室、トイレ）」等とともに「樹木見本園」、「生垣見本園」、「ハーブ園」等、一般的な公園では見られない多くの施設があります。さらに、「生物多様性センター」として、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための展示・講習会等を実施するとともに、ボランティア等との協働による様々な取組を行っています。

オ 公園愛護会

公園課

都市公園は、市民共有、地域共有の財産であり、市民と行政が協働し、常に市民の声、地域の声が反映される形で地域が自主的に管理、運営していくことが望まれています。昭和 58 年度に公園愛護会制度を創設し、公園内の清掃・除草・施設破損時の連絡等のお願いをしてきており、現在 160 を超える公園愛護会が活動しています。また、公園美化推進団体として、「新林公園みどりの会」や「円行公園竹林の会」が発足し、市民ボランティアとして、行政や指定管理者と協働で維持管理を行っています。

都市公園

公園課

都市公園は、市民に安らぎと潤いを与えてくれる緑の多い空間です。本市の都市公園（県立公園を含む）は令和 8 年 3 月 31 日現在、320 カ所、240.25 ha であり、市民一人当たりの都市公園面積は 5.42 m² となっています。まだ公園未到達区域があり、災害時など、安全性からみても優先的に整備を進めていく必要があります。

都市公園の整備

公園課

都市公園は、「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支えるうえで、欠かすことのできない都市施設です。

本市の公園緑地計画は、南北に流れる引地川と境川、東西に広がる広域的な緑地を基軸に、新林公園、大庭城址公園、長久保公園及び片瀬山公園等の大規模な公園を配置するとともに、地域コミュニティ形成の場となる身近な公園のバランス良い配置をめざし、順次整備を推進しています。

公園緑地 空欄の数値は確定待ち

公園緑地は「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支える上で欠かすことのできない都市施設です。

公園緑地の現況は次に示すとおりであり、令和 8 年 3 月 31 日現在、市民一人当たりの都市公園面積は 5.42 m² です（県立公園を含む）。

また、「緑の広場」や「憩いの森」などの公共施設緑地を加えた都市公園等の面積は、市民一人当たり約 〇〇〇 m² となっています（令和 8 年 3 月 31 日時点）。

公園緑地（都市公園）の現況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

種別		箇所	面積 (ha)	備考
住区基幹公園	街区公園	270	45.50	
	近隣公園	25	27.90	
	地区公園	3	22.34	長久保公園、引地川親水公園、下土棚遊水地公園
都市基幹公園	総合公園	4	55.94	新林公園、大庭城址公園、県立辻堂海浜公園、県立境川遊水地公園の一部
	運動公園	2	13.43	八部公園（鵠沼運動公園） 秋葉台公園
特殊公園	風致公園	2	5.33	片瀬山公園、遠藤笹窪谷公園
	墓園	1	36.87	大庭台墓園
大規模公園	広域公園	2	19.06	鵠沼海浜公園、県立湘南海岸公園
緑地等	都市林	1	2.68	裏門公園
	都市緑地	7	2.39	伊勢山緑地、御所ヶ谷緑地、善行坂緑地、亀井野緑地、本在寺緑地、善行二丁目緑地、辻堂東海岸二丁目緑地
	緑道	2	8.63	引地川緑地、境川緑地
	緩衝緑地	1	0.19	桐原緑地
合計		320	240.25	市民一人当たりの面積： 5.42m ² / 人

令和 8 年 4 月 1 日現在の人口 442,956 人を使用。

各面積は百 m² 未満を四捨五入して、ha 表示としているため、合計が一致しないことがある。

緑の広場の設置状況

公園課

市内に点在する空閑地について、土地所有者の協力を得て、地域住民のレクリエーション及びコミュニケーションの場として、また災害時の一時避難場所として設置し、地域住民等に管理を依頼しています。

年度別緑の広場の設置状況

年度	令和 5 年		令和 6 年		令和 7 年	
利用区分	箇所	全体面積 (m ²)	箇所	全体面積 (m ²)	箇所	全体面積 (m ²)
レクリエーション広場	33	63,937.87	33	63,937.87	33	63,936.87
運動広場	7	38,400.90	7	38,400.90	7	38,400.90
こども広場	11	6,889.66	7	3,289.42	6	2,516.98
計	51	109,228.43	47	105,628.19	46	104,854.75

< 緑の広場が減少した理由 >

相続等土地所有者のやむを得ない事情による解除と、公園の整備が進んだ地域における契約の終了によるものです。

公園課

みず・みどりの基幹軸

引地川、境川などの河川空間は、多様な緑地機能を有しており、連続性のある緑地として整備を検討しています。特に、本市のほぼ中央を南北に流れる引地川は、「みず・みどりの基幹軸」として、下流の龍宮橋から大庭鷹匠橋までの緑道の整備がおおむね完了しており、引き続き、下土棚地区で神奈川県が進める遊水地事業との連携、さらに大和市との広域的なつながりを確保するため、緑道等の整備を検討していきます。

(2) 都市の緑化

公共施設の緑化

みどり保全課

年々減少している緑を少しでも多く回復するために、緑豊かな憩いと潤いのある都市空間づくりに向け、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地上部の緑化はもとより、建物の屋上か壁面を利用した建物緑化を推進しています。

都市公園以外の公共施設緑地

みどり保全課

公共施設緑地の多くは市街地に**あることから**、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面を活用した**建物緑化**や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化**などに努める必要があります**(詳細は第 2 部 - 1 参照)。

建物の緑化推進

< 建物緑化助成事業 >

みどり保全課

本市における緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として市内の建物緑化を推進するため、屋上・壁面緑化事業や緑のカーテン(一年草による壁面緑化)の工事費を助成しています。

建物緑化義務がない建築物への助成制度利用件数 単位：件

年度	屋上緑化	壁面緑化	緑のカーテン
令和3年	0	2	1
令和4年	0	0	5
令和5年	1	0	6
令和6年	1	1	4
令和7年	0	0	0
合計	2	3	16

民間の建物の建物緑化や壁面緑化の推進

みどり保全課

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他の建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際には、緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

建物緑化義務がある建築物への助成制度利用件数 単位：件

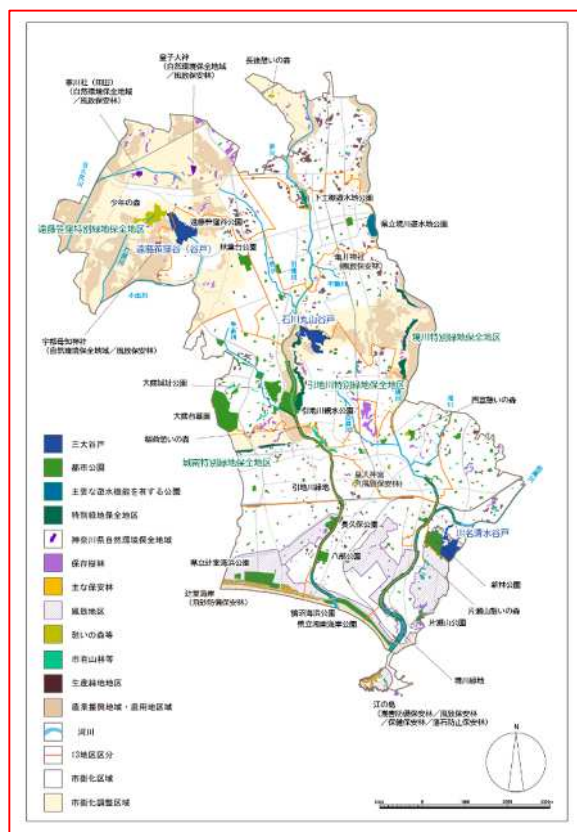
年度	屋上緑化	壁面緑化
令和3年	0	1
令和4年	0	0
令和5年	0	0
令和6年	0	0
令和7年	0	0
合計	0	1

民間施設緑地・地域制緑地

みどり保全課

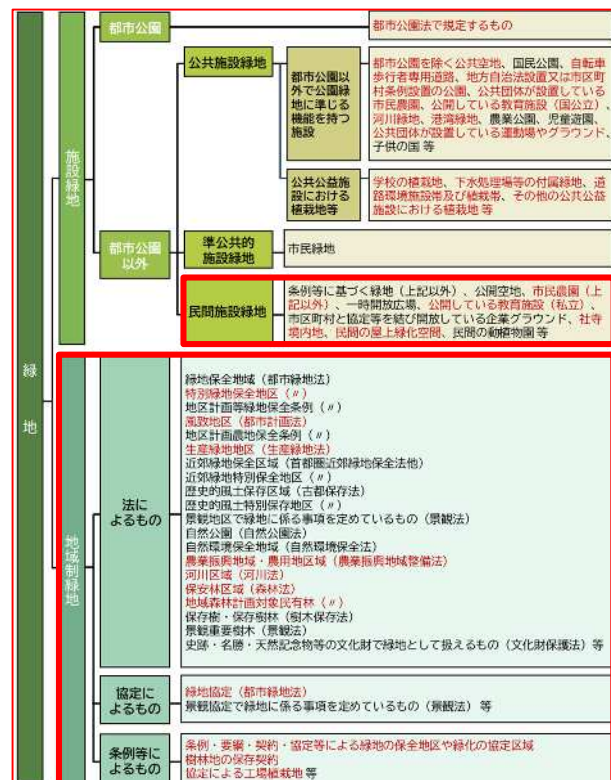
民間施設緑地は、公開している私立学校の植栽地、寺社、ゴルフ場などの民有地を対象としており、引き続き緑の持続性を高めていく必要があります。

地域制緑地は、法の規定に基づくものとして、特別緑地保全地区や生産緑地地区、地域森林計画対象民有林などが対象となります。また、条例等の規定に基づくものは、自然環境保全地域や保存樹林、市条例に基づき緑化された住宅・工場等の植栽地などが対象となります。このうち、持続性があまり高くない緑地については、相続の発生や土地利用転機などにより減少が続いています。



【緑地現況図】

(藤沢市緑の基本計画)



【緑地の分類】

(藤沢市緑の基本計画)

緑被率

本市の緑被率(市域における緑で覆われた面積率)は、約 32%(令和 6 年度時点)となっており、市街化区域と市街化調整区域別にみると、それぞれ約 17%、約 67%と、区域によって大きな差があります。市街化区域の住宅地の緑化については、市民一人ひとりの意識に期待するところが大きいため、更なる普及啓発を図ることが重要です。

みどり保全課

4 農水産業との共存

環境目標 2 - 4

安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されていること

達成指標に対する本年度の状況

農業水産課

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)	目標 達成率 ¹
有機農業取組面積 ² 単位：ha	取組・結果等について 2025年度(令和7年度)の有機農業の取組面積は34.7haと、前年度実績値から約2.4ha増加しています。2030年度(令和12年度)の目標値81.8haに向け、より一層の取組が必要となります。 今後の取組・対策等について 収穫体験講座のほか、藤沢産マルシェを開催し、有機農業に対する理解促進を図ります。 また、新規就農者を積極的に受入れ、有機農業の取組面積拡大を推進します。	目標	—	40.4	47.3	81.8 ³	24.2%
		実績	19.7	32.3	34.7	—	
		対前年	—	2.1	2.4	—	
		対改定時	—	12.6	15.0	62.1	

1 目標達成率 = (最新値 - 改定時実績値) / (目標値 - 改定時実績値)

2 本市における推計値。

3 2050年(令和32年)に220haとするため、2022年度(令和4年度)以降、1年当たり6.9ha拡大していく必要があるとして目標値を算定。

(1) 農水産業の保全・推進

水田の保全

農業水産課

有機農業 に取り組む農業者又は県のエコファーマー認定を受けた市内在住の水稲生産者に対し奨励金を交付し、環境に配慮した栽培を奨励することで、市民に潤いと安らぎを与える田園景観を形成し、生物多様性や水源のかん養、治水などの多様な機能を持つ水田の保全を図っています。

「有機農業の推進に関する法律」(「有機農業推進法」)によると、有機農業とは「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」を指します。

令和 7 年度 水田保全事業実績

	m ² 単価 (円)	申請数 (人)	申請面積 (m ²)	交付金額 (円)
水田保全事業奨励金	48	107	575,529	27,575,000

交付金額は申請者ごとに 1,000 円未満を切り捨てるため、m² 単価に申請面積を乗じた金額は交付金額と一致しない。

水路・農道の整備

農業水産課

令和 7 年度 は、県の補助を受け、宮原地区で 30m の農業用水路の改修を実施しました。

農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮するための基盤となる社会共通の資本であることから、適正な保全を図るため、今後も地元の水利団体等と十分な協議を行い、農業の基盤整備を計画的に進めていきます。

農薬使用に関する情報提供

ゼロカーボン推進課 / 関係課：地域保健課・農業水産課・環境保全課

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、市民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要です。そのため、農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が実施主体となり、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています。

引き続き、農薬の安全かつ適正な使用のため、国の動向など必要な情報収集等を行っていきます。

農用地区域の保全

農業水産課

「農業振興地域の整備に関する法律」(「農振法」)に基づいて、農用地等として利用すべき土地の区域(農用地区域)を定め、優良農地の確保、保全に努めています。

【令和 8 年 3 月 31 日現在 農用地区域面積 約 527ha】

生産緑地地区

都市計画課

市街化区域内の農地については、農業等と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の確保のため、農業生産活動をもとにした緑地機能や公害・災害の防止機能等に優れたものを生産緑地地区として指定し、計画的な保全がなされています。

令和 7 年 12 月 23 日現在 440 カ所、約 81.5 ha が生産緑地地区として指定されています。

農業の振興対策

農業水産課

農業の存続と発展を図るため、様々な農業支援策を実施していますが、令和 7 年度に行った主な事業は、次のとおりです。

ア 農業者と都市住民との交流を図る事業

- ・ 果樹持寄り品評会の開催
- ・ 収穫体験講座の開催
- ・ 食育講座の開催
- ・ 緑育体験イベント
- ・ 園芸まつり農産物品評会

イ 担い手の確保や農地の保全を図る事業

- ・ 認定農業者への支援等、本市農業の中核となる農業者の育成
- ・ 農業後継者等への支援
- ・ 遊休・荒廃農地の解消に対する支援
- ・ 水田保全事業奨励金の交付
- ・ 農福連携を行う農業者への支援

ウ 経営の近代化や環境に配慮した農法の導入など農業経営を支援する事業

- ・ 農業経営に要する資金を借り入れた際の利子補助
- ・ 地場野菜の安定的供給の推進や価格の安定を図る事業への支援
- ・ 環境に配慮した農業技術等の導入の支援（環境保全型農業）
- ・ 産地競争力を高めるための農業技術等の導入の支援
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金の交付

エ 畜産経営の向上を図る事業

- ・ 家畜の伝染病予防と畜舎等の衛生対策への支援
- ・ 乳質、肉質の向上と繁殖性に優れた家畜を生産するため、乳牛、肉豚の資質改良・増殖事業に対する支援
- ・ 後継乳牛を生産するための事業に対する支援
- ・ 悪臭、水質汚濁等の防止や、畜産経営安定のための施設及び機械設置・改修等への支援

オ 農業の基盤を整備する事業

- ・ 農業用水路の維持管理及び水利施設の改修等の支援
- ・ 農業の用に供する道路の整備

援農ボランティア養成講座

農業や野菜作りに興味があり、ボランティアで農作業を手伝うことに意欲のある方等を対象に、援農ボランティア養成講座を開催しています。養成講座では、実際に援農ボランティアとして活動する前に、農作業の基礎を身につけることに重点を置いています。

令和 7 年度は、亀井野地区水曜日コース・土曜日コース、有機農業水曜日コース・土曜日コースの計 4 コースを開講しました。援農ボランティア養成講座の開催を通じて、市民等の農業への理解と農家の労働力不足への支援を推進します。

援農ボランティア養成講座実績

年度	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
協力農家数（戸）	19	18	20	19
受講者数（人）	56	47	32	26

日本型直接支払制度

既存の制度をもととして、平成 26 年度から日本型直接支払制度が始まりました。この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するためのものです。

1. 多面的機能支払制度（地域の共同活動を支援）
2. 環境保全型農業直接支払制度（環境保全効果の高い営農活動を支援）

湘南広域連携による新規就農者受入支援及び農地情報の提供に関する協定

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町では農業の新たな担い手の確保、耕作放棄地の発生防止、農業振興、農地保全を目的として、新規就農者受入支援体制の統一化と農地情報の共有化について、2 市 1 町間で協定を締結しました。

景観形成事業

市内若手農業者団体「さがみ農協藤沢市青少年藤友会」が稲荷地区で遊休農地を活用した景観形成事業を行いました。地元若手農業者の PR 及び地域社会におけるふれあいの場として活用しました。



【稲荷地区の菜の花】

学校・保育園給食における食の安全への取組

学校給食課

保育課

学校・保育園給食では、食の安全への取組として、不必要な添加物を含んでいない食品の使用に努めるとともに、安全性の高いものや地場産を取り入れ、極力手作りの給食を提供するように努めています。

【小学校給食の例】

ふじさわロールパン / 鮭のパン粉焼き /
ミネストローネ / 牛乳



【中学校給食の例】

焼肉丼 / ゆで野菜 / ひじきポテト /
チャプチェ / 冷凍みかん / ごはん / 牛乳



【保育園給食の例】

ごはん / ミートローフ / キャベツときゅうり
の塩もみ / じゃがいもとあおなのスープ



生産履歴の記帳と情報提供

農業水産課

本市では JA さがみと連携し、市内 JA 関連直売所における生産履歴の適正な記帳の普及啓発を促進します。また、市内 JA 関連直売所は、消費者からの求めがあった場合には、生産履歴記帳等の情報提供が行える体制整備に努めます。

生産者は、安全・安心な農産物の生産に努めるとともに、適正な生産履歴の記帳に努めます。

「藤沢産利用推進店」制度

この制度は「藤沢産」農水産物、食品を取り扱う飲食店等を「藤沢産利用推進店」として認定し、積極的に PR することで、地産地消の推進と地場農水産物の消費拡大を目的として実施する事業です。

藤沢産利用推進店店舗数

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
登録店舗数	96	91	95	100	93
新規登録店舗数	17	2	8	6	1
登録更新店舗数	79	89	87	94	92

当該年度の年度末の数値。

GAP（農業生産工程管理）の普及促進

JA さがみと連携し、農産物の安全確保と消費者の信頼を確保するため、GAP（農業生産工程管理）の普及促進を図ります。

資源を持続可能な形で循環し利用していくまち

1 廃棄物の発生・排出抑制

環境目標 3 - 1

廃棄物の発生・排出抑制を進め、環境負荷が低減されていること

達成指標に対する本年度の状況

廃棄物・美化担当

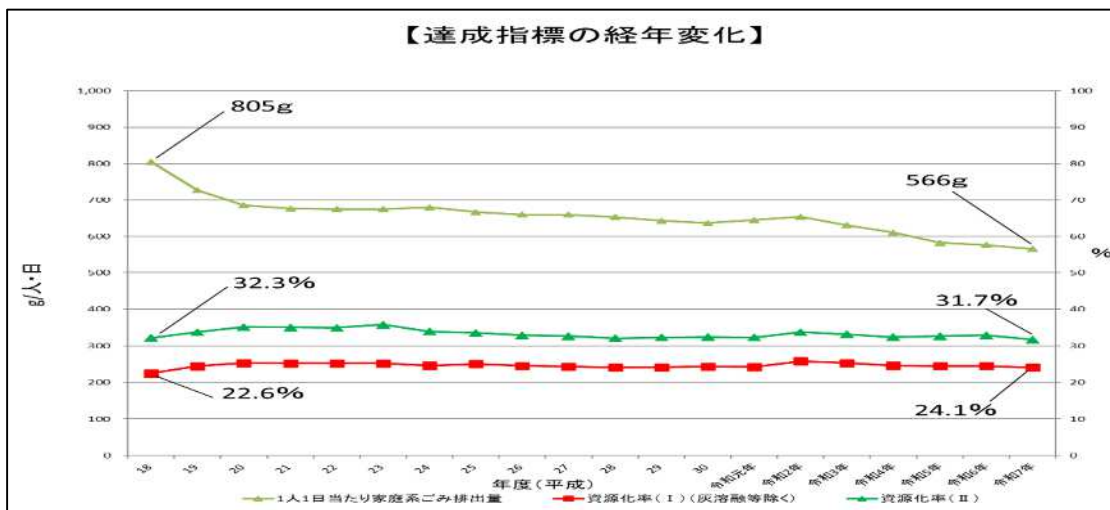
指標項目	概要		2019 R1 (基準年 度 ¹⁾)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 ²⁾ (目標)	目標 達成率 ³⁾
市民1人1日当 たりの家庭系ごみ排 出量 ⁴⁾ 単位：g/人・日	取組・結果等について 時代や社会状況の変化等に対応し、ごみの発生抑制と減量・資源化を一層推進するため、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって、次ページ以降のとおり様々な施策を展開してきました。市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の令和7年度実績は566gで、基準年の令和元年度実績の646gと比べて約12.4%の減少となりました。また、廃棄物の資源化率は約31.7%、溶融資源化を除いた資源化率は約24.1%となりました。 令和7年度についても引き続き、市民のごみ減量の意識が高く、家庭での生ごみコンポスト化や生ごみの水切り、マイバッグ・マイボトルの普及によるリデュースの促進がごみ量減少の一因となっていると考えます。 今後の取組・対策等について 引き続き、藤沢市一般廃棄物処理基本計画の方針に沿ったごみの減量化・資源化施策の推進を図っていきます。	目標	—	—	—	612	%
		実績	646	577	566	—	
		対前年	—	6	11	—	
		対改定時	—	69	80	34	

1 「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月)では、2019年度(令和元年度)を基準年度として2031年度(令和13年度)の目標値を定めている。

2 2030年度(令和12年度)の目標値は同計画2031年度(令和13年度)の目標値と同じとした。

3 目標達成率 = (最新値・基準年度実績値) / (目標値・基準年度実績値)

4 本市における実績値。



(1) 廃棄物の発生・排出抑制

廃棄物・美化担当

総ごみ排出量について

ごみの発生抑制、減量・資源化を更に進めるとともに、公平性の確保、環境の保全と創造、最終処分場の延命化を目的に、平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみのごみ処理有料化を導入しています。

令和 7 年度の総ごみ排出量は、**118,204t** となっています。その内訳は、可燃ごみ（家庭）が **53,516t**、可燃ごみ（事業）が **26,388t**、不燃・大型ごみが **11,390t**、資源が **26,910t** となっています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量及び要処理量については、平成 29 年度以降減少傾向となっています。

令和 7 年度の総ごみ排出量は、令和 6 年度と比較して約 **2,737t** 減少しており、家庭系ごみについては約 **1,791t** 減少、事業系ごみが約 **947t** 減少しています。

確定待ち

総ごみ排出量等の経年変化

単位：t

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
人口（毎年 10 月 1 日）	440,487	443,451	443,986	443,757	443,894
1 人 1 日当たりのごみ排出量（g）	812	797	758	747	730
1 人 1 日当たりの要処理量（g） （資源を除くごみ排出量）	620	613	584	575	563
総ごみ排出量（t）	130,522	128,932	123,157	120,941	118,204
可燃ごみ（家庭）	57,760	57,137	54,738	54,062	53,516
可燃ごみ（事業）	28,552	29,425	27,790	26,923	26,388
不燃・大型ごみ	13,437	12,579	12,351	12,151	11,390
資源	30,773	29,791	28,278	27,805	26,910

多量排出事業者への指導等

廃棄物・美化担当

1 ヶ月平均 3 t 以上又は年間 36 t 以上の事業系一般廃棄物を排出する者を多量排出事業者と定義し、毎年度、前年度の排出量データをもとに更新しています。多量排出事業者に対しては、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務付けており、ごみ発生量や資源化量の把握、排出抑制に対する意識づけを図っています。

「拡大生産者責任」関連法の整備に向けて

廃棄物・美化担当

平成 9 年に「容器包装リサイクル法」が施行されてビンとペットボトルが再商品化の対象となり、平成 12 年からは、紙類、プラスチック製容器包装材が対象品目に加われました。また、令和 4 年 4 月に「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチック製容器包装と一括してプラスチック製品もリサイクルできる制度が定められましたが、経費の負担割合や使い捨て容器の製造削減、過剰包装の見直しが進まないなど課題があることから、生産者、流通業者などが製品の生産から処分・資源化の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の確立に向けて、全国市長会や全国都市清掃会議を通して、継続的に関係機関に働きかけを行っています（第 1 部 - 3 参照）。

藤沢市廃棄物減量等推進員

廃棄物・美化担当

市長が委嘱した市内 14 地区等の推進員（68 人）により、地域におけるごみの出し方の徹底及び減量化・資源化の推進を図っています。また、藤沢市生活環境協議会と一体となってボランティア清掃等の環境美化活動を行っています。

適正排出の促進

環境事業センター

市民における廃棄物の減量化や再資源化について啓発するとともに、不適切排出者に対しては指導を実施しています。

廃食油のリサイクル

環境事業センター

学校給食や各家庭から回収した使用済み廃食油を持続可能なバイオディーゼル燃料（BDF）や航空燃料（SAF）等としてリサイクルしています。また、令和 8 年 1 月に、積極的な資源循環の取組についての発信及び資源循環の見える化を実現するため、民間事業者と「廃食用油の資源化促進に係る連携及び協力に関する協定」を締結し、「Fry to Fly Project」に参加しています。令和 7 年度の廃食油の搬出量 137 トンです。

グリーン購入の推進

契約課

グリーン購入は、商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に購入するもので、これにより環境配慮型商品の市場を生み出し、製造者側に環境配慮型商品の開発・供給を促進させることとなり、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

平成 13 年 4 月 1 日から施行された「グリーン購入法」（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）によって、国の機関にグリーン購入の実施が義務づけられ、地方自治体にも努力義務が課せられました。



【（公財）日本環境協会
認定のエコマーク】

平成 13 年 3 月に一事業者として自ら行う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として「藤沢市環境保全率先実行計画」（現在の「藤沢市環境保全職員率先実行計画」（詳細は第 2 部 - 1 参照））を策定するとともに、この計画の取組の 1 つとして同年 10 月に「藤沢市グリーン購入方針」を策定し、グリーン購入の推進に努めています。

本市におけるグリーン購入（環境に配慮した製品購入率）の実績

単位：％

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
備品	33.06	25.05	32.06	29.98	28.78
消耗品	28.59	34.68	32.66	31.32	31.08
印刷製本費	61.81	61.02	61.66	61.72	61.79

（２）食品ロスの削減

「食品ロス」削減に向けて

廃棄物・美化担当

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の 1 つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエー口の活用、家庭

用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることのほか、家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握を行い、排出抑制を促すための啓発に努めています。

令和元年に食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、フードシェアリングサービス 事業者と協定を締結し、スマートフォンアプリケーション【TABETE】の利用を進めています。このアプリケーションを利用することにより、店舗としては、食べてもらうために作った商品を廃棄しなくて済み、利用者としては、お得な価格で商品を購入でき、その結果、廃棄される予定であった食べられる商品の廃棄量が削減できることとなります。



【TABETE の
ロゴマーク】

フードシェアリングサービスとは、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう商品をお得な価格で販売する店舗と消費者をマッチングする事業です。

令和 2 年 11 月からは、家庭で使いきれない食品を提供していただき、フードバンク団体や社会福祉協議会を通じて福祉施設や食を必要とする方に提供するフードドライブを実施しています。

また、「ふじさわベジプラス店」や「藤沢産利用推進店」などの店舗を利用することも、食品ロス削減に貢献できることとなります。

廃棄物・美化担当

生ごみ処理機器等（コンポスト容器・キエーロ）及び家庭用電動生ごみ処理機の普及促進

可燃ごみのうち、生ごみが重量比で約 40%を占めています。

家庭から排出される生ごみを減量し、堆肥化を推進するため、平成 3 年度からコンポスト容器の購入助成、平成 10 年度から電動生ごみ処理機の購入費補助、平成 28 年度からはキエーロの購入助成を行い、その普及に努めています。有料指定収集袋制導



【コンポスト容器】



【キエーロ】

入の平成 19 年度をピークに普及台数が減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増えたことをきっかけに、普及台数は増加傾向にあります。令和 5 年度からは、バッグ型コンポスト容器を導入しました。

コンポスト容器普及台数の実績

単位：台

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
助成台数	48	95	490	200	110
累計台数	26,114	26,209	26,699	26,899	27,009

キエーロ普及台数の実績

単位：台

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
助成台数	50	128	114	35	17
累計台数	275	403	517	552	569

令和 7 年は製造場所の火災による影響で 10 月から受付を停止。

家庭用電動生ごみ処理機普及台数の実績

単位：台

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
補助台数	106	327	305	457	382
累計台数	7,553	7,880	8,185	8,642	9,024

販売価格の 4 分の 3、上限 3 万円を補助。

家庭における食品ロスの削減

廃棄物・美化担当

ホームページでの紹介や、自治会、町内会、学校などを対象に実施しているごみに関わるテーマの出前講座などにおいて、食品を無駄にしないための情報提供やフードドライブなどにより、食品ロスの削減を推進しています。

フードドライブ回収量					単位：kg
年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
回収量	1,369	2,419	1,863	1,784	2,537

事業者における食品ロスの削減

廃棄物・美化担当

事業系可燃ごみ量に含まれる食品ロス発生量は、業種によって食品廃棄物や可食部の割合が大きく異なるため、焼却施設のごみピットにおける組成分析調査結果を用いて推計しています。

事業者へはホームページ等を通じて、事業系一般廃棄物の分別方法や事業系食品ロス削減に関する情報発信と啓発を行います。

事業系食品ロス発生量					単位：t
年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
事業系可燃ごみ量	28,552	29,425	27,790	26,923	26,388
食品廃棄物	8,092	9,124	11,563	12,826	12,471
可食部（食品ロス）	1,125	1,268	1,584	1,693	1,646
不可食部	6,967	7,856	9,979	11,133	10,825

可食部と不可食部の割合は「食品産業リサイクル状況等調査委託報告書」の調査結果を用いている。当該調査では、令和 2 年度までは可食部：13.7%、不可食部：86.3%、令和 3 年度から令和 5 年度までは可食部：13.9%、不可食部：86.1%、令和 6 年度以降は可食：13.2%、不可食部：86.8%としている。

（３）プラスチックごみの削減

指定収集袋制によるごみ処理有料化の導入

環境事業センター

平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋制によるごみ処理有料化（以下、有料化）を開始した結果、可燃ごみに占める資源物の割合は、令和 7 年度では約 9.4%となり、有料化開始前の平成 18 年度の約 18.9%と比べて 7.5 ポイント減少しました。

「有料化実施前後のごみ排出量の比較」表に示すとおり、有料化実施前の平成 18 年度と比べて、人口は増加していますが、令和 7 年度の可燃ごみ収集量は約 24.1%の減少（約 17,063t 減少）、不燃ごみ収集量は約 35.4%の減少（約 3,539t 減少）を示し、ごみ排出量の際立ったりバウンド等は発生していません。

有料化開始前に心配されていた不法投棄については、「有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較」表のとおり、有料化実施前と比較し、かえって減少している傾向が見られます。これは、市民と協働

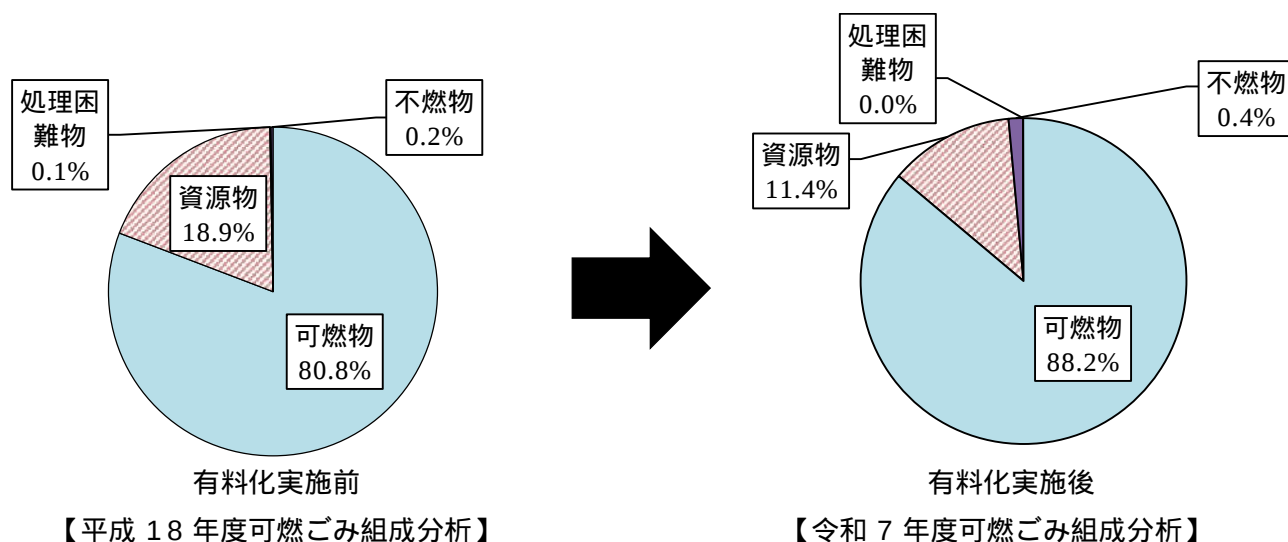
した不法投棄防止パトロール強化の効果や有料化に先駆けて実施した可燃ごみ、不燃ごみの戸別収集により、ごみ集積所を廃止したことから不法投棄されにくい環境が整ったためと思われます。

有料化導入に伴い、平成 19 年度から、従来の「ごみ減量基金」を「環境基金」に改め、寄附金や預金利息のほかに、有料化による手数料収入相当額の一部を一般財源から環境基金に積み立て、環境の保全や創造等の事業に充当しています。

また、指定収集袋の有料化の導入はごみ排出量に応じた負担の公平性とプラスチックごみを含むごみ減量を推進し、最終処分場の延命につながっています。

指定収集袋は 10 枚 1 セット（家庭用大袋は 5 枚 1 セット）で交付（販売）しています。プラスチックごみの削減に向け、一部の取扱店にて、レジ袋の代わりに使用できるよう小分け販売（ばら売り）をしています。

なお、令和 4 年 7 月から指定収集袋の原料について、食物由来のバイオマスプラスチックを 25% 使用しプラスチック削減を行っています。



有料化実施前後のごみ排出量の比較

単位：t

年度	有料化 実施前	有料化 実施年	有料化実施後				H18～ R7 増減率
	平成 18 年	平成 19 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	
人口（人）	398,481	402,096	443,451	443,986	443,757	443,894	増
可燃ごみ	100,970	92,228	86,562	82,529	80,985	79,904	減
収集量	70,912	61,244	56,989	54,595	53,849	53,372	減
持込量	30,058	30,984	29,573	27,934	27,136	26,533	減
不燃ごみ	10,959	9,136	7,150	6,836	6,807	6,752	減
収集量	9,984	8,534	6,728	6,487	6,445	6,519	増
持込量	975	602	422	349	362	233	減

有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較

年度	有料化 実施前	有料化 実施年	有料化実施後			
	平成 18 年	平成 19 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
不法投棄処理件数(件)	2,122	1,990	104	113	104	
不法投棄ごみ量(t)	131	90	7	4	3	

総務担当

環境基金の状況

単位：千円

年度		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
前年度末残高		71,232	78,030	144,049	148,472	181,578
積立	寄附金	13,289	23,859	30,474	20,344	21,693
	預金利息	2	4	14	209	1,278
	本市一般財源	667,827	653,952	631,534	650,920	649,166
	計	681,118	677,815	662,022	671,473	853,715
取り崩し (充当先)	ごみ減量推進事業費	6,337	17,189	20,013	18,462	15,252
	生活環境団体等指導育成事業費	1,933	2,171	2,166	2,158	2,149
	プラスチック中間処理施設運営事業費	38,646	38,646	38,646	49,943	62,893
	環境基本計画関係費	17,875				
	ゼロカーボン推進補助事業費 (令和6年度までは地球温暖化対策関係事業費)	23,480	18,852	22,765	19,842	16,982
	廃棄物処理対策事業費	347,389	300,000	340,000	340,000	381,000
	スズメバチ対策費		2,000	1,770	1,935	
	自然環境共生推進事業費	3,728	4,407	4,486	4,524	4,524
	廃棄物等戸別収集事業費	170,240	170,240	170,240	170,240	170,240
	最終処分場整備事業費		3,850	14,080		
	一般廃棄物中間処理施設整備事業費				7,150	
	石名坂環境事業所整備事業費	30,000	20,000	10,000		
	水田保全事業費	24,692	24,523	24,622	24,835	14,000
	し尿処理関係事業費	10,000	10,000	10,000		
	執行額と見込み額の差額 (翌年度環境基金への振替済)		▲ 82	▲ 1,189	▲ 722	▲ 391
計		674,320	611,796	657,599	638,367	666,649
当年度末残高		78,030	144,049	148,472	181,578	187,066

ごみ減量推進店制度

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定することでプラスチックごみ等の削減に向けた取組を行ってきました。しかしながら、制度発足当初とは異なり、ごみの減量や分別は社会全体として取り組むべき課題であると既に一般社会に浸透していることから、本制度の役割は果たされたとして、令和 8 年 3 月末日をもって廃止することに決定しました。



【ごみ減量シンボル
マーク（推進店）】



【ごみ減量推進店
啓発用のぼり】

ごみ減量推進店の認定店舗数

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
認定店舗数	141	143	137	137	137

2 廃棄物の適正な処理

環境目標 3 - 2

廃棄物の適正な処理を進め、循環型社会が形成されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要		2019 R1 (基準年度 ¹)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 ² (目標)	目標 達成率 ³
一般廃棄物の資源 化率 ⁴ 単位：％	取組・結果等について 2024年度(令和6年度)と比較して約1.2ポイント減少しています。ごみ総排出量は減少しましたが、リサイクルプラザ藤沢火災の影響で一部埋立処理を行ったため、溶融処理等を実施する焼却灰等の量が減少したことが要因と考えられます。 今後の取組・対策等について 引き続き、民間事業者と連携した廃棄物の資源化を図っていきます。	目標	—	—		35	廃棄物・美化担当
		実績	32.3	32.9	31.7	—	0.6/2.7 ポイント
		対前年	—	0.2	1.2	—	
		対改定時	—	0.6	0.6	2.7	
灰溶融等資源化を 除いた一般廃棄物 の資源化率 ⁴ 単位：％	取組・結果等について 2024年度(令和6年度)と比較して約0.4ポイント減少しています。電子化などで資源の収集量は減少していますが、ごみの総排出量の減少量が資源物の減少量を上回ったことなどが要因と考えられます。 今後の取組・対策等について 商品プラスチックの分別収集・資源化やペットボトルの拠点回収等を引き続き継続していきます。	目標	—	—		25	0.1/0.8 ポイント
		実績	24.2	24.5	24.1	—	
		対前年	—	0	0.4	—	
		対改定時	—	0.3	0.1	0.8	
指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)	—
藤沢市ごみ分別ア プリ累計ダウンロ ード数 単位：件	取組・結果等について 2025年度(令和7年度)のダウンロード数は22,124件、累計ダウンロード数は189,855件となりました。 今後の取組・対策等について アプリ利用者は順調に推移しており、引き続き利用者拡大に向けて周知を図っていきます。		63,685	167,731	189,855	163,000	環境事業センター

1 「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月)では、2019年度(令和元年度)を基準年度として2031年度(令和13年度)の目標値を定めている。

2 2030年度(令和12年度)の目標値は同計画2031年度(令和13年度)目標値と同じとした。

3 目標達成率 = (最新値 - 基準年度実績値) / (目標値 - 基準年度実績値)

4 本市における実績値。

(1) 廃棄物の適正処理

災害廃棄物処理について

廃棄物・美化担当

国は東日本大震災の経験を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針（環境省、平成26年3月）」を策定し、災害時における廃棄物の処理について、平常時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう「廃棄物処理法」及び「災害対策基本法」を平成27年8月に改正し、災害廃棄物処理対策を進めています。令和5年4月には、災害廃棄物処理計画の策定及び改定に取り組むにあたり、検討すべき重要なポイントを解説した「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」の策定がされました。また、神奈川県においては、令和6年3月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」の見直しを行っております。

本市においては、法律改正における、「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置の届出の特例の追加」及び「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加」に対応するため、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正し、平成30年3月には「藤沢市災害廃棄物処理計画」を策定しています。本計画の策定以降、令和6年能登半島地震等の大規模な災害が発生しており、それらの災害対応での知見や教訓、また、国の災害廃棄物対策指針の改定、神奈川県計画の見直し等を踏まえ、令和7年3月に「藤沢市災害廃棄物処理計画」の改定を行いました。

特定処理品目の適正処理

環境施設課（北部環境事業所）

本市が「特定処理品目」とする次のものについては、それぞれ以下のように処理されています。

- 1) 蛍光管は、リサイクルプラザ藤沢で破砕後に民間施設で資源化
- 2) 電池類及び加熱式たばこは、民間施設で資源化
- 3) 水銀体温計は、民間施設で資源化
- 4) テープ類は、北部環境事業所で焼却
- 5) ライター、ガスボンベ、スプレー缶は、中のガスを抜いた後、リサイクルプラザ藤沢で破砕し、磁選別及びアルミ選別後、北部環境事業所で焼却又は資源化業者に売却

廃乾電池・廃蛍光管の処理量

単位：kg

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
廃乾電池処理量	105,620	95,810	108,770	100,760	102,070
小型二次電池	2,250	1,150	1,630	3,160	2,015
廃蛍光管処理量	25,130	21,100	20,070	14,880	15,210

特定処理品目の蛍光管と電池類の一部は戸別収集、ごみ処理有料化以前より分別収集・分別処理を行っていますが、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（「水銀環境汚染防止法」）において、蛍光管と電池類のボタン電池が水銀使用製品であることから、この法律における自治体の義務である適正回収に努めています。

中間処理

ア 焼却処理施設

可燃ごみは、石名坂環境事業所と北部環境事業所へ搬入され焼却処理をしています。

また、不燃ごみ・大型ごみの破碎残渣は北部環境事業所へ搬入され焼却処理をしています。

石名坂環境事業所(昭和59年竣工)は、130 t/24 h × 3 基を有していますが、現在は1炉での運転とし、老朽化のため修繕工事を行い延命化しています。

北部環境事業所(1号炉：平成19年更新竣工・2号炉：昭和49年竣工)は、150 t/24 h × 2 基で運転していましたが、2号炉を平成25年に廃止し、老朽化の進行及び廃棄物発生量が微増していることから、一般廃棄物の安定的な処理を維持していくため、平成28年4月に「藤沢市焼却施設整備基本計画」を策定し、廃止した2号炉を1号炉と同様の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(「PFI法」)」に準じた手法で、DBO(設計・建設・運営)方式により整備・運営事業に着手して、令和5年4月から供用を開始しています。

また、ごみの焼却によるエネルギーの有効利用について、石名坂環境事業所では、発電により施設内の電力の約50%をまかなうほか、余剰電力を小売電気事業者に売却しています。

北部環境事業所1号炉及び新2号炉では発電により施設内の電力を全てまかなうほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢等へも電力供給を行い、なおかつ余剰電力については、小売電気事業者に売却しています。令和7年度のの小売電気事業者への売電金額は約4億6,500万円になりました。

環境施設課(北部環境事業所)

環境施設課(石名坂環境事業所)
3・5段落目等、関連部分



【石名坂環境事業所】



【北部環境事業所】



【蒸気タービン&発電機】

=== ダイオキシン類対策 ===

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策として、「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が策定されたため、石名坂環境事業所では平成 4 年度には炉の改修を行い、平成 7 年度には活性炭噴霧装置を設置し、更に平成 9 年度から平成 11 年度にかけて電気集塵器をバグフィルター（ろ過式集塵器）に更新するなど、様々なダイオキシン類対策工事を実施したことで国の基準値を下回っています。

藤沢市のごみ焼却炉ダイオキシン類排出濃度

単位：ng-TEQ/N m³

年度	北部環境事業所			石名坂環境事業所			
	1 号炉	2 号炉	平均	1 号炉	2 号炉	3 号炉	平均
令和 3 年	0.0016	廃止	-	休止	0.0011	0.0051	0.0031
令和 4 年	0.0056	廃止	-	休止	0.0020	0.018	0.010
令和 5 年	0.0015	0.000025	0.00076	休止	休止	0.0096	-
令和 6 年	0.0025	0.000038	0.0013	休止	休止	0.015	-
令和 7 年	0.0020	0.000068	0.0010	廃止	廃止	0.015	

ng-TEQ/N m³（最も毒性の強い 2378-TCDD に換算した数値で基準空気 1 立方メートルに含まれる量）

ng：ナノグラム＝10 億分の 1 グラム。

TEQ：テック＝国際的なダイオキシン類の換算係数を用いて換算した値（上記）。

N m³：ノルマル立方メートル＝0.1 気圧 1 立方メートルの空気。

検出下限値未満の数値は 0 とした。

北部環境事業所 1 号炉の排出基準値は 0.1 ng-TEQ/N m³、それ以外は 1 ng-TEQ/N m³。

有効数字 2 桁で表記。

イ 破砕処理施設

不燃ごみ・大型ごみは、リサイクルプラザ藤沢へ搬入され破砕処理しています。リサイクルプラザ藤沢は、破砕処理・資源化・環境啓発の機能を 1 つにした総合的資源循環施設であり、破砕処理施設は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて PFI 手法に準じて、DBO（設計・建設・運営）方式により建設され、平成 25 年 4 月に運転を開始しました。

不燃ごみ・大型ごみは、破砕処理施設（70.5 t/5 h）で破砕処理され、選別機により鉄・アルミ・破砕残渣に選別されます。鉄及びアルミは有価物として売却し、破砕残渣は、焼却処理施設で焼却処理しています。

タイヤ・大型鉄くずなどの処理困難物や、蛍光管・乾電池・水銀体温計などの有害物質は、別途専門業者に処理を委託しています。

また、通常、可燃性大型ごみについては、石名坂環境事業所の可燃性大型ごみ破砕施設（25 t/5 h）で裁断後焼却処理をしていますが、現在、整備中のため、リサイクルプラザ藤沢で処理をしています。（基幹的整備工事のため令和 11 年 3 月末まで中止）

ウ 資源化施設

資源として回収されたビン、カン・なべ類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、リサイクルプラザ藤沢へ搬入され資源化処理をしています。資源化施設は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて PFI 手法に準じて、DBM（設計・建設・補修）方式により建設され、平成 25 年 4 月に運転を開始しました。

ビンは、ビン選別設備（15 t/5 h）でリターナブルビン（ビンとしてくり返し使えるビン）を分別後、4 種類の色別に選別され再生事業者引き渡します。

カン・なべ類は、缶・金属選別圧縮設備（10 t/5 h）で、なべ・やかんなどを材質別に分別し異物を取り除いた後、選別機によりスチール缶とアルミ缶に選別、圧縮成型され再生事業者に引き渡します。

ペットボトルは、ペットボトル選別圧縮設備（7 t/5 h）で異物を取り除いた後、圧縮梱包され容器包装リサイクル協会及び再生事業者に引き渡します。

プラスチック製容器包装については、リサイクルプラザ藤沢のプラスチック製容器包装選別圧縮施設（24.5 t/5 h）及び市内の民間施設で異物を取り除いた後、圧縮梱包され容器包装リサイクル協会に引き渡します。

また、紙類や古布類については、回収後直接各問屋に運ばれ引き渡します。



【リサイクルプラザ藤沢（全体）】

最終処分

再資源化できないコンクリートブロック等の不燃物は、女坂最終処分場（平成 9 年 3 月完成、総容量 200,000 m³）に埋め立て処分しています。

なお、石名坂環境事業所から排出される焼却灰及び焼却不燃物、並びに北部環境事業所から排出される焼却灰については、全量溶融処理委託による資源化を進め、最終処分場の延命化を図っています。

このため、現在の埋め立て量が継続すれば、女坂最終処分場は令和 25 年ごろまで埋め立てが可能となっていますが、溶融処理委託をやめると数年で満杯になってしまいます。

新たな最終処分場を市内に建設することは適地がなく不可能なため、この女坂最終処分場が本市

環境施設課（北部環境事業所）



【女坂最終処分場】

で最後の最終処分場になります。したがって、ごみの減量化を進め、焼却灰等の全量溶融処理委託は今後も継続し、更に最終処分場の延命化を図る必要があります。

溶融処理とは、焼却灰等を1,200度以上の高温の炉で溶岩状に溶かし、徐々に冷まして結晶化させ、溶融スラグと呼ばれる固形物を製造することです。

この溶融スラグは安全性や強度においても天然の碎石と同様であることから道路の路盤材として再利用しています。

令和7年度は北部環境事業所等で発生した焼却灰等の全量である7,418tを、委託により溶融等資源化しています。



【溶融炉からの出^{しゅっさい}滓状況】

【溶融スラグ】

し尿処理

環境施設課（北部環境事業所）

し尿及び浄化槽汚泥は、(株)藤沢市興業公社により収集され、北部環境事業所に搬入されます。

北部環境事業所では固液分離後、処理水は石川ポンプ場経由で大清水浄化センターに送られ、一般下水と併せて最終処理し、境川に放流しています。

また、脱水汚泥は、北部環境事業所ごみ焼却施設で焼却後溶融処理して路盤材等に有効利用されています。公共下水道が普及し、し尿及び浄化槽汚泥量は横ばい傾向にあります。



【北部環境事業所 し尿処理施設】

し尿及び浄化槽汚泥処理量の実績

単位：kL

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
し尿収集量	2,123	1,982	1,863	2,031	1,888
浄化槽汚泥量	11,173	10,798	11,143	10,798	10,635

「リサイクルプラザ藤沢」(環境啓発施設)での情報提供

環境施設課（北部環境事業所）

平成26年4月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」(環境啓発施設)の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心に「ごみや資源の適正処分」に関する意識向上に努めています。



【施設見学】

ごみ不法投棄の防止

環境事業センター

不法投棄は、平成 19 年度から実施した戸別収集や平成 24 年度からの資源品目別戸別収集等の実施により、不法投棄されにくい環境が整い、年々減少傾向となっています。しかしながら、市境や河川等の人の目が行き届かない箇所では依然として発生しており、不法投棄監視カメラや監視センサー等を設置するとともに、地域住民や生活環境協議会等と協働したパトロールの実施、夜間パトロール、県との合同パトロール、不法投棄防止用看板の設置や民地への貸出を行っています。また、不法投棄の早期発見や迅速な対応を図るため、不法投棄専用ダイヤル（無料通話）の設置を行い、発生時には警察と連携した体制で不法投棄防止に努めています（具体的な不法投棄の処理実績、不法投棄防止対策は第 2 部 - 2 参照）。

公共建設発生土

公共建築課

本市が発注する公共建設工事では、発生土を場内又は場外で一旦保管したうえで、埋め戻し時に再使用するなど、処分量の抑制に努めています。

（ 2 ）廃棄物の分別

一般廃棄物処理業者への指導

廃棄物・美化担当

令和 8 年 3 月末時点において、本市で許可している一般廃棄物処理業者数は 69 者です。一般廃棄物等処理業者には、「廃棄物処理法」等の関係法規の遵守や分別収集等について指導を行っています。

ごみ処理・し尿処理の広域化による対応

廃棄物・美化担当

平成 10 年 3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の 2 市 1 町が「湘南東ブロック」として位置づけられたことから、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、広域化について検討をしています。平成 19 年度に「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、平成 23 年度及び平成 28 年度に改訂しています。また、令和 3 年度には新たに令和 18 年度を目標年度とする改定を行いました。この計画に基づき、2 市 1 町で施設整備等を実施しています。湘南東ブロックにおいて、し尿処理施設の老朽化・延命化等が課題となっていることから、令和 5 年 3 月に「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」を策定しました。この方針に基づき、新たな施設を藤沢市北部環境事業所に集約し、効率化を図るための検討を行ってきた結果、新たに整備する施設については、本市が茅ヶ崎市及び寒川町から、し尿等処理に関する事務を受託することになりました。

環境事業センター

インターネット・動画などでの情報提供

ア ごみ検索システム（<http://fujisawa-city.sakura.ne.jp/>）

市民のごみ減量・資源化に対する利便性を図るためにインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるシステムを平成 20 年 7 月から導入しました。

分別の検索方法は、自由入力及び登録ごみ指定入力の選択とし、収集日程の検索方法は、住所又は自治会名での検索となっています。

【ごみ検索システムのホームページ】

また、現在の検索登録品目は 4,086 件です。

ごみ検索システムのアクセス件数実績

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
年間検索回数	785,355	886,378	937,557	777,915	853,000
1 日当たり検索回数	2,152	2,429	2,562	2,132	2,337

イ 「藤沢市ごみ分別アプリ」

スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者の利便性向上と分別の促進を図るため、iPhone・Android を対象としたスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を平成 27 年 3 月 20 日から開始しました。機能として、収集日程カレンダー、出し忘れ防止アラーム、ごみや資源の分別辞典等を備えています。また、緊急時のごみ収集やイベント情報のお知らせ、環境ポータルサイトへのリンクなどが利用可能です。

令和 7 年度のダウンロード数は 22,124 件、累計ダウンロード数は 189,855 件です。



【ごみ分別アプリ画面】

ウ 環境関連動画

ごみ減量・資源化の促進として、複雑化するごみの分別を「動画」にすることで、分別方法やごみに関する疑問をよりわかりやすく解決するため、平成 28 年度に、環境関連動画を作成し、藤沢市ごみ分別アプリやホームページ等から視聴できるようにしています。

また、DVD として各市民センターや公民館に配布し、環境関連団体などへ貸し出すことにより、減量・資源化の周知・啓発を図っています。



【環境関連動画】

分別収集と資源化の推進

環境事業センター

資源の循環利用を進めていくためには、ごみの分別収集の徹底が不可欠です。本市では、他市に

先駆け昭和 53 年度から藤沢方式と呼ばれている市民、本市、回収事業者の三者の協調方式による資源の収集を開始し、ごみの 3 分別収集（普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を実施してきました。

そして、平成 4 年度からは、大型ごみのコール制（有料）を導入し、現在は 4 分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源）となっています。

また、家庭系ごみと、本来自らの責任で処理すべき事業系ごみとの分離を図るとともに、分別排出に関する排出者責任を明確にし、集積所の清掃等維持管理や集積所の移設問題、集積所による歩行者の通行障害の解決等、集積所に係わる諸課題の解決を目的として平成 19 年 4 月から可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装を、平成 24 年 4 月から資源の一部（本・雑誌、カン・金属類、ビン、ペットボトル、廃食用油）を集積所収集から戸別収集に変更しました。

資源品目は、新聞紙・折込広告、本・雑誌、雑がみ類（包装紙、はがき等）、段ボール、飲料用紙パック、古布類、カン・金属類、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装で、平成 19 年 4 月からは廃食用油、剪定枝を、平成 24 年 4 月からは商品プラスチックを追加するなど、徐々に品目を増やしてきています。

平成 25 年 10 月からは、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として 19 ヲ所に回収ボックスを設置し、平成 26 年度以降も継続して回収しています（現在 20 ヲ所）。

また、平成 27 年 4 月からは、大型ごみとして出されるスプリングマットや羽毛布団等を中間処理施設で分別し、資源化の促進に努めています。

収集方法も、雑がみと本雑誌を統一した戸別収集を実施し、分別の負担軽減を図っています。

4 分別収集の内容

- 可燃ごみ.....戸別収集により週 2 回の収集。
- 不燃ごみ.....戸別収集により曜日指定の隔週収集。
平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみとも有料指定収集袋により排出。
（5 ヲ相当：10 円、10 ヲ相当：20 円、20 ヲ相当：40 円、40 ヲ相当：80 円）
- 大型ごみ.....電話申込み若しくはインターネットによる戸別収集。一律 500 円の有料制。
（1 m を超えるタンスやベッドなど 16 品目は特別大型ごみとして 1,000 円）
- 資源.....<戸別収集対象品目>
ピンは週 2 回、プラスチック製容器包装、廃食用油は週 1 回、その他の戸別収集対象品目は曜日指定の隔週収集。
<集積所収集対象品目（その他資源）>
地域自治会等の協力により、約 4,200 ヲ所の集積所で曜日指定の隔週収集。
資源の売却代金の一部は自治・町内会等に還元。



【戸別収集による可燃ごみの排出状況】



【資源集積所の状況】

紙・デジタル媒体などでの情報提供

環境事業センター

廃棄物・美化担当

資源・ごみの排出を円滑にし、ごみの減量化・資源化を推進するため、平成 27 年度版からは区域別（全 10 ブロック）「収集日程カレンダー」に「あんしんみまもりカード」や健康情報を入れるなど内容を充実し、発行しました。

また、『ごみ NEWS』（No.28）は、リチウムイオン電池などの分別収集、藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例、災害時のごみの出し方ハンドブック、ふじさわエコライフ通信、食品ロスなどについて掲載した 8 ページの冊子として発行しました。

2025年	4月	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
10ブロック			1	2	3	4	5
		可燃・ビン	プラ・油・特定品目	その他資源	可燃・ビン		
		MEMO	MEMO	MEMO	MEMO		
	6	7	8	9	10	11	12
	ペットボトル	可燃・ビン	プラ・油・特定品目	不燃・商品プラ	可燃・ビン		
	MEMO	MEMO	MEMO	MEMO	MEMO		
	13	14	15	16	17	18	19
	カン・なべ類	可燃・ビン	プラ・油・特定品目	その他資源	可燃・ビン		
	MEMO	MEMO	MEMO	MEMO	MEMO		
	20	21	22	23	24	25	26
	ペットボトル	可燃・ビン	プラ・油・特定品目	不燃・商品プラ	可燃・ビン		
	MEMO	MEMO	MEMO	MEMO	MEMO		
	27	28	29	30			
	カン・なべ類	可燃・ビン	プラ・油・特定品目				
	MEMO	MEMO	MEMO				

【卓上ガスボンベ・スプレー缶の出し方が変わりました】
2025年4月から卓上ガスボンベ・スプレー缶は、燃費火災事故の防止や環境への配慮を受けて、原則中身を空にし切り穴を開けずに「特定処理品目（水曜日）」として出してください。また、やむを得ず中身が使いきれない物についても排出可。

藤沢市環境事業センター
TEL 0466-87-3912

藤沢市

記入日： 年 月 日

あんしん
みまもりカード

（ふじさわ安心がらすやん）
フジさわ安心がらすやん（株）
24時間・年中無休
電話番号：0120(26)0070
※緊急連絡先は別途記載してください

「あんしんみまもりカード」について

藤沢市役所 地域環境推進課 TEL 0466(21)9993

あんしんみまもりカードは、急病などしものときに備えて緊急連絡先などの情報を記入するカードです。

緊急時に、かけつけた救急隊などがカードに記載された情報を活用することにより、迅速で適切な処置を行うことができます。また、緊急連絡先の把握により、親族などにいち早く連絡することが出来ます。

カードは、緊急隊が必要と判断したときに発見できるよう、必ず冷蔵庫に貼付してください。

《対象者》すべての藤沢市民の方

《使い方》

①カードを冊子本体からミシン線に沿って切り離します。
②それぞれのカードに必要事項を記入します。
③大きいカードは4つ折りにしてハートマークが前面となるようにマグネット等で冷蔵庫に貼付します。
④小さいカードは4枚に切り離し携帯用として使用します。

《使い方の見本》

①必要事項記入後半分に折ります。 ②もう一度半分 ③マグネット等で冷蔵庫に貼り付けます。

※マグネット等はご自宅でご用意してください。

ふりがな

世帯主の氏名

住所

電話番号

緊急時の連絡先

① 氏名 性別 年齢 電話番号

② 氏名 性別 年齢 電話番号

③ 氏名 性別 年齢 電話番号

【収集日程カレンダー】

（3）再使用・再資源化

焼却残渣の資源化

廃棄物・美化担当

焼却灰等を高温溶融し、道路舗装用路盤材として再利用することを目指して研究を行った結果、施工性や供用性については従来の路盤材と差がなく、安全性も問題ないことが確認されました。そのため、石名坂環境事業所及び北部環境事業所から排出される焼却灰等について、最終処分場の延命化や「3R」の推進を目的として、民間委託により焼却灰を溶融し、道路舗装用路盤材として資源化しています（最終処分場の状況については、第2部 -2 参照）。

焼却灰等溶融量

単位：t

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
石名坂（焼却灰）	3,607	3,316	1,081	1,259	923
石名坂（不燃物）	1,218	1,362	532	573	557
北部（焼却灰）	5,180	5,161	8,438	8,271	7,419
他市施設（焼却灰等）	129	72	0	0	67
合計	10,134	9,911	10,051	10,103	9,034

端数処理をしているため、合計値が合わない場合がある。

「拡大生産者責任」関連法の整備に向けて（再掲）

廃棄物・美化担当

平成 9 年に「容器包装リサイクル法」が施行されてビンとペットボトルが再商品化の対象となり、平成 12 年からは、紙類、プラスチック製容器包装材が対象品目に加われました。しかし、ワンウェイ容器が大量生産、大量使用される状況は見直されておらず、排出抑制に結びついていないという課題があることから、生産者、流通業者などが製品の生産から処分・資源化の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の確立に向けて、全国市長会や全国都市清掃会議を通して、継続的に関係機関に働きかけを行っています。

「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）の運営

環境施設課（北部環境事業所）

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」（環境啓発施設）の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心にごみの発生抑制（リデュース）に関する意識向上に努めています。

環境啓発施設の運営実績

単位：人

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
来館者数	665	5,694	8,107	9,960	5,694
体験教室参加者数	49	40	123	77	119

令和 3 年度の来館者数・体験教室参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

令和 7 年度の来館者数の大幅な減少は火災による環境啓発施設休館の影響によるもの



【リサイクル体験教室】

不用品等交換制度

市民相談情報課
（消費生活センター）

家庭で不用となった生活用品の再利用を推進するため、不用品や希望品の登録を受け、本市のホームページや市庁舎に「ゆずります」コーナーを設け、情報提供していただきました。なお、「ゆずってください」は令和 5 年度で終了しました。また、「ゆずります」は令和 7 年度登録分の登録期間満了次第終了となります。

不用品等交換制度利用実績

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
ゆずります	74	81	79	71	61
ゆずってください	21	34	36	—	—
合計登録件数	95	115	115	71	61

商品プラスチックリユース事業

環境事業センター

平成 24 年 4 月から、廃棄物の減量・資源化や最終処分場の延命化等を目的に、「商品プラスチック」の無料収集を開始しました。1 辺が 50 cm 以上のプラスチック製品（衣装ケース・ベビーバスなど）は、予約制にて無料収集しています。

平成 25 年度から、リサイクルプラザ藤沢内にある資源化施設で、資源の中間処理を運営する藤沢市資源循環協同組合が障がい者を雇用し、収集した「商品プラスチック」の中で損傷が少なく使用可能なものについて洗浄・消毒を行うリユース（再使用）事業を実施しています。

また、各種イベントにおいて、洗浄・消毒した商品プラスチックを、1 点につき 100 円以上環境基金に寄付していただくことで提供するなど、リユースの啓発活動にも努めています。

商品プラスチックリユース事業実績

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
商品プラスチック提供数（個）	277	632	252	482	0
募金額（円）	27,700	63,250	27,693	31,509	0

各種イベントで提供したほかのリユース品募金額も一部含まれる。

日本容器包装リサイクル協会からの合理化拠出金

環境事業センター

日本容器包装リサイクル協会で平成 20 年 4 月から施行となった「市町村への資金拠出制度」では、容器包装のリサイクルが合理的・効率的に進められ、想定よりもリサイクル費用が少なく済んだ時には、その少なく済んだ分のうち半分を、事業者側から市町村へ「品質」基準と、「低減額」貢献度に応じて資金が支払われます（第 部 -3 参照）。

本市では、よりよい品質の資源を引き渡しできるよう、広報等を通じて市民の方へ適正な排出をお願いしています。

本市における合理化拠出金受取実績

単位：円

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
ガラスびん	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	200,816	765,880	829,262
プラスチック製容器包装	0	0	0	0	0
合計	0	0	200,816	765,880	829,262

令和 2 年度、令和 5 年度はリサイクル費用の想定額を現に要した費用が上回ったため合理化拠出金が発生したが、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 6 年度には合理化拠出金が発生せず、実績は 0 円となっている。

剪定枝の資源化

環境事業センター

剪定枝を堆肥の副資材やマルチング材等の資源として再利用するため、平成 9 年度から主に本市の公共施設から発生する剪定枝のチップ化を実験的に実施しました。

平成 19 年度からは、家庭から発生する剪定枝を焼却せずにチップ化し、資源として活用することによってごみの一層の減量を図っています。

剪定枝の資源化量実績

単位：t

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
剪定枝資源化量	498	416	406	461	105

「小型家電リサイクル法」対象品目のリサイクル

ア ボックス回収

平成 25 年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行されたことから、茅ヶ崎市、寒川町との広域での取組として、同年 10 月から翌年 3 月まで環境省による平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(市町村提案型)にて市内 19 ヵ所に使用済小型家電回収ボックスを設置しました。

平成 26 年度以降は本市独自事業として実施しており、平成 29 年 4 月からは、ボックス回収品目を拡大し、平成 30 年 5 月からは回収ボックスを市内 21 ヵ所に増やし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の約 5,000 個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたりリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトである「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。なお、このプロジェクトは必要な金属を 100%回収し、令和元年 3 月に終了しています。

本市では、プロジェクト終了後も回収ボックスによるリサイクルを実施しています。



【使用済小型家電
回収 BOX】

イ 宅配便回収

平成 27 年 6 月から、環境省認定事業者と本市で連携し、使用済小型家電とパソコンの回収を始め、インターネットからの申込み、宅配業者が自宅まで回収に来るサービスとして実施しています。

ウ ピックアップ回収

「家電リサイクル法」対象機器（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）以外の一部の廃家電品のリサイクルについては、資源化施設と破碎施設の統合のため、平成 15 年 9 月から「家電リサイクル法」対象機器と同様のリサイクルをしており、平成 26 年度からは「小型家電リサイクル法」に基づき、大型ごみからのピックアップ回収として、資源化を行っています。

「小型家電リサイクル法」対象品目の回収実績

単位：kg

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
ボックス回収	7,099	7,316	7,855	8,163	8,121
宅配による回収	32,810	30,728	31,014	28,019	28,894
ピックアップ回収	276,440	241,770	236,480	223,870	221,550

次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

1 環境教育の推進

環境目標 4 - 1

市民・事業者・行政で、環境を意識した行動が広がっていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
環境関連講座の実施 単位：講座	取組・結果等について 全市民センターで環境関連講座を実施することができました。 今後の取組・対策等について 引き続き市民センター生涯学習事業において環境関連講座を実施し、環境教育の推進を図ります。	12	26	23	25
環境分野に関する体験学習会等への参加人数 単位：人	取組・結果等について 新型コロナウイルス感染予防策を行いつつ、参加者を増やすことができました。 今後の取組・対策等について 引き続き体験学習会等を実施し、環境教育の推進を図ります。	2,666	4,602	4,626	6,000

生涯学習総務課

環境事業センター

本市における実績値。

(1) 環境学習の機会の創出

教育文化センターにおける環境教育のための事業

教育指導課
(教育文化センター)

学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています。

令和7年度は、新江ノ島水族館にて「江の島の自然～相模湾での海獣類フィールド調査と環境を考える～」をテーマに研修を実施しました。講義の中では、鯨類のフィールド調査の内容や、相模湾で35種類もの鯨類が見られることなどについてお話がありました。体験プログラムでは、砂に埋もれたマイクロプラスチックを探す活動を実際に行うことを通して、ビーチクリーンは、排出されたプラスチックを海に出さないための最後の機会であることを学びました。

教育指導課
(教育文化センター)

藤沢の自然に関する刊行物の活用

『藤沢の自然』シリーズとして、市内の自然を子どもたちと教職員・市民に紹介する本を刊行してきました。平成6年発行の「身近な草・きのこの語らい」から平成27年発行の「藤沢の四季」まで8冊が刊行されています。過去に刊行した冊子は、各小・中・特別支援学校にそれぞれ45部ずつ配布するほか、必要に応じて貸出を行い、授業実践に役立てています。また、冊子の更なる効果的な利用を促進するため、教職員対象の研修講座にもテキストとして随時使用し、児童生徒並びに教職員への内容の理解と普及に努めています。また、藤沢の自然シリーズは有償刊行物として市民に提供しており、市内の自然観察会などでもテキストとして活用されています。

教育指導課
(教育文化センター)

ビオトープ造成及び教育的運用推進への支援

各学校へのビオトープの設置、管理並びにその学習上の運用について、アドバイスを行っています。教育文化センター内に設置した池中心型ビオトープも管理し、説明などを行っています。

教育指導課
(教育文化センター)

各学校・団体との連携

各研修講座や藤沢市総合かがく展の開催を通して、湘南台文化センターこども館、新江ノ島水族館等、各団体との連携を継続して行っています。

教育指導課
(教育文化センター)

藤沢市総合かがく展

令和7年度56回目となった総合かがく展は、10月16日(木)～22日(水)の期間に、湘南台文化センターこども館を会場に開催しました。



【第56回藤沢市総合かがく展の様子】

藤沢市美化・リサイクル推進ポスター

廃棄物・美化担当

毎年、小・中学校の夏休みを利用して作品を募集し、優秀作品は表彰しています。

令和 7 年度応募実績

小学校 33 校 700 点、 中学校 6 校 42 点



【最優秀賞受賞作品】

上：小学校低学年の部

左下：小学校高学年の部

右下：中学校の部

こどもエコクラブ

ゼロカーボン推進課

こどもエコクラブは、将来を担う子供達の環境への意識を高めるため、地域の仲間と一緒に自分達で環境に関する学習や体験ができるよう支援する事業で、平成 7 年度から環境省で始められた事業です。令和 7 年度は全国で 2,446 団体、およそ 115,000 人が登録しています。登録すると、全員に会員バッジ、ニュースなどが送られ、全国のクラブとの交流や優秀クラブへの表彰などが受けられます。

本市でも、地域の公民館や友達のグループ、学校の課外活動の仲間など、令和 7 年度は 5 団体(224 人)、サポーター(指導者)を含めて 359 人が登録しています。

令和 7 年度登録エコクラブ一覧

片瀬少年少女探検隊 (片瀬公民館 25 人)	ふじさわあーすまいる (藤沢保育園 120 人)
くげぬまあそび隊 (鵜沼公民館 34 人)	さわクラブ (家族登録 2 人)
めいじスマイルエコクラブ(明治保育園 43 人)	



【こどもエコクラブ活動風景】

過去登録エコクラブ一覧

エコたまてばこ	下土棚、近所の友達 5 人	マヨネー'S	立石、近所の友達 4 人
どんぐり児童クラブ	片瀬、地域の児童クラブの友達 14 人	湘南台ネイチャークラブ	湘南台小、委員会活動の仲間 25 人
湘南キッズクラブ	鵜沼、近所の友達 6 人	明治公民館子どもクラブ	明治公民館 21 人
自然探検団	辻堂、近所の友達 3 人	ちょめちょめクラブ	鵜沼海岸、近所の友達 4 人
ホワイ	長後、近所の友達 4 人	くげぬま遊び隊スーパーリーダー	鵜沼公民館 23 人
ポップコーンズ	立石、近所の友達 4 人	ひまわり児童クラブ	湘南台、児童クラブ 78 人
ハーブ	辻堂、近所の友達 3 人	うさぎ児童クラブ	下土棚、児童クラブ 51 人
みつばち児童クラブ	遠藤、児童クラブ 58 人	サクラサクラブ	辻堂西海岸、近所の友達 7 人
こだま(木霊)	長後、近所の友達 16 人	藤沢市立大鋸小学校 4 年生	大鋸、学校 122 人
湘南エコ子	円行、近所の友達 6 人	ジモタンクラブ	石川児童館 51 人
たいよう児童クラブ	亀井野、児童クラブ 79 人	B&G 江の島海洋クラブ	江の島、近所の友達 39 人
お団子	羽鳥 家族 3 人	みくに幼稚園	鵜沼、幼稚園 120 人
まめっくすファミリー	羽鳥 家族 3 人	大鋸児童館こどもエコクラブ	大鋸児童館 13 人

行政に携わる職員の環境意識の高揚を図るための研修

本市が一事業者として、環境保全や、エネルギー使用量及び温室効果ガスの削減等を率先して行うため、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定し、環境マネジメントシステム管理推進員を中心に本市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減や資源の有効活用などの取組を行っています（取組結果については、**第2部 -1 参照**）。

この計画における削減への取組を持続可能なものとするため、毎年、環境マネジメントシステム管理推進員を対象とした研修や、全職員を対象とした環境e ラーニングを行い、温室効果ガス排出量の削減に対する意識づけを図っています。

ゼロカーボン推進課

藤沢市環境保全職員率先実行計画



藤沢市

石川丸山ホタル保存会

「石川丸山ホタル保存会」は、平成 20 年 4 月 1 日に施行された「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、里地里山の保全、再生及び活用を実践する活動団体として、平成 20 年 5 月 6 日に結成されました。

この会は、ホタルに関する生態、増殖の研究、生息環境の保全及び水環境の浄化等を通じ、地域住民を中心に結成された「丸山谷戸援農クラブ」と連携を密にしつつ、里地里山の文化、自然保護活動に寄与することを目的として活動しています。

会の目的を達成するために、次の事業を行っています。

- 生態、自然増殖の研究及び調査
- 生息環境の保護対策及び環境調査
- ホタル保護の啓発
- 自然と人とが共生できる環境づくり
- その他目的達成に必要な活動

みどり保全課



【秋の実り（左）と、農林地等里地里山の保全を目的とした体験教室（右）】

学校が進める生物多様性に関する取組

教育指導課

各学校においては、「環境に関する教育」として、教科横断的に生物多様性に資する様々な取組が実践されています。例えば、小学校低学年では、生活科で「アサガオ」や「サツマイモ」などを育てる活動が、中学年では、理科の「季節の動植物」で、年間を通じて定点観察する活動などが行われています。高学年では、「メダカ」などを育てる中で、生命の誕生を学ぶことや、国語科の「自然環境を守るために」という単元において、どんな環境問題があるのか調べ、特に解決したいことは何かについて考えるなどの活動も行われています。中学校では、理科や道徳以外にも、部活動や委員会等で「植物を育てる」ことの必要性を考える機会をもつなど、生物の多様性に関する様々な取組を進めています。

市民センター生涯学習事業

生涯学習総務課

市民センターの生涯学習事業では、市民の環境についての関心を高めることなどを目的として、各年度において、自然環境、リユース・リサイクル、エネルギーなどをテーマとして取り上げた各種講座等を実施しています。

市民センター生涯学習事業		環境関連講座参加人数の推移				単位：人
年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
市民センター生涯学習事業 環境関連事業	492	646	1,085	1,079	982	

令和3年度の参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響があったもの。
令和6年度まで公民館環境関連講座として実施していたもの。

令和 7 年度 市民センター生涯学習事業 環境関係事業一覧

単位：人

番号	事業名	対象名	具体的内容	参加者数	市民センター名
1	SDGs 講座	一般市民	SDGs に配慮した暮らしについての意識を高め、SDGs 達成に向けた一助とする。	13	明治
2	バードウォッチング	一般市民	身近な自然の中で野鳥観察を楽しむ場を提供する。	20	御所見
3	地区生活環境協議会共催事業	小学生と保護者	正しいゴミの分別やゴミの放置がどう環境に影響するかを学び、環境問題への理解を深める。	24	御所見
4	SDGs 体験学習 ～考えてみよう！ 日常生活とごみの 問題～	小学生	SDGs の視点から環境教育を学ぶ。	8	遠藤
5	遠藤親子 DE スクール ～遠藤笹窪谷公園 で野鳥を探そう～	小学生と保護者	小学生と保護者を対象に、遠藤笹窪谷公園で野鳥観察。	7	遠藤
6	草木染め～ストーリー作り～	成人	草木染めの基礎や技術を学び、廃棄処分となるみかんを染色の材料としストーリーを作成する。	9	遠藤
7	藤沢マイスターから学ぼう！	小学生と保護者	樹木医の藤沢マイスターから SDGs 目標 15「陸の豊かさを守ろう」に絡めて、自然の大切さを学ぶ。	7	遠藤
8	ファミリーアドベンチャーPart2～藤野町を知ろう～	小学生と保護者	県内上下流域自治体間で自然環境や水資源に関する理解を深め、地域住民の環境意識の向上を図る。	18	長後
9	辻堂キッズ～夏の陣～シャボン玉	小学生	せっけんと合成洗剤の違いを学び、遊びながら環境についての知識も深める。	20	辻堂
10	地区生活環境協議会共催事業 ～夏休み子ども天国～	小学生	ごみの分別や捨て方を学び、環境問題への関心を高める。	44	善行
11	野鳥・樹木講座 (みそのの森)	一般市民	地域私学の協力のもと、講義と体験によって、樹木や生物の生態を学ぶ。	27	善行
12	地域活性化講座 Vol.2 の 1「水田を守ろう！ジャンボタニシ取り体験」	一般市民	タニシの駆除作業をとらして環境保全、食育、生物の生態への理解を深める。	15	湘南大庭
13	畑で収穫！体験講座	小学生と保護者	種いもの植え付け・雑草取り・収穫等を体験する。	30	遠藤 湘南大庭

14	環境講座「地域内の自然について」	一般市民	地域内の自然資源についての理解を深める。生息している生物を観察し、地域の自然整備を行う人材になることを促す。	18	湘南大庭
15	花咲くまちづくり講座	成人	公園や広場の植栽ボランティアを育成するとともに住民の交流を図る。	11	湘南台
16	夏休み子ども教室「アロマサシェづくり」	小学生	廃棄物の現状を学び、廃棄物を使ったサシェを作る。フラワーロスにつながる原因を知り、環境問題について考える機会とする。	20	湘南台
17	こどもかんきょうえいが会 ～昔と今をつなぐ～	その他	地域団体と連携して映画を上映し、環境問題に対する意識向上を図る。	232	藤沢
18	神奈川県上下流域自治体間交流事業（水源と秋の花を楽しむ～ダム見学とフラワーアレンジメント体験～）	成人	県内上下流域自治体間で自然環境や水資源に関する理解を深め、地域住民の環境意識の向上を図る。	24	藤沢
19	くぼてんきと考える地球温暖化	一般市民	地域団体と共催し、環境問題を考えるきっかけとなるよう、気象予報士による地球温暖化の講演会を実施し、啓発を図る。	116	藤沢
20	「村岡自然探検隊～森づくりを体験しよう！～」	小学生と保護者	みどり保全課との共催で、市内の貴重な自然と自然保護について、落ち葉溜めの作成などの体験型の学習をとおり、持続可能な社会について考えるきっかけを作る。	24	村岡
21	地区生活環境協議会共催 神奈川県上下流域自治体間交流事業（相模原市で自然を学ぼう！）	小学生と保護者	県内上下流域自治体間で自然環境や水資源に関する理解を深め、地域住民の環境意識の向上を図る。	20	村岡
22	地区生活環境協議会共催 神奈川県上下流域自治体間交流事業（宮ヶ瀬ダム見学ツアー）	成人	神奈川県内上下流域自治体間で自然環境や水資源に関する理解を深め、地域住民の環境意識の向上を図る。	22	村岡
23	海洋科学教室	小学生	新江ノ島水族館にて多様なプログラムによる体験学習を実施する。	253 (13 センター)	13 市民センター
合計 参加者数				982	

環境学習による青少年の健全育成

生涯学習総務課

各市民センターの生涯学習事業では、環境について関心を高めてもらうことを目的とした環境学習の講座を実施するとともに、豊かな自然を体験する活動を通して青少年の健全育成も図っています（具体的な講座・内容は第2部 - 1 参照）。

ごみ体験学習会の実施

毎年、市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学４年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。保護者も参加して、ごみ分別、減量・資源化の体験学習を行っています。



【ごみ体験学習会】

ごみ体験学習会の開催実績

年度		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
小学校	開催数（回）	33	36	35	36	36
	参加人数（人）	3,642	3,974	3,824	3,899	3,947
保育園等	開催数（回）	—	22	25	26	27
	参加人数（人）	—	641	697	703	679

令和３年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育園等については中止。

令和４年度については、小学校に特別支援学校１校を含む。

ごみゼロゲーム体験学習

廃棄物・美化担当

ふじさわ環境フェアなどのイベント時や出張学習として、ごみゼロゲーム体験学習を行っています。日常生活の中で出てくる、そのままではごみになってしまうものを“救う方法”を考えるボードゲームを使用し、廃棄物がゼロ、つまりごみゼロの社会を作ることは難しいことですが、ごみを減らす方法を簡素化して学ぶことができます。



【出張学習でのごみゼロゲーム体験学習会】

学校における環境教育・環境学習

教育指導課(教育文化センター)

環境問題については、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、自然環境の保全・再生など課題が山積しています。現在、学習指導要領の中で、持続可能な社会の担い手を育てる教育として、明記されており、環境教育も包括されています。また、神奈川県でも学校教育を通じて環境・エネルギー等の理解を深め、「自らが考え、行動する人」の育成を目指しています。

小中学校の教科書の中には、SDGs の内容も多く取り入れられています。

本市の小・中・特別支援学校では、環境教育・環境学習の目的やねらいに沿って、体験を重視し、身近な環境や地域に目を向ける環境学習を各教科等で展開しています。

今後も SDGs の視点及び持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成など、より広い視野から環境教育の推進が図られるよう、啓発活動等にに取り組んでいきます。

令和 7 年度 「環境学習」の主な取組

校種	取組項目
小学校	ごみの分別・減量化、省エネ、ペットボトルキャップの収集、花だん作り、緑のカーテン、米作り、リデュース・リユース・リサイクル学習、ごみ拾い、ロードパッカー車教室、環境事業所・浄水場見学、下水道教室、モビリティ・マネジメント教育、ドングリ・落ち葉拾い、校内の緑化活動、草花・野菜の栽培、メダカ・昆虫の飼育観察、地産地消、卒業式の花を育てよう、海洋プラスチックの現状、ビーチクリーン、水源地を学ぶ学習 等
中学校	ごみの分別、節電、ペットボトルキャップの収集、八ヶ岳野外体験教室、マイクログラスチック、SDGs、校内緑化活動、環境フェア、リサイクル、ビーチクリーン、菖蒲植え 等
特別支援学校	ごみの分別、草花・野菜の栽培 等

令和 7 年度の取組については、ごみの分別・減量化、省エネ等、日常的に環境に配慮する取組は多くの学校で行われており、教科書でも掲載されている SDGs に関する取組も増えています。

取組の形態としては、総合的な学習の時間を柱として、小学校では花だん作りや、緑のカーテン作り、米作りといった生活・理科・社会科等の発展学習として学年で扱う実践、中学校では生徒会活動や総合的な学習の時間等の授業の中で扱う実践などが多くありました。そのほかにも、小学校の総合的な学習の時間に講師を招き、ビーチクリーンを行ったり、小・中・特別支援学校において委員会が中心となり、全校に呼びかけて取り組んだりする例もありました。

令和 7 年度は各学校において SDGs を意識した学習の取組が着実に増えてきたところからも、これまでの取組が定着し、継続して行われてきている様子がわかります。

研修講座

令和 7 年度は、教職員（一部の講座は一般も対象）向けに 41 講座実施し、延べ 2,000 人を超える参加がありました。その中で、環境教育に関わる学習実践を行うため、教職員を対象とした研修講座も実施しています。今後、これらの研修の一部は市民へも開放し、広く環境への意識を高められるように努めていきます。

ごみ処理施設などの見学

ごみの減量に対する意識の向上を図るため、ごみ処理施設の見学の受入れや講座の開催等を行っています。

ア 「リサイクルプラザ藤沢」(環境啓発施設)の運営

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」(環境啓発施設)の運営を開始しました。小学 4 年生を対象とした施設見学の受入れやリサイクル体験教室、講座等の開催により、広く環境について学習する場や機会を提供しています。



【リサイクル体験教室】

環境啓発施設の運営実績

単位：人

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
小学校見学者数	52	2,080	2,103	2,262	1,557
体験教室参加者数	49	40	123	77	119

令和 3 年度の小学校見学者数・体験教室参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

令和 7 年度の小学校見学者数の大幅な減少は火災による環境啓発施設休館の影響によるもの。

イ 石名坂環境事業所の施設見学

環境施設課（石名坂環境事業所）

現在施設見学は、北部環境事業所（リサイクルプラザ藤沢）で行っています。

石名坂環境事業所では、令和 5 年度まで小学 4 年生の社会科学習を中心に施設見学を行っていました。

（２）環境情報の提供・共有化

教育指導課
（教育文化センター）

『ふじさわ教育』での情報発信

藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年 1 回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています（詳細は第 2 部 -2 参照）。

ゼロカーボン推進課

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」による環境情報の提供・環境保全活動の啓発

平成 21 年度に開設した環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、市民、環境団体等の活動紹介や環境イベントの実施状況等を掲載しています。

ふじさわエコ日和のページビュー（PV）総数

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
PV 数	75,995	65,358	83,938	101,771	80,474

「ふじさわエコ日和」は平成 30 年 6 月にリサイクルプラザ藤沢の HP を統合し、リニューアルした。

ア 「エコライフチェック」

誰もが日々の生活の中でエコの取組を進められるよう「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています。

エコライフチェックのアクセス件数

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
アクセス件数	2,090	1,552	1,314	1,279	1,678

アクセス件数は「家庭編」と「事業所編」の合計。



「ふじさわエコ日和」、「エコライフチェック」は令和 3 年度にリニューアルした。

【「ふじさわエコ日和」及び「エコライフチェック」トップ画面】

イ 環境クリック募金

環境クリック募金では、協賛企業からワンクリックにつき 5 円をいただき、環境教育のための教材を購入しています。

環境クリック募金参加状況

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
参加企業数（社）	9	9	11	11	11
クリック数（回）	441,928	404,460	407,230	457,000	516,397
募金額（円）	900,000	900,000	1,030,000	1,100,000	1,140,000

令和 5 年度は、7 月から 1 企業、12 月から 1 企業協賛。

令和 7 年度は、7 月から 1 企業協賛、8 月に 1 企業が解約。

2 各主体による環境保全・環境美化

環境目標 4 - 2

市民・事業者・行政が協力して、さまざまな環境保全・環境美化が展開されていること

達成指標に対する本年度の状況

廃棄物・美化担当、環境事業センター

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
環境美化活動への参加人数 ¹ 単位：人	取組・結果等について 環境美化活動への参加人数は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっていたキャンペーン活動等が再開されたこともあり、2021 年度（令和 3 年度）57,114 人から大幅に増加しています。 今後の取組・対策等について 今後も啓発活動を推進し、環境美化活動への意識醸成を図ります。	— ²	111,034	確定待ち	140,000

1 本市における実績値。

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、環境美化活動を中止。2019 年度（令和元年度）の実績は 134,425 人。

しています。また、公害苦情相談における市民からの要望で、自治会、町内会等を通じて、「薪ストーブ」、「バーベキュー」等に関する周知啓発のチラシの回覧等を行いました。

(2) 環境美化活動の推進

生活環境団体の育成

廃棄物・美化担当

きれいで住みよい環境づくりを目指す藤沢市生活環境連絡協議会及び各地区生活環境協議会に補助金を交付し、自主的な地区組織の育成を図り、清潔で住みよい環境づくりを推進するため、各種事業を行っています。



毎年、本市と共催で市民大会を開催しており、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりましたが、令和7年度は市内各地区にて生活環境の向上及び改善に貢献した個人及び団体への表彰や、市内公立小中学校から募集した「藤沢市美化・リサイクル推進ポスター」入選者の表彰などを行いました。

【美化・リサイクル推進ポスター入選作品】

「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」

廃棄物・美化担当

環境美化の推進及び迷惑行為の防止を図るため、平成19年7月20日に「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」を施行しました。条例では、市民・事業者等の責務を定めたほか、5つの迷惑行為（ポイ捨て・路上喫煙(禁止区域内)・ふんの放置・深夜花火・落書き）を禁止行為とし、罰則を設けています。

また、路上喫煙禁止区域として、藤沢駅周辺（平成19年12月1日指定）、湘南台駅周辺（平成21年4月20日指定）、辻堂駅周辺（北口：平成23年12月1日、南口・西口：平成25年12月1日指定）を順次指定しました。平成29年2月1日から以下の区間内の駅周辺についても指定し、市内の全駅周辺を路上喫煙禁止区域としました。

路上喫煙禁止区域

- ・小田急江ノ島線：長後駅～片瀬江ノ島駅
- ・江ノ島電鉄：藤沢駅～江ノ島駅
- ・湘南モノレール：湘南江の島駅・目白山下駅
- ・JR 東海道線：辻堂駅・藤沢駅

違反者には、指導→勧告→命令の手続きを行い、命令に従わない場合には、以下の罰則を適用します。

「きれいで住みよい環境づくり条例」禁止事項

項 目	勧告	命令	罰則（罰金）	令和7年度指導件数 ¹
路上喫煙禁止区域内での喫煙	対象	対象	2万円以下	1,888件
たばこの吸い殻や空き缶等の投棄等	対象	対象	2万円以下	
飼い犬等のふんの放置等	対象	対象	2万円以下	
落書き ²	—	対象	5万円以下	
静穏を害する深夜花火	対象	対象	罰則なし	確定待ち

¹ 令和7年度勧告及び命令件数は0件。

² 落書きについては、勧告なく、直ちに命令となる。

以上のような条例で禁止される行為を未然に防止するため、路上喫煙禁止区域内での巡回指導や喫煙所の管理、海岸での深夜花火の巡回指導（夏期）などを実施しています。

また、落書き対策については、落書き防止ステッカーによる予防活動、パトロールや地域団体等との協働による落書き消去活動等を行っています。

落書き消去活動の実施結果

年度	消去件数	消去活動参加人数
令和3年	142	—
令和4年	443	—
令和5年	299	25
令和6年	215	35
令和7年	確定待ち	

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度～令和4年度は未実施。



【落書き消去の様子】

広場・道路等の清掃

道路維持課

きれいで住み良い環境を維持するため、駅前広場及び基幹道路等の清掃を、人力と機械にて実施しています。

・駅前広場清掃	藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅 善行駅・六会日大前駅・長後駅	毎日（元日を除く）清掃 月15日清掃
・道路機械清掃（ロードシーパー）	指定道路79路線	月1回清掃
・歩道人力清掃	指定道路79路線	月1回清掃
・地下歩道・歩道橋・トンネル歩道等10カ所		月1～3回清掃

公衆便所管理

廃棄物・美化担当

公衆便所の清掃を委託により実施し維持管理に努めています。

公衆便所数	13カ所
清掃状況	湘南ライフタウン、竜野ヶ岡公衆便所、くずはら里山広場 1日1回
	藤沢駅北口公衆便所 1日3回
	その他の公衆便所 1日2回

片瀬東浜と片瀬江の島の2カ所の公衆便所について、夏の海水浴シーズンの7月中旬から8月下旬まで、作業員が重点的に清掃をしています。

不法投棄の処理と対策

環境事業センター

不法投棄はあとを絶たず、環境衛生上の大きな問題となっています。これに対して県との合同もしくは本市独自によるパトロールを実施するとともに、土地所有者との共同により不法投棄防止看板を設置しています。平成19年度からは不法投棄監視カメラを設置しました。また、平成27年度から不法投棄防止カメラの自治会等への貸出も実施しています。

不法投棄ごみ収集処理量 単位：kg

年度	不法投棄 処理件数	内 訳		計	1 回当たり 平均収集量	月平均の 収集回数（回）
		可燃ごみ	不燃ごみ			
令和 3 年	155	150	8,880	9,030	58	13
令和 4 年	104	0	7,230	7,230	70	9
令和 5 年	113	0	3,780	3,780	33	9
令和 6 年	104	10	3,230	3,240	31	9
令和 7 年	74	200	1,720	1,920	26	6

ボランティア清掃活動等の推進

環境事業センター

一日清掃デー、地区内道路等のボランティア清掃などを通じて、市民・事業者・行政が一体となり地域活動及び啓発活動を推進し、環境・美化の意識を高めるよう努めています。

ア 一日清掃デー（令和 2 年度、令和 3 年度は中止）

令和 7 年度 参加者 11,532 人
ごみ収集量 14,560 kg （可燃ごみ 14,560 kg 不燃ごみ 0 kg）

年 度	参加人数（人）	ごみ収集量（kg）
令和 3 年	—	—
令和 4 年	13,267	15,890
令和 5 年	12,703	19,140
令和 6 年	12,548	18,250
令和 7 年	11,532	14,560

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 3 年度は中止。

イ 地区内道路等のボランティア清掃

令和 7 年度 参加団体 1,139 団体（延べ 72,789 人）
ごみ収集量 252,580 kg

年 度	参加団体	ごみ収集量（kg）
令和 3 年	1,051	228,170
令和 4 年	1,097	268,570
令和 5 年	1,140	259,790
令和 6 年	1,105	257,170
令和 7 年	1,139	252,580

ウ 不法投棄・ポイ捨て防止イベント

平成 27 年度から、環境美化と不法投棄・ポイ捨て防止や健康増進も兼ねて、ウォーキングをしつつ市民や団体等と連携し、ポイ捨てごみ等を清掃する取組を行っています。

令和 7 年度

参加団体 6 団体

参加人数 110 人



【第 11 回 藤沢七福神めぐりクリーンウォーキング】

廃棄物・美化担当

海岸の保全

相模湾の自然環境の保全と利用環境の創造を図り、海岸清掃を一元化するため、県・関係市町・企業の出捐金により平成 3 年 4 月 1 日に（公財）かながわ海岸美化財団が設立されました。

同財団は機械及び人力で相模湾沿岸の海岸の清掃を定期的に行っています。



【ビーチクリーナー】

令和 7 年度 （公財）かながわ海岸美化財団による各海岸清掃状況 単位：日

海岸 項目	江の島（西浦）	片瀬東浜	片瀬西浜	鵜沼海岸～ 辻堂海岸	河川河口部
人力清掃 （通常）	6 8	1 3 0	1 7 8	9 4	1 1 6
人力清掃 （夏期増員）	0	5 7	6 0	0	0
機械清掃 （ビーチクリーナー）	0	2 0 3	1 5 8	8 4	0
機械清掃 （バックホウ）	0	6	3	0	0

通常清掃は 3 人（鵜沼海岸～辻堂海岸のみ 4 人）、夏期（7、8 月）増員は 9 人での対応となっている。

ア 海岸清掃

江の島・片瀬海岸・鵠沼海岸・辻堂海岸の清掃を、神奈川県と本市がその経費を負担し、(公財)かながわ海岸美化財団が実施しています。

海岸清掃の実施結果

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
負担金(千円)	33,921	34,147	34,713	35,924	38,568
ごみ収集量(kg)					
可燃ごみ	492,570	232,670	291,240	425,610	247,750
不燃ごみ	58,340	43,690	53,050	49,490	24,940
海藻	24,000	1,560	91,600	104,400	6,800
合計	574,910	277,920	435,890	579,500	279,490

イ ゴミゼロクリーンキャンペーン

海岸美化の一環として、環境週間に合わせて地域自治会等の参加による、本市主催のクリーンキャンペーンを実施しています。



【ゴミゼロクリーンキャンペーン】

ゴミゼロクリーンキャンペーンの実施結果

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
参加団体数	—	66	77	79	-
参加人数(人)	—	3,897	4,230	4,160	-
ごみ収集量(kg)	—	850	810	780	-

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年度、令和 3 年度は中止。
雨天予報のため、令和 7 年度は中止。

ウ 河川ごみの流出抑制

河川ごみの海岸への流出を抑えるために、境川（管理者は神奈川県）の除塵機を維持管理しています。

河川ごみ収集量		単位：kg	
年度	境 川		
	可燃ごみ	不燃ごみ	
令和 3 年	440	360	
令和 4 年	540	400	
令和 5 年	470	320	
令和 6 年	630	275	
令和 7 年	660	281	



【境川の除塵機】

エ 観光客への啓発

海水浴を中心とする観光客に対する美化啓発を図るため、海の日街頭美化キャンペーンを実施し、ごみ袋やウェットティッシュなどの啓発グッズを配布しています。

衛生害虫等の駆除

ア：環境事業センター

イ：廃棄物・美化担当

ウ：環境保全課

ア ユスリカ

ユスリカの発生が多い白旗川・小糸川・不動川・一色川へ4月～10月に残留性がない昆虫成長制御剤を散布して、駆除に努めています。

イ ハエ

(株)藤沢市興業公社に委託してし尿汲み取り便所に無償で防疫薬剤（ピリプロキシフェン 6 g）を発生期に原則 3 回程度投入し、衛生害虫の駆除に努めています。

令和 7 年度

対象世帯

381 世帯

実施回数

1,142 回

環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」)

地球温暖化は自然環境や社会生活に多大な影響を与える喫緊の課題であり、一人ひとりが気候変動について把握し、対策を打てる最初で最後の世代だということを認識するとともに、行動することが大切です。

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」)及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」(以下、「率先実行計画」)を策定し、市民・事業者・行政の行動を示すとともに、地球温暖化対策の「緩和策」と「適応策」を両輪として、対策を進めています。

「実行計画」では、国の目標及び令和 3 年 2 月に表明した「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、「2030 年度(令和 12 年度)における温室効果ガス排出量を 2013 年度(平成 25 年度)比で 46%削減」を目標として設定し、より高みを目指せるように挑戦しています。

環境像 5 は「実行計画」と対応しており、各主体の詳細な取組については、同計画に記載しているため、本章は同計画に基づく施策の進捗状況についての報告も兼ねています。

本市における地球温暖化対策

(1) 本市の地球温暖化に対する取組

藤沢の恵み豊かな自然環境と都市環境を保全し、次の世代に引き継いでいくため、平成 8 年度に「藤沢市環境基本条例」を制定し、この条例に掲げる基本理念や環境に関する基本的な施策を総合的・計画的に推進するため、平成 10 年度に「藤沢市環境基本計画」を策定しました。平成 13 年度には、環境国際規格 ISO14001 の認証を受け、本市が一事業者として施設内で使用するエネルギー管理などの環境負荷対策と緑地の保全などを行う環境保全対策を実施し、年度ごとの目標を設定することで温室効果ガスの削減を行ってきました。平成 17 年度に同計画を改定した際には、リーディングプランとして「藤沢市地球温暖化対策地域推進計画」(以下、「推進計画」)を策定し、太陽光発電システムの普及など様々な温暖化防止策を推進してきました。

平成 22 年度には、「推進計画」の計画期間満了に伴い、新たに「実行計画」を策定し、その達成目標として平成 2 年度比で令和 4 年度までに温室効果ガスを 40%削減することを決めました。また、ISO14001 の取組が定着したことから ISO14001 の認証を返上し、「実行計画」の目標達成のため一事業者として率先して温室効果ガス削減の取組を先導的に実践していく計画として、「率先実行計画」を策定しました。平成 25 年度には、エネルギーの地産地消の推進を見据えた取組を重点プロジェクトに加えるなど、「実行計画」の見直しを行い、それに合わせて「率先実行計画」の見直しも行いました。

平成 26 年度には、本市に適した再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進し、エネルギー起源の温室効果ガス削減を図っていくため、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間を計画期間とする「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を策定しました。

平成 28 年度には、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定と、それに基づく国や県などの温室効果ガスの削減に向けた取組との連携などの視点から、「実行計画」の

見直しを行い、それに合わせて「率先実行計画」の見直しも行いました。また、平成 30 年 1 月から藤沢市役所本庁舎が供用開始となったことを受け、「率先実行計画」の取組目標の基準年度を見直しました。

令和 3 年度には、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」や「藤沢市気候非常事態宣言」等を踏まえ、「2050 年（令和 32 年）における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする」ため「実行計画」及び「率先実行計画」の改定を行い、「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を「実行計画」に統合しました。また、気候変動による影響に対して、回避・軽減を図る「適応策」を講ずるため「地域気候変動適応計画」を策定し、「実行計画」に組み込みました。

令和 7 年 1 月からは「実行計画」の中間見直しにあたり、環境審議会への諮問を行い、計画期間の後半に重点的に取り組む施策の選定を進めました。

（２）本市域における温室効果ガス排出量の推移

「実行計画」に定める、「2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 46%削減」する目標について、その進捗を毎年度把握するため、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき温室効果ガスの排出量を算定しています。

本市域における温室効果ガスの排出量の算定には国の統計等を用いており、最新値は 2 年前のデータとなります。「実行計画」の計画期間（2022 年度（令和 4 年度）から 2030 年度（令和 12 年度））開始に当たり、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）からの温室効果ガス排出量の推移を把握するため、現時点での最新値である 2023 年度（令和 5 年度）速報値における温室効果ガス排出量を算定しています。

【参考】温室効果ガス排出状況

令和 5 年度における温室効果ガス排出量は、2,176 千 t-CO₂ であり、基準年度の平成 25 年度と比較して、温室効果ガス排出量を 630 千 t-CO₂（22.5%）削減しています。

ガス別の温室効果ガス排出量割合は、二酸化炭素が 99.6%と大部分を占めています。

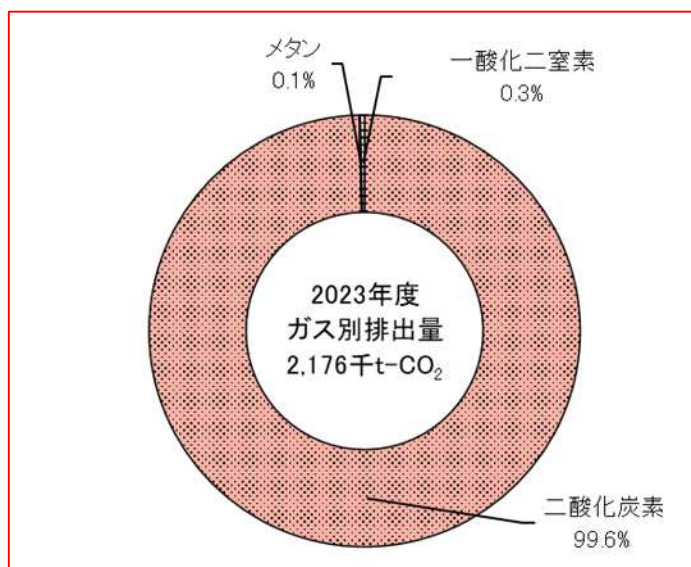
部門別の温室効果ガス排出量の割合は、産業部門が 31.7%、業務その他部門が 28.3%、家庭部門が 22.0%、運輸部門が 15.8%、廃棄物部門が 2.1%です。

温室効果ガス排出状況

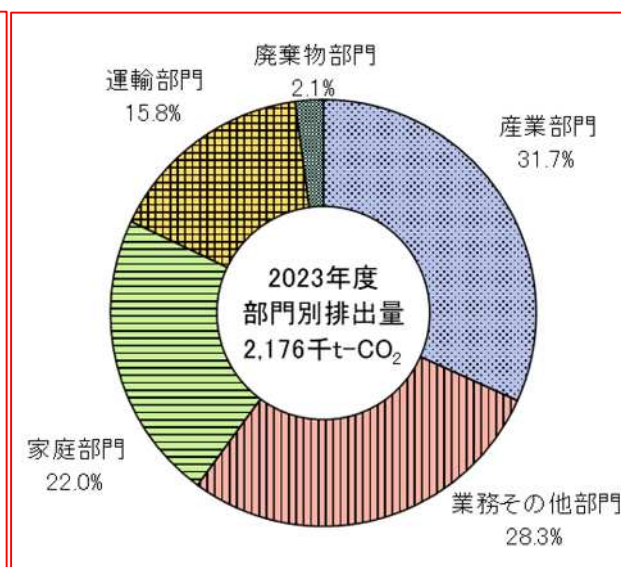
単位：千 t-CO₂

部門		2013 年度 （基準年度）	2023 年度		2030 年度（目標年度）	
			排出量	基準年度比	排出量	基準年度比
二酸化炭素	産業部門	943	691	-26.8%	526	-44.3%
	業務その他部門	835	616	-26.2%	371	-55.6%
	家庭部門	588	479	-18.6%	276	-53.1%
	運輸部門	404	344	-14.8%	307	-24.0%
	廃棄物部門	30	37	25.3%	36	19.7%
	小計	2,801	2,168	-22.6%	1,516	-45.8%
メタン	廃棄物部門	1	2	12.0%	1	1.3%
一酸化二窒素		5	7	52.8%	3	-37.4%
合計		2,807	2,176	-22.5%	1,520	-45.8%

【ガス別温室効果ガス排出量の割合】



【部門別二酸化炭素排出量の割合】



【参考】温室効果ガス排出量の推移

令和 5 年度の温室効果ガス排出量は 2,176 千 t-CO₂ であり、平成 25 年度比で 630 千 t-CO₂ (22.5%) 減少、令和 4 年度比で 231 千 t-CO₂ (9.6%) 減少しています。

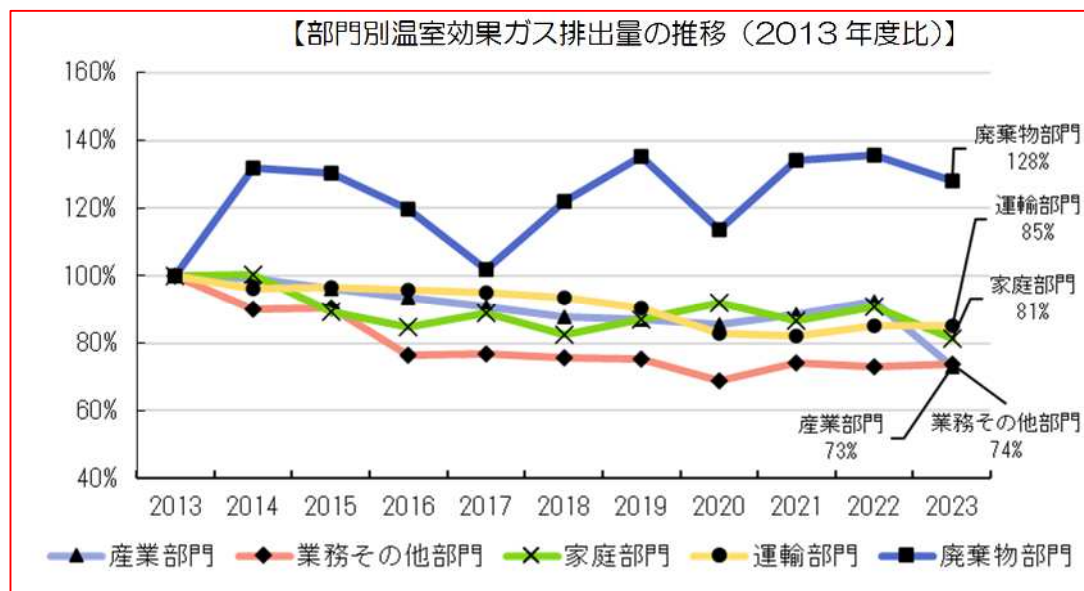
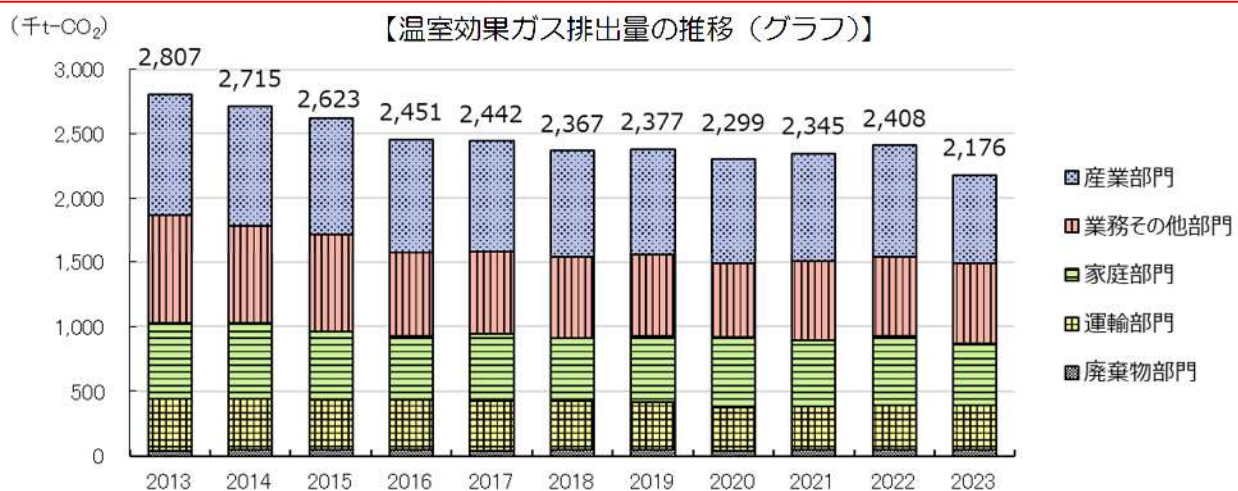
温室効果ガス排出量は令和 3 年度から令和 4 年度にかけて増加、令和 5 年度は減少しています。

産業部門及び家庭部門は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて大きく減少していますが、業務その他部門は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて増加しています。運輸部門は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけてほぼ増減はありません。廃棄物部門は、基準年度と比較して温室効果ガス排出量が増加したことに加え、環境省の温暖化係数の変更による算定上の増加もありました。

温室効果ガス排出量のグラフ

単位：千 t-CO₂

部門		2013 年度 (基準年度)		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	増減率	
									前年度比	基準 年度比
二 酸 化 炭 素	産業部門	943	省 略	822	808	837	870	691	△20.6%	△26.8%
	業務その他部門	835		628	574	618	610	616	1.0%	△26.2%
	家庭部門	588		512	542	510	534	479	△10.3%	△18.6%
	運輸部門	404		366	335	332	344	344	0.0%	△14.8%
	廃棄物部門	30		42	35	42	43	37	△13.0%	25.3%
小計		2,801		2,371	2,293	2,339	2,402	2,168	△9.8%	△22.6%
メタン	廃棄物	1	省 略	1	1	1	1	2	17.8%	12.0%
一酸化二窒素	部門	5		5	4	5	4	7	60.8%	52.8%
合計		2,807		2,377	2,299	2,345	2,408	2,176	△9.6%	△22.5%



【参考】部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析

ア 産業部門

産業部門の令和5年度の二酸化炭素排出量は691千t-CO₂となり、平成25年度比で252千t-CO₂（26.8%）減少、令和4年度比で180千t-CO₂（20.6%）減少しています。業種別の増減は、平成25年度比で、製造業では27.7%減少、建設業では8.5%減少、農林水産業では10.4%増加しています。

製造業におけるエネルギー使用量の増減は、平成25年度比で、石炭では66.4%減少、軽質油製品では16.3%増加、重質油製品では10.0%減少、石油ガスでは0.8%減少、天然ガス・都市ガスでは22.4%増加、電気では3.2%減少、熱では11.0%増加しています。

製造業におけるエネルギー使用量は前年度と比較して軽質油製品及び都市ガス・天然ガスを除き減少しており、特に石炭及び石炭製品によるエネルギー使用量が大きく減少しています。

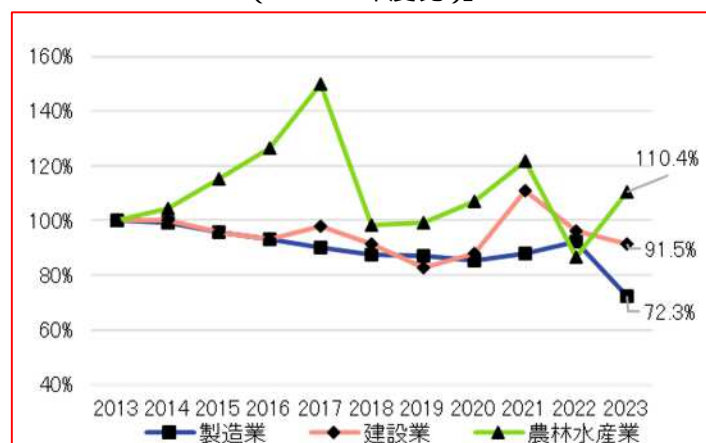
【産業部門の二酸化炭素排出量の推移】



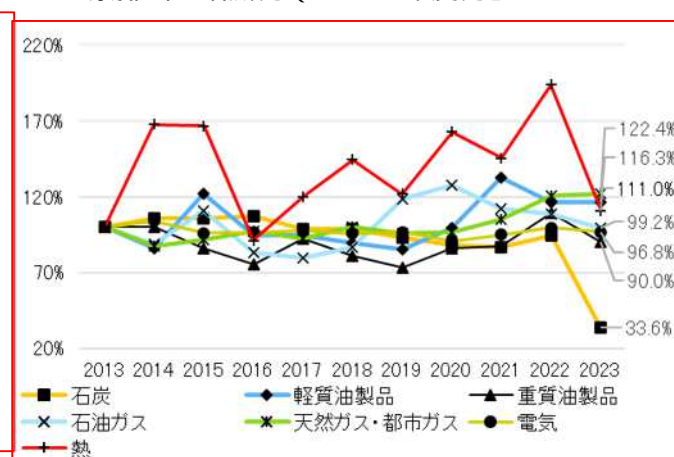
【製造業の二酸化炭素排出量及び製造品出荷額の推移】



【業種別二酸化炭素排出量の増減比（2013年度比）】



【製造業のエネルギー別二酸化炭素排出量増減比（2013年度比）】

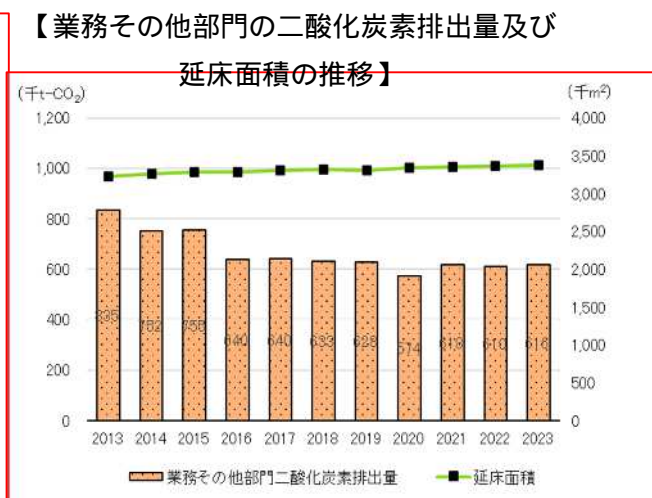
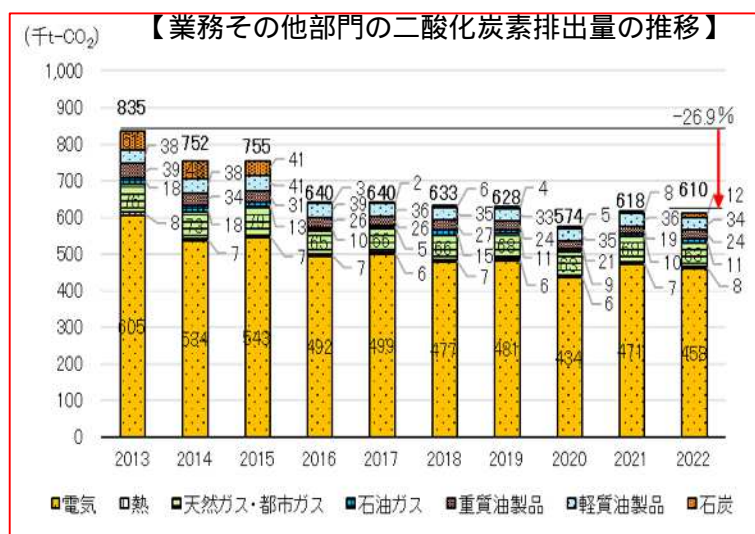


イ 業務その他部門

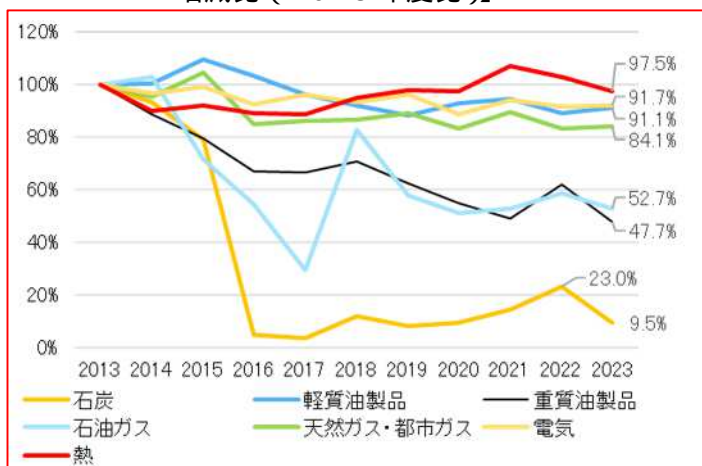
業務その他部門の令和 5 年度の二酸化炭素排出量は 616 千 t-CO₂ となり、平成 25 年度比で 219 千 t-CO₂ (26.2%) 減少、令和 4 年度比で 6 千 t-CO₂ (1.0%) 増加しています。

業務その他部門におけるエネルギー使用量の増減は、平成 25 年度比で、石炭では 90.5%減少、軽質油製品では 8.9%減少、重質油製品では 52.3%減少、石油ガスでは 47.3%減少、天然ガス・都市ガスでは 15.9%減少、電気では 8.3%減少、熱では 2.5%減少しています。また、電気の二酸化炭素排出係数は、平成 25 年度比で 10.5%低減しています。

業務その他部門における延床面積は、神奈川県全体、藤沢市ともに増加しています。エネルギー種別にみると、軽質油製品、天然ガス・都市ガス、電気の使用量が前年度より増加しています。



【エネルギー別二酸化炭素排出量
増減比 (2013 年度比)】



【電気使用量及び
電気の二酸化炭素排出係数の推移】



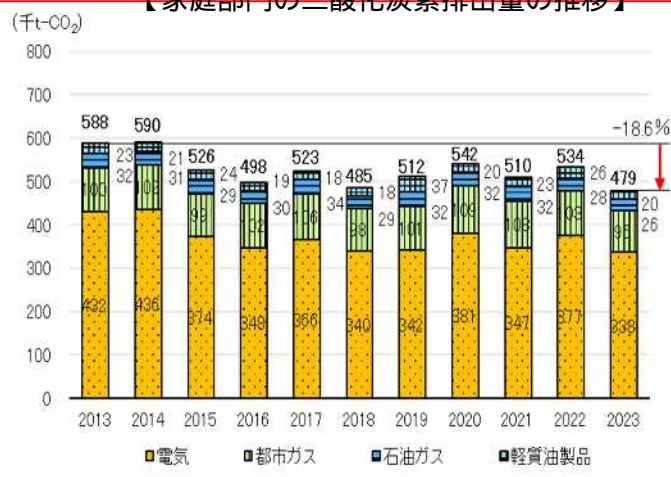
ウ 家庭部門

家庭部門の令和 5 年度の二酸化炭素排出量は 479 千 t-CO₂ となり、平成 25 年度比で 109 千 t-CO₂ (18.6%) 減少、令和 4 年度比で 55 千 t-CO₂ (10.3%) 減少しています。

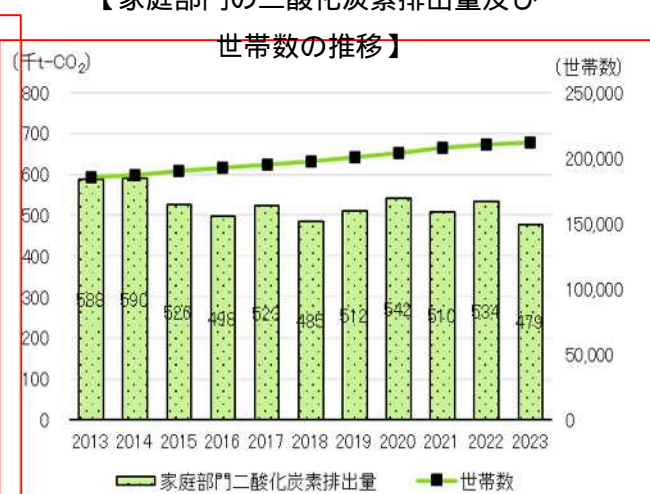
家庭部門におけるエネルギー使用量の増減は、平成 25 年度比で、軽質油製品では 15.7%減少、石油ガスでは 19.6%減少、都市ガスでは 4.4%減少、電気では 9.2%減少となっています。また、エネルギー別の二酸化炭素排出量割合では、電気の使用による排出が 70.5%を占めています。電気の二酸化炭素排出係数は、平成 25 年度比で 10.5%低減しています。

藤沢市では前年度に引き続き世帯数が増加していますが、エネルギー種別にみると、全てのエネルギーの使用量が前年度より減少しています。

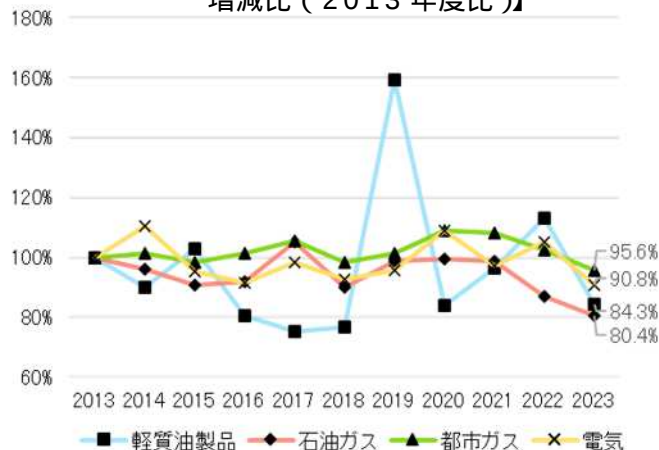
【家庭部門の二酸化炭素排出量の推移】



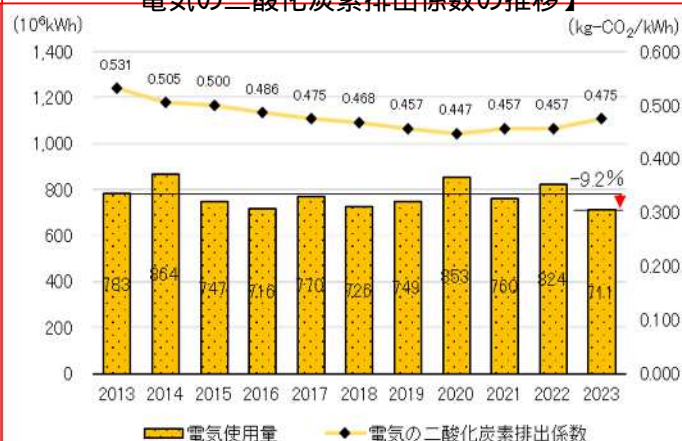
【家庭部門の二酸化炭素排出量及び世帯数の推移】



【エネルギー別二酸化炭素排出量増減比(2013年度比)】



【電気使用量及び電気の二酸化炭素排出係数の推移】

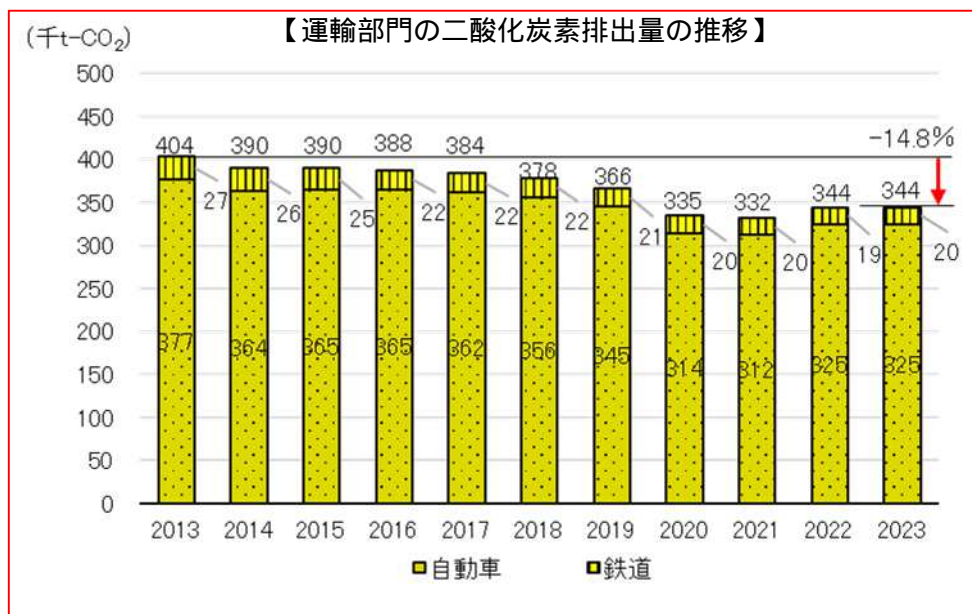


エ 運輸部門

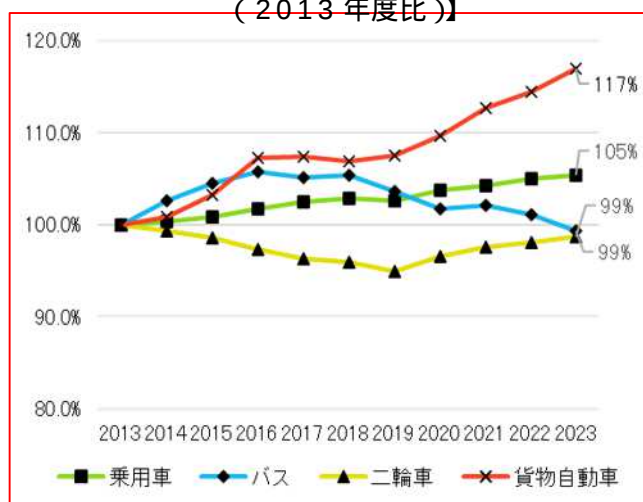
運輸部門の令和 5 年度の二酸化炭素排出量は 344 千 t-CO₂ となり、平成 25 年度比で 60 千 t-CO₂ (14.8%) 減少、令和 4 年度比で 0 千 t-CO₂ と増減はありません。

運輸部門の二酸化炭素排出量は、自動車からの排出がほとんどを占めています。平成 25 年度比で、藤沢市におけるバスの保有台数は減少していますが、乗用車、貨物自動車の保有台数は増加しています。

藤沢市では前年度に引き続き乗用車、貨物自動車の保有台数が増加していますが、バスの保有台数は減少しています。



【自動車保有台数の増減比
(2013 年度比)】



【自動車からの二酸化炭排出量及び
自動車保有台数の推移】



オ 廃棄物部門

廃棄物部門の令和 5 年度の温室効果ガス排出量は 46 千 t-CO₂ となり、平成 25 年度比で 10 千 t-CO₂ (28.2%) 増加、令和 4 年度比で 3 千 t-CO₂ (5.5%) 減少しています。

廃棄物部門における温室効果ガスは、一般廃棄物焼却により生じる非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素や、排水処理により生じるメタン、一酸化二窒素があります。

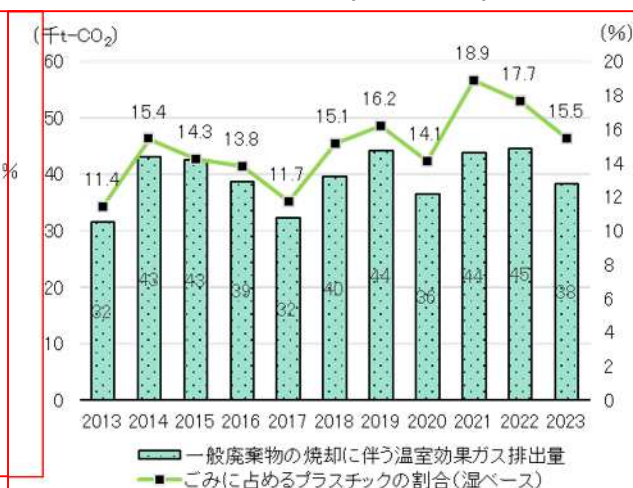
廃棄物部門の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却に伴うものが大部分を占めるため、ごみに占めるプラスチックの割合の増減に影響を受けます。

なお、地球温暖化係数及び排出係数の変更により、メタンが 0.2 千 t-CO₂、一酸化二窒素が 3.3 千 t-CO₂ 増加しました。

【廃棄物部門の温室効果ガス排出量の推移】



【一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス
排出量及びごみに占める
プラスチックの割合(湿ベース)の推移】



【一般廃棄物焼却量(搬入量)及びごみに占める
プラスチックの割合(湿ベース)の推移】



1 省エネルギー対策の推進 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 1)

環境目標 5 - 1

脱炭素型のライフスタイルや省エネ設備の導入により、省エネルギー対策が進んでいること

達成指標に対する本年度の状況

ゼロカーボン推進課

指標項目	概要		2018 H30 (改定時)	2022 R4 (参考)	2023 R5	2030 R12 (目標)	目標 達成率 ¹
家庭部門における一人 当たりの電力使用量 ² 単位：kWh/人 目指す方向性  削減	取組・結果等について 令和5年度の家庭部門における一人当たりの電力使用量は、前年度比で255kWh/人減少、基準年度比で135kWh/人減少しています。これは、暖冬により、冬季のエネルギー使用量が減少したことに加え、家電製品における省エネ家電の普及が進んだことで、エネルギー使用量が減少したものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030年の目標に向けて、太陽光発電システムの導入等を推進し、家庭部門での電力使用量の削減を目指します。	目標	—	1,601	1,568	1,340	34.5 %
		実績	1,731	1,816	1,596	—	
		対前年	—	101	255	—	
		対改定時	—	85	135	391	
業務その他部門における延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量 ² 単位：MJ/㎡ 目指す方向性  削減	取組・結果等について 令和5年度の業務その他部門における延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量は、前年度比で52 MJ/㎡減少しています。各事業所等のエネルギー使用量は増加しましたが、延床面積の増加が上回ったことによるものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030年の目標に向けて、太陽光発電システムの導入等を推進し、業務その他部門での電力使用量の削減を目指します。	目標	—	1,622	1,554	1,077	15.6 %
		実績	1,895	1,819	1,767	—	
		対前年	—	28	52	—	
		対改定時	—	76	128	818	
指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)	目標 達成率 ¹
「藤沢市環境保全職員 率先実行計画」における 温室効果ガス排出量 ³ 単位：t-CO ₂ 目指す方向性  削減	取組・結果等について 令和7年度の「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に係る温室効果ガス排出量については、前年度比で6,884 t-CO ₂ 減少しています。これは、市民病院等へのグリーン電力の導入や藤沢聖苑へのカーボンオフセット都市ガスの導入により、電気使用による排出量が減少したことによるものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030年の目標達成に向けて、太陽光発電システムの導入やグリーン電力入契約への切替などにより、温室効果ガス排出量の削減を目指します。	目標	—	33,089	31,443	23,216	56.0 %
		実績	39,671	37,223	30,452	—	
		対前年	—	1,009	6,771	—	
		対改定時	—	2,448	9,219	16,445	

1 目標達成率 = (最新値 - 改定時実績値) / (目標値 - 改定時実績値)

2 統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、最新値は2年前のデータとなる。

3 本市実績値より算定。

(1) 市民・事業者における脱炭素型ライフスタイルの促進

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の活用

ゼロカーボン推進課

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、誰もが日々の生活の中でエコの取組を進められるよう「エコ日記」や「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています（詳細は第2部 -1 参照）。

ふじさわエコライフ通信の配布

ゼロカーボン推進課

各家庭での省エネに役立つ情報を掲載した「ふじさわエコライフ通信 2026年版」を『ごみNEWS』（No.28）との合併号として発行し、『広報ふじさわ』3月10日号とともに配布、各市民センター、リサイクルプラザ藤沢などで配架しました。

地球・家族・家計にやさしい省エネ住宅や、照明器具などの適切な消灯、エアコンの適正温度設定に配慮するなどの、地球温暖化防止のために、誰もが簡単にすぐできる省エネ行動を紹介しました。

<ふじさわエコライフ通信 2026年版の内容>

1. まずは身近なCO₂排出を減らしてみよう
2. “ふじさわエコ日和”で情報発信中
3. 「太陽光3点セット」で、地球にもお財布にもやさしいエコライフ
4. ご自宅の消費電力を確認してみませんか？



【ふじさわエコライフ通信 2026年版】

環境フェアの開催

ゼロカーボン推進課

環境保全や地球温暖化防止の啓発事業の一環として、子どもから大人まで多くの市民が環境保全への関心や理解が深まるように、市民・事業者・NPO法人等・大学・行政が協働で、平成8年度から毎年「ふじさわ環境フェア」を開催しています。

< 第 28 回ふじさわ環境フェア Eco²まつり 2025 >

日時・会場 令和 7 年 11 月 15 日（土）10 時 00 分から 15 時 00 分まで

藤沢市役所本庁舎

参加者 3,655 人（延べ）

参加団体 31 団体（市民団体・事業者・学校・行政等）



【プログラミングコンテスト受賞者発表会の様子】



【環境クイズ王決定戦！の様子】

ゼロカーボン推進週間

ゼロカーボン推進課

国が「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明したこと、本市が「気候非常事態宣言」を表明したことを踏まえ、脱炭素社会に対する市民意識の向上を目的に、令和 3 年度に「ゼロカーボン推進週間」（12 月第 3 週の日曜日から土曜日）を新たに設け、普及啓発活動を実施しています。

< 令和 7 年度の実績 >

実施事業

- ・吉野 彰氏（旭化成株式会社名誉フェロー・藤沢市名誉市民）によるゼロカーボン講演会「リチウムイオン電池が拓く未来社会」の開催
- ・パネル展示の実施



【ゼロカーボン講演会の様子】



【パネル展示の様子】

簡易型電力量表示器の貸出

ゼロカーボン推進課

地球温暖化対策として、家庭で電気使用量の削減が図られるよう、実際に目で見て確認できる簡易型電力量表示器を無料で貸し出しています。

簡易型電力量表示器貸出状況

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
貸出件数	9	7	27	14	11



【簡易型電力量表示器使用例】

エコライフアドバイザーの派遣

ゼロカーボン推進課

平成 26 年度から家庭から排出される温室効果ガスの削減を促進するため、地域で開催される省エネ講座等に専門的な講師（エコライフアドバイザー）を派遣して、家庭でできる省エネ活動の広がりを図っています。令和 7 年度に制度を見直し、エコライフアドバイザーを登録制にしました。

< 令和 7 年度の派遣実績 >

- ・省エネ講座等への派遣回数： 3 回
- ・省エネ講座等の総受講者数： 62 人
- ・派遣講師数： 6 人（延べ数、神奈川県地球温暖化防止活動推進員など）

一事業者としての本市自らの取組

ゼロカーボン推進課
（教育総務課）

ア 「省エネ法」への取組

平成 13 年度に国際規格である ISO 14001 の認証を受け、緑の保全などの「環境保全項目」と、施設で使用するエネルギーなどの削減を目的とする「環境負荷項目」への取組を行ってきました。平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（「省エネ法」）が改正され、各施設で使用する電気やガスなどを原油換算した合計が「1,500 kl」を超える法人は、全て特定排出事業者となり、国への報告が必要となりました。

本市では、藤沢市と藤沢市教育委員会は別法人として各々 1,500 kl を超えることから、平成 21 年度よりエネルギー使用量などを報告しております。

また、「省エネ法」は令和 4 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（「省エネ法」）へと改正され、非化石エネルギー（太陽光・風力など、化石燃料を使用せずに得られるエネルギー）の使用などが報告対象に加わることとなりました。

平成 21 年度	基準換算値	藤沢市	16,832 kl
		藤沢市教育委員会	6,192 kl

イ 削減目標値の設定

「省エネ法」では、エネルギー使用量（各施設で使用する電気やガスなどを原油換算したもの）を、不変的係数 で除した「原単位」を算定し、この原単位を毎年度「1%以上」削減することが求められています。令和 7 年度については、集計中は削減未達成となりました。

集計中

不変的な係数は、生産数量や延べ床面積等、事業所のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値を使用します。本市では、「延べ床面積」を使用しています。ただし、下水処理場は、水処理する際の「二次処理水量」を使用しています。

原単位の推移

法人名	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	対前年度比 (令和 7 年 / 令和 6 年)
藤沢市				
第一種指定工場 市民病院 (kL/m ²)	集計中			
第一種指定工場 辻堂浄化センター (kL/千 m ³)				
第二種指定工場 大清水浄化センター (kL/千 m ³)				
その他(本庁舎、市民センターなど) (kL/m ²)				
藤沢市教育委員会(小中学校など) (kL/m ²)				

事業者のエネルギー使用量削減の促進

ゼロカーボン推進課

事業者のエネルギー使用量の削減を促進するため、エネルギー削減に資する情報の提供を行っています。令和 7 年度は、4 月～3 月の期間、商工会議所の会報誌「みなばーく」に毎月事業者の脱炭素化に資する記事を寄稿しました。また、本市 web サイト等において情報提供を行いました(詳細は、第 2 部 -2 参照)。

「デコ活」の推進

ゼロカーボン推進課

本市では、地球温暖化対策を推進するためのあらゆる賢い選択をしていく国民運動である「COOL CHOICE」に賛同し、平成 30 年度に COOL CHOICE の推進宣言を行い、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し普及啓発事業を実施してきました。令和 4 年 10 月、COOL CHOICE の後身である新国民運動「新しい豊かな暮らしを創る国民運動」が始動、令和 5 年 7 月には公募によって愛称が「デコ活」に決定し、令和 5 年 8 月をもって COOL CHOICE の各種取組はデコ活に移行されました。これを受けて本市は、国民・消費者(生活者)の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイル転換を促すデコ活の趣旨に賛同し、令和 5 年 8 月 29 日に「デコ活宣言」を行うとともに新国民運動官民連携協議会(デコ活応援団)に参画し、デコ活の普及・浸透を図ってきました。令和 7 年度は、昨年度に引き続き、デコ活に関するチラシやリーフレットの配布に加え、前年と比較した電力使用量の削減率を市民・事業者間で競う「省エネチャレンジ 2025」を実施しました。



【省エネチャレンジ 2025】

【デコ活ロゴ】

デコ活とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

藤沢市環境保全職員率先実行計画」

平成 13 年度の ISO 14001 の認証取得から 9 年間、ISO の手法により環境保全に対する取組を進めてきました。平成 23 年度からは、本市独自の環境マネジメントシステムに移行するとともに、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定しました。令和 4 年 3 月に目標値などを見直し、「2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 56%削減」を目標に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

ア 取組結果

令和 7 年度における温室効果ガス排出量は、下表のとおりです。

温室効果ガス排出量の削減目標と実績 単位：t-CO₂

項目	平成 25 年度 (基準年度)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 12 年度 (目標年度)	削減目標
温室効果ガス排出量	52,288	36,214	37,223	30,452	23,216	-56%

また、エネルギー別温室効果ガス排出量の基準年度（平成 25 年度）との比較は、下表のとおりです。

エネルギー別温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂

対象項目		2013 年度	2023 年度	基準年度 比削減率	2024 年度	基準年度 比削減率	2025 年度	基準年度 比削減率	2030 年度	残削減数
エネルギー	電気	40,998	24,097	41.2%	24,563	40.1%	18,630	54.6%	18,203	427
	都市ガス	9,699	10,582	-9.1%	10,986	-13.3%	10,187	-5.0%	4,306	5,881
	LPG	332	322	3.0%	365	-9.9%	356	-7.2%	147	209
	LNG	0.8	0	100.0%	0	100.0%	0	100.0%	0.4	0-
	ガソリン	478	496	-3.8%	473	1.0%	464	2.9%	212	252
	軽油	536	584	-9.0%	582	-8.6%	586	-9.3%	238	348
	A 重油	118	86	27.1%	87	26.3%	82	30.5%	53	29
	灯油	127	47	63.0%	167	-31.5%	147	-15.7%	57	90
合計		52,288	36,214	30.7%	37,223	28.8%	30,452	41.8%	23,216	7,236

イ 外部監査

「藤沢市環境保全職員率先実行計画」の実行性を保つため、必要に応じ、外部による環境マネジメントシステム監査を実施しています。外部監査員は、環境保全に関する専門家などから選任しています。

令和 7 年度は、高齢者支援課、下水道施設課、病院総務課の 3 課 4 施設を対象として、温室効果ガス排出量について環境マネジメントシステム監査を実施しました。

令和 7 年度 藤沢市環境マネジメントシステム監査結果

項目	環境施設課 北部環境事業所	地域医療推進課 保健医療センター	教育委員会 白浜養護学校
	判定 (A ~ D) ¹		
課等における環境負荷の認識	A	A	A
藤沢市環境保全職員率先実行計画の認識	A	A	A
温室効果ガス排出量の把握と分析	A	A	B
温室効果ガス排出量削減のための取組	B	B	A
課内周知	A	A	A
項目	種別	判定 (■ ・ ○ ・ ・ ×) ²	
温室効果ガス 排出量削減の ための取組	電気	■	■
	都市ガス	■	■
	ガソリン	■	
	軽油		
	灯油	■	

* 詳細は本市 web サイトに掲載。

1 判定基準

- A...全て認識し、使用機器などの割合も把握している。
- B...おおよそ認識し、使用機器なども把握している。
- C...把握しきれていない。
- D...把握していない。

2 判定基準

- ...排出量削減の達成できており、使用量も削減できている。
- ...達成できている。
- ...達成できていないが、取組を実施し努力が認められる。
- ×...達成できていない。

教育指導課
(教育文化センター)

環境教育支援

学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています (詳細は第 2 部 - 1 参照)。

(2) 協働・連携による脱炭素型ライフスタイルの促進

市民・事業者等との連携

ゼロカーボン推進課

ア 「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」

市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた積極的な実践活動とその推進を図ることを目的として、平成 17 年 2 月に「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」が設立されました (詳細は第 3 部 1 参照)。毎月 1 回開催される定例会のほか、視察研修会や大学生との意見交換会、消費生活展やふじさわ環境フェアへの出展などの活動が行われました。



【大学生との意見交換会の様子】

イ 「藤沢市地球温暖化対策研究会」

脱炭素社会の実現に向けて藤沢市域の自然環境や都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業・学識経験者・行政が協働して調査・研究を行うため、令和3年4月に「藤沢市地球温暖化対策研究会」を発足しました。地球温暖化対策として、事業者役に役立つ情報を提供するとともに、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の進捗状況などについて共有を図り、意見交換を通じて地球温暖化対策を推進しています。

令和7年度は、1回研究会を開催し、事業者が進めることが望ましい取組や本市への要望などに関する意見交換を実施しました（詳細は228ページ）。

湘南エコウェーブ・プロジェクト

ゼロカーボン推進課

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町では、広域で地球温暖化防止の取組を行うため、平成20年度から「湘南エコウェーブ・プロジェクト」を実施しています。

令和7年度は、中小企業脱炭素経営セミナーや親子向けエコ・クッキングイベントの開催、公共施設の省エネ最適化診断、職員向け研修などに取り組みました。

ア 「脱炭素経営 Solution Forum 2025」の開催

主に2市1町の中小企業を対象に、脱炭素への取組について、神奈川県支援メニューの紹介や県内中小企業の省エネ実例を交えたセミナーを開催しました。

開催日：令和7年5月12日（月）

会場：茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室2

（対面開催）及びWeb配信

講師：CN支援アドバイザー・中小企業診断士

渡邊 一弘氏

あしがら環境保全株式会社専務取締役

加藤 健友氏

参加者：14社



【セミナーの様子】

イ 「親子で参加！エコ・クッキング」の開催

わたしたちに身近な「食生活」をテーマに、だれもがすぐに実行できる環境に配慮した行動や工夫のポイントについて学ぶ「エコ・クッキング」イベントを開催しました。

開催日：令和7年7月23日（水）

場所：東京ガス業務用テストキッチン

「厨 BO!YOKOHAMA」

講師：東京ガス株式会社

参加者：28人



【「エコ・クッキング」の様子】

ウ 省エネ最適化診断

2 市 1 町の公共施設を対象に省エネ最適化診断を実施し、診断結果を踏まえた運用改善等による各施設の省エネルギー化を行いました。

対象施設及び実施日：

- ・ 藤沢市立本町小学校（令和 7 年 7 月 15 日（火））
- ・ 茅ヶ崎市役所（令和 7 年 7 月 2 日（水））
- ・ 寒川広域リサイクルセンター（令和 7 年 8 月 27 日（水））

エ 職員向け SDGs 研修

カードゲーム「2030 SDGs」を活用し、SDGs の本質や環境・経済・社会の相互関係を学ぶワークショップ形式の研修を開催しました。

開催日：令和 8 年 1 月 21 日（水）

会場：茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階会議室 4・5

講師：未来創造サポート 寺島 義智氏

参加者：25 人



【ワークショップの様子】

（3）省エネ設備等の導入促進

市内中小企業の設備導入支援

産業労働課

本市では藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています（詳細は第 2 部 - 1 参照）。

商店街街路灯の LED 化

産業労働課

商店街の街路灯に省エネルギー効果の高い環境に配慮された LED ランプ等を導入する場合、経費の一部を補助し、LED 化を促進しています。

環境負荷の低減に配慮した建築物の普及促進

建築指導課

住まい暮らし政策課
（長期優良住宅件数）

「建築基準法」第 52 条第 1 項において、建築物の容積率は原則として都市計画で定められた限度以下でなければなりません。

本市では、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物等に対し、「建築基準法」による容積率緩和の許可制度を活用できるよう運用基準を設け、省資源、省エネルギー及び環境負荷の低減等に配慮した計画に対して、容積率の制限の一部を緩和できる制度を整えています。

また、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（「長期優良住宅法」）や「都市の低炭素化の促進に関する法律」（「エコまち法」）「建築物のエネルギー消費性能等の向上に関する法律」（「建築物省エネ法」）に基づき、環境負荷の低減等に関する認定基準に適合する建築物に対し、税制上の優遇措置や容積率の制限の一部を緩和できる認定制度を運用しています。

容積率緩和の対象となる建築物

- ・太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムなど環境負荷の低減等の観点から必要な設備など、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物。
- ・その他、中水道施設、地域冷暖房施設、コージェネレーション施設などを導入した建築物。
- ・「建築物省エネ法」における性能向上計画の認定を受けた建築物。

税制優遇措置の対象となる建築物

- ・長期優良住宅の認定を受けた建築物
- ・低炭素建築物の認定を受けた建築物

長期優良住宅認定件数の推移

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
認定件数	549	378	376	482	633

低炭素建築物認定件数の推移

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
認定件数	109	105	34	40	14

省エネ設備投資等に対する補助

ゼロカーボン推進課

地球温暖化対策として、環境を保全するための設備投資に対して経費の一部を補助し、省エネ設備等の導入を促進しています（詳細は第 2 部 - 2、4 参照）。

省エネ設備投資等に関する情報提供

ゼロカーボン推進課

藤沢商工会議所会報誌「みなばーく」のほか、環境月間・ゼロカーボン推進週間・環境フェアなど各種イベントにおいて、市民・事業者を対象として、国や県等における補助制度等に関する周知を行いました。

また、県の住宅用蓄電池の共同購入事業等の取組について、本市 web サイトを活用し、周知に協力をしました。

公共建築課・道路維持課・公園課

ゼロカーボン推進課

公共施設における省エネ設備の率先導入

照明に係る消費電力及び CO₂ 排出量の削減のため、公共施設に LED 照明を導入しています。

令和 7 年度は、市立小学校、中学校、特別支援学校 17 校の体育館において、LED 照明への更新を行いました。

また、令和 6 年度に改築工事が完了した鵠南小学校（浜見保育園等併設）や、令和 7 年度に新築工事が完了した村岡市民センターにおいても、LED 照明のほか、空調設備などに省エネルギー機器を導入しました。

令和 7 年度は、「藤沢市公共施設 LED 化 ESCO 事業」のプロポーザルを実施し、ESCO 事業による LED 化を推進しています。

さらに、「藤沢市道路・公園照明灯 LED 化 ESCO 事業」におい



【鵠南小学校に導入した LED 照明】



【石川小学校体育館の LED 照明】

て、10 年間の委託を開始しました。

2 エネルギーの地産地消 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 2)

環境目標 5 - 2

再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消が実現されていること

達成指標に対する本年度の状況

ゼロカーボン推進課

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2024 R6 (参考)	2025 R7	2030 R12 (目標)	目標 達成率 ¹
太陽光発電システム補助件数(累計) ² 単位: 件 目指す方向性  増加	取組・結果等について 令和7年度における太陽光発電システム補助件数については、住宅用 111 件、事業者用 3 件の補助を行い、累計 3,239 件に到達しました。 今後の取組・対策等について FIT 認定を対象とする太陽光発電システム設置費の補助と、令和6年5月に採択された「重点対策加速化事業交付金」を活用した自家消費型の太陽光発電システム設置費の補助の2種類で申請を受付けています。今後も国や県の制度を最大限活用し、普及促進に努めていきます。	目標	—	3,307	3,442	4,117	35.0 %
		実績	2,767	3,125	3,239	—	
		対前年	—	95	114	—	
		対改定時	—	358	472	1,350	
太陽光発電システム補助による導入容量(累計) ² 単位: kW 目指す方向性  増加	取組・結果等について 令和7年度における太陽光発電システム補助による導入量については、住宅用 624.2kW、事業者用 506.19kW となり、累計 13,971kW に到達しました。 今後の取組・対策等について 上記の「太陽光発電システムと補助件数(累計)」概要欄記載内容と同様の考え方となります。	目標	—	13,017	13,549	16,208	57.9 %
		実績	10,889	12,840	13,971	—	
		対前年	—	669	1,130	—	
		対改定時	—	1,951	3,082	5,319	
再生可能エネルギー導入容量(累計) ³ 単位: kW 目指す方向性  増加	取組・結果等について 本市における再生可能エネルギー導入容量については、資源エネルギー庁「B表 市町村別認定・導入量」を基に把握しています。令和7年度末のFIT制度の認定を受けている太陽光発電システムの導入件数は、10kW未満の設備が●件、10kW以上の設備が●件で、再生可能エネルギー導入容量は●kWとなり、累計●kWに到達しました。 今後の取組・対策等について 上記の「太陽光発電システムと補助件数(累計)」概要欄記載内容と同様の考え方となります。	目標	—	74,986	81,698	115,254 ⁴	%
		実績	48,141	61,739		—	
		対前年	—	公表され次第、更新			
		対改定時	—	13,598		67,113	

1 目標達成率 = (最新値 - 改定時実績値) / (目標値 - 改定時実績値)

2 本市における実績値。端数処理により合計等と一致しない場合があります。

3 FIT 制度における本市域の導入容量。

4 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」(令和4年3月)32 ページの太陽光発電システムの目標導入容量から 2021 年度(令和 3 年度)以降の導入容量を算定して設定。

(1) 再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消の推進

公共施設への太陽光発電システムなどの導入

公共施設に太陽光発電システムなどを導入しています。

公共施設に設置した太陽光発電システムの合計設備導入容量は

1,745kW、太陽集熱器の総集熱面積は 332 m² にのびります。



【藤沢市立本町小学校に増設した
太陽光発電システム (85 kW)】

公共施設への太陽光発電システムなどの導入状況

太陽光発電	利用目的	設備容量等	施設名	太陽光発電	施設内の電源の一部	19 kW	新林小学校
	57.15 kW	本庁舎	19 kW			中里小学校	
	69.62 kW	本庁舎（増設）*PPA	19 kW			滝の沢小学校	
	21.28 kW	分庁舎	19 kW			大鰐小学校	
	17 kW	防災センター	19 kW			天神小学校	
	11.44 kW	六会市民センター	19 kW			駒寄小学校	
	10 kW	明治市民センター	19 kW			高谷小学校	
	10 kW	御所見市民センター	19 kW			小糸小学校	
	18 kW	遠藤市民センター	19 kW			大清水小学校	
	36 kW	善行市民センター	19 kW			石川小学校	
	10 kW	辻堂市民センター	22 kW			第一中学校	
	5 kW	藤沢市民センター・労働会館等複合施設	85.49 kW			第一中学校（増設）*PPA	
	20 kW	村岡市民センター	19 kW			明治中学校	
	50 kW	リサイクルプラザ藤沢	19 kW			鵠沼中学校	
	9.44 kW	環境事業センター	22 kW			六会中学校	
	43.66kW	環境事業センター(増設)*リース	70.55 kW			六会中学校（増設）*PPA	
	10 kW	北消防署遠藤出張所	22 kW			片瀬中学校	
	19 kW	藤沢小学校	19 kW			御所見中学校	
	19 kW	明治小学校	19 kW			湘洋中学校	
	19 kW	鵠沼小学校	19 kW			長後中学校	
	30 kW	本町小学校	19 kW			藤ヶ岡中学校	
	85.08 kW	本町小学校（増設）*PPA	19 kW			高浜中学校	
	19 kW	村岡小学校	19 kW			善行中学校	
	19 kW	六会小学校	19 kW			秋葉台中学校	
	19 kW	辻堂小学校	19 kW			大庭中学校	
	19 kW	鵠沼小学校	19 kW			村岡中学校	
	19 kW	片瀬小学校	19 kW			湘南台中学校	
	19 kW	大道小学校	19 kW			高倉中学校	
	22 kW	秋葉台小学校	19 kW			滝の沢中学校	
	22 kW	御所見小学校	19 kW			大清水中学校	
	19 kW	長後小学校	19 kW			羽鳥中学校	
	19 kW	八松小学校	19 kW			白浜養護学校	
	19 kW	高砂小学校	敷地内に設置		5.5 kW	辻堂元町六丁目公園	
	22 kW	善行小学校			2.9 kW	辻堂元町六丁目第二公園	
	19 kW	富士見台小学校			2.9 kW	猪王面公園	
	19 kW	鵠南小学校	全量売電		20 kW	藤沢市民病院	
	19 kW	浜見小学校	緑石マーカー・カーブ誘導灯		0.003 kW	道路標識（発光道路紙）	
	19 kW	俣野小学校	給湯・暖房・温水プール		261 ㎡	秋葉台公園温水プール	
	19 kW	大越小学校	緑石マーカー・カーブ誘導灯		0.003 kW	道路標識（発光道路紙）	
	19 kW	羽鳥小学校	太陽熱		給湯・暖房・温水プール	261 ㎡	秋葉台公園温水プール
	19 kW	湘南台小学校			体育館等床暖房・温水プール	71 ㎡	白浜養護学校
	19 kW	大庭小学校					
19 kW	亀井野小学校						

環境配慮型公共施設の設計

公共施設の新築及び改築工事等においては、再生可能エネルギーの利用を取り入れるよう配慮した設計を行っています。

令和 6 年度に改築工事が完了した鵜南小学校（浜見保育園等併設）や、令和 7 年度に新築工事が完了した村岡市民センターにおいても、屋上に設置した太陽光発電による電力を供給することにより、再生可能エネルギーの有効利用を行っています。

太陽光発電システムの普及推進

ゼロカーボン推進課

太陽光発電システム普及のため、国・県の支援事業等に関する情報提供を行うとともに、太陽光発電システム設置に関する補助を行っています。

令和 7 年度も、県の太陽光発電設備の共同購入事業や「0 円ソーラー」等の取組について、本市 web サイトを活用し、周知に協力しました。

ア 住宅用太陽光発電システム

平成 15 年度から住宅用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 7 年度 補助額 1 kW 当たり 15,000 円 上限 50,000 円

（家庭用燃料電池システム（エネファーム）と同時に設置する場合、補助額に 50,000 円を加算、リチウムイオン蓄電池と同時に設置する場合、補助額に 50,000 円加算、家庭用燃料電池システム（エネファーム）とリチウムイオン蓄電池を同時に設置する場合、補助額に 100,000 円を加算）

住宅用太陽光発電システム設置補助件数の推移

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	累計 (H15～R7 年度)
補助件数（件）	108	78	75	84	67	3,179
合計出力数（kW）	492.97	390.81	388.12	392.87	373.05	12,926.56
平均出力数（kW）	4.56	5.01	5.17	4.68	5.56	4.06

イ 事業者用太陽光発電システム

令和 4 年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 7 年度

補助額

補助対象経費の 1/4

上限 1,000,000 円

事業者用太陽光発電システム設置補助件数の推移

年度	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	累計 (R4～R7 年度)
補助件数 (件)	1	1	1	0	3
合計出力数 (kW)	4.93	5.33	4.34	0	14.6
平均出力数 (kW)	4.93	5.33	4.34	0	4.86

家庭用燃料電池システムの普及推進

ゼロカーボン推進課

エネルギーの有効利用を図るため、平成 25 年度から住宅に家庭用燃料電池システム (エネファーム) を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 7 年度

補助額

一件当たり 50,000 円

家庭用燃料電池システム設置補助件数の推移

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
補助件数	113	48	75	70	47

蓄電池の設置促進

ゼロカーボン推進課

家庭でのエネルギーの効率的な利用やエネルギーの地産地消を推進するため、平成 28 年度から **リチウムイオン** 蓄電池を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。なお、本補助事業は、後述の重点対策加速化事業に関する補助事業、住宅用太陽光発電システム (自家消費型) 蓄電池、HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム) の 3 点同時設置の補助事業 (第 2 部 - 2 参照) との併用ができるものとしています。

令和 7 年度

補助額

一件当たり 50,000 円

リチウムイオン蓄電池設置補助件数の推移

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年		令和 7 年
補助件数	78	62	61	市単独	71	77
				重点併用	6	37

ゼロカーボン推進課

オフィスビルの ZEB (ゼブ: Net Zero Energy Building) 化や住宅の ZEH (ゼッチ: Net Zero Energy House) 化に関する情報提供等

ZEB については、必要となる省エネ、省 CO₂ 性の高いシステム・設備機器、再生可能エネルギー設備等の導入費用の一部を支援する国庫補助事業の周知など、「藤沢市地球温暖対策研究会」や藤沢商工会議所会報誌「みなばーく」などを通じて、情報提供を行いました。

ZEH については、パネル展示等を活用した市民周知を行いました。

北部環境事業所におけるごみ焼却エネルギーの有効利用

ゼロカーボン推進課

北部環境事業所のごみ焼却時に発生したエネルギーを用いて発電した電力を売却し、その売電額を財源に市内の公共施設へグリーン電力(排出係数ゼロの電気)を導入しています。

平成 26 年度に 66 施設へ導入開始後、年々対象施設数を拡大し、令和 7 年度は 87 施設へ再生可能エネルギー電力を導入しました。

ゼロカーボン推進課

民間事業者への再生可能エネルギーシステムの導入支援に関する検討及び情報提供

令和 4 年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。それに加え、令和 6 年 8 月からは、国の重点対策加速化事業に採択された交付金を活用した新たな補助制度にて、事業者に向けた太陽光発電設備等及び高効率設備の導入にかかる設置費用の一部補助を開始しました(詳細は第 2 部 - 2 参照)。また、令和 8 年 1 月には、「脱炭素で企業価値向上！中小企業のための GX セミナー」を開催し、神奈川県・藤沢市による導入支援策の情報提供に加え、太陽光発電システムを導入した市内事業者が導入した理由やメリット等を説明しました。

焼却施設への高効率発電設備の導入

環境施設課(北部環境事業所)

北部環境事業所では、ごみを焼却したとき発生する熱を利用して、出力 4,000 kW のタービン発電機(1 号炉)を稼働させ発電を行っています。この発電により得られた電気で、施設内の電力をまかなうとともに、余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者に売電しています。

また、令和 5 年 4 月からは出力 4,440 kW のタービン発電機(2 号炉)が稼働され、1 号炉同様に余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者に売電しています。

焼却処理施設の余熱利用

ア: 環境施設課(北部環境事業所)

イ: 環境施設課(石名坂事業所)

ア 北部環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用しています。発電した電力は、施設内消費のほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢へ給電し、余剰電力は、小売電気事業者に売却しています。

発電・電力会社売電実績

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
発電量 (kWh)	22,698,810	21,688,080	40,259,550	39,014,370	39,468,990
売電量 (kWh)	15,379,158	13,973,778	27,153,576	26,226,576	27,276,768
売電金額 (円)	226,877,886	218,493,454	544,088,358	438,256,716	465,249,996

令和 5 年度から 2 炉運転開始。

イ 石名坂環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯として利用しています。

令和 5 年 2 月までは石名坂環境事業所から北東約 400 m に位置する石名坂温水プールへ、地中埋設管により高温水(85)を送り、温水プール側で熱交換器を用いて、プール水の加温及び冷暖

房用に使用していました。

発電・電力会社売電実績

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
発電量 (kWh)	10,439,200	10,474,700	3,166,000	3,592,100	2,938,800
売電量 (kWh)	1,409,963	1,405,088	76,061	167,666	127,008
売電金額 (円)	17,331,876	17,303,191	676,280	1,382,140	1,160,736

余剰電力の売却は平成 29 年 2 月から開始、令和 5 年度から 1 炉運転。

ゼロカーボン推進課

重点対策加速化事業に関する補助事業

環境省は、2030 年度温室効果ガス排出削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルの達成に向け、地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、地域脱炭素の「重点対策」を複数年にわたって意欲的かつ加速的に実施する自治体に対する支援として、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（交付期間 5 年間）を行っています。

本市は令和 6 年 5 月に、重点対策加速化事業に採択され、8 月からは本事業の交付金を活用した補助制度の受付を開始しました。太陽光発電設備等を新たに導入し自家消費する方、高効率設備を導入する事業者、自宅の断熱改修を行う方に対し、設置費用の一部を補助しています。令和 7 年度は事業者向けに「脱炭素で企業価値向上！中小企業のための GX セミナー」を開催したほか、住宅展示場に出展しているハウスメーカーへ訪問するなどの執行率を高める周知活動を行いました。

ア 住宅用太陽光発電システム(自家消費型)、蓄電池、H E M S（ホームエネルギーマネジメントシステム）の 3 点同時設置

住宅用太陽光発電システム（自家消費型） 定置用リチウムイオン蓄電池、H E M S の 3 点同時設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 7 年度	補助額	太陽光	1 kW 当たり 70,000 円
		蓄電池	補助対象経費の 1 / 3
		H E M S	補助対象経費の 2 / 3 上限 200,000 円

住宅用太陽光発電システム(自家消費型)、蓄電池、H E M S の 3 点同時設置補助件数推移

年度	令和 6 年 (8 月 ~)	令和 7 年	累計 (R6 ~ R7 年度)
補助件数 (件)	6	44	50
合計出力数 (kW)	38.47	251.15	289.62
平均出力数 (kW)	6.41	5.70	5.79
蓄電池合計容量 (kWh)	74.10	510.30	584.40
蓄電池平均容量 (kWh)	12.35	11.59	11.68

イ 住宅向け断熱改修

自ら居住する住宅について高性能建材を使用した断熱改修を進めることを目的として、既存住宅の断熱改修にかかる費用の一部を補助しています。

住宅向け断熱改修補助件数推移 単位：件

年度	令和 6 年 (8 月 ~)	令和 7 年	累計 (R6 ~ R7 年度)
戸建住宅	1	0	1
集合住宅	—	0	0

集合住宅について、令和 6 年度は実施していません。

ウ 事業者用太陽光発電システム（自家消費型）等の設置

事業者用太陽光発電システム（自家消費型）、事業者用定置用リチウムイオン蓄電池を設置する事業者に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 7 年度 補助額 太陽光 1 kW 当たり 50,000 円
蓄電池 補助対象経費の 1 / 3

事業者用太陽光発電システム(自家消費型)設置補助件数推移

年度	令和 6 年 (8 月 ~)	令和 7 年	累計 (R6 ~ R7 年度)
補助件数（件）	4	3	7
合計出力数（kW）	233.56	506.19	739.75
平均出力数（kW）	58.39	168.73	105.67

事業者用定置用リチウムイオン蓄電池設置補助件数推移

年度	令和 6 年 (8 月 ~)	令和 7 年	累計 (R6 ~ R7 年度)
補助件数（件）	1	0	1
合計容量（kWh）	9.80	0	9.80
平均容量（kWh）	9.80	0	9.80

エ 業務用高効率機器の設置

業務用高効率機器（照明、給湯、空調）を設置する事業者に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 7 年度 補助額 補助対象経費の 1 / 2
照明は上限なし、給湯、空調は上限 1,000,000 円

業務用高効率設置補助件数推移 単位：件

年度	令和 6 年 (8 月 ~)	令和 7 年	累計 (R6 ~ R7 年度)
照明	1	7	8
給湯	0	1	1
空調	1	6	7

(2) 自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり

ゼロカーボン推進課

PPA 事業を活用した太陽光発電システムの導入

PPA 事業とは、「Power Purchase Agreement (電力販売契約)」の呼称で、自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出量の削減ができる仕組みです。

本市では、市内小中学校等の公共施設 4 施設を対象として、令和 5 年度に当該事業を活用した太陽光発電システムの設置工事を行い、令和 6 年度から運用を開始しました。

再生可能エネルギー由来の電力等に関する情報収集

ゼロカーボン推進課

横浜銀行が主催する「地域脱炭素プラットフォーム」などに参画(県内 31 自治体参画)し、先進事例に関する情報交換を行うことで、電力に関する知識向上を図りました。また、電力価格の高騰に伴い、神奈川県の新エネオークションの情報収集や周知啓発、再エネ小売事業者からの見積単価等の聞き取り、6 市 2 町温暖化対策担当者情報交換会等を活用した電力調達の現状と今後の予定等についての聞き取りを行いました。

3 環境にやさしい都市システムの構築 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 3)

環境目標 5 - 3

環境への負荷を低減した都市システムにより、脱炭素社会が実現されていること

達成指標に対する本年度の状況

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 年度 (目標)	目標 達成率 ¹
自転車専用通行帯の整備距離 ² 単位：km 目指す方向性  増加	取組・結果等について 2025 年度(令和 7 年度)については、遠藤葛原線で 0.7 km 自転車専用通行帯の整備を行った。 今後の取組・対策等について 2026 年(令和 8 年)4 月改定の「ふじさわサイクルプラン【実施計画】」で示した実施スケジュールに基づき、自転車通行空間の整備を進めています。	目標	—	—	—	19.3 ³	道路整備課 9.4%
		実績	3.6	4.37	5.07	—	
		対前年	—	0.0	0.7	—	
		対改定時	—	0.77	1.47	15.7	
市域の緑地確保 ² (再掲) 単位：％ 目指す方向性  増加	詳細については 100 ページ	目標	—	—	—	25.1 ⁴	みどり保全課 700 ポイント
		実績	25.1	24.6	—	—	
		対前年	—	0.1	—	—	
		対改定時	—	0.5	—	0.0	
市民一人当たりの都市公園の面積 ² (再掲) 単位：m ² 目指す方向性  増加	詳細については 120 ページ	目標	—	—	—	5.8 ⁴	公園課 19.1%
		実績	5.33	5.42	5.42	—	
		対前年	—	0.01	0.00	—	
		対改定時	—	0.09	0.09	0.47	

1 目標達成率＝(最新値-改定時実績値) / (目標値-改定時実績値)

2 本市における実績値。

3 2030 年度(令和 12 年度)の目標値は、「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】(令和 5 年 4 月改定)」における 2030 年度時点の整備距離である 19.3 km とした。(当初目標値は「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】(令和 2 年 11 月策定)」における整備距離である 12.6 km)

4 2030 年度(令和 12 年度)の目標値は、「藤沢市緑の基本計画(令和 8 年 3 月改定)」における、2035 年度(令和 17 年度)の目標値に変更した。

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)	目標 達成率 ¹
有機農業取組面積² (再掲) 単位：ha 目指す方向性  増加	詳細については131ページ	目標	—	40.4	47.3	81.8 ³	農業水産課 24.2%
		実績	19.7	32.3	34.7	—	
		対前年	—	2.1	2.4	—	
		対改定時	—	12.6	15.0	62.1	

1 目標達成率 = (最新値-改定時実績値) / (目標値-改定時実績値)

2 本市における推計値。

3 2050年(令和32年)に220haとするため、2022年度(令和4年度)以降、1年当たり6.9ha拡大していく必要があるとして目標値を算定。

(1) 環境にやさしい移動手段の促進

都市計画課

公共交通機関や自転車の利用促進に向けたモビリティ・マネジメントの推進

環境や渋滞、個人の健康等の問題に配慮し、過度にクルマを利用する状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換するモビリティ・マネジメントの取組を進めています。特に子ども達を対象とした学校におけるモビリティ・マネジメントは、大人の交通行動の転換を期待するよりもはるかに効果的であることから、平成 30 年度から小学校の教育課程等にモビリティ・マネジメントの要素を取り入れた「藤沢市モビリティ・マネジメント教育」を実施しています。



【「路線バスの乗りかた教室」を行っている様子】

環境負荷の小さい交通ネットワークの形成

都市計画課

公共交通機関の中でも 1 人当たりの環境負荷が小さい交通機関である鉄道による交通ネットワーク形成に向け、湘南台から寒川町倉見へのいずみ野線延伸の実現をめざし、神奈川県をはじめとする関係団体との検討及び協議を進めています。

「ふじさわサイクルプラン」に基づく自転車施策の推進

都市計画課

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、バス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置しています。

平成 30 年度からは「宮原南バス停」及び「矢尻バス停」付近、令和元年度からは「湘南ライフタウンバス停」付近、令和 2 年度からは新たに「用田バス停」付近で本運用を開始しています。



【サイクルアンドバスライド駐輪場】

次世代自動車の普及に向けた施策

ゼロカーボン推進課

温室効果ガスの削減に向け、ガソリン車等に替わる自動車として、次世代自動車のうち、電気自動車と燃料電池自動車の普及を促進しています。

ア 電気自動車

(ア) 導入補助制度

平成 21 年度から、電気自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 7 年度 補助額 1 台当たり 50,000 円

電気自動車導入補助件数の推移

単位：台

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
補助件数	39	72	120	68	101

令和 4 年度までは 1 台当たり 100,000 円の補助を実施。

また、電気自動車等用充電設備（普通・急速）を設置する事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。令和 7 年度の申請はありませんでした。

令和 7 年度	補助額	（急速）補助対象経費の 4 / 5 上限 500,000 円 （普通）補助対象経費の全額 上限 150,000 円
---------	-----	--

（イ） 公共施設への電気自動車用急速充電器の設置

電気自動車用急速充電器を、市役所本庁舎に 1 台、リサイクルプラザ藤沢に 2 台設置しています。



【市役所本庁舎の電気自動車用急速充電器】

イ 燃料電池自動車

（ア） 導入補助制度

平成 28 年度から、燃料電池自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 7 年度	補助額	1 台当たり 150,000 円
---------	-----	------------------



【燃料電池自動車（FCV）による給電デモンストレーションの様子】

燃料電池自動車導入補助件数の推移

単位：台

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
補助件数	2	0	3	0	1

平成 29 年度までは 1 台当たり 500,000 円、平成 30 年度は 1 台当たり 400,000 円、令和元年度から令和 3 年度までは 1 台当たり 350,000 円、令和 4 年度は 1 台当たり 300,000 円の補助を実施。

エコドライブの普及啓発

ゼロカーボン推進課

エコドライブは、低燃費で安全な運転というだけでなく、地球温暖化の主たる原因である二酸化

炭素の削減につながります。各種イベントや周知媒体を活用し、エコドライブ等に関する普及啓発を実施しています。

令和 7 年度は、ホームページにて記事の掲載や LINE 公式アカウント「COOL CHOICE 藤沢」を活用し、「デコ活」及びエコドライブに関する周知を行いました。

次世代自動車の公用車への率先導入

管財課

市では、地球温暖化対策として、公用車の更新時には率先して次世代自動車を導入しています。

ア 公用電気自動車

軽自動車 10 台、2 トントラック 1 台を導入しています。

イ ハイブリッド公用車

軽自動車 1 台、普通車を 11 台導入しています。



【公用電気自動車】

ウ 環境にやさしい塵芥収集車の導入

環境事業センター

塵芥収集車等においては、法令に基づいて環境負荷が小さいディーゼル車のほか、EV 車の導入を実施しています。

(2) 緑化の推進

みどり基金による緑地の取得等

みどり保全課

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 61 年 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、基金を積み立てています。この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や普及啓発を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮っています（詳細は第 2 部 - 1 参照）。

開発等における緑化指導

みどり保全課

昭和 46 年 7 月 1 日に「藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例」を施行し、緑の保全や緑化の推進に向けた様々な施策に取り組んできましたが、都市化の進行による緑の減少や地球環境問題等の課題を総合的かつ計画的に進め、また、体系的なみどり施策の推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続き等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）を制定しました。

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。

なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

建物緑化の推進

みどり保全課

建物緑化は、建築物の屋上や壁面を緑化することによって、緑豊かな都市景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和などの効果があり、地球温暖化防止へ寄与するものです。

公共施設の緑化はもとより、「緑化基準」による民間施設の緑化を推進していますが、平成 19 年度からは「建物緑化助成事業」を創設し、市民や事業者の「建物緑化」普及促進を図っています（詳細は第 2 部 - 3 参照）。

街路樹

道路整備課：2 段落目

道路維持課：2 段落目以外

街路樹は都市の中の身近な緑であり、都市温暖化対策の 1 つの位置づけとなるほか、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

道路構造や地域特性等を踏まえ、主要幹線道路など、それぞれの機能に応じた緑化に努めています。

また、街路樹が良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるため、「街路樹管理計画」に基づき、持続可能な維持・管理に努めています（詳細は第 2 部 - 1 参照）。

（３）農地の保全

日本型直接支払制度（再掲）

農業水産課

既存の制度を基として、平成 26 年度から日本型直接支払制度が始まりました。この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するためのものです。

1. 多面的機能支払制度（地域の共同活動を支援）
2. 環境保全型農業直接支払制度（環境保全効果の高い営農活動を支援）

環境保全型農業の支援

農業水産課

現在の日本の農業では、環境に配慮した農業の推進が求められています。生産者は、持続可能な農業生産を行うため、環境に配慮した環境保全型農業に積極的に取り組み、本市はその取組を支援しています。

地産地消の推進

農業水産課

地産地消は、「生産者」と「消費者」の結びつきを強化し、地域を活性化するなどの効果があるだけでなく、生産物の輸送距離を短くすることで温室効果ガスの排出量を削減し地球温暖化防止にも寄与するものです。このことから、地域で生産された農水産物を地域で消費する取組の 1 つとして「藤沢産利用推進店」制度を推進しています（詳細は第 2 部 - 4 参照）。

4 循環型社会の形成 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 4)

環境目標 5 - 4

廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理が進み、循環型社会が形成されていること

達成指標に対する本年度の状況

廃棄物・美化担当

指標項目	概要		2019 R1 (基準年度 ¹⁾)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 ² (目標)	目標 達成率 ³
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 ⁴ 単位：g/人・日 目指す方向性  削減	詳細は 136 ページ	目標	—	—		612	235%
		実績	646	577	566	—	
		対前年	—	6	11	—	
		対改定時	—	69	80	34	
一般廃棄物の資源化率 ⁴ 単位：％ 目指す方向性  増加	詳細は 143 ページ	目標	—	—		35	0.6/2.7 ポイント
		実績	32.3	32.9	31.7	—	
		対前年	—	0.2	1.2	—	
		対改定時	—	0.6	0.6	2.7	
灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率 ⁴ 単位：％ 目指す方向性  増加	詳細は 143 ページ	目標	—	—		25	0.1/0.8 ポイント
		実績	24.2	24.5	24.1	—	
		対前年	—	0	0.4	—	
		対改定時	—	0.3	0.1	0.8	

1 「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月)では、2019年度(令和元年度)を基準年度として2031年度(令和13年度)の目標値を定めている。

2 2030年度(令和12年度)の目標値は同計画2031年度(令和13年度)の目標値と同じとした。

3 目標達成率 = (最新値・基準年度実績値) / (目標値・基準年度実績値)

4 本市における実績値。

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

プラスチックごみの削減

廃棄物・美化担当

令和3年6月に「プラスチック資源循環促進法」が制定されるなどプラスチックごみの削減や資源循環が重要になっています。衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途には配慮しつつ、マイバッグやマイボトルの使用など使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進しています。

廃棄物の資源化

環境事業センター

減量・資源化の促進のため、昭和53年から他市に先駆け、市民、本市、回収業者の三者の協調方式による資源の収集を開始しました。

その後、ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集を行い、平成19年4月から剪定枝、廃食用油、平成24年4月から商品プラスチック、平成25年10月から使用済み小型家電、平成27年4月からは大型ごみの中からスプリングマットや羽毛布団等を中間処理施設で分別し、資源化しています（詳細は第2部 -2 参照）。

IT等の活用

環境事業センター

ア ごみ検索システム（<https://fujisawa-city.sakura.ne.jp/>）

市民のごみ減量・資源化に対する利便性を図るためにインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるシステムを平成20年7月から導入しました。

令和7年度の本システムにおける年間検索回数は853,000件です（詳細は第2部 -2 参照）。

イ 「藤沢市ごみ分別アプリ」

スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者の利便性向上と分別の促進を図るため、iPhone・Androidを対象としたスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を平成27年3月20日から開始しました。

令和7年度は22,124件、累計189,855件ダウンロードされています（詳細は第2部 -2 参照）。

指定収集袋等の植物由来素材配合

環境事業センター

バイオマスプラスチックを使用した指定収集袋及びボランティア清掃用ごみ袋を導入し環境に配慮しています。

グリーン購入の推進

契約課

グリーン購入は、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

藤沢市は、平成13年3月に本市が一事業者として自ら行う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として「藤沢市環境保全率先実行計画」を策定するとともに、この計画の取組の1つとして同年10月に「藤沢市グリーン購入方針」を策定し、グリーン購入の推進に努めています（詳細は第2部 -1 参照）。

「食品ロス」削減に向けて

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の 1 つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエーロの活用、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることのほか、家庭系食品ロスの実態把握、排出抑制を促すための啓発に努めています。

食品ロス削減に係る情報について、広報ふじさわや『ごみ NEWS』等を通じて発信しています。また、食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、フードシェアリングサービスの推進やフードドライブの実施などに取り組むとともに、啓発に努めています（詳細は第 2 部 - 1 参照）。

（ 2 ）循環型社会形成への意識の醸成

ごみ体験学習会の実施

毎年、市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学 4 年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。保護者も参加して、ごみ分別、減量・資源化の体験学習を実施し、令和 7 年度は、環境体験学習会として小学校・保育園等を対象に行いました（詳細は第 2 部 - 1 参照）。

環境事業センター



【環境事業センターによるごみ体験学習会の様子】

ボランティア清掃活動等の実施

一日清掃デー、地区内道路等のボランティア清掃、ポイ捨て防止イベントなどを通じて、市民・事業者・行政が一体となって地域活動及び啓発活動を推進し、環境・美化の意識を高めるように努めています（詳細は第 2 部 - 2 参照）。

環境事業センター

(3) 雨水の利活用

雨水利用の推進

ア 雨水貯留槽の新設

水資源の循環利用を推進するため、平成 21 年度から雨水貯留槽を新たに住宅へ設置する方に対し、費用の一部を補助しています。

対象 100 リットル以上 600 リットル以下の
雨水貯留槽を購入しようとする方
補助額 本体購入金額の 1/2 (上限額 1.5 万円)

ゼロカーボン推進課



【雨水貯留槽設置例】

雨水貯留槽購入補助件数の推移

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
補助件数	22	26	14	25	9

イ 浄化槽の雨水貯留施設への転用

下水道計画業務課

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、1 基当たり 4 万円の助成を行っています (助成開始年度 平成 7 年度)。

助成件数の推移

単位：件

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
助成件数	0	0	0	0	0
累計	300	300	300	300	300

平成 27 年度に 1 件。

ウ 公共施設における雨水利用施設の導入

公共建築課

雨水利用施設を、次の公共施設に導入しています。

公共施設における雨水利用施設

単位：m³

	施 設 名	竣 工 等	雨水利用用途	貯留槽容量
1	藤沢市役所分庁舎	昭和 58 年（1983 年）5 月 令和元年（2019 年）改修	便所洗浄用	115
2	石川小学校	平成 6 年（1994 年）3 月	便所洗浄用、校庭散水	200
3	長後市民センター	平成 7 年（1995 年）3 月	便所洗浄用	250
4	秩父宮記念体育館	平成 9 年（1997 年）3 月	便所洗浄用	366
5	環境事業センター南部収集事務所	平成 11 年（1999 年）3 月	公用車洗浄水	50
6	六会小学校	平成 11 年（1999 年）9 月	便所洗浄用、校庭散水	250
7	藤ヶ岡中学校	平成 12 年（2000 年）11 月	便所洗浄用、校庭散水	220
8	防災センター	平成 14 年（2002 年）6 月	便所洗浄用	28
9	保健所	平成 18 年（2006 年）1 月	便所洗浄用	60
10	明治市民センター	平成 19 年（2007 年）3 月	便所洗浄用	40
11	御所見市民センター	平成 21 年（2009 年）2 月	便所洗浄用	120
12	第一中学校	平成 21 年（2009 年）3 月	便所洗浄用	292.6
13	六会中学校	平成 21 年（2009 年）9 月	便所洗浄用	290
14	善行小学校	平成 21 年（2009 年）12 月	便所洗浄用	150
15	本町小学校	平成 24 年（2012 年）2 月	便所洗浄用	260
16	北部環境事業所	平成 6 年（1994 年）3 月	し尿処理施設放流水の希釈用	150
17	北部環境事業所 1 号炉	平成 19 年（2007 年）3 月	1 号炉系再利用水 プラント用水、床洗浄用	33
18	リサイクルプラザ藤沢	平成 25 年（2013 年）3 月 平成 26 年（2014 年）1 月	便所洗浄用 場内散水	12.5
19	六会市民センター	平成 28 年（2016 年）3 月	便所洗浄用、場内散水	40
20	北消防署 遠藤出張所	平成 29 年（2017 年）2 月	便所洗浄用	37
21	藤沢市役所本庁舎	平成 29 年（2017 年）12 月	便所洗浄用、樹木散水	173
22	藤沢市民病院	平成 30 年（2018 年）7 月	便所洗浄用	300
23	藤沢公民館・労働会館等複合施設	平成 31 年（2019 年）3 月	樹木散水	0.7
24	善行市民センター	令和 2 年（2020 年）1 月	便所洗浄用	114
25	辻堂市民センター	令和 3 年（2021 年）6 月	便所洗浄用	113
26	村岡市民センター	令和 7 年（2025 年）8 月	便所洗浄用	24.3

雨水の利活用の普及促進

ゼロカーボン推進課

家庭における水資源の循環利用を促進するため、雨水の利活用方法や利点などについて、情報提供を行っています。

令和 7 年度は、水の日・水の週間にあわせて、雨水の利活用方法や雨水貯留槽の新規設置に係る費用の一部補助等についてのパネル展示、図書館での関連図書展示などを行うとともに、江の島シーキャンドルライトアップなどの機会を活用して、広報やホームページなどの媒体で周知を行いました。また、児童クラブを対象として鵜南小学校での打ち水を実施しました。

5 気候変動への適応 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画)

気候変動による影響等については、『気候変動適応計画』(令和3年10月改定)を参考に記述しています。

環境目標5 - 5

地球温暖化に伴う影響を評価・低減し、気候変動に適応していること

達成指標に対する本年度の状況

健康づくり課、救急救命課
(人数報告のみ)

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2024 R6	2025 R7	2030 R12 (目標)
熱中症搬送者数 単位：人	取組・結果等について 刊行物や情報発信媒体を用いた啓発を行い、一時的に暑さを避ける場所として、「ひと涼み処」を設置した。 今後の取組・対策等について 気候変動により、平年と比較して気温が高くなると予測されるため、引き続き、熱中症予防の啓発を行っていきます。	132	153	204	減少
自主防災組織の数 単位：団体	取組・結果等について 自主防災組織の数に変動はなく、自主防災組織結成率は96.2%となっています。 今後の取組・対策等について 自主防災組織結成に関する相談を随時受け、「共助」の活動を推進します。	467	469	468	増加

災害対策課

本市における実績値。

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

増加する自然災害など、様々な気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を講じていくことが求められており、「農業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「市民生活・都市生活」の分野について、地域特性を考慮して気候変動への適応を進めています。

(1) 農業・水産業

農業水産課

農業に関する支援・対策

農民生産は、一般に気候変動の影響を受けやすく、すでに日本各地の各品目で気候変動によると考えられる影響が見られます。農業の発展と存続を図るため、様々な農業支援を行っていますが、気候変動による農業への影響について、令和7年度に行った主な事業者への支援は、次のとおりです。

ア 水稲・果樹・野菜等

- ・ 地場野菜の安定供給の推進や価格の安定を図る事業への支援
- ・ 気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対する支援
- ・ 野菜の生育や収穫に悪影響をおよぼす病虫害防除資材の購入に要する経費に対する支援

イ 畜産

- ・ 畜舎内の暑熱対策のための畜舎の整備や機器の導入に対する支援
- ・ 家畜の伝染病のための検査や投薬、注射の実施及び病虫害防除資材の購入に要する経費に対する支援

ウ 農地

- ・ 水田保全事業（詳細は第2部 -4 参照）
- ・ 日本型直接支払制度（詳細は第2部 -4 参照）
- ・ 災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てるための防災協力農地の確保の推進

防災協力農地面積

単位：m²

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
防災協力農地	96,143.42	94,411.42	94,411.42	92,109.80	89,553.44

- ・ 水路・農道の整備（詳細は第2部 -4 参照）

藻場の保全

農業水産課

沿岸域・内水面漁場環境等において、水温の上昇による藻類の生産力への影響などによるものと考えられる藻場の減少などが、日本各地で生じています。江の島周辺海域では、漁業者、市民、行政が協力して、藻場の保全や海底清掃等の漁場生産力・水産多面的機能強化対策を行うとともに、藻場保全等の活動を国や県とともに支援しています（第2部 -2 参照）。

(2) 水環境・水資源

河川や海域の水質調査

環境保全課

本市では、水環境の変化を継続的に把握し、国等における施策に結び付けるために、引地川、境川、目久尻川及び小出川等の河川や相模湾で水質の測定を行っています。気候変動に伴う気温上昇や降水パターンの変化は、河川及び海域の水温上昇や鉛直混合の弱体化による溶存酸素濃度の低下、植物プランクトンの種組成の変化等といった水質や水生生態系等に影響を及ぼす恐れがあります。そのため、水質モニタリングを始めとする気候変動影響の観測・監視を継続していくことは、気候変動影響を評価する上で大変重要となります。

河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきており、河川・海域の定期的な調査による水質状況の把握を引き続き行っていきます（詳細は第2部 -3 参照）。

地下水の水質調査等

環境保全課

地下水は、市民生活、農業、産業にとって重要な地下資源であり、渇水時における緊急的な代替水源の1つとして利用することが期待できます。地下水は一旦、汚染されるとなかなか自然には浄化されないことから、地下水の汚染を未然に防止し、清浄な状態を維持することが重要です。また、気候変動による日降水量や降水の時間水位の変化に伴う地下水位の変化の現状について、現時点で具体的な研究事例は確認できていませんが、海面水位の上昇や水温の上昇による地下水の塩水化、取水への影響も懸念されています。

このことから、地下水の保全に関する施策を適切に実施し、地下水の状況等の把握するため、地下水水質調査を実施しています。（詳細は第2部 -3 参照）。

雨水・地下水等の有効利用

ゼロカーボン推進課：1段落目

災害対策課：2段落目

北日本と中部山地以外では渇水の深刻化が予測されています。雨水や地下水は、平常時における利用だけでなく、渇水時における緊急的な代替水源として利用することが期待できます。本市では、雨水の利用推進の観点からも、雨水利用施設を公共施設に導入しています（詳細は第2部 -4 参照）。

また、災害時における生活用水（洗面、洗濯、トイレの流し水等）について、防災上重要な公共施設に設置した雨水利用システム又は井戸により確保するだけでなく、事前に指定した防災井戸や市立小・中学校に設置した井戸により確保します。令和7年度は、指定防災井戸における揚水ポンプ設置等への助成制度により、3件補助金を交付しました。

(3) 自然生態系

森林病虫害対策

みどり保全課

病虫害による松枯れを防ぐため、薬剤の樹幹注入を行っています。また、病虫害の被害により、枯れた松・コナラ等は、被害拡大を防ぐため伐倒駆除・くん蒸処理を実施しています。令和7年度は、松枯れを防止するために103本のマツの樹幹に薬液注入、被害拡大を防ぐために病虫害被害により枯れた40本のマツの伐倒駆除、19本のナラの伐倒駆除・根株くん蒸を行いました。また、広報ふじさわにより森林病虫害防除事業の周知を図りました。

みどり保全課

みどり保全課

定着予防外來種

ヒメノリ (フナヒゲリ)

- ・外来種
- ・外来種
- ・外来種の増殖が著しく、湖内にも定着
- ・湖内へ移す、輸入品運送時で対策を必要とする可能性がある

組合計外來外來種

【国内定着】

アライグマ

- ・外来種
- ・外来種であるアライグマは、日本に定着し、繁殖の増加により生態系への被害が、湖内にも及ぶ可能性がある
- ・アライグマは、湖内にも定着し、生態系への被害が深刻化している

組合計外來外來種

インドワシ

- ・外来種
- ・外来種であるインドワシは、湖内にも定着し、繁殖の増加により生態系への被害が、湖内にも及ぶ可能性がある
- ・インドワシは、湖内にも定着し、生態系への被害が深刻化している

組合計外來外來種

グッピー

- ・外来種
- ・外来種であるグッピーは、湖内にも定着し、繁殖の増加により生態系への被害が、湖内にも及ぶ可能性がある
- ・グッピーは、湖内にも定着し、生態系への被害が深刻化している

組合計外來外來種

ワケモノサソリ

- ・外来種
- ・外来種であるワケモノサソリは、湖内にも定着し、繁殖の増加により生態系への被害が、湖内にも及ぶ可能性がある
- ・ワケモノサソリは、湖内にも定着し、生態系への被害が深刻化している

組合計外來外來種

セウヨオオマルハナバチ

- ・外来種
- ・外来種であるセウヨオオマルハナバチは、湖内にも定着し、繁殖の増加により生態系への被害が、湖内にも及ぶ可能性がある
- ・セウヨオオマルハナバチは、湖内にも定着し、生態系への被害が深刻化している

外来種対策推進事業

（環境省パンフレット）より）

(4) 自然災害・沿岸域

- 219 -

想定区域における浸水深や避難場所等の情報を掲載した内水氾濫ハザードマップなど様々な種類のハザードマップを作成しています。

【記載】災害対策課
(関係課) 防災政策課

水防活動訓練の実施

災害時には、ライフラインや情報の途絶など、普段とは異なった環境下に置かれることになり、普段できていたことでも災害時には実施が困難になることが予想されます。そうしたことに備え、大規模災害発生時を想定した、より実践に近い訓練を国、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力、連携して実施しています。また、市、地域、防災関係機関等それぞれが主体的に訓練を実施し、防災意識の啓発に努めています。

水防月間(5月) 防災の日(9月1日)及び防災週間(8月30日～9月5日) 又は防災とボランティアの日(1月17日)及び防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)の機会を捉えて、各種訓練を実施しており、集中豪雨及び発災時に迅速かつ的確に対応するため、水防技術の向上と水防態勢の強化を図ることを目的として、水防活動訓練を実施しています。

水防訓練

藤沢市水防訓練

開催日 : 令和7年5月30日

場所 : 藤沢市消防防災訓練センター

参加機関 : 藤沢市建設業協会、藤沢市消防団、

藤沢市議会、藤沢市



【訓練の様子】

【記載】防災政策課
(関係課) 災害対策課

「ふじさわ防災ナビ」を活用した防災・災害情報の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要があります。

そのため、小冊子、メールマガジンふじさわ、web サイト、電子地図、SNS 等による防災・災害情報提供ツールを「ふじさわ防災ナビ」と位置づけ、平常時の防災情報から発災時の災害情報まで、市民に分かりやすい防災・災害情報を提供できるよう努めています。令和7年度は、「ふじさわ防災ナビ」小冊子の内容更新を行いました。

【記載】災害対策課
(関係課) 防災政策課

防災・減災の実施及び地域防災力の向上

災害時に、被害を未然に防止、軽減するという減災の考え方を更に推進するため、災害に強い都市基盤の構築のほか、地域の安全・安心を高める取組により、災害に対する予防対策を推進するとともに、減災の視点から被害を最小にする都市づくりを推進しています。また、自主防災組織の育成・支援を通じて、地域防災力の向上を図っています。

ア 自主防災組織及び防災リーダー等の育成

災害対策課

「藤沢市地域防災対策アクションプラン(第2期:令和3年度～令和6年度)」において、自主防災組織結成率100%を令和6年度末までの目標指標に設定しています。自主防災組織結成に関する相談を随時受付けており、令和7年度は自主防災組織の新規結成は1団体、解散は2団体あり、令

和 7 年度末時点において、自主防災組織の数は 468 団体、自主防災組織結成率は 95% となっています。

自主防災組織の数及び自主防災組織結成率の推移					単位：%
年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
団体数	467	468	469	469	468
結成率	96.00	96.01	96.01	96.20	95.98

イ 自主防災組織防災資機材購入等補助金制度

災害対策課

災害時の地域住民の共助のため、防災資機材等を購入する自主防災組織に費用の一部を助成しています。令和 7 年度は、年度当初に市内各地区において制度周知を行い、36 件補助を行いました。

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付件数の推移					単位：件数
年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
補助件数	42	46	38	50	36

適切な避難判断につながる土砂災害のおそれのある区域の情報提供

【記載】防災政策課
(関係課) 災害対策課

土砂災害・洪水ハザードマップを作成し(詳細は第 2 部 - 5 参照)、適切に市民が避難の判断等を行うことができるように、土砂災害のおそれのある区域の情報提供を行っています。

急傾斜地の崩壊における災害の防止

【記載】防災政策課
(関係課) 災害対策課

斜面地の防災・減災を実施するため、ハード面での整備等や、ソフト面でのハザードマップ等による周知等を組み合わせて総合的に実施しています。土砂災害・洪水ハザードマップには、浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、避難場所等だけでなく、急傾斜地崩壊危険区域も示しています。急傾斜地崩壊危険区域等の安全確保のため、神奈川県施行の対策事業への費用負担を行い、令和 7 年度末時点で、急傾斜地崩壊危険区域指定地区は市内 19 カ所が指定されています。

災害救援ボランティア団体との連携協力体制

地域福祉推進課

災害時におけるボランティア活動に関し、必要な対応と円滑な活動を遂行するため、平成 26 年 5 月 30 日に藤沢市社会福祉協議会及び藤沢災害救援ボランティアネットワークと藤沢市災害救援ボランティアセンターに関する協定を締結しました。

災害時に円滑な支援活動を推進するため、平常時から、藤沢市社会福祉協議会、藤沢災害救援ボランティアネットワーク、その他ボランティア団体等の協力のもと、災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めています。また、日常からの情報共有や連携を深めるため、藤沢市社会福祉協議会は藤沢災害救援ボランティアネットワークの理事運営委員会に参加しています。

令和 7 年度は、藤沢市総合防災訓練においてボランティアセンター開設・運営訓練を実施しました。

生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

みどり保全課

Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）は生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方です。Eco-DRRには、洪水緩和に向けた湿地の保全・再生や、土砂災害の防止や水源涵養を目的とした森林整備、沿岸域の海岸防災林や河川の洪水防備林の保全など、様々な自然災害を対象とした幅広い取組が含まれます。

また、Eco-DRRは防災・減災や生物多様性の保全に寄与するだけでなく、地域に自然と触れ合う場を提供するといった社会的な効果や、エコツーリズムの実施等による経済的な効果、さらには、森林や泥炭湿地などの自然生態系は二酸化炭素の吸収源にもなるため、気候変動緩和策としての効果も期待できます。国では、Eco-DRRを推進するにあたって、Eco-DRRのポテンシャルがあると考えられる場所を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成方法やその活用方法を示した手引き（持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災の手引き - 生態系保全・再生ポテンシャルマップによるEco-DRRの推進 -（環境省・令和5年3月））を公表しています。

本市では、Eco-DRRの考え方を広めるため、展示会等を通じて、普及啓発に取り組んでいます。

内水浸水対策施設の整備

下水道計画業務課

近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や、都市化の進展に伴い発生する浸水被害への対応が求められています。気候変動を考慮した国の「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（令和3年11月改訂）、「湘南ふじさわ下水道ビジョン」（平成23年策定）を全面的に改定した「ふじさわ下水道ビジョン」（令和4年7月策定）を踏まえ、令和4年12月に「藤沢市雨水管理総合計画」を策定し、内水浸水対策施設の整備を進めています。

雨水流出抑制施設の設置

河川水路課

浸水対策として河川等への雨水の流出を抑制するために、一定規模以上の開発行為や中高層建築物の建築等について、「藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例」に基づき、雨水流出抑制施設の設置を促進しています。令和7年度は、雨水流出抑制施設の設置を促進しました。

準用河川一色川の整備

河川水路課

近年の激甚化する災害への対応として、整備目標（50 mm/h）を満たしていない区間の河川改修を進める必要があります。そのため、「準用河川一色川整備基本計画」に基づき、河川改修整備を推進し、流域住民の安全・安心を確保します。

市道高倉遠藤線から引地川合流点までの1,900 mを整備指定区間とし、令和元年度から事業に着手し、令和21年度に整備が完了する予定です。令和6年度に下流域約240 mの護岸が完成し、令和7年度は狭窄部の橋りょう架替工事に着手しました。

二級河川境川及び引地川

河川水路課

近年は、1時間当たり50 mmを超える集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水によって、大きな被害が生じています。

このような状況を踏まえ、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、本市を流れる二級河川境川及び引地川については、平成26年2月に特定都市河川及び同流域の指定を受け、河川管理者、下水道管理者及び流域内の地方公共団体が連携を強化して、一体となって、浸水被害の対策を講じることとなりました。

「特定都市河川浸水被害対策法」の適用を受けた二水系の河川の流域においては、総合的な浸水被害対策を推進するため、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体が共同して「流域水害対策計画」の策定及び実施に取り組む必要があり、平成 27 年 6 月に「引地川流域水害対策計画」を策定しました。この計画に基づき、市は協力連携して河川改修の促進を図ります。また、境川については、引き続き県と連携して「境川流域水害対策計画」の策定を進めます。

(5) 健康

熱中症の予防

救急救命課：本文搬送者数に係る段落と表

健康づくり課

熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死者数の全国的な増加傾向が確認されています。また、今後も気候変動による熱中症のリスクの増加が予測されていることから、熱中症の注意喚起や関係団体等への周知等が必要とされています。

令和 7 年度の熱中症搬送者数は 204 人と、令和 6 年度と比較して約 33.3%増加しています。

熱中症搬送者数の推移

単位：人

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
搬送者数	92	153	188	153	204

感染症への対策

保健予防課

気候変動に伴い、様々な感染症について、季節性の変化や発生リスクの変化が起きる可能性があります。感染症危機に備えた体制の確保や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施しています。令和 7 年度は、国・県等が開催する研修に参加したほか、職員を対象とした防護服の着脱訓練・アイソポッド（感染防止運搬器具）組立訓練を実施し、有事に速やかに対応できる感染症対策体制の維持向上に努めました。

感染症予防に関する知識の習熟と周知啓発

保健予防課

気候変動に伴い、様々な感染症について、季節性の変化や発生リスクの変化が起きる可能性があります。感染症の発生と流行を予防するため、感染症発生動向調査のほか、まん延の程度に応じ迅速適切に対処できるよう、感染症対策に必要な技術の習熟に努めるとともに、事業者等団体を対象とした研修等、感染症予防に関する周知啓発に努めています。令和 7 年度は、「ノロウイルス等感染症研修」を開催し、研修動画をオンデマンド配信しました。

感染症に関する情報収集及び提供

保健予防課

気候の変化等がもたらす感染症への影響について現状では文献が限られています。今後気候変動による気温の上昇等が予測されていることも踏まえ、国が情報収集した気温の上昇と感染症の発生リスクの変化について、必要に応じた情報提供を行います。令和 7 年度は、蚊の生息状況についてリスク評価を目的とした蚊の密度調査を実施しました。

大気汚染物質の監視

環境保全課

気候変動と大気汚染は密接に関係しています。大気汚染の代表的な物質として、工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）等があります。また、これらの物質が紫外線を受けて化学反応を起こすことで、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントが生成されま

す。環境基準の設定されている大気汚染物質のうち、光化学オキシダント以外は達成されてきていますが、引き続き監視します（令和 7 年度の監視結果等については第 2 部 - 1 参照）。

（ 6 ）産業・経済活動

帰宅困難者対策

災害対策課

地震等の災害時における交通機関の運行停止による帰宅困難者対策のため、市内主要 4 駅において、協議会の設置及び計画を策定しています。また、鉄道事業者を中心とした「藤沢市帰宅困難者等対策協議会運営委員会」を設置し、訓練の実施等に向けた取り組みを進めています。

災害発生時には、情報の不足による不安や混乱状態の発生を防止するため、主要駅周辺の帰宅困難者等対策協議会の参加機関等との連携を密にし、帰宅困難者に対して一時滞在施設の状況、公共交通機関の運行、復旧状況等の情報を可能な限り周知するとともに、必要に応じて帰宅困難者を一時滞在施設に誘導します。

令和 7 年度は、7 月 30 日に発表された「津波警報」に伴い、8 月に「藤沢市帰宅困難者等対策協議会運営委員会」を開催し、各鉄道事業者の当日の運行状況等をもとに課題の抽出を行い、令和 8 年 1 月に開催された「地震災害図上訓練」において各鉄道事業者も参加し、状況付与訓練を行いました。

観光業対策

観光課

気温の上昇、降雨量・降雪量や降水の時空間分布の変化、海面水位の上昇は、自然資源（森林、雪山、砂浜、干潟等）を活用したレジャーへ影響を及ぼす可能性があります。現時点での研究事例はスキー場への影響を除いて限定的にしか確認されていませんが、海面水位の上昇により砂浜が減少することで、海岸部のレジャーに影響を与えると予測されています。

そのため、気温上昇等による観光への影響について情報収集に努めるとともに、関係団体との協働により、気候の変化に適応した観光商品の開発やイベント開催方法等を検討し、地域観光振興を推進していきます。令和 7 年度も、夏に夕涼みを楽しんでいただく事業として「江の島灯籠」を実施しました。また、冬季イルミネーションイベントの「湘南の宝石」では、新しい低電力 LED を活用したイルミネーションを多用し、無数のジュエリーライトとテラリウム、流木など自然に囲まれた空間を創り上げました。

（ 7 ）市民生活・都市生活

避難施設における災害対策実施機能の確保

防災政策課

近年、日本各地で大雨・台風、渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響が確認されています。また、大雨による交通網や電気・ガス・水道等のライフラインの寸断、高波による道路の交通障害等が報告されています。今後、気候変動による短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等が進めば、各種インフラ・ライフライン等にも影響が及ぶことが懸念されています。

そのため、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに自家発電等を整備し、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めています。令和 7 年度は、各避難施設の発電機用の燃料の整備を実施しました。

長期停電、緊急時の電源確保

太陽光やバイオマス（市域の間伐材や木くず、剪定枝等）等の再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、枯渇することのない持続可能なエネルギー源です。また、自家消費型の太陽光発電システムと蓄電池を合わせて活用することで、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。

ア 太陽光発電システム

停電時や災害時にも活用が期待される太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細は第2部 -2 参照）。

イ 蓄電池

停電時や災害時にも活用が期待される定置用リチウムイオン蓄電池を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細は第2部 -2 参照）。

ヒートアイランド対策

100年（1929-2024年）当たりの年平均気温上昇は、都市化の影響が小さい15地点（網走、山形、銚子、彦根、石垣島など）では1.8であるのに対し、11都市（札幌、仙台、東京、横浜、大阪など）では2.2～3.4となっており、都市のヒートアイランド現象の進行傾向は顕著です。中小都市でもヒートアイランド現象が確認されており、ヒートアイランド現象を緩和するため、都市における緑地の確保や緑化をはじめ実行可能な対策を継続的に進めるとともに、ソフト対策などの短期的に効果が表れやすい対策をあわせて実施することが求められています。

ア 開発等における緑化指導

市街化の進行による緑の減少をくい止め、自然環境と都市環境が調和する環境共生のまちづくりの推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成21年7月1日施行）を制定しました。

敷地面積500㎡以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物の建築等をする場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます（詳細は第2部 -3 参照）。

緑化件数の推移

単位：件

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
緑化計画書	176	132	162	146	119
緑化協定書	26	14	21	22	18

イ 雨水貯留槽

節水効果や災害時等の非常用水、ヒートアイランド対策として活用できる雨水貯留槽を新たに設置する方に対し、費用の一部を補助しています（詳細は第2部 -4 参照）。

ウ 水の日

「水循環基本法」では、毎年 8 月 1 日を「水の日」としており、地方公共団体は水の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないと定められています。このため、本市では、ヒートアイランド対策や冷房機器の使用減少による温室効果ガス削減を図るとともに、市民一人一人が環境に対して関心を持ち、理解を深めることができるような機会を提供するため、水の日・水の週間に合わせて 8 月上旬にパネル展や江の島シーキャンドルのブルーライトアップを実施しています。

ゼロカーボン推進課



【ブルーライトアップの様子】

エ 街路樹

道路整備課：2 段落目

道路維持課：2 段落目以外

街路樹は都市の中の身近な緑であり、気象を緩和し、夏には日照りを遮るなど緑陰効果が期待されています。

道路構造や地域特性等を踏まえ、主要幹線道路など、それぞれの機能に応じた緑化に努めています。

また、街路樹が良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるため、「街路樹管理計画」に基づき、持続可能な維持・管理を行うことで、ヒートアイランド対策を推進します。

(8) 分野横断的な取組

情報収集等

ゼロカーボン推進課

「気候変動適応計画」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定) において、地方公共団体は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保し、地域における科学的知見の充実を図り、気候変動適応に関する施策に活用するよう努めることが求められています。

そのため、本市では、まずは気候変動による影響及び適応に関する情報の収集等を行うための拠点となる気候変動適応センターの設置の是非を検討するため、県の気候変動適応センターと情報共有を図るとともに、各種気候変動適応策に関する情報収集及び「気候変動適応計画」等の周知を行っています。

令和 7 年度は、県の気候変動適応センターと連携し、藤沢市役所本庁舎前に「暑さ指数」表示板を設置しました。

第3部 「藤沢市環境基本計画」及び 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の 推進体制

(1) 藤沢市環境審議会

市民・事業者・学識経験者等で構成される「藤沢市環境審議会」において、「藤沢市環境基本計画」「藤沢市地球温暖化対策実行計画」及び環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項を諮り、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

第 15 期 藤沢市環境審議会

開 催	開催日	内 容
第 4 回	R7.8.26	・ 議題：藤沢市環境審議会会長の選出について / 藤沢市内の温室効果ガス排出の最新状況について / 藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて / 「ふじさわ環境白書 2025」(藤沢市環境基本計画 令和 6 年度年次報告)(案)について / その他
第 5 回	R7.10.14	・ 報告：専門委員会の実施結果について ・ 議題：藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて / 「ふじさわ環境白書 2025」(二次案)について / その他
第 6 回	R8.1.28	・ 議題：藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて ・ 報告：鳥獣保護管理対策について

第 15 期 藤沢市環境審議会委員名簿

(敬称略：50 音順)

任期：R6.11.1～R8.10.31 2 年任期 (R6.11.26 委嘱式)		
構成：20 人 (学識経験者 9・事業者等 4・市民 7)		
運営：5 人を市民公募により選出するとともに、会議は公開で実施している。		
氏 名	選出区分	備 考
1. 井原 綾子	学識経験者	弁護士
2. 大石 憲子	事業者等	藤沢商工会議所
3. 加藤 一	事業者等	さがみ農業協同組合
4. 金田 たまみ	市民	公募
5. 崎山 直夫	学識経験者	新江ノ島水族館
6. 笹子 良紀	学識経験者	藤沢市獣医師会
7. 杉下 由輝	市民	藤沢市みどりいっぱい市民の会【副会長】
8. 高橋 一彰	学識経験者	政策研究大学院大学教授【会長】(R7.8～)
9. 田中 昭司	事業者等	(一社)藤沢市商店会連合会
10. 長坂 貞郎	学識経験者	日本大学教授
11. 橋詰 博樹	学識経験者	元・多摩大学教授【会長】(～R7.8)
12. 眞岩 宏司	学識経験者	湘南工科大学教授
13. 益永 由紀	市民	公募
14. 松浦 治美	学識経験者	元・(公財)かながわ海岸美化財団
15. 村野 忠邦	市民	藤沢市生活環境連絡協議会

16. 矢澤 清美	市民	公募
17. 矢出 乃大	市民	公募
18. 吉田 章子	市民	公募
19. 吉田 祥平 (~ R7.1)	事業者等	湘南地域連合
宮城 宏之 (R7.2 ~)	事業者等	湘南地域連合
20. 和田 直樹	学識経験者	慶應義塾大学准教授

(2) 「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」

ゼロカーボン推進課

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(「温対法」)に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地域から地球温暖化防止に向けた対策等を協議し、積極的に実践活動を推進するために設立した「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」の協力のもと、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の「緩和策」及び「適応策」の推進を図っています。

設立年月日 平成 17 年 2 月 2 日 (環境省登録団体)

代 表 者 会長 内藤 貞人

事 務 局 環境部 ゼロカーボン推進課

会 員 数 個人 : 16 人 (令和 8 年 3 月末時点)

(3) 「藤沢市地球温暖化対策研究会」

ゼロカーボン推進課

企業・学識経験者・行政で構成する「藤沢市地球温暖化対策研究会」において、藤沢市域の自然環境や都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業と行政が抱える課題や考え方を共有しつつ脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の調査・研究などを進めています。

設立年月日 令和 3 年 4 月 1 日

代 表 者 会長 和田 直樹

事 務 局 環境部 ゼロカーボン推進課

委 員 数 14 人 (令和 8 年 3 月末時点)

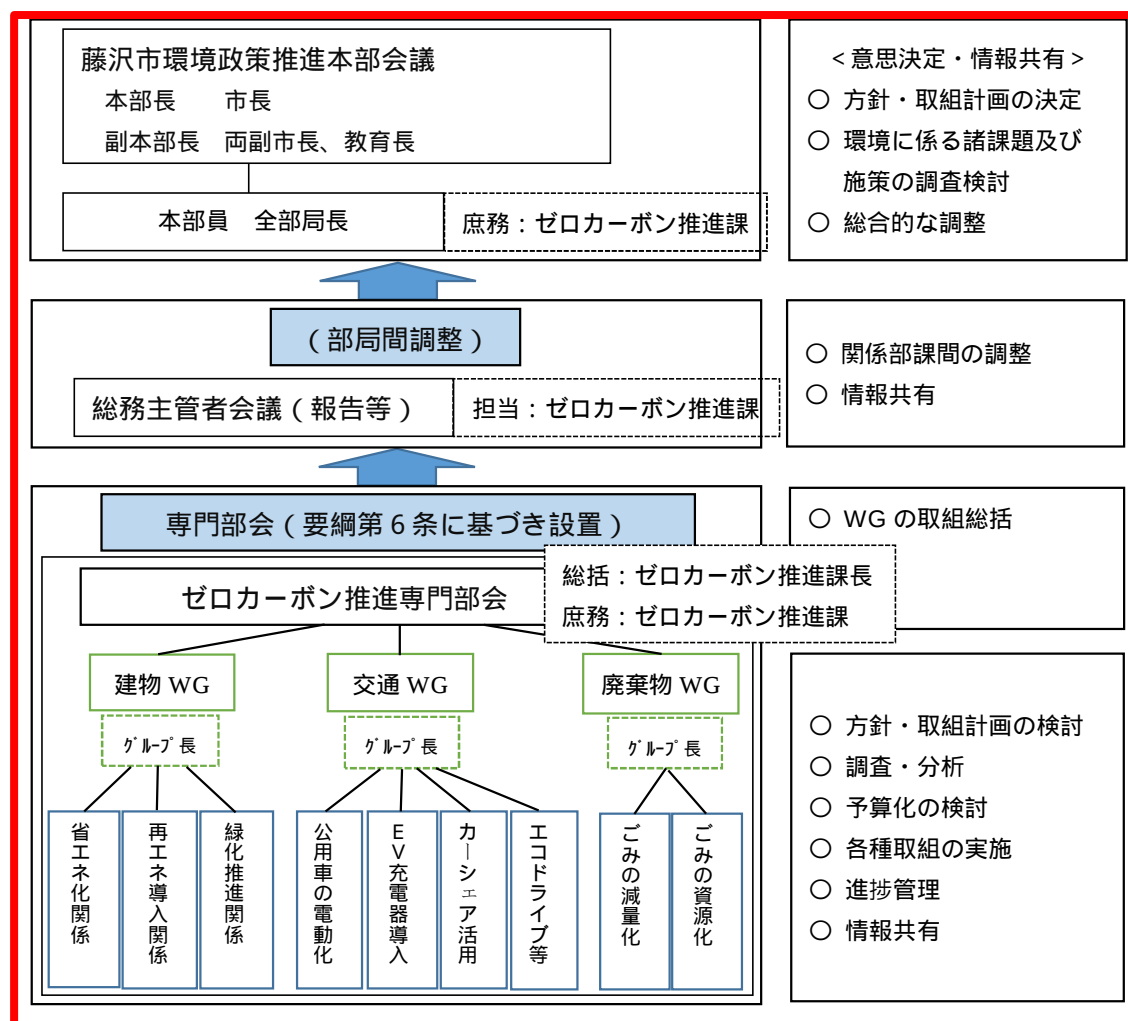
令和 7 年度実績

開 催	開催日	内 容
第 1 回	R7.10.8	・ 委員紹介 ・ 会長・副会長の選出 (報告) ・ 藤沢市内の温室効果ガス排出の最新状況について ・ 藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて (議題) ・ 藤沢市の地球温暖化対策について

(4) 藤沢市環境政策推進本部会議

これまで、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に掲げた政策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、行政の内部に「藤沢市環境政策推進会議」を設置し、取組を進めてきました。しかし、環境問題を取り巻く社会情勢の急激な変化に伴い、今後、庁内全体に関わる環境施策の増加が見込まれるほか、市民や事業者に対して本市の積極的な推進姿勢を明らかにすることが望まれることから、令和5年度に「藤沢市環境政策推進会議」を「藤沢市環境政策推進本部会議」に改め、市長を本部長とする会議体に変更しました。令和7年度には、組織改正に伴い、環境総務課からゼロカーボン推進課に庶務を引き継ぎました。

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長、教育長
- ・本部長 環境部長、市長室長、総務部長、企画政策部長、財務部長、防災安全部長、市民自治部長、生涯学習部長、福祉部長、健康医療部長、保健所長、子ども青少年部長、経済部長、計画建築部長、都市整備部長、道路下水道部長、道路下水道担当部長、市民病院事務局長、消防局長、教育部長、議会局長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長



【藤沢市環境政策推進本部会議 体制図】

(5) 市民・事業者

総務担当

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進のためには、市民・事業者の協力が不可欠であるため、環境問題について情報提供及び周知啓発を行うことにより、環境意識の醸成を図り、共に環境に配慮した行動を実践していけるよう努めています。

(6) 国・県・近隣自治体

総務担当

河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難であるため、国や県との連携、市域を超えた近隣自治体との連携を図り、広域的な視点に立って効果的な施策を展開しています（詳細は第 3 部 2 参照）。

2 国や他自治体等との連携

== 環境政策全般 ==

(1) かながわ脱炭素推進会議

ゼロカーボン推進課

「2050年脱炭素社会」の実現に向けて、様々な主体との連携・共創の取組を促進することで、地域からの脱炭素の推進を目指すことを目的に設置されています。

同会議は令和5年に「かながわ地球環境保全推進会議（平成5年設立）」から改組し、地域脱炭素の実現に係る課題や具体策等についての検討及び事業の実施のほか、県民や関係企業団体等への情報提供などを行っています。

== 個別政策 ==

廃棄物・美化担当

(1)(公社)全国都市清掃会議（全都清） 神奈川県都市清掃行政協議会（神都清）

自治体の行う清掃事業を円滑に推進するため、調査研究、情報の収集・提供、研修、情報交換等を実施する機関として、「全都清」及び「神都清」が設置されています。

(2) 雨水ネットワーク

ゼロカーボン推進課

雨水利用を推進し、持続可能な社会が構築されることを目指して、行政間の情報・施策の共有及び交流、市民・企業との連携を図る組織として設立されました。本市は、平成8年の雨水利用自治体担当者連絡会発足当初から加盟し、各自治体の施策や取組を参考にしています。

雨水利用自治体担当者連絡会は平成27年8月に雨水ネットワーク行政部会へと移行し、現在34自治体が加盟しています。

(3)(公財)日本自然保護協会

みどり保全課

自然保護に関する全国自治体、民間団体、研究機関等の情報の交換、連携、資料の収集・提供等を行っています。

(4) 全日本花いっぱい連盟

みどり保全課

花と緑を愛し育て、美しい環境づくりと人間性豊かな社会づくりをめざして、花いっぱいの啓発と情報交換、情報の収集・提供等を行っています。

(5)(公財)かながわトラストみどり財団

みどり保全課

かながわのナショナル・トラスト運動及び緑化運動の実施により、自然環境、歴史的環境の保全及び緑化の推進を図ることを目的として普及啓発及び募金の推進、緑地の保全、森林の整備、地域の緑化推進などの事業を行っています。

(6) 神奈川県森林協会

みどり保全課

森林保全等の事業を推進することで、森林の有する水源涵養^{かんよう}等の公益的機能の向上等に寄与することを目的に、研修会の開催や普及啓発等を行っています。

(7) 神奈川県県市環境保全事務連絡協議会

県及び県内各市（横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市）をもって組織し、公害その他の環境保全に関する問題の検討、情報交換等を行い、住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、事例研究や研修会等の事業を行っています。

(8) 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議

廃棄物・美化担当

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議は「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、湘南東ブロックにおけるごみ処理の広域化を推進するための各種課題について調査検討を行うために平成 10 年度に設置されたもので、神奈川県・湘南地域県政総合センター・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町で組織されています。

「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定するとともに、計画に基づき循環型社会形成を推進するための施策の実施、施設の集約等を図っています。

令和 6 年度は、し尿処理に関する事務について、令和 4 年度に策定した「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」に基づき、藤沢市への集約化を図るため、地方自治法上の事務委託における規約及び協定書を締結しました。

(9) 8 市連携市長会議

廃棄物・美化担当

8 市連携市長会議は、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等の関係で、圏域全体の「行政サービスの維持・向上」、「地域コミュニティの活性化」、「持続可能な成長・発展」等を目指して、平成 23 年に設立されたもので、横浜市（座長）、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市の市長で構成されています。

鎌倉市の提案に基づき、令和 3 年 5 月に 8 市の環境担当部門が出席する検討会「海洋プラスチックごみ削減のための啓発活動に関する検討会」を設置し、深刻な海洋汚染につながるプラスチックごみの発生抑制のための取組について、先進事例の共有や、アクションも含めた活動の検討を進めています。

川崎市の提案に基づき、令和 6 年 10 月に 8 市の環境担当部門、防災担当部門が出席する「防災・減災部会」を設置し、自然災害発生時に迅速な支援対応ができるよう、8 市間での相互支援について検討、協議を進めました。令和 8 年 3 月 24 日に、災害（風水害）を対象とした「8 市連携災害（風水害）時の災害廃棄物処理に関する相互支援協定」を締結し、災害（風水害）時における迅速かつ円滑な災害廃棄物処理の実現を図るための相互支援体制を構築しました。

(10) 湘南エコウェーブ

ゼロカーボン推進課

湘南エコウェーブは、湘南広域都市行政協議会の活動として、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の 2 市 1 町が連携して地球温暖化防止への取組を進めるため、平成 20 年に開始した事業です。

主な事業として、親子環境バスツアー、みどりの保全セミナー、啓発活動（街頭キャンペーン）、気候変動適応策に関する講演会を行っています。

(11) 地域脱炭素プラットフォーム

ゼロカーボン推進課

地域脱炭素プラットフォームは、地域脱炭素に向けた自治体が抱える課題の解消を図り、県全体での取組を一層進めるため、コンコルディア・フィナンシャルグループの横浜銀行主催により、県

内地方公共団体を対象として令和４年５月に設立されました。

広域での連携を促す観点から、テーマ別に分科会を設け、案件組成を推進しています。プラットフォームには、神奈川県を含めた 31 の自治体が参加しています。

＝ 環境保全活動団体及び企業の取組状況 ＝

総務担当

環境の保全を図っていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取組を推進していく必要があります。

本市で掌握している環境団体と、ISO 14001 の認証を取得している事業者等に呼びかけを行い、その中で原稿を提出された団体・事業者について紹介します。

各団体から提出された原稿をそのまま掲載したものです。

掲載団体等（５０音順）

【環境団体】

1	湘南生活クラブ生協 湘南ふじさわcommons	234 ページ
2	新日本婦人の会藤沢支部	235 ページ
3	藤沢環境運動市民連絡会議（藤沢エコネット）	236 ページ
4	藤沢グリーンスタッフの会	237 ページ
5	藤沢市せっけん推進協議会	238 ページ
6	藤沢市放射能測定器運営協議会	239 ページ
7	藤沢メダカの学校をつくる会とPTA	240 ページ

【事業者】

1	いすゞ自動車株式会社 藤沢工場	241 ページ
2	新江ノ島水族館	242 ページ
3	東京ガス株式会社 神奈川西支店	243 ページ
4	日欧事務機株式会社	244 ページ
5	藤沢市資源循環協同組合	245 ページ

次の団体は、本文の中で紹介しています。

- 藤沢市生活環境連絡協議会
- 藤沢市みどりいっぱい市民の会
- 藤沢市企業等環境緑化推進協議会

環境保全活動団体及び企業の取組状況（P 2 3 5 ～ 2 4 6 ）

については関係団体と掲載内容について調整中

2 校までには確定予定

3 資料編

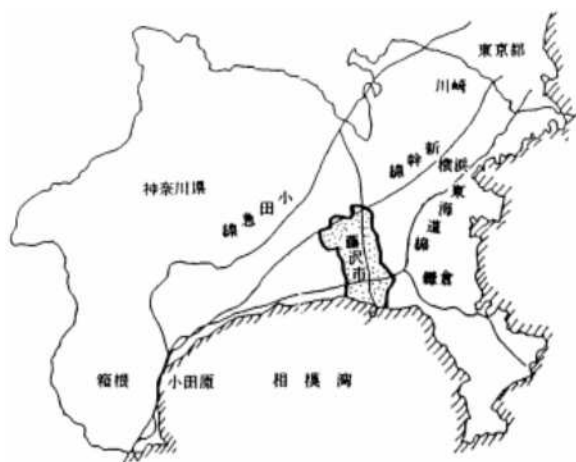
<本市の概要>

1. 地勢

文書統計課

本市は、神奈川県中央南部に位置し、北部は大和市、綾瀬市、海老名市に、北東部は横浜市戸塚区、南東部は鎌倉市、西部は茅ヶ崎市、寒川町に接しています。また、本市南部は黒潮おどる太平洋（相模湾）に面し、「東洋のマイアミビーチ」と呼ばれる一大観光地です。南東の鎌倉市に接する地域は丘陵地帯で、そのほかにも若干の起伏はありますが、市域はおおむね平坦です。地質を大別すると、北部は赤黒土、南部は砂土です。

気候は、相模湾に面していることから暖流の影響を受けて、比較的夏涼しく、冬暖かい快適な環境にあります。



面積及び広ぼう

面積	69.56 km ²
周囲	39.72 km
海岸線延長	5.239 km
東西距離	6.55 km
南北距離	12.00 km

人口と世帯数（令和8年4月1日現在）

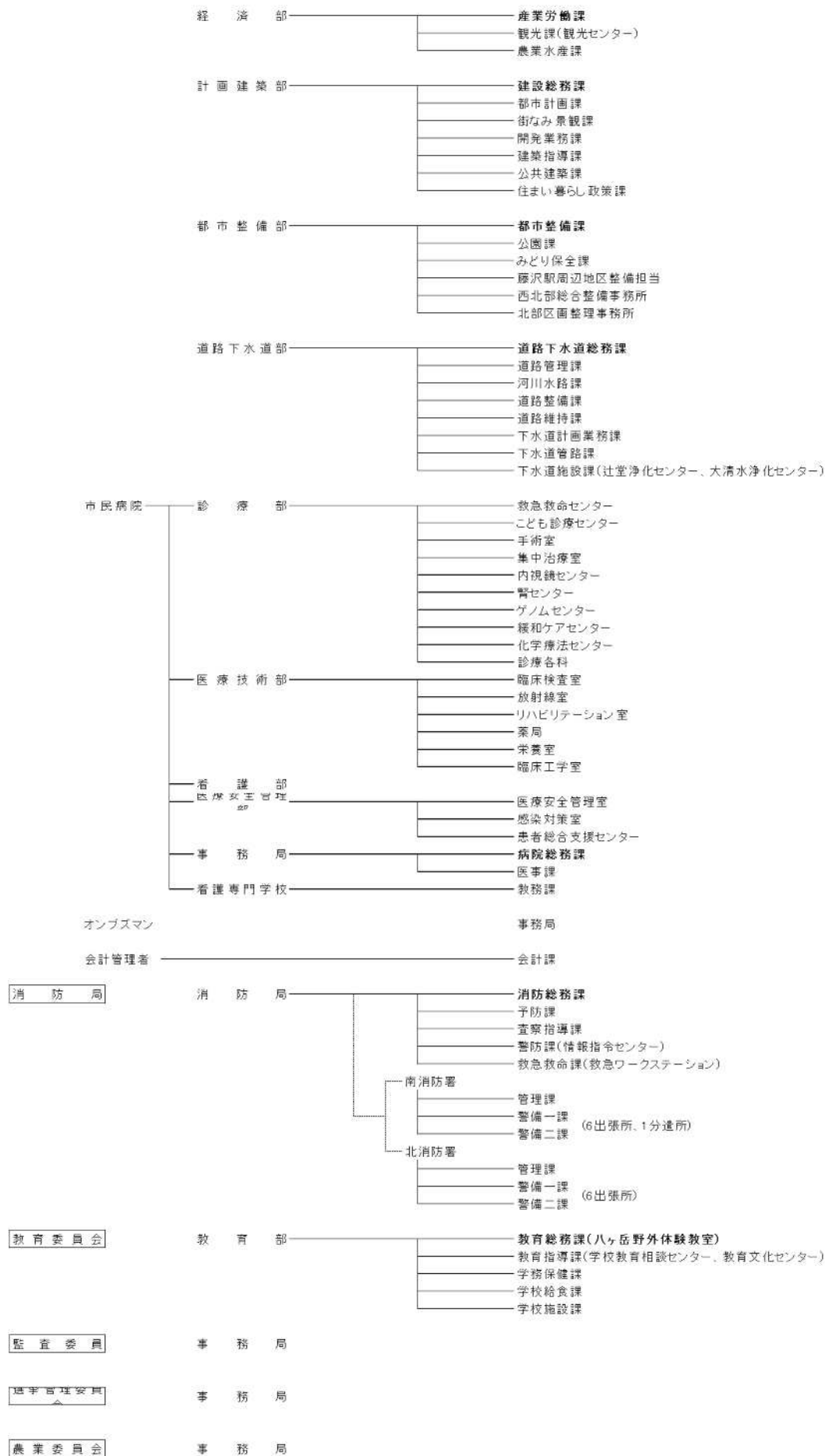
人口	世帯数	人口密度
442,956 人	206,528 世帯	6,368 人 / km ²

行政総務課

職員定数（令和8年4月1日現在）

区分		定数
市長部局の職員	一般職員	2,139 人
	市民病院職員	950 人
議会局職員		15 人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		248 人
選挙管理委員会事務局職員		9 人
監査委員事務局職員		9 人
農業委員会事務局職員		6 人
消防職員		465 人
合計		3,841 人

条例の定数上限を表しています。



公平委員会
固定資産評価審査委員会

広報ふじさわ等における年間の環境情報

文章：広報シティプロモーション課

環境に関する各種情報を提供し、活動の支援を図るため、広報ふじさわやジェイコム湘南・神奈川、レディオ湘南等の本市広報番組を通じて、環境情報をお知らせするとともに、各種刊行物を発行しています。

ア 広報ふじさわ

毎月2回（10日・25日）発行

表：総務担当

1号当たり平均発行部数＝163,300部（令和7年度）

令和7年度（環境関連）特集記事

月	号	面	タイトル
4月	10日号	3 7	光化学スモッグやPM2.5にご注意ください 特集 郷土愛あふれる藤沢をめざして 市政運営の総合方針 2028
	25日号	3 4 4 5	藤沢市民憩いの場 ハヶ岳野外体験教室 ふじさわ環境フェアの出展団体などを募集します 地産地消講座 収穫体験第2弾 放送通信講座「ふじさわの漁業について学ぼう！」
5月	10日号	2	地産地消講座 収穫体験第3弾 藤沢産のトウモロコシとブラムを収穫しよう
		5 8	生産緑地地区の追加指定 5月31日は「世界禁煙デー」 5月31日～6月6日は「禁煙週間」です
	25日号	5	地産地消講座 収穫体験第4弾
		5 9	藤沢市みどりいっぱい市民の会 季節の草花を親子で植えよう in 藤沢駅北口 建物緑化の助成制度と緑のカーテン種子配布
6月	10日号	4 5 4	蚊が媒介する感染症に気を付けましょう 森のようちえん スズメバチの巣を撤去しています
	25日号	1 2 2 3 5 6 8	2025 江の島マイアミビーチショー 海洋科学教室 夏休み！海を学ぼう！ 海山交歓会～松本市親子と夏の藤沢を大満喫！ すず虫愛好会が育てたスズムシを配布します スズメバチの巣にご注意ください 特集 熱中症について学んでみませんか？ 確認しましょう ごみ・資源の出し方
7月	10日号	1 3	江の島灯籠 2025 海洋科学教室 夏休み！海を学ぼう！
		8	特集 藤沢産が食べられる 藤沢産利用推進店
	25日号	1	ふじさわのくだもの

		2	地産地消講座 収穫体験第 5 弾
		3	下水道生まれの肥料のネーミングを募集します
		5	第 10 回リサイクルプラザ藤沢フェア ECO2 夏祭り
8 月	10 日号	2	援農ボランティア養成講座
9 月	10 日号	1	第 50 回藤沢市民まつり
		2	9 月 10 日は下水道の日です
		2	ふじさわ畜産ふれあいまつり
		4	小出川の彼岸花を見に来ませんか
	25 日号	2	10 月は食品ロス削減月間です
		3	海山交歓会～松本で秋の冒険！山も星も全部楽しむ 3 日間！
		5	ふじさわ下水道フェア 2025
		5	藤沢市みどりいっぱい市民の会イベントを開催します
		12	地産地消推進強化期間 藤沢産を楽しもう！
10 月	10 日号	1	第 28 回ふじさわ環境フェア ECO2 まつり 2025
		2	地産地消講座 収穫体験第 7 弾
		4	藤沢産の冬の野菜を 収穫しよう♪
		4	初めての自然観察会～発見！里山里川探検隊
	25 日号	2	第 15 回龍の口竹灯籠
11 月	10 日号	1	湘南の宝石 2025-2026 江の島を彩る光と色の祭典
		2	地産地消講座「花育教室」生産者と一緒に自分だけの寄せ植えを作ろう！
		4	アライグマなどによる生活被害はありませんか
	25 日号	6	特集 冬に流行しやすい 感染症に気をつけましょう！
		12	「下水道の日」作品コンクール
12 月	10 日号	2	年末・年始のごみ収集日程
	25 日号	2	年末・年始のごみ収集日程
		8	リチウムイオン電池などが原因でごみ処理施設の火災が発生！！ 正しい分別と排出にご協力ください
		10	令和 7 年度地産地消講座 収穫体験第 8 弾 ～藤沢産のトマトとイチゴを収穫しよう♪
2 月	10 日号	3	里山保全ボランティア養成講座
		5	2 市 1 町合同花の展覧会 湘南花の展覧会
		12	菜の花ウォッチングと摘み取りイベント
	25 日号	1	第 43 回 湘南江の島 春まつり
		8	不燃ごみの品目 リチウムイオン電池内蔵製品の出し方 特定処理品目の名称 を変更します！
3 月	10 日号	4	援農ボランティア養成講座
	25 日号	4	藤沢市水田保全事業の申請を受け付けます

令和 7 年度（環境関連）お知らせ記事

月	号	面	タイトル
4 月	10 日号	4	SDGs つじせいもったいないネット

		5	緑化講習会
		5	みどりの展示会
		5	春のみどりと花のまつり
		5	初夏の野鳥観察会
		15	指定収集袋のパッケージが変わります
	25 日号	4	谷戸の生きもの観察会
		4	生垣用苗木の無償交付制度
		4	緑化講習会
		4	みどりの展示会
		4	初夏の野鳥観察会
		4	森林体験学習
5 月	10 日号	4	緑化講習会
		4	みどりの展示会
		4	モースが愛した江の島～トンボロを歩く自然歴史散歩
		7	おもちゃの病院
	25 日号	4	緑化講習会
		4	みどりの展示会
		7	おもちゃの病院
		9	自然体験活動～わくわく大自然ボランティアスタッフ（募集）
6 月	10 日号	3	おもちゃの病院
		4	SDGs つじせいもったいないネット
		5	緑化講習会
		5	みどりの展示会
		9	トンボロ（陸繋砂州）と江の島の歴史講座（募集）
	25 日号	3	緑化講習会
		3	SDGs チャレンジャー
		3	夜の森たんけん
		3	夏の夜の自然観察
		7	地球温暖化のお話と電気自動車の実験
		10	みどりの展示会
		10	夜の生きもの観察会
		11	地引網漁業体験学習イベント 「藤沢の地引網漁業を体験して、地場産の魚を知る」
7 月	10 日号	3	おもちゃの病院
		4	緑化講習会
		4	みどりの展示会
		4	SDGs ブルーカーボン海藻万華鏡作り
		5	夜 10 時以降の騒音花火は やめましょう
		9	ゼロカーボン市民講演会 「私にできる気候危機対策」
	25 日号	2	おもちゃの病院
		5	緑化講習会

		7	SDGs～お花のアロマワックスサシェ作り
		10	自然体験活動事業～わくわく大自然
8 月	10 日号	2	緑化講習会
		2	みどりの展示会
		3	つじせいもったいないネット
		4	緑化講習会
		4	みどりの展示会
		7	おもちゃの病院
	25 日号	7	緑化講習会
		10	脱炭素ふじさわ市民会議
9 月	10 日号	3	おもちゃの病院
		7	藤沢北部の遠藤地区を散策し、小出 川の彼岸花を楽しむ
		7	緑化講習会
		7	みどりの展示会
		9	植木生産者を行うブルーベリー植え替え体験！
	25 日号	2	おもちゃの病院
		7	木のおもちゃ作り
		7	自然体験フェスティバル～自然体験のプロ約 20 人が少年の森に集結！
		7	秋の感謝祭～生きものの恵みにありがとう
		7	緑化講習会
		7	みどりの展示会
		9	2025 ぶらりごみ拾い in 湘南台・引地川
		9	藤沢市生活環境連絡協議会 市民大会～地域から地球に広がる環境行動都市をめざして
10 月	10 日号	3	緑化講習会
		3	みどりの展示会
		10	江の島の海を守ろうフェスタ
		11	藤沢市みどり保全協働事業者（募集）
	25 日号	7	緑化講習会
		7	みどりの展示会
		7	藤沢北部～自然体験プログラム
		10	第 17 回地球温暖化対策に関する大学生との意見交換会
		10	藤沢市放射能測定器運営協議会 学習会「なぜ淡水魚の放射性セシウム濃度は低下しにくいのか」
11 月	10 日号	4	おもちゃの病院
		12	緑化講習会
		12	みどりの展示会
		15	第 31 回藤沢市 1 日清掃デー
	25 日号	3	おもちゃの病院
		4	木のおもちゃ作り
		5	緑化講習会

12 月	10 日号	3	野鳥と出逢う境川、癒しの冬散歩～自然と繋がる時間を楽しもう
		3	緑化講習会
		10	道路・水路を正しく使いましょう
		11	指定収集袋に新しいデザインが掲載されます
	25 日号	7	緑化講習会
		7	みどりの展示会
		9	生垣設置用苗木の無償交付
		9	越冬中の生きもの観察会～こも巻き、堆肥場、シイタケのホダギ
		10	藤沢市みどりいっぱい市民の会
		10	虫たちのすみか、落ち葉溜めを親子でつくろう！
		11	脱炭素で企業価値向上！中小企業のための GX セミナー
1 月	25 日号	2	おもちゃの病院
		7	緑化講習会
		7	みどりの展示会
		7	菜の花キャンプ
		10	「藤沢市ごみ検索システム」
		10	「藤沢市ごみ分別アプリ」に掲載する広告（募集）
		10	藤沢市みどり保全審議会市民委員（募集）
2 月	10 日号	5	緑化講習会
		5	みどりの展示会
		5	つじせいもったいないネット
		7	おもちゃの病院
		10	マツの手入れ講習会
	25 日号	4	緑化講習会
		4	みどりの展示会
		10	藤沢市農業委員会委員（募集）
		10	藤沢市農地利用最適化委員（募集）
		10	市民農園利用者（募集）
3 月	10 日号	3	みどりの展示会
		3	緑化講習会
		7	おもちゃの病院
	25 日号	3	おもちゃの病院
		3	続・花咲くまちづくり講座
		9	緑化講習会
		9	みどりの展示会
		11	保存樹木などを指定しています

イ 藤沢エフエム放送（83.1 MHz）レディオ湘南

ハミングふじさわ（30 分）

放送時間＝月～金曜日の午前 10 時 / 午後 7 時（再放送）

令和 7 年度 （環境関連）放送内容

放送月	内 容	コーナー名
4 月	犬の登録と狂犬病予防注射	街の話題
4 月	春のみどりと花のまつり	街の話題
5 月	世界禁煙デー	いきいき健康
6 月	6 月は食育月間、毎月 19 日は食育の日です	FM 広報ふじさわ
6 月	第 4 回駅前防災キャンプふじさわ	街の話題
6 月	第 16 回湘南藤沢市民マラソン 2026 開催のお知らせ	街の話題
6 月	ゼロカーボンに関する取組について	FM 広報ふじさわ
7 月	「熱中症」について	いきいき健康
7 月	ごみ・資源の出し方について	FM 広報ふじさわ
7 月	下水道生まれの肥料ネーミング大募集！	FM 広報ふじさわ
8 月	令和 7 年度防災ラジオの有償頒布	FM 広報ふじさわ
9 月	第 50 回藤沢市民まつり	街の話題
10 月	ふじさわ下水道フェア 2025	街の話題
10 月	湘南 Candle2025 ～湘南の秋夜を彩る日本一のキャンドルナイト	街の話題
10 月	藤沢市は「健康経営」を推進しています！	FM 広報ふじさわ
10 月	ふじさわ歩くプロジェクト 第 5 回トクトク歩数チャレンジ	街の話題
10 月	身体障がい者補助犬について理解を深めましょう	FM 広報ふじさわ
11 月	「いい歯の日（11 月 8 日）」について	いきいき健康
11 月	令和 7 年秋季全国火災予防運動	FM 広報ふじさわ
11 月	第 28 回ふじさわ環境フェア Eco2（エコエコ）まつり 2025	街の話題
11 月	地域市民の家を活用したトライアル・サウンディングを実施しています	FM 広報ふじさわ
12 月	年末年始のごみ収集について	FM 広報ふじさわ
12 月	冬に流行しやすい感染症に気をつけましょう！	FM 広報ふじさわ
12 月	ジモティースポット藤沢辻堂店オープン	街の話題
1 月	林野火災注意報・警報	FM 広報ふじさわ
1 月	リチウムイオン電池等が原因でごみ処理施設の火災が発生	FM 広報ふじさわ
2 月	小田急藤沢駅・2 階改札口の使用を開始しました	FM 広報ふじさわ
2 月	令和 8 年度藤沢市防火推進員募集	FM 広報ふじさわ
3 月	4 月以降のごみ収集に関する変更点	FM 広報ふじさわ

ハミングインフォメーション（5 分）

【1 日 3 回、本市からのお知らせや催し物などを紹介】

放送時間＝月～金曜日 午前 8 時 / 午後 3 時 / 午後 6 時（*）

土・日曜日 午前 9 時 54 分 / 午後 3 時 / 午後 4 時 54 分

（*）外国語でのインフォメーション

毎週月曜日 午後 6 時 中国語放送

毎週火曜日 " 韓国語放送

毎週水曜日	＼	ポルトガル語放送
毎週木曜日	＼	英語放送
毎週金曜日	＼	スペイン語放送

令和 7 年度 （環境関連）放送内容

放送月	主な放送内容
4 月	光化学スモッグ／微小粒子状物質 PM2.5 にご注意ください／ふじさわ環境フェア出展団体・企画運営委員及びイベントテーマを募集します
5 月	空家移動相談会及び空家セミナー／モースが愛した江の島～トンボ口を歩く自然歴史散歩／第 49 回ゴミゼロクリーンキャンペーンビーチクリーンアップかながわ 2025／
6 月	令和 7 年度の防災ラジオの有償頒布を開始します／村岡地区のすず虫愛好会が育てたスズムシを配布します／海開き海水浴場のルール／令和 7 年度第 1 回空家セミナーを開催します！
7 月	夜 10 時以降の騒音花火はやめましょう／下水道生まれの肥料ネーミング大募集！
8 月	もしもの時に！スマホで防災講座
9 月	藤沢北部の遠藤地区を散策し、小出川の彼岸花を楽しむ／ふじさわ下水道フェア 2025 を開催します／湘南 Candle2025／令和 7 年度第 2 回空家セミナーを開催します！
10 月	第 28 回ふじさわ環境フェア Eco2（エコエコ）まつり 2025 を開催します／天体観望会「宇宙のドーナツ？土星を見よう！」／季節の星座／公園の音楽会／ノロウイルス食中毒警戒情報発令
11 月	令和 7 年秋季全国火災予防運動／市有地を売却します
12 月	野鳥と出会う境川、癒しの冬散歩～自然と繋がる時間を楽しもう／早春の江の島道を歩き、常立寺の梅を楽しむ／新春恒例 藤沢・江の島七福神巡り！
1 月	令和 8 年度藤沢市防火推進員募集／令和 7 年度第 3 回空家セミナーを開催します！／林野火災注意報等の新設に伴う藤沢市火災予防条例の一部改正について
2 月	春季全国火災予防運動

ウ ケーブルテレビ ジェイコム湘南・神奈川（デジタル 11 ch）

本市広報番組「ふじさわ情報ナビ」

放送時間=毎日 3 回 正午／午後 8 時／午後 10 時

令和 7 年度 （環境関連）放送内容

コーナー名	放送月	放送タイトル
カラフルフジサワ 10 分コーナー	4 月	花と緑で彩るふじさわ～寄せ植えづくりに挑戦してみませんか
	8 月	藤沢市の先進的な道路陥没対策～安心安全なまちづくり～
	11 月	脱炭素社会の実現に向けて～市民・事業者・行政が連携した取組
	2 月	捨て方ひとつで火災が起こる～リチウムイオン電池の正しい捨て方
ふじさわトピックス 5 分コーナー	4 月	第 42 回湘南江の島春まつり
	5 月	春のみどりと花のまつり
	6 月	うみべの FARMERS MARKET
	6 月	ふじさわ産業フェスタ 2024
	7 月	第 17 回親水公園まつり
	7 月	2025 江の島マイアミビーチショー 海開き
	8 月	片瀬海岸 3 丁目に津波避難タワーが完成！

	8月 江の島灯籠 2025 10月 第 50 回藤沢市民まつり 10月 第 18 回小出川彼岸花まつり 12月 Fujisawa SST 文化祭 2025 & 夜景サミット 2025 in 藤沢 12月 第 28 回ふじさわ環境フェア Eco2 まつり 2025 12月 藤沢産オーガニックマルシェ 1月 辻堂朝ごはん朝市 & 令和 7 年度地産地消講座 花育教室 3月 地域のめぐみ 地産地消マルシェ
インフォメーション	5月 第 17 回親水公園まつり 5月 5/31 は世界禁煙デー、5/31 ~ 6/6 は禁煙週間です 6月 第 16 回湘南藤沢市民マラソン 2026 開催のお知らせ 6月 令和 7 年度藤沢市住宅用太陽光発電システム（自家消費型）等設置費補助金について 9月 湘南 Candle2025 ~ 着火体験の募集 10月 戦後 80 年藤沢市平和式典 10月 第 28 回ふじさわ環境フェア Eco2（エコエコ）まつり 2025 11月 藤沢産オーガニックマルシェ 12月 ふじさわ省エネチャレンジ 2025 12月 年末・年始のごみ収集 1月 ふじさわ省エネチャレンジ 2025 2月 林野火災注意報・警報



項目		達成指標
1-1 大気の保全	p. 37	大気汚染に係る環境基準の達成
		ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準の達成
		微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準の達成
1-2 土壌・地下水の保全	p. 54	土壌の汚染に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成
		地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成
1-3 河川・海の保全	p. 60	水質汚濁に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成
1-4 騒音・振動・悪臭の防止	p. 76	騒音に係る環境基準の達成
		航空機騒音に係る環境基準の達成
1-5 放射性物質への対応	p. 83	放射線量の基準値の達成
1-6 景観の保全・形成	p. 88	景観形成基準の達成
1-7 文化・歴史的資源の活用	p. 95	市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用の充実
2-1 緑と里山の保全	p. 100	市域の緑地確保
2-2 生物多様性の保全	p. 110	ビオトープ拠点の保全・再生、創出
2-3 新たな緑の創造	p. 120	市民一人当たりの都市公園の面積
2-4 農水産との共存	p. 131	有機農業の取組面積
3-1 廃棄物の発生・排出抑制	p. 136	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
3-2 廃棄物の適正な処理	p. 143	一般廃棄物の資源化率
		灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率
		藤沢市ごみ分別アプリ累計ダウンロード数
4-1 環境教育の推進	p. 156	環境関連講座の実施
		環境分野に関する体験学習会等への参加人数
4-2 各主体による 環境保全・環境美化	p. 167	環境美化活動への参加人数

1 本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、「藤沢市環境基本計画」の達成指標が複数年度にわたるため、引き続いて取組を進めている状況を示しています。

令和7年度		備考
実績値	状況 ¹	
	一部未達成	一般環境大気測定局全4局で「光化学オキシダント」が未達成。それ以外の項目については、自動車排出ガス測定局全1局を含む全5局で環境基準を達成。
	達成	市役所及び藤沢橋において毎月1回、御所見小学校で年2回(夏期・冬期)調査を実施。全ての地点で環境基準を達成。
	達成	市内におけるダイオキシン類の大気環境調査については、神奈川県の実定計画において令和4年度から隔年実施となりました。令和7年度については、市内2地点で環境基準を達成(県の調査結果は反映していません)。
	達成	一般環境大気測定局4局及び自動車排出ガス測定局1局において、全ての地点で環境基準を達成。
	一部未達成	「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域を2地点、形質変更時要届出区域を9地点の指定。
	達成	ダイオキシン類管理対象地等における土壌調査において、基準の超過は確認されませんでした。
	一部未達成	継続調査地点3地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、羽鳥のクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンが未達成。
	一部未達成	公共用水域水質調査(河川及び海域)計8地点のうち「大道橋」及び「下土棚大橋」のBODで未達成、「江の島西」のCODで未達成。市計画河川11地点のうち「蓼川」及び「小出川」のBOD、「小出川」のSSで未達成。
	達成	公共用水域(河川)水質2地点で実施。全ての地点において、環境基準を達成。
95.1%	一部未達成	交通騒音調査(8路線13区間)における評価対象住居5,891戸のうち、290戸(4.9%)で昼夜ともに未達成。
	達成	航空機騒音測定を行っている5局(県設置2局、市設置3局)全ての地点において、環境基準を達成。
	達成	空間放射線量を測定している全ての地点で、基準値を達成。
	達成	手続き対象85件のうち、景観形成基準に適合する件数は85件(100%)であり達成。
	継続	広く展示公開の機会を設けるなど、公開活用について継続中。
24.6%	継続	2030年度の目標は29.0%、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は緑地率30%。
	継続	既存ビオトープの維持管理及び、稲荷の森の整備を実施。
5.42 m ²	継続	2030年度の目標は9.0 m ² 、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は20 m ² 。
34.7 ha	継続	2030年度の目標は81.8 ha、「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」(令和4年3月)における目標は2026年度54.2 ha(最終目標は2050年220 ha)。 2025年度実績は34.7 ha。
566 g	継続	2030年度の目標は612 g/人・日、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度609 g/人・日。
31.7%	継続	2030年度の目標は35%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度35%。
24.1%	継続	2030年度の目標は25%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度25%。
189,855件	継続	2030年度の目標は163,000件。 2025年度実績は22,124件。
23講座	継続	2030年度の目標は25講座。
4,626人	継続	2030年度の目標は6,000人。 前年度比: +1%(2024年度4,602人)。小学校3,947人、保護者0人、保育園等679人、保護者0人。
111,034	継続	2030年度の目標は140,000人。 前年度比: +10%(2024年度111,034人)。内訳は、「ゴミゼロキャンペーン」が4,160人、「一日清掃デー」が11,532人、「地区内道路等のボランティア清掃」が72,789人、「不法投棄・ポイ捨て防止イベント」が110人、「きれいで住みよい環境づくり条例イベント」が79人。

本計画」に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示していま

項目		達成指標
5-0 ² 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」目標）	p. 175	2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減
5-1 ² 省エネルギー対策の推進 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針1）	p. 184	家庭部門における一人当たりの電力使用量
		業務その他部門における延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量
		「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量（2013年度（平成25年度）の温室効果ガス排出量：52,288 t-CO ₂ ）
5-2 ² エネルギーの地産地消 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針2）	p. 194	太陽光発電システム補助件数（累計）
		太陽光発電システム補助による導入容量（累計）
		再生可能エネルギー導入容量（累計）
5-3 ² 環境にやさしい 都市システムの構築 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針3）	p. 201-202	自転車専用通行帯の整備距離
		市域の緑地確保（再掲）
		市民一人当たりの都市公園の面積（再掲）
		有機農業の取組面積（再掲）
5-4 ² 循環型社会の形成 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針4）	p. 207	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（再掲）
		一般廃棄物の資源化率（再掲）
		灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率（再掲）
5-5 ² 気候変動への適応 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画）	p. 212	熱中症搬送者数
		自主防災組織の数

1 本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、「藤沢市環境基本計画」の達成指標が複数年度にわたるため、引き続いて取組を進めている状況を示しています。

2 環境像5の各達成指標は「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の達成指標も兼ねています。

令和7年度		備考
実績値	状況 ¹	
22.5% (速報値)	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、2023年度の値を記載。
1,596kWh/人	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、2023年度の値を記載。 2030年度の目標は1,340 kWh/人。
1,767 MJ/m ²	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、2023年度の値を記載。 2030年度の目標は1,077 MJ/m ² 。
30,452 t-CO ₂	継続	2030年度の目標は23,216 t-CO ₂ 。
3,239件	継続	2030年度の目標は4,117件。 2025年度実績は住宅用太陽光発電システム補助111件、事業者用太陽光発電システム補助3件。
13,971 kW	継続	2030年度の目標は16,208 kW。 2025年度実績は住宅用太陽光発電システム624.2 kW、事業者用太陽光発電システム506.19 kW。
61,739 kW	継続	2030年度の目標は115,254 kW。 2024年度実績は3,479 kW。
4.37 km	継続	「藤沢市自転車活用推進計画[実施計画](令和5年4月改定)」における最終的な目標は2030年度19.3km。 2025年度実績は0.7km。
24.6%	継続	2030年度の目標は29.0%、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は緑地率30%。
5.42 m ²	継続	2030年度の目標は9.0 m ² 、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は20 m ² 。
34.7 ha	継続	2030年度の目標は81.8 ha、「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」(令和4年3月)における目標は2026年度54.2 ha(最終目標は2050年220 ha)。 2025年度実績は34.7 ha。
566 g	継続	2030年度の目標は612 g/人・日、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度609 g/人・日。
31.7%	継続	2030年度の目標は35%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度35%。
24.1%	継続	2030年度の目標は25%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度25%。
153人	継続	2030年度の目標は153人から減少。 2023年度実績の188人から35人減少。
468団体	継続	令和12年度の目標は467団体から増加。 令和4年度実績の468団体から1団体増加。 令和7年度実績は2団体解散し、1団体新規結成したため、1団体減少。

本計画」に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示していま

2025年度(令和7年度)実績報告

$$(B2023\text{実績}-A\text{現状値}2018)/(C\text{目標年度}2030-A\text{現状値}2018)$$
$$(Y_{2025} \text{実績} - X \text{現状値} 2020) / (Z \text{目標年度} 2030 - X \text{現状値} 2020)$$

- 1 自転車専用通行帯の整備距離について、2020年の現状値は3.60km、期間中に15.70km整備するため2030年度の目標値は19.30km
- 2 2030年度(令和12年度)の目標値は、「藤沢市緑の基本計画(令和8年3月改定)」における、2035年度(令和17年度)の目標値に
- 3 藤沢市一般廃棄物処理基本計画(2022-2031年度)では、2019年度を基準年度として2031年度の目標値を定めている。
- 4 2024年の国の潮及改訂による変更後の確定のを参考として、括弧書きで記載した。

環境省マニュアルに基づき、都道府県別エネルギー消費統計の按分などから温室効果ガス排出量を算定

-265 -

【評価例】 A：現状値以降は順調に推移し、前年実績を上回る。目標値をクリア。
 B：現状値以降は前進し、前年実績を上回る。目標値クリアに近づく。
 C：現状値以降は前進し、前年実績が同様もしくは下回る。
 D：前年実績を下回り、現状値以降も後退。

2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	評価	2030 目標年度	R7(R5)-現状値 / 目標-現状値
1,601	1,568	1,536	1,503	-	1,340	目標達成率
1,851	1,596			B		135 / 391
136	255					34.5%
1,622	1,554	1,486	1,418	-	1,077	(23.4%)
1,819	1,767			B		128 / 818
28	52					15.6%
36,380	34,735	33,089	31,444	目標との差	23,216	9,021 / 16,455
40,684	36,214	37,223	30,650	992		54.8%
662	4,470	+ 1,009	6,573	対前年	4,117	472 / 1,350
3,037	3,172	3,307	3,442	目標との差		35.0%
2,954	3,030	3,125	3,239	203	16,208	3,082 / 5,319
+ 79	+ 76	+ 95	+ 114	対前年		57.9%
11,953	12,485	13,017	13,549	目標との差	115,254	公表前 / 67,113
11,778	12,171	12,840	13,971	+ 422	19,30	1.47 / 15.70
+ 396	+ 393	+ 669	+ 1,130	対前年		9.4%
61,564	68,275	74,986	81,698	目標との差	25.1	R7-現状値 / 目標-現状値
53,127	58,260	61,739	公表前	-	5.80	集計中 / 0.0
+ 2,788	+ 5,133	+ 3,479	+ 0.0	対前年	81.8	0.09 / 0.47
-	-	-	-	-	612	15.0 / 62.1
4.37	4.37	4.37	5.07	-	35.0	24.2%
+ 0	+ 0	+ 0	+ 0.7	対前年	25.0	集計中 / 34
25.0	24.7	24.6	集計中	-	3	集計中
0.1	0.3	0.1	24.6	対前年	3	R7-現状値 / 目標-現状値
-	-	-	-	-	25.0	集計中 / 2.7
5.34	5.41	5.42	5.42	-	3	R7-現状値 / 目標-現状値
+ 0.04	+ 0.07	+ 0.01	5.4	対前年		集計中 / 0.8
26.6	33.5	40.4	47.3	目標との差		
25.5	30.2	32.3	34.7	12.6		
+ 2.1	+ 4.7	+ 2.1	+ 2.4	対前年		
-	-	-	-	-		
611	583	577	集計中	-		
20	28	6	+ 0.0	対前年		
-	-	-	-	-		
32.4	32.7	32.9	集計中	-		
0.8	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.0	対前年		
-	-	-	-	-		
24.6	24.5	24.5	集計中	-		
0.7	0.1	+ 0.0	+ 0.0	対前年		

各年度の目標値(目安)は、バックキャストにより設定しました。

となる。

変更した。

2030年度目標値は同計画2031年度目標と同じとした。上表、目標達成率の計算は2019年度を基準年

2022 R4	2023 R5	評価	2030 目標年度	基準年度比
870	691	2023年度は、医療・福祉の空調利用の需要などにより、前年度比較して〔業務その他部門〕が増加しました。一方で〔産業部門〕〔家庭部門〕ではエネルギー使用量が減少したことにより、市内の温室効果ガス排出量は減少となりました。基準年度からは省エネ対策やクリーンエネルギーへの転換が進んでおり、排出量は減少傾向にあります。	526	- 26.8%
610	616		371	- 26.2%
534	479		276	- 18.6%
344	344		307	- 14.8%
43	37		36	25.3%
2,402	2,168		1,516	- 22.6%
1	2		1	12.0%
4	7		3	52.8%
2,409	2,176		1,520	- 22.5%
399	630			
- 14.2%	- 22.5%	端数処理により合計等と一致しない場合があります		

藤沢市環境基本条例

制定 1996 年（平成 8 年）9 月 20 日

藤沢市条例第 16 号

改正 2000 年（平成 12 年）3 月 30 日

藤沢市条例第 44 号

私たちのまち藤沢は、豊かな緑、美しい湘南の海などの素晴らしい自然環境と温暖な気候に恵まれ、歴史と地域の特性を生かしながら、ここに生活する人人の参加と努力により今日まで商工業、農業、観光、文教、住宅など、多様な性格を持つ調和のとれた都市として目覚ましい発展を続けてきた。

しかしながら、これまでの都市の発展の中で、人口の増加、産業の拡大、生活における便利さと豊かさの追求などによる資源及びエネルギーの大量消費や緑と自然の減少をもたらし、また、廃棄物問題も深刻化するなど、大きな環境の課題に直面している。

さらに、今日の環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球規模の環境までに及び、私たちの生活の基盤である地球自体の環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、私たちの誰もが、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

私たちは、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を見直すとともに、市、事業者、市民などすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちすべての共有財産である藤沢の環境の保全及び創造並びに人と自然との共生を図り、持続的な発展が可能な社会の構築と地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を市民参加の下に総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) **地球環境保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境

の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) **公害** 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、環境の保全等に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の環境の保全等に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に際して、環境の保全等に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 旅行者その他のこの市に滞在する者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策

（市の基本施策）

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 公害の防止策を進め、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、谷戸等の適正な保全及び地域に応じた自然植生による緑化の推進を図り、人と自然との豊かな触れ合いの場を確保すること。
- (3) 海岸、河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑を生かした都市基盤の整備を推進すること。
- (4) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的遺産又は文化的遺産の保存等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の実現を図ること。
- (5) 地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発行為が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市の形成を推進すること。
- (6) 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を推進するとともに、環境の美化を推進すること。
- (7) 廃棄物処理施設、公共下水道その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるために必要な措置を講ずること。
- (8) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係行政機関と連携し、地球環境の保全に関する国際交流を推進し、及び地球環境の保全を図ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等のために必要であると市長が認める施策

第3章 総合的推進のための施策

（環境基本計画）

第9条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向及び配慮の方針その他良好な環境の保全等のために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第 21 条に規定する藤沢市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

- 第 10 条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

（年次報告）

- 第 11 条** 市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告を作成し、これを公表しなければならない。

第 4 章 効果的推進のための施策

（規制の措置）

- 第 12 条** 市は、環境の保全等に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規則の措置を講じなければならない。

（経済的措置）

- 第 13 条** 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他環境の保全等に関する活動を行うこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷その他の環境の保全等に係る支障を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動をしないこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、それらの活動を行う者に対して経済的な負担を課するための措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に関する教育及び学習）

- 第 14 条** 市は、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じなければならない。

（自発的活動の支援）

- 第 15 条** 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなけれ

ばならない。

（市民等の意見の反映）

第 16 条 市は、環境の保全等に関する施策について事業者及び市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

（情報の提供及び公開）

第 17 条 市は、環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

（調査及び研究の実施）

第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他環境の保全等に関し必要な事項の調査及び研究を実施するよう努めなければならない。

（監視等の体制の整備）

第 19 条 市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第 20 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第 5 章 藤沢市環境審議会

（環境審議会）

第 21 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、藤沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、委員 20 人以内をもつて組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 （抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。